

平成 21 年第 4 回定例会会議録

平成21年 第4回菊池市議会定例会会期日程表（会期14日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
12月 4日	金	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明・質疑・委員会付託
12月 5日	土	休 会	議案調査
12月 6日	日	休 会	議案調査
12月 7日	月	休 会	議案調査
12月 8日	火	本 会 議	一般質問
12月 9日	水	本 会 議	一般質問
12月10日	木	本 会 議	一般質問
12月11日	金	本 会 議	一般質問
12月12日	土	休 会	議案調査
12月13日	日	休 会	議案調査
12月14日	月	委 員 会	常任委員会 （総 務 第1委員会室） （文教厚生 第2委員会室） （経 済 第3委員会室） （建 設 第4委員会室）
12月15日	火	委 員 会	
12月16日	水	休 会	議事整理
12月17日	木	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成 2 1 年 第 4 回菊池市議会定例会会議録（目次）

1 2 月 4 日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第 1 号……………	51
2. 本日の会議に付した事件……………	53
3. 出席議員氏名……………	55
4. 欠席議員氏名……………	56
5. 説明のため出席した者の職氏名……………	56
6. 事務局職員出席者……………	56
7. 開 会……………	57
8. 開 議……………	57
9. 日程第 1 会議録署名議員の指名……………	57
10. 日程第 2 会期の決定……………	57
11. 日程第 3 議案第 9 0 号から議案第 1 0 1 号まで一括上程・質疑・討論・採決……………	57
12. 日程第 4 議案第 1 1 8 号から議案第 1 3 3 号まで一括上程・説明・質疑・委員会付託……………	64
休 憩……………	76
開 議……………	76
13. 日程第 5 議案第 1 3 4 号及び議案第 1 3 5 号一括上程・説明・質疑・委員会付託……………	82
14. 日程第 6 議案第 1 3 6 号上程・質疑・討論・採決……………	83
15. 日程第 7 請願第 3 号から請願第 5 号まで一括上程・説明……………	85
16. 日程第 8 休会の議決……………	85
1 2 月 5 日（土曜日） 休 会	
1 2 月 6 日（日曜日） 休 会	
1 2 月 7 日（月曜日） 休 会	
1 2 月 8 日（火曜日） 本会議	
1. 議事日程第 2 号……………	89
2. 本日の会議に付した事件……………	89
3. 出席議員氏名……………	89
4. 欠席議員氏名……………	90

5. 説明のため出席した者の職氏名	90
6. 事務局職員出席者	90
7. 開 議	91
発言の申し出	91
8. 日程第1 一般質問	91
(1) 東 裕人君質問	91
「公立保育園民営化問題について」	92
○市民部長 原川智明君答弁	92
東 裕人君再質問	93
○市民部長 原川智明君答弁	94
東 裕人君再々質問	94
○市長 福村三男君答弁	95
(2) 東 裕人君質問	95
「国保税について」	95
○総務部長 緒方希八郎君答弁	96
東 裕人再質問	97
○総務部長 緒方希八郎君答弁	97
東 裕人君再々質問	97
○市長 福村三男君答弁	97
(3) 東 裕人君質問	98
「同和問題について」	98
○総務部長 緒方希八郎君答弁	98
東 裕人君再質問	100
○代表監査員 宮川貞雄君答弁	101
東 裕人君再々質問	102
○市長 福村三男君答弁	103
休 憩	103
開 議	103
(1) 怒留湯健蓉さん質問	104
「菊池市菊池老人福祉センター建設について」	104
○市民部長 原川智明君答弁	105
怒留湯健蓉さん再質問	105
○市民部長 原川智明君答弁	106
怒留湯健蓉さん再々質問	107

○市民部長 原川智明君答弁	107
(2) 怒留湯健蓉さん質問	109
「保育所・老人ホーム民営化の問題について」	109
○市民部長 原川智明君答弁	109
怒留湯健蓉さん再質問	110
○市民部長 原川智明君答弁	111
怒留湯健蓉さん再々質問	112
○市長 福村三男君答弁	113
(3) 怒留湯健蓉さん質問	114
「産廃問題の今日の様相と課題について」	114
○市民部長 原川智明君答弁	114
怒留湯健蓉さん再質問	115
○市民部長 原川智明君答弁	115
怒留湯健蓉さん再々質問	115
○市民部長 原川智明君答弁	116
昼食休憩	117
開 議	117
(1) 松本 登君質問	117
「老人福祉センター建設事業等について」	117
○市民部長 原川智明君答弁	119
松本 登君再質問	121
○市民部長 原川智明君答弁	123
松本 登君再々質問	123
(2) 松本 登君質問	123
「政権交代に伴う決定予算の見直しについて」	123
○市長 福村三男君答弁	125
松本 登君再質問	126
○総務部長 緒方希八郎君答弁	127
松本 登君再々質問	128
○市長 福村三男君答弁	129
(1) 森 隆博君質問	131
「菊池市ゴミ処理委託について」	131
○市民部長 原川智明君答弁	131
○市長 福村三男君答弁	132

森 隆博君再質問	134
○市長 福村三男君答弁	135
○市民部長 原川智明君答弁	136
森 隆博君再々質問	137
○市長 福村三男君答弁	138
(2) 森 隆博君質問	139
「財政健全化計画について」	139
○総務部長 緒方希八郎君答弁	139
森 隆博君再質問	142
○市長 福村三男君答弁	144
森 隆博君再々質問	146
休憩	147
開議	147
(1) 泉田栄一郎君質問	147
「菊池市文化会館のあり方について」	147
○教育長 田中忠彦君答弁	148
泉田栄一郎君再質問	149
○教育長 田中忠彦君答弁	149
泉田栄一郎君再々質問	149
○市長 福村三男君答弁	150
(2) 泉田栄一郎君質問	150
「まちづくり交付金事業、隈府中央線、回遊道路等について」	150
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	150
泉田栄一郎君再質問	151
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	151
泉田栄一郎君再々質問	152
○市長 福村三男君答弁	152
(3) 泉田栄一郎君質問	153
「少子化対策について」	153
○市民部長 原川智明君答弁	154
泉田栄一郎君再質問	155
○市民部長 原川智明君答弁	156
泉田栄一郎君再々質問	156
○市民部長 原川智明君答弁	157

(1) 三池健治君質問	157
「国内クレジットについて」	157
○市民部長 原川智明君答弁	159
三池健治君再質問	159
○市長 福村三男君答弁	162
(2) 三池健治君質問	164
「介護タクシーについて」	164
○市民部長 原川智明君答弁	165
三池健治君再質問	166
○市民部長 原川智明君答弁	168
(3) 三池健治君質問	168
「ごみ問題について」	168
○市民部長 原川智明君答弁	169
三池健治君再質問	170
9. 日程通告 散会	171

12月9日(水曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第3号	175
2. 本日の会議に付した事件	175
3. 出席議員氏名	175
4. 欠席議員氏名	176
5. 説明のため出席した者の職氏名	176
6. 事務局職員出席者	176
7. 開 議	177
8. 日程第1 一般質問	177
(1) 本田憲一君質問	177
「道路行政について」	177
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	178
本田憲一君再質問	179
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	180
本田憲一君再々質問	180
○副市長 永田明紘男君答弁	180
(2) 本田憲一君質問	180
「老人センター建設について」	180

○市民部長 原川智明君答弁	181
本田憲一君再質問	182
○市民部長 原川智明君答弁	183
本田憲一君再々質問	183
○市民部長 原川智明君答弁	184
(3) 本田憲一君質問	184
「姉妹都市締結とは」	184
○企画部長 石原公久君答弁	185
本田憲一君再質問	186
○企画部長 石原公久君答弁	187
○教育長 田中忠彦君答弁	187
(4) 本田憲一君質問	188
「予算執行の現状は」	188
○総務部長 緒方希八郎君答弁	188
○経済部長 後藤 定君答弁	189
○教育長 田中忠彦君答弁	189
本田憲一君再質問	190
○教育長 田中忠彦君答弁	190
休 憩	191
開 議	191
(1) 樋口正博君質問	191
「ふるさと納税について」	191
○企画部長 石原公久君答弁	192
樋口正博君再質問	192
○企画部長 石原公久君答弁	194
(2) 樋口正博君質問	196
「公共財産の取り扱いについて」	196
○総務部長 緒方希八郎君答弁	196
樋口正博君再質問	197
○総務部長 緒方希八郎君答弁	198
(3) 樋口正博君質問	198
「森林整備について」	199
○経済部長 後藤 定君答弁	200
樋口正博君再質問	201

昼食休憩	201
開 議	201
(1) 葛原勇次郎君質問	202
「地域活性・農業振興について」	202
○経済部長 後藤 定君答弁	202
葛原勇次郎君再質問	203
○企画部長 石原公久君答弁	204
葛原勇次郎君再々質問	205
○経済部長 後藤 定君答弁	207
○企画部長 石原公久君答弁	208
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	209
○教育長 田中忠彦君答弁	209
○市民部長 原川智明君答弁	210
○市長 福村三男答弁	211
(2) 葛原勇次郎君質問	213
「学校教育について」	213
○教育長 田中忠彦君答弁	213
葛原勇次郎君再質問	215
休 憩	215
開 議	215
(1) 東 英俊君質問	215
「行政評価制度について」	215
○総務部長 緒方希八郎君答弁	217
○企画部長 石原公久君答弁	218
○市長 福村三男答弁	219
東 英俊君再質問	219
○市長 福村三男答弁	220
東 英俊君再々質問	221
○市長 福村三男答弁	221
(2) 東 英俊君質問	222
「農業経営体における人材確保・育成について」	222
○経済部長 後藤 定君答弁	223
東 英俊君再質問	225
○経済部長 後藤 定君答弁	225

(3) 東 英俊君質問	225
「畜酪対策について」	225
○経済部長 後藤 定君答弁	227
東 英俊君再質問	228
○経済部長 後藤 定君答弁	229
休憩	229
開 議	229
(1) 中山繁雄君質問	229
「地域防災について」	229
○総務部長 緒方希八郎君答弁	230
(2) 中山繁雄君質問	231
「職員給与について」	231
○総務部長 緒方希八郎君答弁	232
(3) 中山繁雄君質問	232
「菊池市の活性化について」	232
○経済部長 後藤 定君答弁	234
中山繁雄君再質問	234
○市長 福村三男答弁	235
(4) 中山繁雄君質問	235
「四季の里旭志の民間委託について」	235
○経済部長 後藤 定君答弁	236
中山繁雄君再質問	237
9. 日程通告 散会	237
12月10日(木曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第4号	241
2. 本日の会議に付した事件	241
3. 出席議員氏名	241
4. 欠席議員氏名	242
5. 説明のため出席した者の職氏名	242
6. 事務局職員出席者	242
7. 開 議	243
8. 日程第1 一般質問	243
(1) 外村國敏君質問	243

「介護事業について」	243
○市民部長 原川智明君答弁	244
外村國敏君再質問	244
○市民部長 原川智明君答弁	246
外村國敏君再々質問	247
○市長 福村三男答弁	248
(2) 外村國敏君質問	250
「乳幼児医療について」	250
○市民部長 原川智明君答弁	250
外村國敏君再質問	251
○市民部長 原川智明君答弁	251
外村國敏君再々質問	251
○市民部長 原川智明君答弁	252
○市長 福村三男君答弁	252
(3) 外村國敏君質問	252
「ヒブ（H I V）ワクチンについて」	252
○市民部長 原川智明君答弁	253
外村國敏君再質問	253
○市民部長 原川智明君答弁	254
休 憩	254
開 議	254
(1) 坂本昭信君質問	255
「地産地消について」	255
○教育長 田中忠彦君答弁	256
○市民部長 原川智明君答弁	257
○経済部長 後藤 定君答弁	257
坂本昭信君再質問	258
○市民部長 原川智明君答弁	260
○教育長 田中忠彦君答弁	260
○経済部長 後藤 定君答弁	260
坂本昭信君再々質問	261
○市長 福村三男君答弁	261
(2) 坂本昭信君質問	262
「下水道について」	262

○建設部長 岡崎俊裕君答弁	263
坂本昭信君再質問	264
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	265
坂本昭信君再々質問	265
昼食休憩	265
開 議	265
発言の申し出	266
(1) 奈田臣也君質問	266
「公立保育所民営化に関する経過報告について」	266
○市民部長 原川智明君答弁	267
(2) 奈田臣也君質問	268
「集中改革プランについて」	268
○総務部長 緒方希八郎君答弁	269
奈田臣也君再質問	270
○総務部長 緒方希八郎君答弁	270
(3) 奈田臣也君質問	271
「行政の義務と行政サービスについて」	271
○総務部長 緒方希八郎君答弁	272
(4) 奈田臣也君質問	273
「公立保育所の民営化の問題点について」	273
○市民部長 原川智明君答弁	273
(5) 奈田臣也君質問	274
「老人福祉センターの建設の目的について」	274
○市民部長 原川智明君答弁	276
奈田臣也君再質問	277
○市民部長 原川智明君答弁	277
(6) 奈田臣也君質問	278
「老人福祉センター建設の早期着工について」	278
○市民部長 原川智明君答弁	278
奈田臣也君再質問	278
休 憩	279
開 議	279
(1) 隈部忠宗君質問	279
「文教・菊池」について	279

○総務部長 緒方希八郎君答弁	281
○企画部長 石原公久君答弁	281
○教育長 田中忠彦君答弁	282
隈部忠宗君再質問	284
○企画部長 石原公久君答弁	285
○教育長 田中忠彦君答弁	286
隈部忠宗君再々質問	288
○市長 福村三男君答弁	288
(2) 隈部忠宗君質問	289
「市の活性化について」	289
○経済部長 後藤 定君答弁	290
隈部忠宗君再質問	291
○教育長 田中忠彦君答弁	291
○市民部長 原川智明君答弁	292
隈部忠宗君再々質問	292
○市長 福村三男君答弁	292
休憩	293
開議	293
(1) 水上博司君質問	293
「固定資産税の算定基準について」	293
○総務部長 緒方希八郎君答弁	294
水上博司君再質問	295
○総務部長 緒方希八郎君答弁	296
(2) 水上博司君質問	296
「地籍調査について」	296
○経済部長 後藤 定君答弁	297
水上博司君再質問	298
○経済部長 後藤 定君答弁	298
(3) 水上博司君質問	298
「菊池の秋祭について」	299
○経済部長 後藤 定君答弁	299
(4) 水上博司君質問	300
「経済部について」	300
○総務部長 緒方希八郎君答弁	301

水上博司君再質問	301
9. 日程通告 散会	302
12月11日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第5号	305
2. 本日の会議に付した事件	305
3. 出席議員氏名	305
4. 欠席議員氏名	306
5. 説明のため出席した者の職氏名	306
6. 事務局職員出席者	306
7. 開 議	307
8. 日程第1 一般質問	307
(1) 山瀬義也君質問	307
「畜産危機対策について」	307
○総務部長 緒方希八郎君答弁	309
○経済部長 後藤 定君答弁	310
山瀬義也君再質問	310
○総務部長 緒方希八郎君答弁	311
○経済部長 後藤 定君答弁	312
山瀬義也君再々質問	312
○市長 福村三男君答弁	312
(2) 山瀬義也君質問	313
「農業・商業連携事業対策について」	313
○経済部長 後藤 定君答弁	315
(3) 山瀬義也君質問	316
「菊池物産ブランドアドバイザー歴史専門員対策について」	316
○経済部長 後藤 定君答弁	318
山瀬義也君再質問	318
○市長 福村三男君答弁	319
(4) 山瀬義也君質問	319
「辺地計画の進捗状況は」	319
○企画部長 石原公久君答弁	320
山瀬義也君再質問	320
○企画部長 石原公久君答弁	321

山瀬義也君再々質問	321
休 憩	322
開 議	322
(1) 二ノ文伸元君質問	322
「救急体制について」	322
○総務部長 緒方希八郎君答弁	323
二ノ文伸元君再質問	324
○市長 福村三男君答弁	325
二ノ文伸元君再々質問	325
○総務部長 緒方希八郎君答弁	326
(2) 二ノ文伸元君質問	326
「隈府小校区割りについて」	326
○教育長 田中忠彦君答弁	327
二ノ文伸元君再質問	328
○教育長 田中忠彦君答弁	329
二ノ文伸元君再々質問	329
○教育長 田中忠彦君答弁	330
(3) 二ノ文伸元君質問	330
「行政改革について」	330
○総務部長 緒方希八郎君答弁	331
二ノ文伸元君再質問	331
○総務部長 緒方希八郎君答弁	332
(4) 二ノ文伸元君質問	333
「経済対策について」	333
○経済部長 後藤 定君答弁	334
二ノ文伸元君再質問	335
○総務部長 緒方希八郎君答弁	336
○経済部長 後藤 定君答弁	336
二ノ文伸元君再々質問	337
昼食休憩	337
開 議	337
発言の申し出	337
(1) 栃原茂樹君質問	337
「農業経営安定化について」	338

○経済部長 後藤 定君答弁	338
(2) 栃原茂樹君質問	339
「マイレージサービスについて」	341
○総務部長 緒方希八郎君答弁	341
(3) 栃原茂樹君質問	342
「県道及び市道改良工事について」	342
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	343
○副市長 永田明紘男君答弁	344
○市長 福村三男君答弁	344
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	345
栃原茂樹君再質問	345
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	347
(4) 栃原茂樹君質問	348
「都市計画について」	348
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	349
栃原茂樹再質問	351
休 憩	352
開 議	352
(1) 坂井正次君質問	352
「第3セクターの運営について」	352
○総務部長 緒方希八郎君答弁	353
○経済部長 後藤 定君答弁	354
○市長 福村三男君答弁	355
坂井正次君再質問	355
○総務部長 緒方希八郎君答弁	357
坂井正次君再々質問	358
○市長 福村三男君答弁	359
(2) 坂井正次君質問	360
「市道の整備」	360
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	360
(3) 坂井正次君質問	360
「辺地及び中山間地の整備について」	360
○総務部長 緒方希八郎君答弁	360
坂井正次君再質問	361

○総務部長 緒方希八郎君答弁	361
(4) 坂井正次君質問	361
「本市のランドデザインについて」	361
○市長 福村三男君答弁	363
(5) 坂井正次君質問	363
「奨学金制度について」	363
○教育長 田中忠彦君答弁	364
坂井正次君再質問	364
○教育長 田中忠彦君答弁	364
坂井正次君再々質問	365
休憩	365
開議	365
(1) 木下雄二君質問	365
「観光振興について」	365
○経済部長 後藤 定君答弁	366
木下雄二君再質問	366
○市長 福村三男君答弁	367
(2) 木下雄二君質問	367
「急傾斜事業について」	367
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	368
木下雄二君再質問	368
(3) 木下雄二君質問	368
「旧憩いの広場について」	368
○経済部長 後藤 定君答弁	369
木下雄二君再質問	369
○経済部長 後藤 定君答弁	370
木下雄二君再々質問	370
(4) 木下雄二君質問	370
「道路の改良について」	370
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	370
(5) 木下雄二君質問	371
「市の発注工事等について」	371
○総務部長 緒方希八郎君答弁	372
木下雄二君再質問	373

○副市長 永田明紘男君答弁	374
(6) 木下雄二君質問	374
「産廃問題について」	374
○市民部長 原川智明君答弁	375
木下雄二君再質問	376
○市長 福村三男君答弁	376
木下雄二君再々質問	378
○市長 福村三男君答弁	379
9. 日程通告 散会	380
12月12日(土曜日) 休会	
12月13日(日曜日) 休会	
12月14日(月曜日) 常任委員会(総務・文教厚生・経済・建設)	
12月15日(火曜日) 常任委員会(総務・文教厚生・経済・建設)	
12月16日(水曜日) 休会	
12月17日(木曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第6号	383
2. 本日の会議に付した事件	383
3. 出席議員氏名	384
4. 欠席議員氏名	384
5. 説明のため出席した者の職氏名	385
6. 事務局職員出席者	385
7. 開議	386
8. 日程第1 各常任委員長	386
・総務常任委員長報告	386
・文教厚生常任委員長報告	388
・経済常任委員長報告	390
・建設常任委員長報告	391
・少数意見報告書	393
委員長報告に対する質疑	393
討 論	398
(1) 松本 登君討論	398
(2) 東 裕人君討論	400

(3) 二ノ文伸元君討論	401
(4) 境 和則君討論	402
(5) 樋口正博君討論	402
(6) 奈田臣也君討論	403
採 決	404
9. 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	405
10. 追加議事日程（第6号の追加1）	407
日程第1 意見書案第8号 上程・説明・質疑・討論・採決	407
日程第2 意見書案第9号 上程・説明・質疑・討論・採決	407
日程第3 意見書案第10号 上程・説明・質疑・討論・採決	408
日程第4 決議案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決	410
11. 閉 会	425

第 1 号

1 2 月 4 日

平成21年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

平成21年12月4日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 平成20年度菊池市決算特別委員会委員長報告
 - 議案第 90号 平成20年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第 91号 平成20年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第 92号 平成20年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第 93号 平成20年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第 94号 平成20年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第 95号 平成20年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第 96号 平成20年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第 97号 平成20年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第 98号 平成20年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第 99号 平成20年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第100号 平成20年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第101号 平成20年度菊池市水道事業会計決算の認定について
菊池市中小企業振興基本条例に基づく審査
- まで、質疑・討論・採決
- 第4 議案第118号 菊池市公共施設の暴力団排除に関する条例の制定について

- 議案第 1 1 9 号 菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 2 0 号 菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 2 1 号 菊池市四季の里旭志条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 2 2 号 平成 2 1 年度菊池市一般会計補正予算 (第 9 号)
- 議案第 1 2 3 号 平成 2 1 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 1 2 4 号 平成 2 1 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 1 2 5 号 平成 2 1 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 1 2 6 号 平成 2 1 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 1 2 7 号 平成 2 1 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 1 2 8 号 平成 2 1 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 1 2 9 号 平成 2 1 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 1 3 0 号 辺地総合整備計画の変更について
- 議案第 1 3 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市立泗水図書館)
- 議案第 1 3 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市市民会館)
- 議案第 1 3 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市総合体育館)

まで一括上程・説明・質疑・委員会付託

- 第 5 議案第 1 3 4 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

- 議案第 1 3 5 号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 第 6 議案第 1 3 6 号 菊池広域連合の規約の一部変更について
上程・説明・質疑・討論・採決

- 第 7 請願第 3 号 最低保障年金制度の実現を求める請願書

請願第 4 号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願書

請願第 5 号 菊池市老人福祉センター存続に関する請願書

まで一括上程

第 8 休会の議決



本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 平成 20 年度菊池市決算特別委員会委員長報告

議案第 90 号 平成 20 年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 91 号 平成 20 年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 92 号 平成 20 年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 93 号 平成 20 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 94 号 平成 20 年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 95 号 平成 20 年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 96 号 平成 20 年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 97 号 平成 20 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 98 号 平成 20 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 99 号 平成 20 年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 100 号 平成 20 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 101 号 平成 20 年度菊池市水道事業会計決算の認定について
菊池市中小企業振興基本条例に基づく審査

まで、質疑・討論・採決

- 日程第4 議案第118号 菊池市公共施設の暴力団排除に関する条例の制定について
- 議案第119号 菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第120号 菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第121号 菊池市四季の里旭志条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第122号 平成21年度菊池市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第123号 平成21年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第124号 平成21年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）
- 議案第125号 平成21年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第126号 平成21年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第127号 平成21年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第128号 平成21年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第129号 平成21年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）
- 議案第130号 辺地総合整備計画の変更について
- 議案第131号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市立泗水図書館）
- 議案第132号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市市民会館）
- 議案第133号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市総合体育館）

まで一括上程・説明・質疑・委員会付託

- 日程第5 議案第134号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 議案第135号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体

の数の減少及び規約の一部変更について

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第6 議案第136号 菊池広域連合の規約の一部変更について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第7 請願第3号 最低保障年金制度の実現を求める請願書

請願第4号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願書

請願第5号 菊池市老人福祉センター存続に関する請願書

まで一括上程

日程第8 休会の議決



出席議員（28名）

1番	東	英	俊	君	
2番	東	裕	人	君	
3番	泉	田	栄一朗	君	
4番	森	清	孝	君	
5番	藤	野	敏	昭	君
6番	樋	口	正	博	君
7番	二ノ	文	伸	元	君
8番	中	山	繁	雄	君
9番	水	上	博	司	君
10番	三	池	健	治	君
11番	怒留湯	健	蓉	さん	
12番	坂	本	昭	信	君
13番	隈	部	忠	宗	君
14番	奈	田	臣	也	君
15番	葛	原	勇次郎	君	
16番	木	下	雄	二	君
17番	坂	井	正	次	君
18番	森	隆	博	君	
19番	山	瀬	義	也	君
20番	本	田	憲	一	君
21番	栃	原	茂	樹	君
22番	松	本	登	君	
23番	工	藤	恭	一	君

24番	境	和	則	君
25番	北	田	彰	君
26番	外	村	國	敏
27番	徳	永	隆	義
28番	横	田	輝	雄

○

欠席議員（なし）

○

説明のため出席した者

市	長	福	村	三	男	君
副	市	長	永	田	明	紘
総	務	部	長	緒	方	希
企	画	部	長	石	原	公
市	民	部	長	原	川	智
経	済	部	長	後	藤	定
建	設	部	長	岡	崎	俊
七	城	総	合	支	所	長
旭	志	総	合	支	所	長
泗	水	総	合	支	所	長
企	画	部	首	席	審	議
財	政	課	長	松	岡	千
総	務	課	長	兼	選	挙
管	理	委	員	会	事	務
教	育	部	長	田	中	忠
教	育	次	長	井	野	英
農	業	委	員	会	事	務
水	道	局	長	安	武	昭
監	査	事	務	局	長	大
						塚
						茂
						幸

○

事務局職員出席者

事	務	局	長	岩	木	精
議	事	課	長	永	田	哲
総	務	審	議	高	田	早
議	事	係	長	上	田	敏
						雄
						君

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○
午前10時00分 開会

○議長（北田 彰君） ただいまの出席議員は27名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第4回菊池市議会定例会を開会します。

ここで、日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

監査委員から平成21年10月分の一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますのでご報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、事務局に備え付けの書類によりご承諾いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○
午前10時00分 開議

○議長（北田 彰君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北田 彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、本田憲一君及び栃原茂樹君を指名します。

○
日程第2 会期の決定

○議長（北田 彰君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る11月27日の議会運営委員会におきまして、本日から12月17日までの14日間と結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月17日までの14日間と決定しました。

○
日程第3 平成20年度菊池市決算特別委員会委員長報告

○議長（北田 彰君） 次に、日程第3、平成20年度菊池市決算特別委員会委員長よ

り議案第90号から議案第101号までの12議案及び菊池市中小企業振興基本条例に基づく審査について審査結果の報告がっておりますので、これを議題とします。平成20年度菊池市決算特別委員会の審査の経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

平成20年度菊池市決算特別委員長、栃原茂樹君。

[登壇]

○平成20年度菊池市決算特別委員長（栃原茂樹君） おはようございます。平成20年度菊池市決算特別委員会の審査の経過並びに結果について、報告をいたします。

第3回定例会、9月議会におきまして、本特別委員会に付託されました議案は、議案第90号平成20年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第101号、平成20年度菊池市水道事業会計決算の認定についてまでの12件でございます。それから条例といたしまして、菊池市中小企業振興基本条例に基づく審査について、計の13案件でございました。

去る10月5日から13日及び11月26日の7日間にわたりまして、執行部の説明を受けながら慎重審議をいたしました。その決算審査の内容につきましては、一般会計・特別会計ともに、先の9月議会において市の代表監査委員より詳細な報告・説明がなされておりますので、財政運営、それから財産管理及び歳入歳出差引収支額の数値等につきましては、説明を省かせていただきます。

今回の審査対象は、平成20年度決算の認定であり、昨年度から決算特別委員会が設置されてきて審査しておりますが、今年度は昨年の決算審査での指摘事項等も踏まえまして、市政運営の状況はどうか、議会が認めた予算が適正に執行されているか、各種資料の提出を求めながら、その行政効果や経済効果につきまして、詳細に、精力的に審査を行ったところでございます。

また、平成20年第1回3月議会で議会提案といたしまして上程して可決されました菊池市中小企業振興基本条例につきましては、多くの菊池市民がこの条例に大きな関心をもっており、この条例の理念に基づき、中小企業者に対し、公正・公平に適正な運用がなされているかを慎重にかつ詳細に審査を行ったところでございます。その審査の過程での内容、また総括的質疑を通じまして要望事項・指摘事項等について報告をまずさせていただきたいと思っております。

はじめに歳入項目についてでございますが、審査にあたっては、収入確保が十分努力されているか、またその実績が上がっているか、特に予算額に比べて調定額はどうかであったか、その調定額に対して収入済額の実績と収入未済額はどうかであったのか、未済額の原因と理由は何であったか、不納欠損額の理由等を着眼として審査をいたしました。また、毎年指摘している歳入欠陥等につきましても詳細に審査

をいたしたところでございます。

まず税関係でございますが、100万円以上の高額滞納者を含め、納税に対する希薄さも感じられます。市財政の立場から見ますと、厳しい財政状況の中、新しい財源の掘り起こし等についても努力はされておりますが、まず滞納の一扫が先ではないか、悪質あるいは高額滞納者に対する法的対応は、もちろん収納に総力を集中すべきでございます。税は国民の義務であり、税負担の公平からして、収納率の向上に格段の努力を要望いたしました。

住宅使用料についてでございますが、滞納者に対しては、現に市営住宅への入居希望者110名ぐらいと多くの方が待機されておられるのも事実でございます。長期未納者につきましては、税とは違い連帯保証人への督促等、法的手段をより一層強化し、退去命令等を行い、滞納一扫を目指して、その徴収に努力されるよう強く要望をいたしたところでございます。

保育料につきましても、同じく保護者の支払い義務は当然であり、徴収方法の改善も含め収納率の向上に努力されるよう要望をいたしました。

次に、各項目についてでございますが、職員につきましては、国・県との人材派遣等積極的に取り組まれている反面、市外からの職員が80名程度おられるということでございますが、消防や地域との交流などが稀薄になっているようでございます。職員研修等を通し、市民にやさしい使命感に満ち溢れた職員を育成されるよう要望したところでございます。

職員定数についてでございますが、定員適正化計画や行財政改革に基づいた職員数の削減については、目的達成のため努力はされておりますが、反面、嘱託員・臨時職員の採用が多くあっております。勤務内容、待遇面から見て、職員の削減分の補充については、安易に補充するのではなく、本当に補充すべきかどうか検証した上で採用すべきではないかというような意見が多く出されました。市行政改革の推進にあたっては、市職員としての資質の向上が求められるところでございます。

また、東京菊池会については、東京菊池会へ100万円の支出がされており、その成果が問われているところでございます。ふるさと納税への理解や菊池のふるさと製品の売り込み等、今まで以上に取り組んでほしいとの意見や、今だ各支部が存在しているので早く統一ができるよう努力してほしいというような意見がございました。

新規就農事業についてでございますが、11名が新規就農され、それぞれに30万支出されておりますが、単なる現金の支給というようなことでなく、もう少し新規就農者が農地取得や農機具及び生産資材等の購入等に対して補助すべきではないかというような意見も出され、次年度の予算編成にあたっては十分考慮すべきであ

る旨の要望をいたしました。

出資金についてでございますが、これは四季の里旭志については6,000万円の増資を行っているところでございます。冬場の業績等が厳しいため、取締役会等と十分協議し、かつ地元住民の理解を得ながら今後の運営について十分協議を重ね、責任分野等も明確にすべき旨の指摘をいたしております。

堆肥センターについてでございますが、堆肥センター建設事業利子補給補助金が今年度も支払われておりますが、環境対策は市の事業として全地域を対象に補助されるよう要望したところでございます。

農畜産物のブランド化等につきましては、農業予算のそのほとんどが国・県の補助事業でございまして、本市独自のブランド化に向け、山間・中山間・平地、市に根付く予算編成に努めてほしいとの意見が出されました。

また予算の流用でございますが、各予算の執行状況を見ますと流用件数が非常に多うございます。流用元科目が276件もございます。金額にいたしまして1,480万円程度の流用がなされております。このことにつきましては、特に事業課における利用件数の多さが目立っておりますし、もちろん運用については間違いではないわけでございますが、予算編成時の見積りの甘さに起因するものであり、当然議会にも説明すべき事項も見受けられましたので、予算編成にあたっては十分検討し、むやみに流用すべきでない旨の指摘をいたしております。

予備費充当についても同様でございますが、予算流用と同様でございますけれども、関係法令に抵触していないからといって安易な充当はしないよう指摘いたしました。特に、当初予算に計上していない節に148万4,000円充当してございます。今後はこのようなことがないよう強く指摘をいたしております。

また、同じ節に数回にわたり増額流用し、かつ予備費から充当してございますが、決算ではその額以上に不用額を出している節もあり、このような財政運営は好ましくないということで、今後十分注意して予算計上されることを強く要望いたしております。

次に、歳入欠陥についてでございますが、この件につきましても以前から指摘している事項ではございますが、本年度も歳入予算現額より収入済額が少ない項目が見受けられます。特に、国庫支出金、繰入金、市債等は、予算執行上、相当な収入欠陥を招いております。総計予算主義でございますので、歳入歳出は同額でございます。歳出から事業をすべてやったとするならば、ある事業会計では現年度は単年度の赤字というようなことも発生するわけでございますが、予算の不用額がたくさん出ているというところで、つじつまだけは合っておりますが、極端に申しますと、会計の収支計算の差引残額が1,000円というような会計もございます。そこだけ

見ますと、本当に立派にできていると思いますけれども、不用額は2,700万円から3,000万円と出ておりますので、それだけ分は結局歳入欠陥を歳入の方で招いているということが言えるわけでございますので、もう少し真剣に当初予算時におきましても、それから常時予算については精査をしながらどうなっているか、そのあたりを検討しながら十分補正予算の臨時議会も大分あっておりますので、そういうところでつじつまが合うように、要らないなら要らないというところで減額の補正をやって、議会の承認を求めるといような姿で行っていただきたいというようなことで、この件については今後十分注意されて予算計上されることを強く指摘をいたしたところでございます。

それから、施策の事業成果についてでございますけれども、各課、いろいろ立派にできて、成果が書いてあるところもでございますけれども、成果のところ、ただ事業をやった金額と事業名、箇所だけを書いてございます。これは道路関係についてがそういうことがございますし、やっぱり成果というものは、事業したのは完成したということだけでございまして、その事業をやってどういう成果が出たかというのを議員としてはこの成果表で見せていただくわけでございますから、簡単に申し上げますなら、道路を拡幅して離合がスムーズにいくようになったとか、農道であれば荷崩れがしないようになったとか、そういうことがあろうかと思えます。また、事業をやってすぐ効果が出ないものもあろうかと思えますので、そういう点につきましても、現在のところ本年度は効果がなかったというようなことで、統一した見解でこの事業成果表には記載をしていただきたいと。立派にできるところもでございますが、中にはそういうのが多々見受けられますので、審査する上において、我々議会としては、当然成果表を見てどうであったかという費用対効果も見ていくわけでございますので、十分注意されるよう統一した成果表をつくっていただくよう強く要望をいたしたところでございます。

以上、主な事項、指摘事項を申し上げ、決算特別委員会に付託されました議案第90号から議案第101号までの決算認定については、お手元に配付をいたしておりますとおり、全員一致で認定すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同の上、認定いただきますようお願いをまず申し上げます。

それから、討論・採決に付すべき案件ではございませんが、菊池市中小企業振興基本条例に基づく審査について付託を受けておりますので、その審査の結果についてご報告を申し上げたいと思えます。これにつきましては、皆さん方も既にご承知のとおり条例がございまして、条例の内容は十分ご承知のことと思えますが、第2条関係について、事務所、事業所の実態調査については、事前通告して調査や納

税証明書等で確認がなされております。また、写真も、事業所の写真も撮っておられますけれども、やっぱり事前に通知をしておけば本当にどうであったかということとはなかなかわからないだろうということで、抜き打ち調査や課税台帳等でも確認されるわけでございますので、そういうこともやるべきであるという多くの意見が出されました。

また第4条でございますが、ここがいろいろ執行部におかれましては大変なことだろうと思っておりますけれども条例ができておりますので、1号から5号までの基本施策を策定するように、定めるようになっておりますので、いろいろ審査いたしましたところ、商工観光課関係で補助事業等についていろいろ取り組まれておりますけれども、これは従前から、この条例が制定される前からやっていた事業だということで、新しくこの条例が制定されてからこれに基づいてということではないということで、5項目についての施策を定めるようになっておりますが、その定めはなされていないということでございまして、言えば全くこの条例はまだ余り取り組んでおられなかったということでございました。そういうことでございますので、今後はこの条例を活かし、施策を展開すべき旨の要望をいたしております。

また、中小企業の基本政策に対しては、商工会を通しての事業ということだけでなく、商工会に加入していない業者や農業等を含む者にも、この基本政策が浸透するよう積極的な事業展開をされるよう要望をいたしております。

また、第6条・第7条関係については、第6条では中小企業者の努力、第7条では市民の理解と協力を明記しておりますので、条例の趣旨を広く市民に理解してもらうよう努力してほしいとの意見も出されたところでございます。

以上、多くの意見なり、要望いたしておりますが、今後さらなる中小企業の活性化を図る上においては、執行部はもちろんのことより、議会ともどもこの条例の目的達成のため努力する必要があります。

以上が中小企業振興基本条例に基づく審査結果でございます。

以上をもちまして、委員長報告とさせていただきます。終わります。

○議長（北田 彰君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第90号から議案第101号までの12議案について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東裕人君。

○2番(東 裕人君) おはようございます。

議案第90号、91号、93号について、不認定の討論を行います。

まず、議案第90号、平成20年度菊池市一般会計歳入歳出決算についてです。同和関連事業の問題もありますが、補正予算も含め予算の審議の際に取り上げた問題から不認定の討論を行います。

私は予算の審議の際、庁舎建設基金3億円計上の問題を取り上げて、条例制定以来一貫して述べている事業内容も総事業費の規模も明確でない事業に3億円もの基金を積む根拠はないこと、凍結中に基金だけは3億円積み続けることは認められないこと、これを挙げて反対討論を行いました。その後1年、民意を問うこともせず、基金だけは積み続ける、これでは住民の不安や不信は解決しないままです。こうしたことは認められません。

また、第三セクター四季の里への追加出資の問題があります。私はこれまで破綻が見込まれる第三セクターへの出資は違法ではないか、問題提起をし、地元の議論、法的問題、経営計画と、解決しないままの出資は認められないと反対をしてきました。その後1年経ち、破綻が明らかとなった今日において、経営責任など明確にされないまま、それを決算で認めることはできません。

次に、議案第91号、平成20年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてです。国保税は、合併後毎年のように増税され、国保運営協議会でも市民はパニックになる、もう限界との声が上がる中で、20年度の6月議会において増税が決まりました。その議会で私は、市民が悲鳴を上げている今、あらゆる手立てを講じる必要があり、それが不十分なままの大増税は認められない、反対をしました。その後1年経って、市民の悲鳴が収まるどころか、執行部も税負担の限界と言わざるを得ない市民の暮らしの実態があります。また、深刻な増税と収納率悪化の悪循環に陥ってもあります。そういう点からも、決算でこの増税を追認ことはできません。

次に、議案第93号、平成20年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてです。予算の審議で、75歳以上のお年寄りが亡くなるまで少ない年金から保険料を天引きされ、受ける医療さえ制限される、この制度の問題点を指摘し、条例と併せて反対をしました。その後1年、問題点が解決されたわけではありません。来年4月には保険料も全国平均で12%上がります。私はこの高齢者差別の医療制度そのものに反対であり、決算でも反対します。

以上、議案第90号、91号、93号の不認定の討論を終わります。

○議長(北田 彰君) 次に、原案に賛成者の発言はありますか。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。ただいま討論がありました議案第90号、議案第91号、議案第93号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第92号、議案第94号、議案第95号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第101号、以上の9案件について、特別委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、以上の9案件については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、討論がありました議案第90号、議案第91号、議案第93号については、起立により採決します。

お諮りします。議案第90号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第90号は、認定することに決定しました。

次に、議案第91号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第91号は、認定することに決定しました。

次に、議案第93号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第93号は、認定することに決定しました。

○

日程第4 議案第118号から議案第133号まで一括上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（北田 彰君） 次に、日程第4、議案第118号から議案第133号までの16案件について一括議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。本日、平成21年第4回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から12月17日までの14日間の日程でご審議をお願いするものでございます。

提案理由を申し上げます前に、いま大変心配されています新型インフルエンザは、既に全国に1千万人を超える感染者が確認され、菊池地域ではインフルエンザ定点からの患者数が警戒レベルの30人をはるかに超えた77.1人に達しています。本市といたしましては、先の臨時議会で承認をいただきましたように、新型インフルエンザワクチン接種の優先接種対象者に対する助成をはじめ、様々な対策を講じているところです。

また、最近の円高、デフレは、企業の疲弊と一層の雇用不安を招き、経済状況の悪化に一段と拍車をかけるなど、大変憂慮される事態となっています。

これらを踏まえ、国の経済対策には常に注視しながら最大限の努力を図ってまいり所存でございます。

それでは、上程させていただきました議案につきまして、ご説明申し上げます。

今回提案しております議案は、条例の制定及び一部改正案4件、平成21年度の各会計補正予算案8件及びその他議決案4件でございます。この中で、議案第118号、菊池市公共施設の暴力団排除に関する条例の制定及び議案第119号菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部改正につきましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の趣旨に基づき、公共施設から暴力団等を排除するために条例を制定するものでございます。

また、議案第120号及び議案第121号につきましては、その他公衆浴場への営業の種別の変更に伴い、リバーサイドパーク及び四季の里旭志の入場料の一部改正を行う条例の制定でございます。

次に、議案第122号から議案第129号までの平成21年度菊池市一般会計並びに各特別会計補正予算案につきましては、主なものとしまして市内小中学校の耐震工事及び太陽光発電システム設置工事等の事業増加分見込み分の追加補正であります。

また、議案第130号、辺地総合整備計画の変更につきましては、杉生区の辺地につきましては、平成17年度に同計画の議決をいただいておりますが、その一部に変更が生じたので法律の規定により議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第131号から議案第133号までの公の施設の指定管理者の指定につきましては、来年3月末をもって指定期間が満了する公の3施設に対し、公募による指定管理候補者を選定しましたので、議会の議決をお願いするものです。

以上、上程されました議案につきましてご説明を申し上げます。

内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、これらの議案につきまして慎重審議のうえ、速やかにご賛同たまわりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、議案第118号から第133号までの議案につきまして、一括して説明いたしたいと思います。

まず、議案の第1ページをお願いします。議案第118号、菊池市公共施設の暴力団排除に関する条例の制定について説明いたします。

開けていただきまして2ページをお願いします。制定する条例でございます。

第1条が目的で、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の趣旨に基づきまして暴力団等の公共施設の利用等を制限することにより、市民の皆様の安全を図ること等を目的といたしております。

第2条が定義で、それぞれの用語の意義を定めております。

第3条が利用の制限で、これらのものの利用につながると認めるときは利用を許可しないものといたしております。

第4条が利用等の許可取り消し等で、これらのものに既に許可しているときも、許可の取り消しあるいは中止等を行うことができることを定めるものでございます。

第5条が委任で、附則で、この条例は公布の日から施行することといたしております。

次に、右の3ページでございますが、議案第119号、菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、開けていただきまして4ページが一部を改正する条例でございます。今回、新たに公共施設の指定管理者の申請について、暴力団及び暴力団等が役員である団体もしくは経営に実質的に関与している団体等を除外するものでございます。また公の施設の指定管理者の候補者が暴力団等であることが選定後に判明したときは、その選定を取り消すことができるよう規定を追加するものでございます。

次に、右の5ページをお願いします。議案第120号、菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

開けていただきまして6ページをお願いします。一部を改正する条例でございます。優待者証に係る経過措置の有効期限が切れましたことによりまして、別表2の3の温泉交流館の表から優待者証所持者の欄を削除するものでございます。また当該施設について、現在の一般公衆浴場からその他の公衆浴場への営業種別の変更により入湯税の課税対象となり、現行の入湯料では著しく管理法人の経営を圧迫することが推測されますため、別表2の入湯料の上限額を改正するものでございます。

附則で、この条例は平成22年4月1日より施行することといたしております。

次に、開けていただきまして9ページ、議案第121号、菊池市四季の里旭志条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、開けて10ページをお願いします。条例の一部を改正する条例でございます。当該施設についても、リバーサイドパークと同様に、現在の一般公衆浴場からその他の公衆浴場への営業種別の変更により入湯税の課税対象となり、現行の入湯料では著しく管理法人の経営を圧迫することが推測されますために、別表2の入湯料等の上限額を改正するものでございます。この条例につきましても、附則で平成22年4月1日より施行することといたしております。

次に、11ページ、議案第122号、平成21年度菊池市一般会計補正予算を説明いたします。

開けていただきまして12ページ、一般会計補正予算（第9号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億3,132万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を256億9,046万円とするものでございます。

22ページの事項別明細書で主なものを説明いたします。

まず歳入でございますが、中ほどの款14国庫支出金、目3民生費国庫負担金3,904万8,000円のうち社会福祉費負担金2,736万8,000円の補正は、障害者自立支援等諸費負担金で、認定基準の見直しによる増及び児童福祉費負担金1,168万円の補正は、補助単価の改正と入所園児の増及び私立保育園の運営費負担金の増によるものであります。

下段の同じく款14国庫支出金、目7土木費国庫補助金1,100万円の補正は、市道伊倉・黒仁田線につきまして事業量が増加したもの及び地域活力基盤創造交付金の増によるものであります。

款14国庫支出金、目9教育費国庫補助金3億4,369万2,000円のうち小学校費補助金1億6,567万7,000円につきましては、隈府小学校校舎、七城小学校校舎の耐震診断や実施設計による補正並びに新規に取り組みます菊池小学校体育館の耐震事業及び隈府小学校の太陽光発電設置事業の実実施設計に伴います財源としての国庫補助金、公共投資臨時交付金と安全安心な学校づくりの交付金の増

額補正であります。また、中学校費1億7,261万5,000円につきましても、菊池南中学校、七城中学校校舎及び新たに旭志中学校の校舎の耐震と中学校3校、菊池南中、七城中、旭志中への太陽光発電設備設置事業に対しましての国庫補助金の補正となります。

開けていただきまして25ページ、款15県支出金、目3民生費県負担金1,952万4,000円の補正は、障害者自立支援等諸費負担金1,368万4,000円及び私立保育園の運営費の県の負担金584万円であります。

目5農林水産業費県補助金782万5,000円の補正のうち主なものは、柿のパイプ棚、梨の防蛾灯及びアスパラガスのハウス換気設備導入等に対する園芸新たな挑戦強化対策事業補助金464万8,000円と、茶の防霜施設及び被せ茶の被覆資材導入に対する地域特産物産地づくり支援対策事業補助金474万2,000円でございます。

目8消防費県補助金675万8,000円は、緊急地震速報等の情報を瞬時に市民に伝達するための設備整備費及び積載車購入に対します消防設備整備費補助金でございます。

下段の款18繰入金、目1財政調整基金繰入金1億932万6,000円は、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

開けていただきまして26ページ、上から2段目になりますが、款20諸収入、目2過年度収入2,884万円のうち主なものは、後期高齢者医療市町村療養給付費負担金で、平成20年度負担金の精算に伴う返納金2,603万2,000円が主なものであります。

最後に、款21市債の主なものにつきましては、目2総務費2,405万3,000円の減額補正で、臨時財政対策債の確定によるものと、一番下の目9教育費は小学校の耐震事業に伴います合併特例債の補正でございます。

次に、28ページをお願いします。

歳出ですが、主なものを説明いたします。

款1議会費、目1議会費851万5,000円の補正のうち委託料819万円の補正は、議会中継システム整備委託料でございまして、現在本庁ロビー及び議場前で議会中継を行っておりますけれども、各総合支所においても議会中継を行うことによりまして、市民の皆様の利便性の向上を図るとともに、本庁と総合支所間の情報の共有を図るものでございます。

目8の企画費750万円の補正は太陽光発電施設設置費補助金で、当初の補助申請件数を40件、9月の議会で60件の補正をお願いしたところでございますけれども、申請件数が多く、今回の補正で50件を追加し、合計150件分の予算を確

保するものでございます。なお、3年間で300件の設置を計画しておりまして、今回その前倒しで取り組むものでございます。

目11情報化推進費879万1,000円の減額補正のうち主なものは、3総合支所への議会中継に係ります経費819万円を工事請負費として計上しておりましたけれども、システム整備のための業務委託に変更し、併せまして当該予算を議会費へ組み替えるものでございます。

一番下の款3民生費、目3障害者福祉費7,408万6,000円の補正のうち、地域生活支援事業500万円の補正は、障害者自立支援法に基づく訪問入浴サービス等事業あるいは日常生活用具給付事業等の支援事業の利用者の増に伴う補正、単独事業分の218万3,000円は、人工内耳体外機給付事業、また介護給付費給付事業5,750万円の補正につきましては、報償単価の引き上げに伴います需用費が増額となったものでございます。特別対策事業費の265万4,000円の補正につきましては、障害者自立支援法に基づく特例交付金で、障害者支援施設等が事務職員を配置した場合の助成金等であります。

開けていただきまして30ページ、31ページ。31ページの一番上になりますが、節23償還金利子及び割引料666万9,000円の補正は、介護給付事業の平成20年度事業確定に伴います国及び県への返納金でございます。

中ほどの款3民生費、目4児童福祉施設費、節19の負担金補助及び交付金のうち2,677万円への補正は、私立保育園への年間運営費負担金で、補助単価の改正並びに入所園児の増による補正でございます。

開けていただきまして32ページ、款4衛生費、目2予防費1,007万円の補正は、各種健診の受診者の増による委託料の増額補正。

中ほどの目3塵芥処理施設費1,244万1,000円の補正につきましては、エコヴィレッジ旭の修繕料。

下段の款5農林水産業費、目3農業振興費、節19負担金補助及び交付金944万2,000円の補正のうち主なものは、地域特産物産地づくり支援対策事業補助金474万2,000円で、茶の防霜施設及び被せ茶の被覆資材導入に対する県の補助事業でございます。その下の園芸新たな挑戦強化対策事業補助金464万8,000円は、柿のパイプ棚、梨の防蛾灯及びアスパラガスのハウス換気設備導入に対しましてJA各部会への単県補助でございます。

開けていただきまして34ページ、下段の款6商工費、目2商工業振興費309万1,000円のうち300万円の補正は、今回4商工会の合併に伴います環境整備のための市の単独補助でございます。

款7土木費、目2道路橋梁新設改良費3,750万円のうち工事請負費5,558

万5,000円は、妻越・泗水線と伊倉・滝黒仁田線の事業の前倒しによる道路改良工事。

開けていただきまして36ページ、37ページの一番上になりますが、節17公有財産購入費と節22の補償補てん及び賠償費の減額補正につきましては、泗水中央線の用地交渉について同意が得られなかったために減額し、その減額分を妻越・泗水線の工事請負費に充当するものでございます。

款7の土木費、項5下水道費、目1の特別会計繰出金532万9,000円の減額補正につきましては、公共下水道特別会計への歳出補正に伴います補正でございます。

款7土木費、目1住宅管理費、節11の需用費1,080万円の補正につきましては、市営住宅入居者の退去後の改修費及び住宅の老朽化による修繕料でございます。

款8消防費、目4防災管理費620万6,000円の補正のうち節3につきましては、災害待機時の時間外勤務手当292万8,000円。節13委託料302万円の補正につきましては、局地的な異常気象、地震などの自然災害及びミサイル発射やテロなどの武力攻撃に対し、全国の自治体に瞬時に緊急情報を配信できるようにするため、全国一斉に瞬時警報システムの整備を行うものでございます。

次に、開けていただきまして38ページ、款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費2億3,799万3,000円の補正のうち節13委託料448万円の補正は、菊之池小学校体育館の耐震の実施設計及び管理業務委託料、節15の工事請負費2億3,300万円の補正につきましては、隈府小学校校舎の実施設計による工事費の増及び新規の菊之池小学校体育館の耐震工事と隈府小学校太陽光発電施設整備の実施設計による補正でございます。

款9の教育費、項3中学校費、目1学校管理費1億6,892万6,000円の補正のうち、節13委託料112万円と節15工事請負費の補正につきましては、耐震診断の結果に伴うものと新規に旭志中学校校舎について耐震事業を進めるための補正でございます。

節19の負担金補助及び交付金159万5,000円につきましては、中学生が九州大会や全国大会に出場したときの補助金であります。

それでは、16ページに戻っていただきたいと思います。第2表繰越明許費補正で、地域グリーンニューディール基金事業等記載しております6事業につきまして、年度内の竣工が困難でありますので、翌年度に繰越をお願いするものでございます。また、小学校の耐震及び太陽光発電事業と中学校の耐震事業工事3事業につきまして、繰越明許を補正後の額に変更をお願いするものでございます。

右のページが第3表債務負担行為補正で、掲げております6件の管理委託料等を

追加し、期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。

開けていただきまして18ページが第4表地方債の補正で、起債の目的別に限度額を補正後に変更し、補正後の限度額を30億4,874万7,000円とするものでございます。

以上が、議案第122号の説明でございました。

次に47ページをお願いします。議案第123号、平成21年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

開けていただきまして48ページ、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,021万6,000円を追加し、歳入歳出予算を63億7,018万5,000円とするものでございます。

54ページの事項別明細で説明いたします。54ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、款3国庫支出金、目2療養給付費等負担金及び項2の国庫補助金、目1財政調整交付金並びに下から2番目の款6県支出金、目3財政調整基金につきましては、一般被保険者高額療養費の現在までの実績及び今後の見込み増によります補正でございます。

款4の療養給付費交付金の補正につきましては、平成20年度の退職被保険者等の確定に伴う補正でございます。

款5の前期高齢者交付金の補正につきましても、事業確定に伴うものでございます。

次に、開けていただきまして56ページ、歳出で主なものを説明いたします。

款2保険給付費、目2退職被保険者等療養給付費3,297万1,000円の補正及び款2保険給付費、項2高額療養費、目1の一般被保険者高額療養費3,479万9,000円の補正は、それぞれの負担につきまして10月までの実績と来年3月までの見込額について不足分の補正をお願いするものでございます。

次に、開けていただきまして59ページをお願いします。

議案第124号、平成21年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算、開けていただきまして60ページ、特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ440万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8,098万2,000円とするものでございます。

64ページの事項別明細で説明いたします。

上の段が歳入でございます。今回の補正財源として一般会計からの繰入金及び雑入の消費税還付金を充てるものでございます。

下段が歳出で、款1総務費、目2事業費221万6,000円の補正のうち修繕料149万7,000円の補正は、水源・迫間簡易水道及び旭志簡易水道の施設修繕費

でございます。

開けていただきまして67ページ、議案第125号、平成21年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算。

開けていただきまして68ページ、公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ532万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億9,311万5,000円とするものでございます。

74ページをお願いします。

歳入でございますが、款3国庫支出金100万円の補正は、補助事業の確定によるもの。

款5繰入金532万9,000円の減額補正は、歳出の減額補正に伴います一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

款8市債100万円の減額補正は、補助事業の確定によりまして下水道事業債を減額するものでございます。

開けていただきまして76ページ、歳出になります。

款1事業費、目1事業費につきましては、起債事業から補助事業へ財源を組み替えるものでございます。

目2の維持管理費532万9,000円の減額補正の主なものは、節11需用費のうち燃料費でございます。A重油の購入単価の値下げによるものと、節13委託料172万2,000円の減額補正につきましても、浄水センターの運転業務の委託料の入札残を減額するものでございます。

戻っていただきまして71ページ、第2表の債務負担行為補正でございます。掲げております浄水センター運転業務委託を追加し、期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。

下段が地方債の補正で、下水道事業債の限度額を補正後に変更し、補正後の限度額を4億8,040万円とするものでございます。

次に、79ページをお願いします。

議案第126号、平成21年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算でございます。

開けて80ページ、特別会計補正予算（第3号）でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,270万円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億2,800万4,000円とするものでございます。

86ページをお願いします。上が歳入でございます。

款3国庫支出金1,400万円の減額補正は、公共下水道事業の補助対象事業の減

に伴う減額。

款8市債870万円の減額補正は、補助対象事業の減に伴い、下水道事業債を減額するものでございます。

下段が歳出で、款1事業費2,270万円の減額補正につきましては、富の原西の接続事業の延期に伴います減額補正が主なものでございます。

83ページに戻っていただきたいと思えます。

第2表債務負担行為補正で、泗水浄化センター管理業務委託を追加し、期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。

下段が地方債の補正で、下水道事業債の限度額を補正後に変更し、補正後の限度額を2億4,4130万円とするものでございます。

次に、89ページをお願いします。議案第127号、平成21年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算。

開けていただきまして90ページ、地域生活排水事業特別会計補正予算(第3号)でございます。歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、右のページの第1表の債務負担行為補正をお願いするもので、鳳来・穴川地区の地域生活排水事業につきまして、浄化槽の保守点検及び清掃業務委託を追加し、期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。

次に、開けて93ページをお願いします。議案第128号、平成21年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算。

開けていただきまして94ページ、特別会計補正予算(第2号)でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億8,5954万円とするものでございます。

開けて100ページをお願いします。

上段の歳入でございますが、今回の補正財源として一般会計からの繰入金94万5,000円でございます。

下段が歳出で、目2維持管理費94万5,000円の補正につきましては、七城町の南部浄化センターの汚泥分離膜取り替えのための修繕料でございます。

戻っていただきまして97ページ、第2表債務負担行為の補正で、処理施設管理業務委託を追加し、期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。

次に、103ページをお願いします。議案第129号、平成21年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算。

開けていただきまして104ページ、特別会計補正予算(第3号)でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億1,434万6,000円とするものでございます。

110ページをお願いします。上段が歳入でございます。

款3財産収入47万5,000円は、財政調整基金の預金利子収入でございます。

款5繰入金1,302万円の減額補正は、その下の款6の前年度繰越金1,302万円の補正財源として充当したための補正でございます。

下段が歳出でございます。款4基金積立金、目1財政調整基金積立金の補正で、預金利子47万5,000円を基金に積み立てるものでございます。

戻っていただきまして107ページ、第2表債務負担行為の補正で、給食業務委託を追加し、期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。

次に、113ページをお願いします。議案第130号、辺地総合整備計画の変更について説明いたします。提案理由といたしまして、辺地総合整備計画を変更するにあたっては、辺地に係る公共施設等の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定により、議会の議決を経る必要がありますためをお願いするものでございます。

開けていただきまして114ページ、下段の方の計画変更の理由でございますが、辺地地域でございます原地域の杉生において、消防施設の整備が遅れており、早急にその施設整備を実施することで、火災の発生時の不安を解消するものでございまして、内容的には平成21年度で防火水槽設置工事1カ所を追加するものでございます。

なお、右のページが総合整備計画書であります。

その次のページが施設別年次計画書でありますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、117ページになりますけれども、議案第131号から、開けて119ページになりますけれども、議案第133号までの3議案につきましては、公の施設の指定管理者の指定についてお願いするもので、地方自治法第122条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定をしようとするときはあらかじめ議会の議決を経る費用がありますためをお願いするものでございます。

まず117ページの議案第131号につきましては、指定管理者に管理を行わせる公の施設名でございますが、菊池市立泗水図書館、指定管理者となる団体の名称につきましては、特定非営利活動法人、本と人とのネット泗水。指定の期間でございますが、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間といたしております。

次に、開けていただきまして118ページになります。議案第132号につきましては、公の施設名が菊池市市民会館、これは菊池市文化会館と菊池市泗水ホールの2施設がございまして、指定管理者となる団体の名称につきましては、九州綜

合サービス株式会社。指定の期間につきましては、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間となります。

次に、右の119ページ、議案第133号でございますけれども、指定管理者に管理を行わせる公の施設名称が菊池市総合体育館。指定管理者となる団体の名称が株式会社後楽園スポーツ。指定管理の期間が平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間といたしております。

以上、議案第118号から議案第133号までを一括して説明申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） それでは、議案第132号、公の施設の指定管理者の指定、菊池市文化会館、菊池市市民ホールについて質疑をしたいと思ひます。

私が3年前の文厚委員長のときに指定管理の指定を指摘しましたが、その中で5年以上の実務経験者の常駐を契約書に明記することで委員会としては議決した経緯があります。その当時の委員会の中の答弁では、はっきり契約書に明記すると言われておりました。しかしながら、その後確認してみますと、契約書のその記載はありませんでした。

そこで質問ですが、今回の募集した仕様書に5年以上の実務経験者の常駐を明記してあるかどうか、伺いたいと思ひます。

次にですね、私どもの情報によりますと、館長が3年間で2人、3人と代わられたという情報も入っております。そのことについては、どのような議論をされたのでしょうか。

それと次に、有識者の方が選定委員会のメンバーとして入っておられると思ひますが、その中に市民会館と市民ホールの利用者である文化協会の方がメンバーになっておられるのか、お聞きしたいと思ひます。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 最後の選定委員会のメンバーでございますけれども、選定委員会のメンバーにつきましては、学識経験者として県立大の桑原教授、それと区長会、いわゆる市民代表として区長会の方から入っていただいておりますし、また税理士の方が1名ということで外部は3名の方でございます。内部的には、委員

長が副市長になっておりますので、副市長と私、総務部長と、それと担当部署であります、今回につきましては教育委員会所管でございますので教育次長がそのメンバーに入って6名で審査委員会、候補者の選定委員会のメンバーといたしているところでございます。

あとにつきましては、教育委員会の方からになると思いますので、よろしく願いします。

○議長（北田 彰君） 暫時休憩します。

○
休憩 午前11時07分

開議 午前11時12分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 1点目の5年以上の実務経験者が入っているかということに関しましてですが、募集要項には確実にそれは入っております。この実務経験者がいない場合は、その有資格を持っている者に代えることができるというのがありますので、今回も有資格者がある者に委託するというところで進めていくことになるかと思えます。

また、館長が2、3人と代わったが、そのことについて論議があったかということでございますけれども、確かに最初入った館長あたり、ちょっと若いということ、そのことで論議にはなったということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） 文化協会の方は入っていらっしゃらないということですね。今、教育長の答弁によりますと、5年以上の実務経験者はいなくても有資格者で委託すると、そういう形でございますけれども、今回は私ども、この指定管理者が5年でございます。やっぱり最初は3年間ということである程度の期間が短うございますからチェックができますけれども、今回は5年ということでございますので、長期に委託するという形になりますから、まずこの選定基準をきちんとやっとないとですね、市民にとっても大変な迷惑になると思います。

いずれにしても、文厚の委員会に付託されますので、しっかりした審議をお願いして質疑を終わります。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

栃原茂樹君。

[登壇]

○21番（栃原茂樹君） ちょっと議案に疑義がございますので、議案第120号、菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について。

まず第1点目、改正後の入湯料につきましては入湯税も含まれているか。

2点目、大人100円の引き上げであるが、ただ説明では経営圧迫というようなことをおっしゃいましたけれども、その積算の基礎はどのように算定されて400円になっているのか。大体19年、20年の決算においては入場料というのは12億円から13億円の売り上げがっております。そこで、維持管理料がどれだけ要っているのか。必要経費として、売り上げの1億2,000万円なり1億3,000万円に対してどれだけ必要経費が管理料として要っているのか。その点について、まず明確にこのことについては数字を示してお答えをお願いいたします。極端に言いますと、ただ入湯税だろうと多分思いますけれども、公衆浴場への営業の種別の変更ということでございますから。ただ、現在は入湯税は60円でございますから、ただ単純に言えば300円ですから360円と単純に私たちは考えますが、それが40円増して400円ということですから、なぜこうなったかという詳細な計算を基に説明をしていただきたいと思えます。

後は、質問席で質問させていただきます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） おはようございます。

リバーサイドパークの条例改正に伴いますご質疑でございますが、まず入浴料について、その中に入湯税が含まれているかというようなことだったろうと思えますが、含まれているということじゃなくて、それを見込んで一応400円にしているということになるろうかと思えます。

それから400円の基礎ということでございます。これにつきましては、20年度の決算、七城温泉ドームの決算でございますが、その20年度の当期の純利益が1,205万円ほどが当期の純利益としてございます。それから、入湯税を対象者の入場者数が大体29万8,000名でございますので、これに60円を単純に掛けますと1,790万円ほどになります。そうしますと、1,790万円から当期純利益の1,200万円を差し引きますと単年度で500万円から600万円程度の赤字が見込めると考えております。

それから、もう1点、維持管理料というようなことでございますけれども、そち

らの方はちょっと手持ち資料持っておりませんので詳細には申し上げられませんが、この単純に言いますと議員ご指摘のように入湯税を見ますと360円でいいんじゃないかというようなことをございますけれども、当然入浴料が上がってきますと入場者数の減も予想されるところじゃなかろうかなと思っております。そういった中で一応400円という数字を出しておるところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○21番（栃原茂樹君） 1番の改正後の入湯料については入湯税が含まれているかという質問をいたしました。含まれているような説明でございましたが、これは右の方の障害者関係ですね、これには備考欄にちゃんと入湯税を含むということが明記されておりますね。この整合性とどういうふうにご考えておられるのか。片一方には、ただ言葉だけで多分含まれておるといような説明がなされましたけれども、やっぱり条例そのものは本当に含まれているなら含むということをするべきであり、また別個であるなら別個という条例を制定すべきであるということであろうかと思っておりますが、これについてももう1度。

それから、全体のリバーサイドパークの純利益が1,700万円とか云々おっしゃいましたけれども、私がお尋ねしているのは入湯行為に対して入場される方のいろいろな、それを扱うための諸経費がどれだけ要ってくるから、温泉ではこれだけの料金が必要でありますよという説明をしていただきました。全体というのなら、まだ飲食もありますよ、いろいろ。そういうのと比較するわけにはいかんでしょう。やっぱり、その中の入場料に対して、入湯する声に対して支払いをされている金が一応決算で見れば12億円から13億円ありますから、管理料ももらっておられるわけですね。そういうのを差し引いて、要った金と経費を差し引いて赤字になるのか、400円にしなければ。そこをお尋ねしておるわけです。ただ全体からこれぐらいは客も少なくなるだろうとか、そういうことでなくして、基本的なことは料金を設定する場合は、そういう積算があって初めて条例化されるわけです。だからそこをお尋ねしているんですから、そこができていないか、いないか。していないならしてないでようございます。当然これはすべきです。利用料金を設定するときは、どれだけの売り上げがあって、どれだけの経費が要るから、これだけは儲かるのか、これは赤字になるからもっと利用料金を上げよと、ここから来るんですから。リバーサイドパーク全体の売り上げで云々という問題じゃないわけですよ。ここの売り上げがどうかという。この前、経営診断を受けておられるでしょう。そういうときは、そういう診断を受けてされておられませんか。補助金出して、確かやっ

たと思いますが、四季の里についても。そういうのを活かしていただきたい。良い、悪いは別として、そういうことがなされているかということをおは質問を、疑義があるからしているわけですから。

それとですね、障害者の方の入浴には市外と市内と分けてあります。従前は、七城町では普通の温泉の方も市外、元は町外と言っておりましたけれども、については400円、町内の者は300円、老人60歳以上は150円と。そこでこの市外と市内の、障害者の方は市外と市内が分かれておりますが、この件についても併せてご説明をお願いします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 入浴に係るところの諸経費については積算をしておりますので、今後十分その辺はですね、やっていきたいと思っております。

それから、入湯税が障害者の方には含んでいますけれども、この記載では含まれてないような感じになっておりますので、この辺もまた今後もう少し研究をさせていただきたいと思っております。

それから、障害者の方の市内・市外のご指摘についても、こちらの方ももう少し協議をしなければならないのじゃないかなと思っております。大変申し訳ございませんが、今後また十分検討させていただきます。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○21番（栃原茂樹君） 検討していないというようなことがいろいろ申し上げられましたので、ここでどうこうは申し上げませんが、やっぱりそういうことについてはですね、正確に数字を示して、我々が納得するように、そして大いに賛成というような資料を出していただきたいと思っております。これについては付託がされますので、担当、付託された委員会で十分審議がなされると思っておりますので、私は以上で終わらせていただきます。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



委員会付託

○議長（北田 彰君） 次に、委員会付託を行います。議案第118号から議案第133号までの16議案につきましては、お手元に配付しております議案・請願等配付表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。各常任委員会におかれまし

ては、付託された案件を十分審議いただきますようお願い申し上げます。

平成21年第4回菊池市議会定例会議案・請願等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務 常任委員会	議案第118号	菊池市公共施設の暴力団排除に関する条例の制定について
	議案第119号	菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第122号	平成21年度菊池市一般会計補正予算(第9号)
	議案第130号	辺地総合整備計画の変更について
文教厚生 常任委員会	議案第122号	平成21年度菊池市一般会計補正予算(第9号)
	議案第123号	平成21年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第129号	平成21年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号)
	議案第131号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市立泗水図書館)
	議案第132号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市市民心値)
	議案第133号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市総合体育館)
	請願第3号 請願第5号	最低保障年金制度の実現を求める請願書 菊池市老人福祉センター存続に関する請願書
経済 常任委員会	議案第120号	菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第121号	菊池市四季の里旭志条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第122号	平成21年度菊池市一般会計補正予算(第9号)
	請願第4号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願書
建設 常任委員会	議案第122号	平成21年度菊池市一般会計補正予算(第9号)
	議案第124号	平成21年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第3号)
	議案第125号	平成21年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第126号	平成21年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第127号	平成21年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第128号	平成21年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

日程第5 議案第134号及び議案第135号一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（北田 彰君） 次に、日程第5、議案第134号及び議案第135号の2議案について、一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 議案第134号及び議案第135号までの説明をさせていただきたいと思います。

ただいま上程をいただきまして、これよりご説明申し上げます。

議案第134号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更及び議案第135号、熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についての議案につきましては、下益城郡城南町及び鹿本郡植木町が来年3月で熊本市へ編入するため、それに関連する一部事務組合及び広域連合の規約の一部変更に関する同文議決案でございます。

内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、これらの議案につきまして、慎重審議のうえ、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案の121ページをお願いします。議案第134号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、説明申し上げます。

本市が構成団体となっております市町村総合事務組合の規約の一部変更につきまして、地方自治法の規定によりまして関係市町村との同文議決をお願いするものでございます。改正内容は、下益城郡城南町及び鹿本郡植木町が平成22年3月22日に熊本市に編入し、熊本県市町村総合事務組合から脱退いたしますために、組織する構成団体から城南町及び植木町を削除するものでございます。また、当該組合の副組合長の数についても、現行の3名から2名に改めるものでございます。

次に、開けていただきまして123ページでございますけれども、議案第135号、熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について。これにつきましても、本市が構成団体となっております後期高齢者医療広域連合の規約の一部変更について、地方自治法の規定により関係市町村との同文議決を行うものでございます。

改正内容につきましては、前の議案と同じく、構成団体から城南町及び植木町を削除するものでございます。

以上、議案第134号と135号を一括してご説明申し上げます。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第134号及び議案第135号の2議案は会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第134号及び議案第135号の2議案を一括採決します。

お諮りします。議案第134号及び議案第135号の2議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第134号及び議案第135号の2議案については、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第6 議案第136号 菊池広域連合の規約の一部変更について

○議長（北田 彰君） 次に、日程第6、議案第136号を議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

〔登壇〕

○市長（福村三男君） ただ今上程されました議案第136号、菊池広域連合の規約の一部変更について、ご説明を申し上げます。

このたび、消防費に係る負担割合の変更に伴い菊池広域連合の規約に一部変更が生じたので、地方自治法第291条11の規定により議会の議決をお願いするものです。

内容の詳細につきましては総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、これらの議案につきまして、慎重審議のうえ、速やかにご賛同賜りま

すようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案の125ページをお願いしたいと思います。議案第136号、菊池広域連合規約の一部変更について説明いたします。

本市が構成団体となっております菊池広域連合の規約の一部変更につきまして、地方自治法の規定により構成2市2町における同文議決をお願いするものでございます。

変更の内容につきましては、先の月例会で議長の方から説明をいただきましたが、消防費の負担割合を現行の組合割40%、基準財政需要額割60%から均等割10%、基準財政需要額90%に変更するものでございます。この改正によりまして、本市の負担額につきましては、来年度は本年度と比較しまして約8,173万5,000円が減額となります。なお、今後の負担算定にあたりましては、合併算定替えの特例期間中の平成26年度までは毎年見直すこととなっております。

以上、議案第136号でございました。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第136号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第136号を採決します。

お諮りします。議案第136号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第136号については、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第7 請願第3号から請願第5号まで一括上程

- 議長（北田 彰君） 次に、日程第7、請願第3号から請願第5号までの3件が今定例会に提出されました請願であります。その内容については、お手元に配付しております。なお、請願第3号から請願第5号の3件については、会議規則の規定に基づき、所管の常任委員会に付託します。



日程第8 休会の議決

- 議長（北田 彰君） 次に、日程第8、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日5日から7日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。

よって、明日5日から7日までは休会とすることに決定しました。なお、5日及び6日は、市の休日のため休会です。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。会議は来る8日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。



散会 午前11時36分

第 2 号

1 2 月 8 日

平成21年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成21年12月8日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（28名）

1番	東	英	俊	君	
2番	東	裕	人	君	
3番	泉	田	栄一朗	君	
4番	森	清	孝	君	
5番	藤	野	敏	昭	君
6番	樋	口	正	博	君
7番	二ノ	文	伸	元	君
8番	中	山	繁	雄	君
9番	水	上	博	司	君
10番	三	池	健	治	君
11番	怒留湯	健	蓉	さん	
12番	坂	本	昭	信	君
13番	隈	部	忠	宗	君
14番	奈	田	臣	也	君
15番	葛	原	勇次郎	君	
16番	木	下	雄	二	君
17番	坂	井	正	次	君
18番	森	隆	博	君	
19番	山	瀬	義	也	君
20番	本	田	憲	一	君
21番	栃	原	茂	樹	君
22番	松	本	登	君	

23番	工藤恭一君
24番	境和則君
25番	北田彰君
26番	外村國敏君
27番	徳永隆義君
28番	横田輝雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男君
副市長	永田明紘君
総務部長	緒方希八郎君
企画部長	石原公久君
市民部長	原川智明君
経済部長	後藤定君
建設部長	岡崎俊裕君
七城総合支所長	古閑昭二郎君
旭志総合支所長	中村榮光君
泗水総合支所長	岩下義人君
企画部首席審議員	木村靖弘君
財政課長	松岡千利君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山田浩文君
教育長	田中忠彦君
教育次長	井野英利君
農業委員会事務局長	五島千秋君
水道局長	安武昭二君
代表監査委員	宮川貞雄君
監査事務局長	大塚茂幸君

事務局職員出席者

事務局長	岩木精四郎君
議事課長	永田哲士君
議事係長	上田敏雄君

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時00分 開議

○議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

ここで経済部長より発言の申し出がっておりますのでこれを許します。

経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） おはようございます。

議会開会初日の議案第20号、菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定につきましての栃原議員の質疑に対しまして検討する旨の答弁をいたしました。この発言は不適切でございましたので訂正をお願いしたいと思います。

なお、本条例改正は、入場料の上限を400円と定めるものでございまして、料金設定及び一般浴場の市内・市外の取扱いにつきましては、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。また、入湯税を明示していないことにつきましては、その他公衆浴場に変更することに伴い、菊池市税条例により入湯税が課税されることとなりますので表示していませんが、運用時期につきましては、市民周知も含め指定管理者等と十分協議する必要がありますので、運用開始後の早い段階で条文の整理を行ってまいりたいと考えております。

以上、よろしく願い申し上げます。大変失礼いたしました。

○議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 一般質問

○議長（北田 彰君） 日程第1、一般質問を行います。

なお、ここで申し合わせについて申し上げます。質問の順序は、通告順です。質問時間は答弁を含めまして60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答で、質問事項に対して3回までとなっております。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

はじめに、東 裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） おはようございます。日本共産党の東裕人です。通告に沿って

質問を行います。

まずはじめに、公立保育園民営化の問題についてです。これまで民営化問題で私は公的責任を投げ出していいのか、繰り返し質問してきました。しかし、執行部の答弁は、この問題で公的責任に対する認識に私は問題があると思います。例えば、民営化しても私立を支援するから公的責任は果たせるとか、待機児童がいない限り、必ずしも公立保育園による保育の実施は必要なく、入所決定、適正な保育料設定、保育の質向上のための指導で公的責任を果たすなどなど、こうした趣旨の発言をされています。これぐらいの認識でよろしいのでしょうか。このことは、私だけが言っているわけではありません。前回の一般質問で私が問題にした民営化検討委員会の学識経験者にさえ、公立の役割を軽視している、菊池市の保育行政がどういうスタンスで立っていくのかというのが見えてこないところが弱すぎる、こう言われるぐらいの執行部の公的責任の認識の到達点であります。そこで、これまで公的責任についての検討内容、私にも言われ、学識経験者にも指摘をされた公的責任について、執行部はどのような検討をしてきたのか、自己検討ぐらいはしていると思いますので、それを示していただきたいと思います。

また、本市の民営化問題が表に現れたのは平成18年公表の集中改革プランであり、そこには当時はやっていた小泉構造改革路線、自治体民間化の流れが反映されていました。そのキーワードが民間でできることは民間で、官から民へ、しかしそれから3年、この構造改革路線が行き詰まり、夏の総選挙では自民党内からも小泉改革が間違っていたとしきりに声が上がリ、その路線に対する審判が政権交代という結果として下されたわけです。この出発点に対する執行部の検討内容も、併せて示していただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） おはようございます。

保育に対する市の責任は、児童福祉法第24条において、市町村は保育にかける児童を保育所において保育しなければならない責務があるとされ、行政の責任が明記されております。保育制度に関して公的責任があることは従来から申し上げておりとおりでございます。また、これも繰り返しになりますが、保育所保育指針で入所する子どもたちの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならないと謳われております。よって、公的責任とは、公立・私立にかかわらず、どんな環境の子どもも等しく保育を受ける必要がある場合には、その保育を保障することであり、仮に民営化したとしても、その責任を放棄することはあり得ないこととございますので、公的責任は十分果たせると認

識しております。各保育園において、公立・私立に限らず、認可保育園としての機能に違いがあるものではございません。実際、本市の保育園入所児童数のうち79%の児童が私立保育園に通っておりますが、十分に対応できる環境となっております。当然、私立保育園も行政の責任や監督から外れたものではなく、民営化により保育行政における市の責任が変わるものでもございません。子どもたちの健全な成長に直接責任を負っているのは、公立・私立の区別なく等しく負っているということでございます。

次に、出発点についてのご質問でございますが、公立保育園の民営化は、コストの削減というだけの概念ではなく、公立と同等あるいはそれ以上のサービスを提供している私立保育園の現状から民間の力を導入することで、多様化する子育てニーズに応えることができるという考えに立って議論してきたものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） 今、言われた公的責任の問題も、今言われた中身が学識経験者からは、まだ弱いのではないかと指摘をされたわけですね。そして、検討委員会でも菊池の保育をどうするのかという議論がないということも指摘をされています。この公立保育園の民営化というのは、一言で言えば、これまで行政が直接責任を負ってきた保育をやめますよと、手放しますよということで、それがこれでいいのかどうかということが問われているし、仮に民営化されたときに、公的責任があいまいなままでは、やめた後の行政の責任はますます弱くなってしまふ、そういうことでいいのかということが問われていると思います。この公的責任の問題も、検討委員会でも議論はされていると思いますが、やはり保護者、当事者との説明の中でもしっかり説明をしていくべきではないかというふうに思うんです。このことが、夏に行われた保護者説明会では、ないがためにコスト論先行ではないかという議論が噴出したわけです。それから出発点の話ですけれども、その出発点がこの3年間で一体どうなったのか、何をもたらしたのか、全国的にどういう問題が起こっているのか、そういう検証も必要であると思います。また、国民、住民の意識の変化もしっかり十分につかんでいただきたいというふうに思います。この問題については、次の機会に突っ込んで議論したいと思います。

では、次にお聞きしますが、夏に公立保育園5園、各園で1回だけ、たった1回だけの保護者説明会、その議論を踏まえて、民営化検討委員会に諮問をされました。そして、数度の検討委員会で結論を出す。そして、また出た結論をそれぞれの保育園で説明する。これを一体、説明責任というのかどうか、そしてこれまで説明責任

を果たしてきたと今でも思っているのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 現状の課題や問題、そして将来予測、併せて他市の状況等について十分な調査研究により、市としての基本方針が決定したことで、今回の民営化に係る経過報告と保護者説明会を実施をいたしております。初めて市の考え方を保護者の皆様に説明したところですが、実に様々なご意見やご指摘、ご要望等をいただいております。質問等につきましても、これまで検証してきました内容によりお答えしてきたつもりでございます。3年間の検討で行政内部の方向性を定め、保護者説明会で行政の考え方を説明し、保護者の皆様方のご意見を伺い、民営化検討委員会では専門的な見地からご意見を伺おうと考え、6月では保育所民営化検討委員会条例の可決をいただいております。行政内部の方針も示さずに保護者の皆様へ説明するわけにはいかず、内部検討後となったものですが、民営化ありきとか、すでに決定していることだとの声がありましたので、そうではないことをその都度はっきりと説明してきたところであります。現在も引き続き議論している案件でございます。説明会の中でも、再度説明を伺おうと保護者の皆さんに申し上げております。保育所民営化検討委員会が出される答申を受け、その内容を尊重しながら、今後においても保護者の皆様はもとより、地域住民の皆様方に十分にご説明をし、ご意見を賜りながら説明責任を果たしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） 私は、そういう認識だから、保護者の中で不満とか、不安とか、怒りが今わいているのだと思います。第3回検討委員会の中でも、執行部の皆さんは説明責任という点で努力が足りなかったと反省をしていますということも言われたわけで、やはりそれはしっかり反省もして進めていくべきではないかと思います。私は聞いていて、ますます現状のままではいけないと思います。

最後に伺います。公的責任についての議論も、子育て支援の方向性も、菊池の将来像の議論も足りない。子どもが減る、保育園が老朽化して危険、そういう不安をおおることは一生懸命やる。このような状況で民営化を決定付けることはできないと思います。私は白紙に戻して、一から議論をやり直すべきであると思いますが、どうでしょうか。

さらに、11月25日、市内5つの公立保育所の保護者の皆さんが取り組んだ民営化計画の見直しを求める要望書が3,300を超える署名を添えて提出をされま

した。要望項目は、保護者や地域住民の理解と納得抜きに民営化はしないこと。保育の充実へ保護者や保育士の声を反映すること。この2点です。これは、当然の要望だと思います。これは、民営化問題に留まらない民主主義、住民自治の問題でもあると考えています。いずれにしろ多くの方々が菊池の保育園民営化推進に疑問符を付けました。署名に寄せられた思い、願いは、非常に重いものがあると思います。この声を聞くのか、聞かないのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） これまで部長の方から答弁を申し上げましたとおり、現在、保育所の民営化検討委員会で議論がなされているところでございます。その答申を待つてからでないとは明言することはできませんが、これまでも申し上げておりますように、3年間、執行部の内部におきまして議論をしてまいりました。ガイドラインでの検証をはじめといたしまして、本市の現状、あるいは利害関係者への影響など、財政面も含めまして様々な観点から検証を行ってきたものでございます。公的な責任についても6月の議会でもお答えいたしておりますけれども、先ほど部長答弁のとおり、行政の責任というものが変わるということではないということでございます。先日、ご指摘の署名をされました三千余名の方々の思いというのは十分承知をいたしております。現在、この保育所民営化検討委員会に議決をいただきまして、委員会を設立して、その委員会での今諮問なされて、協議がなされているという、審議がなされているということでございまして、その答申を待っているということでもありますこと。また今後も保護者の皆様、そしてまた住民の皆様の声を聞くことなどによりまして、民営化の是非についての議論を、結論を出していきたいと、このように考えております。そのプロセスであるということをご理解をいただきたいと思ひます。市の考え方を示しながらこの保護者、市民検討委員会のご意見をお聞きしている段階でございますので、民営化をするか、しないかということで、この黑白を付けると、最終決定というものについては、現段階におきましては結果を予測してどうするのかということには言及できる状況にはないということをご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） しっかり検討していただきたいと思ひます。

次に、国保税についてお尋ねします。

高すぎて払えない、これ以上の負担は耐えられない、この市民の生活実態からわき上がる悲鳴に市政がどう応えるのか。この4年間、私は一貫して国保税について

暮らしの実態、声から一般質問や討論で取り上げてきました。2007年6月議会では、負担能力を超えているとは思わないのか、質問をしました。執行部は、軽減を図っているから負担能力は超えていないという認識で、当然基金取り崩しも、一般会計からの繰り入れも考えていないという状況でした。2008年6月議会では、国保運営協議会で起こった声、毎年上げると市民はパニック、もう限界、この議論を踏まえて所得が低下をする中での増税は大変過酷、負担能力を超えた増税であることを指摘しました。このときには、執行部は一般会計からの繰り入れも視野に入れる、こう言われました。そして2009年3月議会で、税の負担能力についてどう認識をしているのか質問をしました。執行部は、税負担の限界との認識を示されました。そして、一般会計からの繰り入れを検討していること、税負担軽減のための取り崩しは可能である、この答弁をされました。担税力、税負担能力についての認識は、この数年で大きく変化をしたわけです。

以上を踏まえて、まずお伺いします。加入者の多くが低所得、平成19年の平均所得で136万円、こういう国保世帯にとって国保税は税負担の限界にきている、この認識は今でも変わりませんか。まず、お伺いします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、今お尋ねの件についてお答えしたいと思います。平成21年度の国民健康保険の税の改正につきましては、現下の厳しい経済状況を考慮しまして税率を変更せず、現行の12.5%を維持して、不足します税額につきましては基金を取り崩して対応することといたしております。昨年の開催されました国保運営協議会におきましても、ただいま東議員仰せのとおり、委員の中から12.5%が限界税率であると。これ以上の負担には市民は耐えられないのではないかと意見も多く言われたところでございます。現下の日本経済は、長期間継続するデフレの下で失業率は過去最高水準に達し、賃金の下落、倒産の増大等の弊害が見られ、深刻な状況にあります。このような状況の中で所得が伸び悩み、保険税が払えない方や雇用の急激な悪化でリストラ等により低所得者層が国保の方に流入していること。また、大幅な税率引き上げは、さらに収納率の低下を招くなど、考慮いたしますれば、現下のデフレ経済の下では現行税率が限界ではないかと認識しているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） 税負担の限界にあるという認識は変わらないということでありました。変わらなければ、どうすればいいと考えていますか。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 国保税の税率については、これから平成21年分の所得税の確定申告があるわけでございます。来年の2月15日から受付をすることとなっております。その所得の推移を見ながら決定したいと考えておりますけれども、基本的には現行税率を据え置くという考えであります。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） 税負担の限界と認識をしながら、据え置いてどうするのか。市民の所得はどんどん減っています。低所得者層の多い国保世帯の平均所得も、平成17年が154万円、平成18年が145万円、平成19年が136万円、どんどん下がっている。限界のラインは、併せてどんどん下がってきています。今、据え置きでは、もう来年は払えない、こういう事態も生まれかねないと思います。基金取り崩し、一般会計からの繰り入れはできると、この認識に立ったわけですから、私は躊躇なくやるべきだと思います。平成21年度は据え置いた、私はその努力は非常に認めます。今度は、さらに引き下げの方向で知恵を出し合い、検討すべきではないかと思います。財源も知恵を絞ればいろいろ出てくるわけで、そうすると私、資産の中身については今回触れませんが、8,300世帯で5,000円から1万円ぐらいは引き下げることだって可能であると思うんです。この額は、5,000円とか1万円というのは税額総額に対すれば少額ではありますが、これまで上がる一方だった国保税が合併後、初めて減税に転じる、これは私は大きな政策的メッセージとなると思います。市民の暮らしに対する市の姿勢、メッセージが強く伝わるのではないかと思います。市長、ぜひ据え置きに留まらないで引き下げるべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 本年の3月議会の東裕人議員の一般質問につきまして、平成21年度の国保税率改正において、不足する税額については一般会計からの繰り入れを念頭に内部に検討していることを答弁をいたしましたところであります。幸いにも基金残高が2億円相当額ありましたので、その基金を取り崩しまして一般会計からの繰り入れをしないということをして5月21日の議会月例会で説明をしたところでござ

います。平成22年度、来年度におきましては、不足する税額は一般会計からの繰り入れを念頭に考えなければならないと思います。しかしながら、一般会計と言えども際限なくいつまでも税金を投入するというわけにはいかないと思います。いろいろと考えれば税源があるんじゃないかというお話がちょっと出たんですけども、それを何とか考えたいと思いますし、またこれは国の制度設計として、この保健体制、医療体制というのも考えてもらわなければいけないことだと、地方自治体の一般会計税源そのものも厳しい状況になっているという状況であります。平成21年度分の所得が確定をしておりませんので、一般会計からの繰り入れの必要額というのがどれだけあるのか、充当できるのかと、繰り出しできるのかといったことも試算しなければなりません。そういった状況の中で、本来の税であります国保税につきましての引き下げというのは、今の状況としては考えられないということでございます。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） ぜひ市民の悲鳴が届くようにしていただきたいと思います。

次に、同和行政について質問を行います。これまで私は、毎年12月議会の一般質問で同和行政について取り上げてきました。私がこの問題を取り上げるのは、同和問題の早期解決を願う立場からであります。これまでのような同和行政を続けていけば、部落差別は解消されるどころか固定化され、再生産・拡大され逆差別が発生をする。同和行政の歪みは早急に是正しなければならないと考えています。また私は議員として、市民の税金の使い方、正しく使われているかどうかをチェックし、「聖域」なく不公平、不正な支出は中止すべきとの立場であります。こうした立場から、この4年間の総括的な意味も込めて質問をします。

始めに、これまで繰り返し部落解放同盟への補助金の問題について質問し、執行部も、代表監査委員も指摘を受け止め、改善する旨の答弁もされてきました。ではこれまで4年間に指摘してきた問題で改善した点、未だに解消していない点、それぞれ何か、執行部の認識をお答えいただきたいと思います。そしてその上で、今日において、なお補助金支出は適切だと判断しているのか、お尋ねします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） まず改善された点といたしましては、次の6点が考えられます。

1点目につきましては、補助金の支出については、すべて領収書の添付を義務づけております。平成19年度から、これについては実施しているところでございま

す。

2点目でございますけれども、政治集会、選挙活動に補助金の支出は不相当ということに対しましては、市といたしましては補助金対象経費として認めておりませんので、補助金からの支出はございません。

3点目は、狭山再審要求熊本県民総決起集会への補助金についてでございますけれども、これは補助金からの支出はあっておりません。

4点目の旗開き、内部集会に対しての補助金から支出されている点につきましては、平成21年度からは支出しない方向で強く要請しており、了解をいただいているところでございます。

5点目に職員の慶弔費についてでございますけれども、この支出についても補助金からの支出はありません。

6点目の補助金の繰り越しについては、平成18年度決算から見直しをいたしております。

以上を総括するとともに、支部への補助金の見直しの観点から、現在の補助金のカットということで対応しており、当初から比較しますと3割5歩のカットとなっております。

一方、改善されていない点についてでございますが、次の3点が考えられます。

まず1点目は支部間の日当の調整について、3支部それぞれの考え方の違いにより統一が難しく、現在各支部と協議中となっております。

2点目は、補助金に占める会員からの収入が菊池支部7.5%、旭志支部6.7%、泗水支部6.7%と大変少なく、菊池市補助金等交付規則に則り、3支部に対して補助金に占める自己資金の割合を上げてもらうよう強く要請しているところであり、今後もこれにつきましては協議を続けてまいりたいと思います。

3点目は、補助金に占める行動費、役員手当の割合が菊池59.8%、旭志支部45.9%、泗水支部68.5%と非常に高くなっておりますが、この要因といたしましては、まず第1点目の日当と同様、行政と支部との考え方の違いが大きく、なかなか協議しても統一できない状況にあります。しかしながら、引き続き協議をしてまいりたいと考えております。

最後に、補助金の支出につきましては、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決のためには必要であると認識しておりますが、今まで答弁しましたとおりまだまだ補助金の使途及び自己資金の増額について改善の余地があるものと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

○2番（東 裕人君） 改善の余地があると言われました。

では次に、代表監査員に伺います。

まず、収入の問題ですが、昨年も指摘したように、本来の団体の収入である支部費、同盟費収入は3支部合算で収入のわずか7%に過ぎません。先ほどの答弁にもあります。その同盟費も、ほとんど上部団体に上納するので、結局支出のほとんどが市からの補助金を原資とするものであります。これは、これまでいろいろ同盟費が入っているから全部補助金ではありませんとかいろいろ言われてきましたが、どう強弁されようが、逃れようがない事実の問題です。それを踏まえて、今度は支出の52.5%を占める行動費、日当の問題を中心に伺います。私は以前、日当の問題で執行部、議員、職員一体になって節約、経費削減に努力している一方で、交通費、弁当代は別にした丸々日当6,000円などの支出は妥当かどうか、内部集会での買い出しや片付けに公益性を認めるのか、こういう質問をしました。今回、平成20年度決算書、事業実績報告書、領収書を精査しても、未だに旗開き、先ほど21年度からはしないようにと強く求めているというお話もありましたが、20年度では未だに旗開きという内部集会や県委員会など、要は団体の会議、それから行政との打合せ、さらには糾弾会、こうしたものに参加するだけで日当が支出をされています。しかも同じ会合に参加して、例えば5月27日、3支部役員と行政との会議に参加して、菊池支部は4,000円、泗水・旭志が6,000円。1月5日、県連旗開きに参加して、菊池支部が5,000円、泗水・旭志支部が6,000円。これまで基準を設けて統一させると言っていましたが、結局バラバラの支給です。これは先ほどの改善すべき点というところでも述べられていました。

そこでお尋ねします。こういう支出を代表監査員は未だに妥当であると言いつけるのかどうか、お聞きします。

それから、役員報酬も支出されています。団体の役員報酬を税金で賄うのは、私はいくらなんでも認められないのではと思いますが、どう考えますか。さらに日当については、これまで私が質問をしても、執行部も代表監査員も、額が高いのは生活保障、こう答弁してきました。生活保障であるなら、私は給与所得だと思います。所得税の課税対象になりませんか。日当、年間20万円を超えれば雑所得、執行部が言う生活保障であるなら給与所得。どちらであったとしても、当然確定申告すべきだと思いますが、そこは確認されていますか。納税指導をされているのですか。お答えいただきたいと思います。

併せて、収入で同盟費の問題を取り上げました。調べてみると、旭志支部は同盟費は20万円収入があるのに上部団体に上納していない。ほかの支部は上納してい

ます。執行部に確認すると、別に集めているお金で上納しているとのことでした。これは、以前取り上げた清掃委託料が計上されていない問題とは違う、補助金の決算書そのものに関わる問題です。二重の会計のシステムが存在して、本来計上すべき収入、支部費のうち一部だけを計上する。こういうことをすれば、自己資金を増やせば補助金が削られる。だから、収入を別立てにして不当に補助金を得ている、こう言われても仕方がないと思いますが、どうでしょうか。こうした二重の会計を代表監査員は認めるのか、答弁いただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 代表監査員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査員（宮川貞雄君） おはようございます。

先ほどご質問の当該団体への補助金交付に関しましては、合併後に施行されております本市補助金等交付規則に対しまして、市民の目線に立ち補助金交付が妥当であると認識される内容の補助事業であるべきとして、監査員就任当初からの定期監査、決算審査にて公平・公正なる観点から慎重かつ厳格な監査を実施してきております。その経緯の中で、毎年の補助金交付では監査員として次の3項目について当初から指摘してきたところでございます。

1点目といたしましては、合併前からの各市町村での補助金交付の経緯もあり、一足飛びのすべての改善は無理とは理解できますけれども、各支部への補助事業、補助対象項目、補助金額の算出の基礎を明確に統一していくこと、結構バラバラであったということですね。

それから2点目としては、今日までの経緯は理解しつつも、主体的な団体として各支部ともに、先ほどもあっておりますが、自己負担金割合が少数でありますので、自己負担金割合の増加に務めること。

3点目として、各是正項目については、一足飛びではなかなか困難ということで、一定の移行期間を設けて実現していただき、本市財政が厳しい状況にあることから、全般的な事項でもある補助金交付額の減額を実現すること。こういったことで、この監査における指摘の中で補助金交付の本来の効果が向上できるように求めてきたところでございます。今回のご質問の日当につきましては、これらの支出について妥当とするかということでありまして、大会、会議出席等での各支部の不統一な日当の金額は、当然統一した日当額に改善すべきです。また各支部での経緯、団体としての規模の相違もありますが、引き続き改善されるようにねばり強く指導するようしてきており、決して妥当であるとは認識しておりません。

また、役員報酬については、支部の今日までの経緯はあるものの、補助金交付対象としては説明困難な事項であるため除外を求めてきました中で、平成21年度か

らは廃止となり、今後は改善されることとなっております。日当は生活保障だから高いのは当然との認識では全くありませんが、今日までの経緯があり、各支部にも理解を得ながら補助金等交付規則に沿った形に段階的に移行していただくように求めているところです。ご質問の日当については、所得税法の定めにより、一定の所得のある方は当然に申告すべきは申告すべきものです。確認しているのかというご質問でございますけれども、年間給与所得など以外に20万円以上の所得のある方は確定申告が必要であり、必要な措置をされているものと位置づけております。

ご質問ということもありましたので、ちょっとこう枠をはみ出すような分がありますが、個別的な確認をおおよそは行っておりますが、個人情報、プライバシーの面もあり、確定申告をされているかなど個別的に発表というか、公にすることは無理と考えます。当然に執行部には納税手続きに必要な情報提供は怠らないようにしていただきたいと考えております。

次に、旭志支部の同盟費についてのご質問ですが、今日まで旭志支部の同盟費は直接負担するという立場から毎年継続的にその都度割り振りで徴収されて負担されております。そういった経緯の中で、二重会計という捉え方でなく慣行として取り組まれてきた負担方式と、そういうことで認識しております。その徴収されている負担金を支部の会計に加えられることでは自己負担が増加することとなるため、そういう側面からは好ましいというふうに考えますので、今後はすべてを加えた収支決算とされるべきだと考えております。

以上です。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） 日当については、生活保障とこれまで3年間執行部の皆さんは言い続けたわけですから、納税指導も当然皆さんの責任ですべきであります。日当に限らず清掃委託料も含めて、市民の税金を収入としているわけですから、納税意識も当然持たせるべきであります。そして、代表監査員も一足飛びにではなくという話もありましたか、一気にとは言いませんが、段階を経てこうした補助金は無くしていくべきだと思います。

また、二重会計については慣行と言われましたが、これはあくまで別立ての会計があるわけですよ。別立てがあるということは、あくまで二重というふうに思いません。これはきちっと処置もする。昨年、今回も自己資金の比率を高めていくように、そう言われているわけですから、そういうふうにすべきだと思います。

では最後に市長に伺います。冒頭に述べたように、同和問題の早期解決、税金の使い道を正すという立場に立てば、こうした不正常的な補助金行政は止めて同和行政

そのものを転換すべきではないでしょうか。国の同和対策終了した今日、同和行政の終結を図る自治体が広がって、部落解放同盟自身も行政依存からの脱却、これを掲げざるを得なくなっています。菊池市も同和行政の終結へ転換をして、一般行政の中ですべての住民の人権を大切にする市政に発展させていくことが必要だと考えますが、市長の考えをお聞きします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 平成14年3月をもって地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が失効し、法失効後は一般施策として人権教育・啓発の推進が求められております。その根拠としては、平成12年12月に議員立法により人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が制定をされました。その第1条において、目的の中で人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国・地方公共団体、そして国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資すると、このようにしております。この法律に基づき、国は平成14年3月に人権教育・啓発に関する基本計画を策定して、県においては平成16年に熊本県人権教育・啓発基本計画を策定しました。また、本市におきましては、合併と同時に菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例を制定をいたしまして、平成19年3月に菊池市人権教育・啓発基本計画を策定をし、同和問題をはじめ様々な人権問題の解決に向けて鋭意努力をしているところでございます。こういった中で、本当にこれだけの努力をしていただいているにもかかわらず、残念なことに本市におきまして同和問題に関する3件の差別事象が発生をいたしました。昨年実施しました人権問題に関する市民の意識調査の結果からも、まだまだ教育・啓発の必要性を実感したところでもあります。同和行政の終結には時間を要すると考えております。特に我が国固有の人権問題である同和問題の解決は、九十九里を持って道半ばとする考え、様々な事業に取り組んでいるところでありまして、同和問題を柱とした人権問題の解決に向けて、なお一層の人権教育・啓発の取り組みが市民上げて必要ではないのかなと、このように考えているところでございます。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午前10時49分

開議 午前10時58分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○11番（怒留湯健蓉さん） 私は、一般質問を3つのテーマをお願いしておりますので、これより順次進めてまいります。

最初に、菊池市老人福祉センター建設についてお伺いをいたします。

菊池市老人福祉センター建設については、これまで多くの時間が費やされ、また多くの論議がなされてきました。これは産廃問題と同様に、合併前に仕上げるべき課題の1つでした。しかし諸般の事情により、今日に至ってしまいました。そういう事情から市民の関心も高く、どうなっているのかというお問い合わせが度々聞かれます。ここでは、福村市政へ引き継がれた時点まで遡って、整理をしながら今後の方針をお伺いいたします。元号で言いますと平成13年12月13日付で、市長あてに菊池市老人クラブ連合会長さん以下副会長さん、理事の皆さん24名連名の市老人福祉センター改築願いについての要望書が出されていますね。それによりますと、その時点で既に施設全体の老朽化に伴う安全性の問題や段差の多い旧弊な設計が指摘され、さらには湯量の低下や交通の不便などが訴えられています。この要望書から、もう8年が経過しました。計画が、今ある計画が具体的に動き出したのは、この要望書からですよ。平成14年までは旧菊池市には保健センターと老人福祉センターの複合的な交流拠点施設構想がありましたが、15年、市町村合併に伴う新市建設計画にあたって、保健センターと老人福祉センターは分離し、保健センター建設は新市全体の施設として考えることとして、老人福祉センターについては、旧菊池市の継続事業として進めることになりました。平成16年、菊池市老人福祉センター建設検討委員会が設置され、有田物産跡地が候補地とされましたが、この時点では結論に至らず、新市に持ち越されてしまいました。17年合併の後、新市の文教厚生常任委員会にこれまでの経緯と有田物産跡地での建設計画が説明されております。18年、年度最初の建設検討委員会で、有田物産跡地での建設が承認されました。19年、有田物産跡地の不動産鑑定評価書が出され、3月議会に平成20年度一般会計予算として、当初予算として上程され、建設予定地購入予算で公費財産購入費として1億1,800万円がここで議決されております。平成20年9月には用地購入所有権移転登記が完了し、それによりますと菊池市隈府431-2ほか6筆、地籍が4,582.28㎡、取得価格が1億1,593万2,000円、平米単価が2万5,300円、坪単価が8万3,490円ということで、この後、文教厚生常任委員会で現地視察確認が行われております。今年21年6月議会補正予算で、それに伴う実施設計委託料1,239万5,000円が議決され、7月には設計業務委託契約を熊本市の古川事務所に委託されました。委託料は1,016万4,000円。資料によりますと、大筋ではこういう経過をたどっています。

まずは確認をいたしますが、この経緯についての認識はこれで間違いはないのか。また、当初土地がその法外に高いというような問題とか、当該地の居住者の問題等々が存在しましたが、現状ではどうクリアされているかをまずご説明いただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 怒留湯議員のご質問にお答えします。

経緯につきましては、おっしゃるとおり間違いございません。土地価格の問題ですが、平成19年の10月に有田物産跡地の不動産鑑定を行い、その鑑定評価を基に庁内の公有財産評価委員会で審議・承認された価格で購入をしましたので、正当な価格であると認識をしております。

次に、居住者の問題につきましては、当時3軒の居住者がいらっしゃいましたが、購入する前にはすべての方に移転していただいております。これまで特に苦情等もいただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○11番（怒留湯健蓉さん） 経緯については、私の認識で間違いないということですね。また、土地価格の問題、居住者移転の問題等、すべて完全に解決しているということですね。それではその上に立って質問を続けます。候補地、有田物産跡地に至った経緯、それとその土地の有用性について確認をいたします。平成16年9月、論議が具体的になるにしたがって候補地は5、6カ所上がったようですが、交通アクセス、市街地の活性化との関係、温泉源確保も駐車場の確保、そして財源問題等から、ヨーカドー敷地、それから現在地、有田物産跡地の3カ所に絞り込まれました。17年の3月ですね、旧菊池市の全員協議会において、有田物産跡地が求められるところの要件をより効率的に満たす場所として示されました。このとき竜門ダム事務所跡地、あるいは八媛荘跡地、弓道場跡地等が出されましたけれども、それらについての調査は不可能、または困難であるとの結論であったために有田物産跡地ということになりました。というふうに私は資料を見て確認をいたしますが、これで間違いありませんね。じゃ間違いなければ、1回目の質問でも触れたように、然るべき手順を踏んで到達した有田物産跡地に、ここまで来て変更があってはならないと思いますがいかがですか。有田物産跡地については、市民の福利厚生を質と量を高めるために優れた条件が備わっていなければなりません。それはどのようなことですか。また当該地の有用性についてですが、その周辺の行政区には公

民館がなく、迎町などは古い辻堂を使っておられます。その辻堂は狭くも床は高く、とても使い勝手が悪く危険です。そういう状態ですから、災害のときなどに非難する場所とはなり得ず、非難するには隈府小学校までいかなければならないと言います。下町のある一人暮らしの方は、私は小学校まで行っくらんと言われます。このような状況下、周辺地域の要望にも応え得る施設とすることでしたが、具体的にはどういう形態になりますか。施設には新市全体を視野に入れた構想が活かされるということですが、具体的にはどういうことか、ご説明下さい。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 再質問にお答えいたします。

当該地の有用性につきましては、おっしゃるとおり当初より候補地選定の予見として5つの前提条件がありました。予定建物面積約1,200㎡、駐車スペース等の敷地面積約3,000㎡、合計の4,200㎡程度の敷地が確保できること。それから、市街地の活性化に寄与する施設であること。老人会の要望に添う交通利便性に配慮すること。それから、民業を圧迫しないよう温泉掘削の同意が得られる箇所とすること。また、新市建設計画事業費を上回らないことを踏まえて、各候補地を比較検討した結果、有田物産跡地が候補地選定の5つの前提条件のすべてをクリアして最適であるとの結論に至ったところでございます。

また、国庫補助を受けて建設用地を購入したわけでありまして、これまで市議会に対して一貫して説明をしてきた経緯もあり、現時点で建設予定地を変更する考えはありません。また、有田物産跡地周辺には公民館がなく、住民が不自由な思いをしておられます。そのような地域住民の要望にも応え、高齢者を優先しながらも、広く市民にも開放して利用と交流の機会を図り、災害時の避難場所としても対応できるなど、機能性を持った施設整備を目指しているところであります。この老人福祉センターの整備につきましては、新市建設計画における事業であり、菊池市と旭志の老人福祉センターが老朽化していたため整備が進められていたものであります。旭志の老人福祉センターが昨年度、平成20年度に整備され、今回菊池の老人福祉センターを整備することにより、全市的に整備が完了することになります。またこの建設予定地であります有田物産跡地につきましては、合併後、特に七城、旭志、泗水からの交通の利便性がよく、旧菊池市はもとより、今後は新市全域からの集客が見込まれます。合併後の中長期展望に立った利用を考えますとベストの立地場所と思われれます。

また先ほど述べましたように、高齢者を優先しながらも市民全体の利用を促進していきたいと考えており、新市における新たな交流活動拠点として整備を進めてお

ります。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○11番（怒留湯健蓉さん） 建設予定地を変更することは考えはないということで、ここまで来て、それはむしろ当然ですよ。ぜひ粛々と進めていただきたいと思います。有用性については、周辺の皆さんの長い間の願いに答える施設設計がなされているようですね。それと同時に、利用しやすい制度の設計も必要になってくると思われまので、あとはその辺を十分配慮して進めていただきたいと思います。的確な答弁であったことを認めて、次に進みます。

同様な施設は、今答弁にあったように、旧七城、旧泗水、旧旭志ともにほぼ整備をされたようです。残る旧菊池の施設が今急がれているわけです。基本的にハードは可能な限り縮減すべきですが、この施設だけは十数年来の課題であり、現実問題としてここできっちり目途を付けなければなりません。様々な困難を乗り越えてここまでできたわけですから、進めていただくこととして、最後の喚問として泉源の問題が浮上しました。当初の掘削の計画は、法的にも、また民間の泉源との関係においても問題なしということでしたが、送水方式に変更されたことについてのどのような推移があったのか。それから、湯量とその温度の確保及びそのメンテナンスの方式。掘削と送水の経費及びそのランニングコストについて。それから、送水管の誘導路、距離、また詰まることはないのか。送水管が国道を渡らなければならないことについての問題点をお答え下さい。そして、先般高野瀬の方からご意見を聞いたのですけれども、跡地について十分協議をしてほしいと。願わくば、何らかの福祉関連施設として使えないかということでした。大きな区ですから、現在の公民館も手狭だそうですし、あるいはもう一步踏み込んで元気な長寿社会のために貢献できる施設。例えば、全市を視野に入れた予防医学を推進するような施設として使えないかということでしたが、いかがですか。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 基本設計の中で比較検討をしました結果、理想は建設用地内に掘削して十分な温度と湯量を確保し、掛け流しにすることですが、この場合、十分な湯量が確保できるかのリスク、例えば掘削費用や工期が最低でも1年程度遅れるといった課題が残ります。これに対し、近くまで埋設されている足湯の送水管を利用する場合には、建設用地まで約200m延長することで温泉の確保ができます。ただし、昼間は温泉を足湯に使用するため、夜間に貯湯タンクに溜めておく必

要があり、多少の湯量の制約、加温設備等の必要が伴ってまいります。結論としまして、計画どおり確実に建設を進めるためには、湯量の制約が多少伴うなどの課題は残りますが、総合的に判断いたしまして最終的に送水方式で進めるということで決定にいたっております。

まず、湯量は先ほど述べましたとおり足湯との併用となりますので、貯湯タンクを設置するとともに循環式による利用を含めた対策を取ってまいります。温度につきましては、泉源が46.4度であり、1kmで1度ほど温度が下がります。源泉から建設用地まで約1.5kmですので、1から2度ほど下がりますが、45度程度で十分利用可能な温度が確保できます。ただし先ほど述べましたように、足湯との関係で夜間に貯湯タンクに溜めておく必要がありますので、加温等の設備費用が必要となると考えております。

次に、温泉設備につきましては、温泉掘削も検討してまいりましたが、二通りの結果が考えられます。

まず、掘削して十分な湯量が確保できた場合と、掘削した場合が満足な湯量が確保できない場合が想定されます。温泉掘削がうまくいけば問題はありませんが、掘削しても湯量が足りないことや数百メートル掘っても出ないことが想定され、非常にリスクが高いものです。このリスクを避けるために送水方式を考えているものですが、ランニングコストにつきましては温泉掘削費の投入が不要なことで、確実に温泉設備に供給できることを最優先し、経済比較を検討しているところであります。

このように、掘削にすれば温度や湯量の問題でリスクが避けられず、送水式の場合、安定した湯量の確保が見込まれるとともに、費用の面でも有利と判断されます。ランニングコストにつきましては、現在基本設計が終わり、これから実施設計に入る段階ですのでまだ詳細はわかりませんが、今後試算をしながら効率的な運用を検討してまいります。送水管の誘導路、距離につきましては、以前菊池保健所に確認したところ、法的な問題は特にないとのことでしたが、確かに送水の距離が長くなりますと漏水やレジオネラ菌による汚染等の問題が考えられます。また、温泉成分により通常の水道水よりは送水管内が詰まりやすくなることも考えられます。定期的な送水設備の点検、清掃管理などにより十分な対策を講じてまいります。送水管が国道387号線を横切ることの課題につきましては、足湯構想の関係で、以前から菊池地域振興局と協議を重ねながら進めておりますので問題はございません。現施設があります地元高野瀬区における移転及び跡地利用についての問題につきましては、地元から尋ねられた経緯はありますが、今後跡地利用等については地元と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○11番（怒留湯健蓉さん） 次に進みますが、いずれにしてもここまで積み上げてきたわけですから、予定どおり竣工するよう鋭意努力をしていただくことを求めて、次のテーマへ移ります。

次は保育園の民営化の問題ですけれども、6月議会において公立5保育園と公立2老人ホームの民営化、様々な条件が議決されて、直ちに検討委員会が設置されました。10月には答申を得たいとの方針であったために検討委員会は畳み掛けるようなスケジュールで行われました。私は、老人ホームの第1回の検討委員会を逃したのみで、後の検討委員会はすべて傍聴をいたしました。そこで一貫して思ったのは検討委員会の人選の問題です。つまりメンバー構成は、どのように図られたかと。条例によって図られたということでもありますけれども、非常にやっぱり問題があるということを思いました。このことについては、9月議会で取り上げておられますので多くは言いませんが、検討委員会というのは第三者の科学的な、客観的な判断を求めるということでした。市長ご自身がそれぞれの委員さんの人となりに詳しく精通しておられたかということ。それから、資料及び説明についてですけれども、これはもう東議員さんがたびたびおっしゃるように、終始コスト論変調でありました。この姿勢もまた問われなければなりません、いかがでしょうか。

それから、資料や人選のあり方に見るように、それからスケジュールの組み方などに見られるように、検討委員会設定の手法そのものにも当局側の姿勢が問われていると思いますが、この点はいかがですか。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） お答えいたします。

検討委員会委員につきましては、保育所及び老人ホーム民営化検討委員会条例の第3条にうたっておりますように、関係機関及び団体の代表者、学識経験者、その他市長が適当と認める者となっております。それを踏まえ、各担当課で委員候補を選考し、最終的には市長の決裁を受けることとなりますが、ご指摘の2つの案件に限らず、全庁的に同様な事務手続きをもって実施されているものでございます。資料や説明におきましては、保育園については少子化対策面、財政面、保護者、園児への影響及び新たな子育て支援の展開など、様々な角度から行った内部の検証結果を、また養護老人ホームにおきましては、入所者及び家族に対しまして民営化についてのアンケートを実施し、委員会にて集計結果を報告し、内容についてご説明

し、検討をいただいております。利用施設の民営化問題につきましては、コストの問題だけではなく、その取り巻く環境の変化やニーズの多様化への対応策等様々な課題を抱えつつ、これらの問題を克服し、保育及び入所者処遇水準の維持を図るため、保育サービスや高齢者支援のあり方について検討・検証を重ねているところでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

検討委員会の日程等については、委員から要求される調査審議にスピーディに答え、効率的にかつ慎重にしっかりと議論していただくための集中審議期間を考えてのことでありました。しかしながら保育園については、結果的には予定しておりました委員会の回数や答申の時期につきましては遅れておりまして、さらに議論を重ねることになる状況にございますので、期間等について再考の必要があったと思っております。

なお、養護老人ホームにつきましては、先日4回の会議を終了いたしまして、答申内容についてご議論をいただきまして答申を待っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○11番（怒留湯健蓉さん） 最終的な市長決裁、市長決裁は当然のことですけれども、私がここで問題にしているのは、決裁をされた市長ご本人がどういう人物か詳しくご存じなかったということです。このことは、今回の人選を通してしっかり学習をしていただき、改善につないでいただきたいと思っておりますが、いいでしょうか、部長。

じゃ、次に進みますけれども、それぞれの委員長さんは、さすがに研究者といいたまうでしょうか、専門家らしく、メンバーの皆さんからバランスよく意見を引き出すように配慮されておりました。その中で、両委員長さんの発言で印象的だったのは、市民の目線で論議をしなければならないということと言われ、菊池市民の世論をどう判断されますか。民営化について、何か市民のリアクションはありませんでしたかと投げ掛けられていたことです。そしてまた、先ほど東議員も触れられましたように、研究者らしく菊池市の児童福祉及び高齢者福祉をどうするのかという理念やビジョンが見えないという発言も再三聞かれました。民営化を考えるときに、コスト論とともに議論が必要であった児童福祉及び高齢者福祉に係る理念やビジョンが庁内で論議されたか。

それから、検討委員会では、市民に対する十分な周知と論議の時間が与えられなかったこと。そして、現場の声、つまり園長さんたちや保護者の声が聞こえないということも指摘されておりました。現場の声を聞きたいというのは、特に検討委員会の

委員長さんからも求められていましたが、市長にはその報告が上がっていますか。そして、それについてどう対応されますか。周知と議論の時間が与えられなかったことや現場の声を求める類似の発言は、委員の中からもありました。これらの指摘は、これまで私どもが指摘したことにほかなりません。ここへきて検討委員会でも同じことが言われています。これは非常に重い内容を含んでいますが、このことについての見解を求めます。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 保育園は、子どもたちの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければなりません。それは、公立・私立とも変わるものではございません。また、老人福祉施設は、地域社会の支持を受けて高齢者が地域で安心して生活を送ることができる拠点施設となることを使命としております。両施設ともこれらのことを念頭に、各担当課、行政改革推進課、財政課、職員課を中心とした個別検討会議で検討を重ねまして、市長を本部長とした菊池行政改革推進本部で方針を決定いたしております。検討委員会での要望事項はもちろんでございますが、検討委員会での検討内容は、随時市長の方にも報告をしております。また、委員会で現場の園長の声を聞きたいとの意見が出されたことにつきましては、検討委員会条例の第7条におきまして、会長は関係職員を出席させて意見を求めることができるとうたっておりますので、委員会に諮ってまいりたいというふうに考えております。

保護者の皆様への周知等につきましては、ガイドライン等、様々な視点からの検証結果を報告したものでございます。説明会でも、あくまで行政内部での判断で、最終決定事項ではないと申し上げた上で説明会を実施してきております。議員ご指摘のとおり、非常に重要な問題だと十分認識をしており、現在も民営化検討委員会での議論がなされているところであります。今後も議論の内容や答申の結果等を踏まえ、保護者の皆様はもとより地域住民の皆様への説明責任を果たしていきたいというふうに考えております。

また、養護老人ホームの民営化検討委員会は、先ほど申し上げましたとおり、先日4回目の会議を終了しまして、答申書の作成をお願いしているところでございます。この間、入所者及び家族へのアンケートをはじめ、職員や関係者等への意見聴取等を行い、その内容につきまして報告しております。今後示される答申内容に基づきまして、入所者及びご家族へ説明責任を果たし、ご理解をいただけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○11番（怒留湯健蓉さん） 私は、理念やビジョンを論議したかということを知りたいです。お答えがないということは、それらしい論議がなかったということだろうと思います。大事なのは、高齢者福祉計画とか次世代育成基本計画等との整合性を論議することが不十分なまま外部検討委員会に投げ掛けられたということ、これは厳しく指摘しておきたいと思います。

それから説明責任を果たすということですが、説明責任は当然のことです。大事なのは、説明をすることとともによく聞くことです。聞く耳を持つことです。そして、その声を反映させることだと思います。いいでしょうか、部長。そういうことを指摘しながら次に進みますけれども、今、高齢者や子どもに対する公的責任、先ほど来、東議員が繰り返しおっしゃっておりますけれども、公の分野での公的責任をどう構築するか、市民を主権者とする情報の公開と周知をどう進めるか、本市の行政の体質が問われています。10月の文厚の研修では、若者の定住率や出生率で成果を上げた長野県諏訪市を訪問しましたが、そこでは16ある保育園のうち2園を統合して15園とし、あとは民営化する方針はないということで、これは諏訪市の方針であるということでした。また、11月の議運の研修では兵庫県赤穂市を訪問いたしましたが、そこでは職員の処遇に関わって簡単に民営化できないということをお話されました。赤穂市の行政としての重厚な姿勢を見る思いでしたが、翻って本市の姿勢はどうでしょうか。赤穂市で聞いたように、民営化に関わる重要な懸案として、職員の処遇の問題があります。これまでの質問においては、一般職へ転向させるといういとも簡単な答弁でしたが、これはいくつかの観点から再考察を要します。国家資格としての保育士あるいは高齢者介護の専門職、あるいは調理の専門職として採用されたのですから、就業規則及び労働契約、労働協約との関連はどうなりますか。

それから、保育士や介護士及び調理師から一般職への職種の変更は、まぎれもなく労働条件の変更にほかなりません。これは関係法や菊池市職員の職種変更に関する規定、これがあるかどうか、による職員組合との協議事項ですが、それは行われますか。

それから、長年その道一筋に力を尽くしてきたこれらのベテランの保育士さんたち、介護士さんたち、調理師さんたちは、今や子育て支援の中の、高齢者介護の中の大いなる社会的資源です。今日の現場は、保育園、老人ホーム、いずれも厳しい現実があり、ベテランの保育士・介護士・調理師はなくてはならない存在です。そのベテランの皆さんを社会的資源として活用しないとすれば、それは本市にとって

マイナスではありませんか。署名が取り組まれ、一次集約で、これも先ほど来触れられましたが、3,304筆が寄せられました。このことは、本市の次世代育成の姿勢、福祉の姿勢が問われている証です。この市民世論を市長はどう判断されますか。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 民営化に伴いまして、労働条件の変更が生じる可能性があるということでございます。職員組合に対しましても、労使協議を基本にして対応したいということで回答しておりまして、民営化につきましても職員の不安を解消するため、ご指摘の職種の変更などなども含めまして十分話し合っていかなければならないと思いますし、またこの民営化の進捗状況をどういう状況になっているかということをご組合の方にも十分説明をしながら進めているところでございます。しかしながら、現在の状況といたしましては、民営化検討委員会に諮問している状況でありますので、今後答申が正式になされまして、具体的な方向性が確定しましたら、必要に応じまして労使協議をさらに深めてまいりたいと、実施してまいりたいと、このように考えております。議員ご指摘のとおり、保育業務に精通した熟練の保育士を活かすことは当然のことです。もちろん保育士につきましても、一律に国家資格を有していることから、単に保育士の年齢や、あるいは運営主体によって差が生じるものではなくて、保育士の年齢構成にバランスの取れた配置をすることによって、保育サービスの質の確保が図られると、このように考えております。例えて申しますならば、ベテラン保育士の安心感と同様に、子どもたちにとっては母親的な存在だけではなくて、いろいろな年代の保育士と関わることで家庭と同じような雰囲気を感じ、家庭にはないまた雰囲気の中で社会で必要な人間関係を身につけることができるのではないかと、このように考えております。公立・私立保育所を問わず、細心の注意を払って保育にあたっておるところであります。もちろんこれからもこのようなスタンスを変えずに保育行政に取り組んでまいりたいと考えております。

署名の件につきましては、先ほど東議員からのご質問もございましたけれども、11月25日に保育所民営化計画の見直しの要望書を三千有余名の皆さん方の署名をいただきました。提出をなされましたが、署名の重みというものは十分に承知をいたしております。今後も次の世代を担う子どもたちが心豊かで健やかに育ち、誰もが安心して子育てが、あるいは生み育てることができるような環境整備に向けまして努力をしてまいりたいと、このように考えております。

養護老人ホームの支援員につきましても、長年培われました入所者処遇の技術や

経験と、それから介護福祉士やケアマネージャー等の資格取得によって、入所のニーズを重視した支援に、より成果を上げてきたものであります。来るべき超高齢化社会においても、経験やこのような豊富な知識の蓄積に裏付けられました先駆的な取り組みを行って、高齢者福祉全体のサービス水準の向上を図るためにも、職員の知識や経験は活かされるべきものであると、このように思うところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○11番（怒留湯健蓉さん） 次に進みますけれども、老人ホームの方は、もう4回の取りまとめがありました。4回目では副委員長さんは遅れて家族会代表は欠席であるという中で、答申の取りまとめになりますので、たくさんの付帯意見が付くと思いますから、ぜひその点にご留意いただきたいと思っております。

次に進みます。

産廃問題、これこそ合併前に解決しておくべき最も重要な課題でした。それが、昨年後半になってたびたび浮上し、今日様々な事態が、なお伝えられています。それはなぜか。本来、産廃問題は一部書き換え協定により4年前倒し閉鎖への道筋を確実に進めることこそが我々の任務であるはずですが、そしてそれはあらゆる困難を払い、あらゆる妨害を排除し、あらゆる誤解を解き明かし、万難を排し、市民を挙げて追求している道筋にほかなりません。ところが、例の13項目の約束事項が突然表面化して以来、なんとも不可解な事象が見られます。

ここで改めて伺いますが、いわゆる13項目の約束事項は、九州産廃が主張するように協定破棄の根拠となるのか。そして、一部書き換え協定が基本であります。それによれば産廃はどうすることになっているのか。また、12億600万円を支払った後に、さらに移転先を見つけてやらなければならないと流布されているやに聞きますが、協定にはどう書かれていますか。

以上、たびたび聞きますけれども、再度明らかにして下さい。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） これまで議会や区長会等で説明してまいりましたとおり、13項目は市の努力目標であり、業務の履行を約束したものではありません。そして、県の廃棄物対策課や弁護士も破棄の根拠となるものではないとの見解であります。

次に、最終処分場については、一部変更協定書の締結により4年間期間を短縮した平成26年度での閉鎖となります。市と会社の両者が同意したものであり、市や

県は移転先を見つけないことや期間を短縮することでの営業補償や転業補償としたものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○11番（怒留湯健蓉さん） 本当に骨格の部分を確認に答えていただきました。協定破棄の根拠と、私はその答弁で十分ですよ、全部知っているから。協定破棄の根拠とはならない、埋立処分場については廃業すると。そして12億600万円は埋立処分場の廃業補償、それから従業員の雇用保障も含まれているので、移転先を見つける必要はないと、そういうことですよ。我々はしっかりその原則に立たなければなりません。そして、九州産廃の理不尽な要求に対しては、しっかり、きっぱりそれを退け、協定の履行に邁進すべきですよ。その姿勢が変わりは、部長、ありませんよね。そうであれば、伝えられているところの、いわゆる13項目の約束事項と環境保全組合参入の問題は全く別次元の問題であると、普通の常識では考えられますがどうお考えですか。

それから、一般廃棄物の処理について、新菊池市民の最大の利益のための方針はどうお考えですか。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 2回目の質問にお答えいたします。

菊池環境保全組合で計画されております次期清掃工業建設に菊池市全域が加入することは、産廃問題とは別問題と考えております。

次に、将来は本市のごみ処理を統一するとともに、財政的負担を軽減し、市民の皆様のご利便性を向上させなければならないと考えております。本市としましては、ごみ処理の効率性や財政的な負担を考慮すれば、本市単独の処理施設を建設するよりも広域的処理施設を建設することが負担の軽減につながることからベストであると考えており、今後も現在進められております菊池環境保全組合の次期清掃工場建設計画において、菊池市全域加入を引き続き強く要望してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○11番（怒留湯健蓉さん） どの事業も、どのテーマも、やっぱり行き着くところは市民最大の利益が優先ですよ。市民不在にならないように、市民最大の利益を追

求していただきたい。当たり前のことですがけれども、ぜひどの分野でも、特にこの分野においてはですね、市民不在にならないようにということを念頭に置いてお進めいただきたいと思います。

産廃問題を巡ってわかりにくい問題の1つに、環境整備基金の取扱いがあります。その中の数点伺います。環境整備基金の中の寄付金について、分配案が示されましたが、これは文教厚生常任委員会の協議会まで来ましたが、それ以上ではありませんでしたが、その分配案はなぜつくられたか。しかし、その分配案は地元から拒否された、否定されたと聞きますが、それはどういう経緯ですか。

それから最後にお伺いしたいのは、いろいろ勉強会や長く産廃運動に携わってきた皆さん方からのご意見ですが、産業廃棄物が地中でどう変化していくかは、人類がこれまで経験していない未知の事態ということです。埋め立てを終わっても、その後長期的な監視が必要であること。それは、産業廃棄物と処分場の本質を知る者にとっては基本的な認識です。その意味において、基金は今後産廃に起因するあらゆる環境汚染を想定して、時間・空間を超えた環境保全のための基金として温存する、保存するというのが皆さんの願いですが、これについてはどうお考えですか。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 菊池市環境整備基金は、市外の自治体等から搬入される一般廃棄物に対しての環境保全協力金や寄付金、預金利子等を財源として、現在約1億8,890万円となっております。環境整備基金の取扱いにつきましては、会社の意向や施設の周辺地域の地元住民の要望に基づき、地元の環境整備に活用することを本年第2回の定例会の一般質問でお答えをしております。ご質問の地元水迫地区に提示した配分案につきましては、菊池市環境整備基金運営要綱に基づく運営委員会で検討したところでございます。その中で、運用額の条件を定め、地元水迫地区の9つの区が環境を整備する事業に平等に使われること、整備を進める上では一定の期間を設けることなどを検討しております。これらの検討結果を市の案として地元区長会の方へ提案したところであります。また上限額を設けたことから、多くの事業を行った区や全く事業を行わなかった区、あるいは事業費の多い、少ないなど、それぞれの区に不平等が生じないようにということで、各区への均等割、所帯数による平等割で配分案を策定をいたしました。そこで、この配分案を基に地元水迫地区区長会へ説明会を2回開催いたしまして、区長の皆様からは一応の賛同を得たところでございます。しかしながら、その後、各区で区民の皆様へ説明がなされた際、全9区のうち3つの区において賛同が得られなかったということで、水迫地

区より市長の方へ報告され、今回市より提案された整備基金の取扱いについては、区長会としては全区長の賛同が得られないために白紙に戻すという文書での回答が提出されております。この報告を受けまして、市としましては今回の菊池市環境整備基金の運用を見送ったところでございます。

以上、お答えいたします。

[登壇]

○11番（怒留湯健蓉さん） 使い道についての答弁がありません。環境整備基金を今後どう運用していくか。産廃から発生するいろんな環境汚染に想定して、温存しておくというご提案について、どう思いますかということを申し上げました。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 菊池市環境整備基金の目的は、市民の環境保全に関する意識の高揚及び地域における環境保全活動に関する事業、廃棄物処理施設の周辺地域の環境整備に関する事業等の財源に充てることとされております。このことを基本としまして、環境整備基金を運用したいと考えております。議員からのご提案は、九州産廃に起因する環境汚染に関する環境保全のためだけに使うということですが、市としましては基金条例に基づく目的や運営要綱で定める意思等を基本として運用したいと考えております。当然、議員からのご提案がありました基金の運用につきましては、事業者で対応できない環境整備等に対しては運用する必要があると考えております。今後市民の提案に耳を傾けながら、さらに検討を重ねてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） ここで、昼食等のため暫時休憩します。午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時48分

開議 午後 零時58分

○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、松本登君。

[登壇]

○22番（松本 登君） 通告をいたしておりました2件について、順次お尋ねをいたします。

まず、老人福祉センター建設事業についてであります。先ほど同テーマでの質

問がありました。またほかにもおられるようございですが、関心が高いということになります。私も大きな関心を持っております。なるべく重複を避けながらお尋ねをしてみたいと思っております。

さて、本市における福祉行政の主軸であります高齢者対策であります。まず高齢者の状況を見てみますと、これはいずれも各年度の9月末現在の数字であります。平成19年度、市の人口5万2,500人、高齢者人口1万3,815人、占める割合26.3%。平成20年度5万2,265人、1万3,906人、26.6%。平成21年度、本年度でございですが、5万2,078人、1万4,016人、26.9%。以上のように、高齢者の人口は増えつづけ、限りなく人口比は30%に近づいております。総合計画における人口計画によりますと、高齢者人口は平成22年度、来年度でございですが、1万3,300人となっております。占める割合は25.6%とあります。本市の高齢化は、人口計画を大きく上回るスピードで進んでおります。日本人の寿命が長くなり、長寿化は避けられず、今後さらに進むことが伺えるところであります。また、世界の潮流の基準となります国連基準、人口比21%超をもって超高齢化社会と位置づけております。

そこで、本市の福祉行政の方針であります。総合計画における基本方針は市民で支える健康と福祉のふるさとづくりが標榜をされております。さらに、高齢者が生きがいを持って生活できるように、家庭や地域の中で暮らしやすい環境づくりが掲げられ、具体的には福祉の充実を目指し、豊かな経験を生かした地域づくりへの可能性をもたらすという、高齢者対策の理念が大きくうたわれております。言うならば、高齢者に対する期待感、行政としての期待感が示されているところであります。その課題解決のため、高齢者の生きがいと健康づくりを推進するための活動拠点の充実を図りますとあります。私は、その拠点の施設となるのが老人福祉センター事業であると、老人福祉センターの施設であると認識をしているところであります。そこで、現在進められております老人福祉センター建設事業の進捗事業を含め、いくつかお伺いをいたします。

1番、建設のスケジュール、特に供用開始の時期も含めてお知らせ下さい。

2番、施設内浴場の内容について。これは、従前からセンター施設には温泉付きとありました。その温泉について、内容及びその利活用についてお知らせ下さい。

3番、センターの位置づけについてであります。先の全協におきましての執行部の説明によりますと、センターは旧菊池市が対象とありました。旧菊池市分の事業とありました。確かに建設計画では、旧菊池市の配分事業数53件の中に含まれております。事業として、予算的にはそのとおりですが、理屈を申し上げますと利用者は旧菊池市民だけでしょうか。センターは、高齢者を対象とする施設でありま

す。一般常識からして全市の高齢者が対象となる、これが当然ではないか、そのように思います。合併後の市政のありようからして、さらに市の公の説明として、旧菊池市分という説明には、これはいかがなものか、私は疑問を感じるところであります。これには明確なる見解をお示し下さい。

4番目、センターの姿、形について。設置場所は菊池の歴史の象徴であり、景観形成によるまちづくりの具現化に取り組んでおられます御所通の流れにあります。歴史をテーマとしてのイメージ、例えば白壁土蔵造りとか、お城風造りとか、さらにはセンターは大型の施設であり、地域の拠点にふさわしい建物として、さらに加えて菊池の木材の活用ができないものか。これは要望であります、できるならば検討ぐらいしていただきたいと思えます。

5番目、太陽光発電について。今、国挙げてエコ、エコであります。市として、センター施設に率先して設置してはどうでしょうか。これも要望であります。

6番目、市老人クラブ連合会、市身障者福祉協議会よりセンター施設内に事務所、事務室の確保の要望があっていると思えますが、その取扱いについてどうお考えか、お知らせ下さい。

7番目、この事業は、合併特例債事業とまちづくり交付金事業の併用との説明があっております。国費における補助事業は、その精神からして行政的には複合施設となります。そうであれば、一般市民、子どもさんも含めての利用が当然となります。センター建設の基本は、高齢者を対象とした施設であります。低料金で、1日中のんびり休息できる施設、そして場所であればなりません。高齢者の皆さんがいかにか待ち望んでおられるのか、これまでの経緯から見て十分ご理解いただいているものと思うところであります。しかし、複合施設となれば、センターの機能も公民館的なものとなりましょう。当然、名称、入館料、センター運営に関する担当部署の設定も簡単にはいかないのではないかと、そのような思いであります。ただ事業費の財源確保だけで、無論お金がなくなれば建設はできませんが、施設利用まで影響が出るとなれば、私は再検討が必要ではないか、そのような思いであります。関係団体等との協議の場をぜひ設けて話し合っていただきたいということでございます。

お答えをいただきたいと思えます。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 松本議員の1回目の質問にお答えをいたします。

建設のスケジュールにつきましては、現在、実施設計を委託しており、年度末には完了予定であります。また、平成22年度の早い時期に建設工事を発注し、同年

度末には竣工、平成23年度初めに供用開始の予定で進めております。

浴室につきましては、今回も温泉を利用することとしております。泉源につきましては、市民広場にありますが泉源からの送水方式となります。これは、既に計画してありますポケットパークの足湯の泉源の一部を利用するものであります。内容につきましては、浴槽のほかに歩行浴を設けた計画としていただいております。今回の老人福祉センター建設は、ご存じのように旧菊池の老人福祉センターの建て替えであります。建設後の利用につきましては、合併後全市の高齢者は同じように利用でき得る施設であり、旧菊池市民の利用を限定したものではありません。

また建設予定地一帯は、議員ご指摘のとおり菊池一族をはじめとする歴史的な趣を残した地域であります。建設につきましては、木材の温かみを活かすため、地元産材をうまく活用するとともに、そのイメージを十分配慮した景観となりますよう検討してまいります。エネルギーにつきましては、環境に配慮した太陽光発電を取り付け、安い夜間電力を利用した仕組みといたします。また、使用するにあたっては、高齢者に安全でやさしいづくりとしてまいります。

今回の老人福祉センター建設にあたり、菊池市老人クラブ連合会及び菊池市身体障害者福祉協議会から事務所をぜひ新しい施設内に確保してほしいとの要望書が出されております。本市としましては、その要望を受けまして、今後の老人福祉センターが本市高齢者を主体とした活動交流拠点となり、ますますの利用促進を図るためにも施設内に2つの団体共有の事務室を確保する方向で進めているところでございます。

今回の老人福祉センターの建設費用につきましては、議員ご指摘のとおり、まちづくり交付金事業として取り組み、補助裏の財源としまして合併特例債を充当いたします。これは補助金や起債を最大限利用し、一般財源の支出を最小限に押さえるための行政手法であり、高齢者の利用を最優先した施設整備に何ら変わりはありません。現に七城のふれあいプラザと老人福祉センターが似た例がありますが、2つの異なる施設が併設されていますものの、地元七城町の高齢者を中心として利用され、好評をいただいております。今回のセンター建設も、これまでの利用者の年齢制限をなくし、高齢者の皆様の利用に支障がない範囲で市民の皆様が有効利用できる施設として進めているものでございます。

詳細な利用形態、名称、利用料などは今後検討してまいります。利用料につきましては、今までの高齢者の利用を考慮しながら、利用料設定を考えてまいります。併せまして、運営方針等は、今後議会にお諮りしながら決定させていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 松本登君。

[登壇]

○22番（松本 登君） 再質問をいたします。

建設スケジュールでは、ハードについては22年度の早期に発注して、年度いっぱい完了する。23年度の当初にはオープンというようなことが明確に示されました。これは了解をいたしました。センター内の温泉であります、これは温泉センター的な施設ではありません。あくまで、センター施設の中の浴場に温泉を導入するというものであります。この施設は、当初から温泉付き施設として計画公表をされたものであります。高齢者の皆さんは、その温泉を本当に待ち望んでおられます。伺いますと、温泉は掘削ではなく送水方式のようですが、利活用の方法については別として、温泉利用の場合は当然温泉法の適用というのがありますが、送水方法とあわせて私が疑問に思っておりました温泉法に対する抵触、あるいは温泉の温度、あるいはレジオネラ菌に対する対策等につきましては、先ほどの質問の中の答弁でありましたので、そこは省きたいと思えます。ただ、これは屁理屈となると思えますが、送水方法の場合、湯量、お湯の量ですね、お湯の量は別として、市街地全域に管渠を張り巡らす、いわゆる管渠網の整備によることが可能となると思えます。その場合でも、法の、いわゆる温泉法の抵触はないのかどうか、疑問に思っておるところであります。温泉送水については、先ほどの答弁の中で問題ないということでありましたので、このことについては了解をいたしました。

次に、財源についてであります、複合施設となりますと、先ほども若干申し上げましたが、老人福祉センターの名称とか、料金、機能、管理等々、一般市民の入館を前提に検討の必要がありますが、答弁では財源を含め建設第一として取り組んだものということでありました。お金がなければ建設できないことはわかっております。ただ、管理施設については、聞くところによりますと時間帯として午前から午後5時までを老人会等のいわゆる組織で利用していただく。このことは、労連の皆さんに納得いただいているということでありましたが、労連の方々も個人個人にお聞きしたわけではありませんけれども、建設が第一ということですので、恐らく反対というのはなかなか言えなかったのではないかなというふうな思いを持っております。5時までは、午後の5時までは、そういう老人会の組織で利用し、5時以降は、高齢者個人の入浴は当然可能になると思えますが、一般市民の方々、そして子どもさんも含めて利用ができるというふうなことになると思えます。部長、これは物理的には可能ですよ。しかし、管理運営には、これは大変だろうと、十分なる配慮というものが需要ではないかなというふうに思っております。

最後に料金であります、市内の同様な施設と同額、1日100円、この老人福

社センターの場合は、街部に立地します。ということはですよ、やはり相当な数の方がおいでになるのではないかと。いわゆる他の施設との競合等々もあろうかと思うわけですが、これは条例事項でございますので、高齢者でございますけれども、高齢者、一般を含めて他施設との同額を、これはぜひお願いをしたいと思っております。

ところで、これは先ほど申し上げましたセンター位置づけとの関連ということで、全く違う内容になりますけれども申し上げたいと思います。去る10月29日付け熊日紙に大きく掲載されました「麺好き食べに来て、米粉使う米麺街道を展開する」とありました。これは、菊池市にとってまさにビッグプロジェクトであります。テーマは、元気プロジェクトななみの心でありました。私はこの記事を見て、関係者の方々の大変な頑張りを感ぜ、注目をいたしたところであります。同時に、菊池市の七城・泗水・旭志の三商工会での取り組みとありました。具体的には、同地域内の11店舗の協賛のようではありますが、もちろん商工会のことであり、商工会独自の取り組みでありまして、市の立場として申し上げるべきことではありません。そのことは十分にわかっておりますが、私は合併後の市政のあり様から見て申し上げます。菊池は1つ、これが目標ではなかったでしょうか。新菊池市がスタートして早5年目を迎えております。私は、商工会の合併問題とは全く別時限のこととして申し上げます。今、旧菊池市の名称をことさら旧菊池市というようなことを使う必要があるのか、事務的なことは別として、対外的には菊池の紹介をしたいと思います。いかがかなという思いが強くあります。この際ですが、旧菊池市の企画もいくつもあるようでございます。特に軽トラ朝市あたりは斬新なアイデアであり、久しぶりに賑わいを見たところでもあります。現実にはいろいろ事情もありましょう。しかし行政として、菊池は1つという合併の精神を理解していただくことは当然であり、常識ではないかなと、そのような思いであります。私は米麺街道の表現には心に響くメジャーなテーマと思っております。早速食味しました。驚くほど美味でした。昼の時間帯でしたが、いっぱいの人でした。感じましたことは、材料が米であり、おいしいのは当然かなという思いもありますが、単価はどうか、材料は米ですから高いのではないかと、他の麺に比べてですね、そのような思い。あるいは加工はどうか、11件の店ということになると、そんな大がかりの加工ができるのかな、そのような思いを抱いたところであります。ただ実施期間は11月いっぱいということでありました。実績はわかりませんが、補助事業のようであります。補助金での実験段階を踏まえ、その後の取り組みがポイントとなります。実験で終わってほしくない、そのような思いでいっぱいあります。新製品の売り出しは、これは大変。軌道に乗せるまでは長い期間が求められます。し

かし、このイベントは時流に乗っております。今、我が国の米事情もありますが、米粉の利用の機運がものすごく盛んになっております。今後の取り組みを大きく期待をいたすところであります。今申し上げておりますことは、今後企画されるであろう菊池のプロジェクトについては菊池とは1つの理念の下に、旧何々とか言わないでほしいなという思いで申し上げておるところであります。何かあれば、言って下さい。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 松本議員の質問の中で、前、怒留湯議員の方でお答えしました件につきまして、温泉法に抵触はしないかとか、温度が下がった場合とか、レジオネラ菌に対する対策は問題ないかというようなことにつきましては、怒留湯議員の方でお答えしましたので答弁はよいということで理解をしております。

その中で、利用料金につきましては先ほども述べましたとおり、今後検討して議会に提案しながら決定してまいりたいというふうに考えております。今までの低料金的なことになるかと思えますけれども、これにつきましてはもまた新しい施設でございますので、うちの方でも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 松本登君。

[登壇]

○22番（松本 登君） 再々質問をいたします。

いろいろ老人福祉センター建設事業について申し上げますが、私は施設の完成が最大の望みであります。センター施設の管理については、労連と協議し、了解を得たということでもあります。高齢者の利用を最優先として管理するということで、これはもう了解しなくてはならないというふうに思います。

また、温泉の利活用については、法的にも、あるいは温泉水についても管理ができる、また温泉の温度も45度何某ですか、そのような程度が確保できるということでもあります。施設の浴場に温泉を導入するということについては、何ら問題はないと理解したところであります。

利用料については今後検討されるということのようですが、これはもうあくまでも他施設と同額ということで、これはもうぜひお願いをしたいと。

終わりに、老人福祉センターの工事が順調に進み、予定どおり完成することを記念し、労連の皆さんと共に楽しみに待っております。

次に移ります。

本年は、政治の大変革の年でありました。政権が代わり、補正予算の見直し、そ

の後の税制改正、事業の仕分け、さらには追加経済対策、その間、国会も開催されました。短期間のうちに矢継ぎ早の対応がありました。ただ、まずお尋ねすることは、これまで決定しておる予算の見直しについてであります。政権交代直後から国では先の補正予算、これは平成21年6月の総額14兆円規模を指しておりますが、の見直しが鳴り物入りで進められました。予算の見直しとは、決定している予算を改めて必要としない支出、急がない事業を見分けることだろうと私は思います。この補正予算は、政権交代前に、今、我が国が不況のどん底で、経済的に疲弊しており、その状況の改善を目指しての緊急景気対策であったと理解をしております。目指すは、地域経済の浮揚、底上げを図るため予算化されたものであります。以降、景気に若干の明るさが見えてきたところと経済紙は伝えておりました。当然、市としても交付予定の6億800万円を市の経済不用と活性化を図る目的で平成21年7月、臨時議会において予算化がなされたところであります。執行部では当然のこととして執行を早める取り組みがなされております。その予算は、市の施策の中でメリハリを付け、各分野事に振り分けられ、議会に提案、議決となっております。今現在、その執行については、執行済み、執行中、さらには事務手続き中のものもあると思います。このような中、政権の交代があり、予算の見直しが進められたということでもあります。報道によりますと、その見直しの総額も約3兆円となったようであります。見直しの目的、用途は、政権公約マニフェストによる国民への約束実現を目指しての財源確保のためであります。その見直しのその後、事業の仕分けもありましたが、その内容については、私どもは報道を通じてのみ知るところであります。現時点において、市政、さらには市民に及ぶであろうその影響についてわかる範囲でお伺いをしたいなと思います。例えば、スクールニューディール政策、これは新しい政策であります。先の議会での答弁では学校施設における耐震化、太陽光発電、電子黒板等々の導入が計画され、執行予定とありました。また政治公約マニフェストの実行を巡っては、次年度の税制改正が審議中ではありますが、その1つ、マニフェストの目玉であります子ども手当の財源5.3兆円ほどは、全額国庫負担とありましたが、どうも地方負担が頭を持ち上げてきたようであります。その財源の捻出には、地方負担、所得税の扶養控除の廃止、住民税の扶養控除の廃止、さらには所得税の特定扶養控除額の減少、これは16歳から22歳までが対象であります。等々が決着を迎えつつあるようです。所得税の扶養控除の廃止は、これは公約に載っておりますけれども、そのほかは公約にはありませんでした。その1つの住民税については、所管の総務省は住民税の扶養控除が廃止となれば6,000億円の地方負担が軽減されるなど、言うならば地方に対して地方の負担が軽くなりますよなどと言っておるようであります。このことは、財源探しの

段階で地方、そして国民の負担が浮上してきたものであります。ただ私どもは、審議を見守る以外にとるべく手段はありません。無作為に抽出して申し上げておりますが、審議は当然全般に亘っております、地方、国民、言い換えますと市政、市民であります、に与える影響は多大ではないか、そのような思いを持っております。

市長にお尋ねをいたします。政権交代に伴う現在の状況について審議を見守るだけなのか、地方負担を巡っては、それぞれ首長が厳しく反論している姿が報道で散見できます。市長の心境はいかがでしょうか。市政に与える影響とともに市民の負担増に対する不安解消のための、いわゆるこのことについての見解についてお願いします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 本年6月に当時の麻生政権下によります内閣におきまして、総額14兆円を超えますところの2009年度の第一次補正予算が成立をいたしました。平成20年度に続きます大変大きな、大規模な追加経済対策が打ち出されたわけでありまして。この経済対策におきましては、地方にとって千載一遇のチャンスと捉えて、本市といたしましても経済浮揚、雇用の浮揚というものを図るために6億800万円の地域活性化経済危機対策の臨時交付金と併せて約25億円の規模の思い切った補正予算を編成いたしまして、7月の臨時議会に提案をし、承認をいただいたところであります。この地域活性化経済危機対策臨時交付金につきましては、公共投資の臨時交付金というものも併せまして、すなわち通常の補助裏の90%を地方公共投資臨時交付金で見るということでございました。大変有利な、これまでかつてないような財政支援ということになってまいります。そのようなことが、しかもこれからGDPを2%押し上げていくための施策として、少なくとも3年間この施策は続けるということで説明を聞いておりました。大変大きな期待を抱いていたところであります。ところがご案内のとおり、8月の衆議院選挙によりまして政権が9月に代わりました。新たに政権を担うことになりました連立民主党政権は、自らのマニフェストの実現の財源を捻出するために、この約14兆円の経済対策に関します補正予算を見直しをし、このうち約3兆円を執行停止ということに措置を取られたわけでありまして。この執行停止の処分の中で本市に影響するものは、子育ての応援特別手当であります。9月補正で子育て応援特別手当補助金として約4,800万円の予算を確保しておりましたけれども、国のこの対応に準じまして、やむなく執行停止と、このようになったところであります。ご指摘のとおり、この経済対策によりまして、耐震化、あるいはまた電子黒板、さらには中学校の空

調機の整備、そして子ども手当の問題等々も幾分いろんな問題ができましたけれども、随分と前進していくという予想を立てておったわけでありまして。その他の事業につきましては、今、やむなく執行停止となったものもそのようにありますけれども、予定どおり事業を進めていくところで考えております。

ここでご質問にお答えいたしますけれども、政権の交代に伴いますところの状況については審議を見守るだけなのかということをございまして、今回の経済対策については、本市にとっても大きな期待を持っておりまして、また過去にない規模の大変大きな補正予算を計上し、その執行にあたってこれまで来たところでありまして。政権が代わるということで、経済対策への影響には危機感はありましたけれども、全国でも相次ぐ大型事業の執行停止という状況下におきましては、まさにこの審議を見守る以外にはないのではないかと感じております。しかし、地方にとりましては国のこのような政権交代により予算の執行を差し止めるということの行為につきましては、行政の一つの継続性という視点から立ちましても、大変この不適切なことではないのかというふうな認識をしているところであります。先ほどのテレビにおきましても、今年度の予算につきまして、第二次の補正予算が7兆2,000億円程度で一応決着を見るのではないのかということをございまして、来年の冒頭国会におきまして補正が成立する見通しであるということをございまして、その中でも公共事業はもちろんでありますけれども、地方税交付金につきまして、この手厚く盛れることを期待しているところであります。これ以上、地方への影響がないようにということで、我々といたしましては市長会等を通じながら国の方に強く要請をしていきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（北田 彰君） 松本登君。

[登壇]

○22番（松本 登君） 再質問をいたします。

政権が代わるということは、大変なことでありまして。識者の話、これはテレビで見たわけですが、行政の継続性については、今、市長も若干触れられましたが、その実態とともに表現がなくなると言われております。このことは従前からの方針、いわゆる決定事項ががらりと激変する、これが政権交代であるという言い分ですが、これはあくまで識者の話であり、絶対的なものではないとは思いますが。行政における継続は、市民をはじめとして地域にとっても、これはよりどころであります。私は、行政にとって継続とは本道であると理解をしておりますが、ただ政権が代わるということはこういうことなのかなと、今、愕然とした思いであります。国が決めた予算を、市はその配分額に基づいて議会に提案し、審議の上、議決された案件は、市民の暮らしの向上、福祉の充実、地域経済の底上げを目指しての必要不

可欠な予算であると認識をいたすものであります。今回の見直しでは、さらに事業仕分けでは議決事項でも執行はまかりならぬというものであります。もちろん、すべてではありませんが、申し上げたいことは議決された施策は市民のための予算であり、執行停止となったものでも、できれば市費単費をもって、すべてとは申しませんけれども執行すべきではないかなと、そのような思いを抱いております。例えば、今、このことにもちょっと触れられましたが、子育て応援特別手当というのが執行停止となったようであります。これは、3歳から5歳までの子どもを持つ世帯1人当たり3万6,000円を支給するというものですが、本市の場合、その対象者は1,300人ほどおられると聞いております。対象者の皆さんは、期待をされておられたのではないのでしょうか。本市の対応として、これまで予算化まで言及されましたけれども、恐らくお知らせとかいろいろな形で、その周知は徹底しているということであります。執行停止だから支給しない、次年度から子ども手当の支給があり政権が代わったんだから、しばらく待ちなさいということだろうかなと思います。他の自治体、県内にも独自の手当支給もあるようですが、市費での対応、いかがでしょうか。頑張ってみる気持ちはありませんか。

同時に、地方分権への対応があります。政権党は分権化を改革の一丁目一番地と位置づけ、地域主権戦略会議なるものを設置しました。地域主権とは、市町村が自由な発想で仕事を行い責任をまっとうするというものであります。目指すところは、行財政の仕組みの変革、制度の簡略化、権限の大幅移譲等々であります。一方で、行政刷新会議における事業仕分けも国民注目の中で進められ決着をしたようであります。例えば、下水道事業、農業集落排水事業等の地方単独事業への移管、シルバー人材センターの縮小、これは民業圧迫が理由のようです。また規制の緩和、これは市町村の自由度を高めるのが狙いですが、1つ、2つ申し上げますと老人ホームの居室の面積が緩和される、公営住宅へ1人者でも入居できる、保育士の数の緩和等々、ほんの一部であります。そこでお尋ねですが、執行停止分の市単費支給等はありませんでしょうか。

2番目、現在進められております変革、あるいは規制緩和等について。

3番目、地方への事業移管等による市財政への影響について、現時点における市の見解についてお願いをしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 再質問につきましては、私の方で答弁させていただきます。

まず1点目の執行停止に対する市単独支給等についての見解でございますけれど

も、平成21年度予算において執行停止となったものは子育て応援特別手当であります。県内においては上天草市が単独の手当を実施しているようでございます。本市におきましては、来年度新たな子ども手当が創設されることから、国の執行停止に準じて独自の手当は実施しないという方針を決定し、去る11月1日発行の広報により市民の皆様にご周知したところでございます。

次に、現在進められている変革、あるいは規制緩和等についてでございますけれども、国が地方の事務を縛る、義務付け、格付け見直しを求めた地方分権改革推進委員会の第3次勧告を受け具体的な見直しが進められておりますが、なかなか地方の要望どおりには進んでいないようで、先月末の報道では公営住宅の収入基準を条例に委任するという国土交通省所管の一部だけで、そのほかはよろしい回答が出ていない状況でございます。ご指摘の保育所や老人福祉施設における人員配置基準や拠出面積基準に対する厚生労働省の対応・方針につきましては、勧告に従うべきとしているものの、未だ決定に至っていない模様でございます。今後とも地方分権に関する動向や情報に注意していきたいというふうに考えております。

最後に、事業移管等による財源への影響についてお答えいたします。政府の行政刷新会議は、各省庁から2010、平成22年度予算の概算要求を受けて95兆円という要求額に対しまして予算の無駄を省くためのワーキンググループによる事業仕分け作業を実施したことは、既にご存じのとおりでございます。先般、この事業仕分けの結果がまとまりましたが、事業仕分けの判定は、あくまでワーキンググループとしての判断であり、最終的には政府の行政刷新会議本体で正式に決定される見込みでありまして、さらにはマニフェストを担当する国家戦略室との調整後に正式に公表されるものと予定いたしております。

このような状況から、現時点では見守ることしかできませんけれども、結果として地方への影響や国民の負担が増加してくることがあってはならないと思っております。今後とも国の動向を注視し、適切な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 松本登君。

[登壇]

○22番（松本 登君） 再々質問をいたします。

政権の交代に伴いまして、新年度予算の概算要求の無駄を洗い出す事業仕分け、政治ショーと申しますか、劇場型で行われました。テレビが連日放映するというところで、おもしろおかしい場面もありましたが、大半の国民が注目しており、またその声が届きました。感じましたことは、この事業仕分けは行政の歴史にとって公開

ということも含めまして初めてのことでないかなという思いであります。分権型への取り組みというよりも、この事業仕分けは時流に乗っておりまして、国民の理解も大きくあったようであります。世論調査でも77.3%が評価しているということでもあります。今後恐らく地方に波及するでありましょう。ぜひ取り組むべきものであると私は思っております。絶対に取り組むべきと世論は示しております。ただ、今のままでは仕分けの効果は、これはもうありません。取り組みにあたっては、まず目的を明確に設定する必要があると思います。例えば、予算の削減額の設定、それぞれの事業の目的、民意の有無、代替への手段、民間に対する委託、役割分担等々、ほかにもあると思いますが、これらについて仕分けにあたるということになります議員、職員、市民等の方々には、行政、予算、法律に対する勉強、研修、努力が格段に求められると、そのように私は思います。今は、この事業仕分けに対する方向づけを、これはもうぜひ考えていただきたいと、そのように思うところであります。それらの状況把握とともに、市として国に対して要望・陳情等の必要はありませんでしょうか。ポイントは新年度予算編成の根幹をなす財源の問題であると思います。その捻出は大丈夫なのか。さらには、市財政の改善も求められることになると思います。5万2,000市民のトップとして、市政を司る市長として、今この時期における行政の大変革に対して、ただ流れを見守るだけでいいのか、この変革には市政、市民への影響は多大であり、また不安もあります。市長として、市民に対し何らかのメッセージが必要だろうと思いますが、見解についてお願いします。あれば、お願いします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） いよいよ来年度の予算編成に差し掛かってまいりますが、現在、編成作業を進めておりますけれども、財源の見通しというものは大変厳しいものがございます。その大きな原因と言えば、全国的な金融とか、あるいは雇用情勢の悪化とか、経済が低迷をしまして国民生活が大きく冷え込んでいる、所得がどんどん落ちてきているということは、先ほどご指摘のとおりであります。こういった責任が果たしてどこにあるのかということ言えば、これはやっぱり国政にあるのではないかと、転嫁するわけではありませんが率直に思います。またその上、国は経済の浮揚、あるいはまた国民生活の安定のために経済対策予算を執行停止をしたことによりまして、ますますこの地方自治体や国民が苦しんでおる現実にあると思います。政権交代によりますマニフェストの実行や、あるいは無駄を省くことで財源を確保する一つの手法として、事業仕分けということについて、その必要性というものについては決して否定するものではありませんけれども、地方や国民に直接影

響を与える、とりわけ継続性を必要とするような事業とかいったものについて、執行停止や廃止、見直しなどということが行われていることについては、強く反感を抱いているところであります。行政刷新会議におきまして、事業仕分けにつきましては事業仕分けの中で取り沙汰されておりますように、仮に公共下水道事業、あるいはまた農業集落排水事業などが、すべて地方単独事業ということになれば、この菊池市の1つの今の財政力におきましては到底事業の遂行というのは不可能な状態になりまして、中止や廃止をしなければならないということでありまして、来年度の市税の収入の見込みや景気低迷や雇用状況の悪化によりまして、個人住民税の落ち込みが予想されております。地方交付税に関する情報でも、総務大臣の方は地方へ手厚くこの増額を示しておられますけれども、財務省においては完全に否定的な状況にあります。また私たちが忘れてならないのは、合併後10年間経過をした平成27年度からは合併のアメとして適用されてまいりました合併その算定替えから一本算定ということになりますので、平成31年度までは段階的に5年間継続をされてまいりますが、平成32年度からは現在と比較いたしますと約15億円から18億円の地方交付税が減額されるということになるわけでありまして。

このような地方の実態を国は真摯に受け止めていただきまして、国政におけますところの無駄ということを徹底機に無くしていただき、地方の議会と協調に基づく、いわゆる税制の改革によりまして国家の財政と地方財政の早急な建て直しに取り組むべきであると、このように切望するものであります。行政改革に対する見解とか、あるいはまた私の心境については、今後の市政の運営というものを考えますときに、先ほどから申し述べておりますように、財源の確保ができないために、今までにはないような本当に厳しいこの状況になるということは間違いないことだと思います。したがって、市民生活に特に重要な事業、あるいは費用対効果の高い事業には手厚くする一方で、その基準に達してないような、効果の低い事業や、あるいは市民ニーズの少ない事業については、誠に不本意ではありながらも廃止や、あるいはまた削減をしなければならないと、このようにも考えられます。ただ地方分権、地方の主権を基本とした現の連立政権がこれからの少子高齢化、そしてまたさらには様々な高度なこの医療や福祉や教育を担う地方自治行政の維持をそのまま増進していくと、維持していくということにつきましては、まさしくこの国の、あるいは地方を含めたところの国の制度設計というものを地方の声を注意をいただきまして、地方の声に耳を傾けていただきまして、速やかにそういった設計を示していただきたいと、このように願っているところであります。将来の菊池市のまちづくりということ、市民生活の安定のために努力してまいりますけれども、このことについては、市民の皆様方のご理解をいただきますとともに、議会の皆様方のご

理解とご支援なくしてはでき得ないことでありまして、本当に肝を引き締めながら頑張っていかなければ大変な事態になってくると、このように認識をしているところでございます。

○議長（北田 彰君） 次に、森隆博君。

[登壇]

○18番（森 隆博君） それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。3点通告しております。

1点目としまして、菊池市のごみ処理につきましてであります。九州産廃と業務委託に対する和解解決というようなことで、数名の方から今回質問が出ておりますが、私は泗水地区の可燃ごみ委託がその中に入っていったというようなことで、市民の不安とか思いがありますのでお尋ねをしてまいりたいと思います。菊池市の菊池環境保全組合議会が示しました和解解決期限が本年度の10月末ということであります。菊池市と九州産廃との和解解決が決定的な条件ということであります。福村市長の和解に向けた経緯といたしますか、これに向けた努力等をお聞かせをいただきたい。

さらに11月7日、菊池環境保全組合議会の全員協議会の協議の内容が11月の月例会におきまして担当課長より説明を受けたわけではありますが、新清掃工場の建設計画に対しますごみ処理区域の見直しに対しまして、内容等がまだ理解できない点がありますので、副組合長であります福村市長に協議内容をお聞かせいただきたい。

2点目に上げておりました菊池市のリサイクルセンターにつきましては、私の調査の中で理解する点がありますので、この部分は省かせていただきます。

3点目に上げております菊池市のごみ処理委託の随意契約についてお尋ねをしたいと思いますが、現状の委託業者の件数、委託範囲、委託契約についてお聞かせをいただきたいというのが、合併協議において一般廃棄物処理等の審議会委員を設置し審議を行うということが決定しておりましたが、今日までその審議会の内容をお聞かせいただきたい。併せまして、審議会委員の名簿、審議会の開催日、審議会の協議会項目等も併せてお尋ねをいたします。

1回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 森隆博議員の1回目の質問にお答えいたします。

家庭ごみ収集運搬業務の委託につきましては、旧市町村単位での委託をしておりまして、菊池地区3業者、七城地区が1業者、旭志地区が1業者、泗水地区が1業

者の計6業者に委託をしており、それぞれ旧市町村の範囲で行っております。また委託の方法としましては、ごみ処理という特殊な事業であり、旧市町村での委託の経緯、いわゆる合特法に伴う協議書等による委託であることから、すべて随意契約により行っているところであります。

次に、一般廃棄物処理業等の審査委員会についてお答えをいたします。本委員会は、副市長を委員長として各部長5名の計6計で組織されておまして、一般廃棄物収集運搬業務及び一般廃棄物処分業許可申請に関する事項、浄化槽清掃業許可申請に関する事項、市外一般廃棄物搬入の事前協議に関する事項を審査しております。そのほか、一般廃棄物収集運搬及び処分の委託業務につきましても、本委員会の中で審査をしているところであります。開催期日としましては、平成17年度から平成19年度までは年度末の3月に各1回、平成20年度は5月と3月の2回、平成21年度は6月と7月の2回開催をしております。いずれも次年度の一般廃棄物処理業の許可申請や市外廃棄物搬入の事前協議が提出されますので、年度末に開催をしております。平成20年度の1回目につきましては、環境保全協力金に係る事前協議を臨時的に行ったものでございます。なお、年度途中の申請など案件がある場合には、臨時的に開催をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 昨年末に九州産廃株式会社の一部変更協定書の白紙撤回を表明をいたして以来、市民の代表であります区長を交えた4者協議を1回、それから市と県、会社の3社協議を3回開催をいたしまして、市にこのことについては何ら瑕疵はなく、白紙撤回する理由もないということで取り下げていただくようお願いをしてまいりました。九州産廃株式会社は、本市との解決条件とした13項目の業務委託は約束事項であって、会社の継続的な運営や維持管理を行う上においては必要な業務であるということを主張しておりますけれども、市といたしましては、この13項目の業務委託等は将来に係る業務も合わせて約束できるものではないと、法を逸脱しての委託はできないこと、計画変更や、また社会情勢の変化などで委託できなくなることも予想されることから、これはあくまでも市の努力目標として両者も了解をして押印をしていることを主張しております。

このようなことで、両者の主張というものは現在依然として平行線のままであります。そこで白紙撤回の発言があつて以来1年を経過しようとしておりますので、先日開催をいたしました3回目の三者協議の場で、この状態のまま会社が白紙撤回を取り下げていただかなければ、これは司法の場で、調停で第三者に判断していた

だくことを申し入れたところであります。

次に、去る11月7日に開催をされました菊池環境保全組合の全員協議会の内容についてでございますが、昨年の12月の組合の全員協議会におきまして、九州産廃株式会社からのこの13項目の解決条件に泗水の可燃ごみの処理委託について回答文書を取り交わしていたことで、本市以外の構成市町1市2町から信頼関係が損なわれたということになったところであります。

このことによりまして、菊池環境保全組合の次期の清掃工場の建設計画やその処理区域に菊池市全域が加入したいとする本市の要望も白紙に戻すということになったわけであります。しかしながら、菊池環境保全組合におきましては、次期清掃工場建設、どうしても進める必要がありますことから、本年の10月までに菊池市からの報告を受けて、それを基にこの処理区域を決定して計画を進めることになっておりましたが、産廃問題の解決が見えないということから、去る11月7日に菊池環境保全組合の全員協議会が開催されました中で、次期清掃工場建設計画は現在の体制の処理区域で進めることで組合議会は合意をされたところであります。このことは、先日の月例会で環境から報告をしたところでございますが、この中で私は産廃問題は、これはあくまでも菊池市と九州産廃株式会社との協定の問題であって、菊池環境保全組合に直接関係する問題ではないこと。また、この問題を菊池環境保全組合に転嫁をして問題を持ち込むことはないということ。さらに、今後も菊池市の内政上の問題として県を交えながら1日も早い問題解決に取り組んでいくということを説明をしたところであります。また、菊池市は当初から一切の右左ブレはなく、菊池市全域の組合加入をお願いしておりますし、将来を見据えれば2市2町のごみ処理をしたいと、このように申し上げたところであります。組合長からも産廃問題は菊池市の問題として菊池市で解決をしていただき、組合は新たな施設を早く建設しないといけないという課題があるので、現在の処理区域で進めたいと考えているということをおっしゃいました。また菊池市の組合議員であります徳永議員と森清孝議員の方からは、産廃問題は菊池市と九州産廃株式会社との問題であって、組合とは別に考えてほしいことや、あるいは菊池市が長期な展望に立って将来一緒にやりたいとお願いしていることを理解していただきたいと、このように述べられたところであります。閉会時の組合議長の挨拶の中で次期清掃工場の処理区域は、当面現行のまま計画を立てていくことで合意されましたけれども、菊池市の状況を見ながら民意に添った計画であれば、途中でも参加する可能性はあるので前向きな計画を立てていきたいと思うと、このように述べられたところであります。

こういったことで、本市といたしましても広域的処理は菊池市の願いであることから、今後も機会あるごとに全域加入をお願いしてまいりたいと、このように考え

ております。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○18番（森 隆博君） それでは、再質問に入らせていただきます。

九州産廃と菊池市の和解、解決基準が10月までと。解決することが最終条件であると、これは重大な事項であったと認識をしておりますが、市長はなかつたような今答弁を受けました。13項目の業務委託、将来に関する業務を併せまして約束するものではないと。また計画変更や社会状況の変化で委託にできるものもある認識の上で両者が了承した上で押印を行ったというようなことでありますし、また九州産廃が白紙撤回を取り下げない場合は、法場で判断していただくというような答弁をされましたが、私は裁判で引きずるような問題ではないと。長引くほど問題解決は逆の方に進みはしないかなというふうに、ますます悪い状況を引き起こすというふうに考えます。なぜ市長自らがですね、立ち会った調印であるならば、やはり正々堂々と解決に向けた姿勢があるのは当然だというふうに考えております。市長は、産廃と一対一で本気で本当に和解解決に向けた協議を行うような姿勢がなければ、それはもう先に進まないではないかというふうに考えるわけであります。

1日でも早く解決しなければならない問題として、本年度の1月29日に泗水町の区長会の方から質問状が出されておまして、それに対しまして市長の方から九州産廃との信頼回復に努め、菊池市全域の広域の処理を進めるように努力するというような回答がなされ、泗水地区の区長さんは、市長のその回答を信じ、誠意努力されるものと信じてきておるわけであります。構成市町から、また菊池環境保全組合議会の議会に対しましても誠意ある努力をお願いされてきたというふう思っておりますけれども、今の答弁の中におきましては、なかなか解決策がないというようなことで、やはり法的な手続きというようなことを聞いたときに、これはまた菊池市は裁判かというふうにも受け取りました。前回、私がこの問題について質問いたしました経緯もあります。その中におきましては、あくまでも相手がおることであるから努力しなければならない。さらには、県の方の絡みあるというようなお話も受けておりますけれども、やはりこれはあくまでも市と産廃との問題であると。そのためには、菊池市の将来を考えるならば、1日も早くですね、和解解決、これがもう絶対条件であるということ。そして菊池市単独がごみ処理建設は財政上の問題を考えても、やはり難しい問題であろうと。そういうことを踏まえ、やはり早く解決するのにここで第三者に依頼し法的手続きを取ること自体が、私はちょっと間違った方向に進みはしないかというふうに思いますので、そういった誠意のある姿勢を本当にこうされたか、されなかった、素直な気持ちをお聞かせいただきたい

と思います。

2点目にお尋ねしておきました点であります。今、部長の答弁を聞きますと、一般廃棄物処理業等の審査会の存在は年間の申請書を確認するだけの委員会でありまして、目的を持った審査会ではなかった。ただ名称だけの審査会ではなかったかなというふうに理解をいたしました。新市合併で可燃ごみ処理委託業務の範囲問題に対しましては、今後は不自然な業者委託が発生すると思われまますので、再度お尋ねをしておきたいと思ひます。ごみ処理委託につきましましては、市民の目線で考えたときに、既得権といひますか、また永久保障と受け止められるところがあります。随意契約が永久に渡り続いてきたと言われても仕方ない状態であると捉えております。市民の目線で公平公正に、さらには消費削減のあり方として公募の上に一般競争入札を行うときというふうにするわけでありまます。その理由といたしまして、1つとしましては、合併前の市町村の契約を引き継いできていると思われる。いろいろと事情もあると思われまますけれども、もう新市として共通ルールに基づいた委託契約に移行すべきじゃないか。2点目といたしまして、委託と許可を同一業者に与えるというところがありますが、やはり痕跡による処分の問題も出てくる。隣接地の山鹿市では、事業系のごみを家庭ごみに痕跡し処分を行い、罰金、処分の上に委託を取り消したというような例も起きております。その防止のためにも、規則を設け、公募の上、一般競争入札を行うべき。3点目といたしまして、平成20年4月1日より熊本市は公募を行い一般競争入札を実施しているが、本市でも取り入れる考えはないか。以上の3点について市長の答弁を求めたいと思ひます。産廃業者とは、もうしたか、せんかだけでいいです。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 産廃問題というのは、本当に負の遺産でありまして、早期に解決をしなければならんという焦りにも似た思いを本当にこの数年間ずっと持ち続けておりました。やっとこの協定が結ばれて、平成30年、4年間前倒しで26年度をもって閉鎖できるということになったときの喜びは、本当に皆様方からよかった、よかったと、こう言われておったと思ひます。この今問題となっております産廃問題の早期解決ということは、本当にこの長年の延長線上にある課題でありまして、市民の皆様、あるいは議員の皆様と一緒に取組んでまいらなければなりませんし、今日までまいったところでありまます。今回の産廃問題についても、1日も早く解決しなければならないと考えながら、環境保全協定書に基づきまして三者協議で協議する際には基本的に協定書に基づく代表者でありまます副市長が出席をしております。ですが機会あるごとに私もこれまで出席をさせていただきました。そ

してその経過についても、機会あるごとに報告をしてきたところであります。まち、本年の1月、先ほど29日とおっしゃいました1月におきまして、泗水区長会から提出をされました質問状、特に皆さん方のご心配というのは、今のごみ収集とというのができなくなるんじゃないかといった、そういう大変日々の暮らしに直結した思いが大変強かったと思っております。泗水地域については、胸を張っていささかの変化ありませんと。ただ、新しいこの旧菊池市・七城・泗水の昔の広域行政におけますごみ処理区域というものについては、これは参加をさせるか、させないかというものがまだ委ねられているということを申し上げたところでありますが、泗水地区についてはいささかも変化はないということに現状としてもなっております。菊池環境保全組合の全員加入というものについて、先ほど申し上げましたようお願いはしましたものの、本当に理解をしていただけてない状況であります。菊池市は、ごみ処理について本当にこの広域的に環境保全組合の中で全域を参加する意思があるのかといったようなご発言がこれまでの経緯の中ではあっております。それで、これでいろんな施設整備等々の予算も入ってございましたけれども、これについては予算を流して、結果的には誠意を示して菊池市は全体加入という意味を明確にしたわけですが、今日においてその理解を得られてないということは誠に残念で仕方がないところであります。これまでの経過については、11月の議会でも報告したとおりでございます。産廃の現状というものを考えてみますと、これまで協議を重ねてまいりましたけれども、先に申し上げますように、主張がそれぞれに平行線をたどっているということでございまして、裁判をすることが果たしてどうかというようなご指摘でありますけれども、決して裁判をするというのではなくて、司法の場で判断をしていただくことが最善策ではないかと判断しました。そこで私も出席しました前回の3者協議の中で、一部協定書の法的な有効性、どちらが努力目標なのか、条件なのかといったので明らかに分かれております。そういったことについて、市と会社の主張する意見の相違点について、こういった司法の場、すなわち裁判官や調停員の皆さん方に判断をしてもらうための調停を申し出るということを申し出たところでございます。この調停で現在の一部変更協定書の白紙撤回の問題を解決をしたいということで取り組んでいるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 随契についてでございますけど、先ほどもお話ししましたように、ごみ処理というのは、今まで旧市町村での委託の経緯がありまして、合特法というのが現在まだあるわけでございまして、すべて今随意契約をしているところ

でございます。その中で、私たちの庁内で組織をしております一般廃棄物の処理業等の審査委員会において、ただ審査をしているということだけでございますので、今後につきましては十分庁内の方で検討しながら、なるべく随意契約でないような方法でしたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○18番（森 隆博君） 大体随意契約については、市長に最終的にはお答えいただきたかたんですけど、再々質問をさせていただきませんが、本当に九州産廃との委託契約、これはもう市長の判断で議会にも報告もなかったというようなことでありまして、言い訳とか理屈を聞いとる時期じゃないというふうに思っております。6月議会で福村市長に質問した中で、先ほども申し上げましたが、相手もあると、県の絡みもあるという答弁をされておりますが、調印の際には県は一切関わっておらんということでしょう、関わっていないというようなことであればですね、これはあくまでも市と産廃の問題であります。市長が本当にこう解決すべき問題であり、自らですね、責任を問うというような気持ちで、やっぱり話し合いに挑まなければ、この問題は解決しないんじゃないかなろうかというふうに思います。泗水の市民に与えた不信感ということに対しましては、やはり福村市長に責任を取るか、どのような努力を今後行うのかというのは、再度確認してほしいというのが泗水の市民の声であります。どうかお答えをいただきたい。さらに、先ほど申しました委託契約の件であります、やはり今回の定例会の中にも出てきておりますように、補正予算の中で公共下水道から特環、農集、地域生活関係の1年間の契約であります、ほとんどもう随意契約でいくわけですが、これを永久に続けていこうと思っておられるのか、その点を確認をしたいわけですが、本当にこう先ほど松本議員の答弁の中にもありましたが、財政的にはもう困難だと言いながら、市民への説明がそれで本当に納得できるのかというふうに思うわけがあります。はっきり、やはり市民の目線から考えてですね、公平公正な本当にこう経費削減を目指した本当にこう参加資格の確認を行い、公募の上で一般競争を行うというのが、これが基本だろうというふうに考えます。と言いますのも、19年のときに随意契約で私が質疑したとき、議事録も確認しましたが、緒方部長の方は、やはりそういった業者がないというようなことであれば仕方ないというような方向で答弁をいただいておりますが、今、業者関係がその時点では1社というようなことでありますが、菊池市、七城、旭志、泗水というようなことで業者もおりますし、またこの環境保全組合との話し合いがもし解決できないままいった場合には、あくまでも菊池市はごみ

処理がですね、要するに泗水の場合は西合志の業者、菊池の場合は菊池の業者というような、そういった継続でいくというようなことになってしまいます。やはり、経費削減を考えた場合には、やはり同じ菊池市とするならば、やはり公募をやって一般競争入札でやるのが当然のことと思いますので、再度明確な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） まず泗水の住民の方々、区長さん方からの要請に対しましてそれに沿ってないのではないかとといったことで不信を招いているようなご発言だったかなと思いますが、私としてはそのとき申し上げたのは、やっぱり相手があることでありますから、菊池市全域を加入するという点については、さっき申し上げましたようお願いはずっと続けてきているということでございます。そのために、菊池市にありましたごみの整備計画等については、旧菊池市からの引き続きだったんですが、それについてもご案内のように計画を変更して全市加入という方向に舵を切らせているということをお願いしてきました。泗水の皆様方がお見えになったときに、現状として皆さん方の生活、暮らしのごみ問題ということについてご心配のものについては、これは完全に組合長との話も意見が一致しておるし、この今のいわゆる泗水を含めた2市2町体制というものについては、これは堅持していくということは当然なことであるということをお願いしておいたはずであります。ただこの菊池、七城、旭志のこの3旧町村自治体については、これは相手方があることからどうなっていくかわかりませんが、私としては全域加入を議会にご報告申し上げましたとおり、この後も引き続き訴えてまいりますということとそのときに申し上げておりますので、またそういったご不信があるとするれば、その当時の申し上げたことを改めてまた区長さん方にも説明を申し上げたいと、このように思います。

それから、随意契約の問題につきましては、この特に許認可が伴うようなものであるということもありまして検討させていただきたいと思いますが、許可の地域というのがごみの収集区域というものが指定されておって、その中に指定というのは旧泗水であったらどこの業者が何社おられたのか、競争性があったのか、その自治体において指定区域をしてその自分ところの庁内においてはこの業者といった指定があれば、その業者が合併によって今入っておられるということで、数は4社あるかもしれませんが、もしかしたらその地域指定のために他の地域がこの競争の相手方にならないというものもあるのかもしれないなと今思ったところでありますが、これは精査しまして、競争性をなるべく高めていくというのが今の時代で

ありますので、努力させていただきたいとこのように思います。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○18番（森 隆博君） 一步前進して取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。財政健全化についてお尋ねをいたします。

1点目といたしまして、財政の硬直化に対しまして、福村市長の基本政策の考えをお示しいただきたい。基本的に考えまして、菊池市の自主財源は一般会計の中で35%であります。市の財政運営は、国の政策次第で左右されると言っても間違いではありませんし、国の政策方針を見つめながら財政運営を行っているのが実情となっておりまして、合併により地方交付税の上乗せの期限がありますが、一番に不安を抱きますのが、この市政の中で経常収支比率が上昇を示し、菊池市が自由に活用できる余裕金が0.4%を切っておるといような状態でありまして、財政の硬直化を完全にこう進めてきております。

そういうことから、1点目といたしまして、硬直化が進む要因はどこにあるのか、お聞かせいただきたい。

2点目に、政権交代により合併処遇としての15億円の上乗せも刷新会議に取り上げられ、仕分けの中でありまして削減か廃止の場合、菊池市への影響は、先ほど松本議員の質問にも少し関係いたしますが、も出てまいります。さらには、やはり税收の落ち込み、そういったものも出てきておりますし、やはりこの合併の優遇策の15億円というのは本当にメリットでありますので、それに対しての財政運営についてお聞かせをいただきたい。

さらに、行政改革による政策と推進計画による財政健全化への市長の考えをお聞かせいただきたい。改革によりまして第3セクターの経営統合、一本化するような考え、考えておられないか、お聞かせをいただきたいとしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） まず、合併後の経常収支比率の動向についてご説明いたします。平成20年度の比率は96.1%で、平成17年度の90.4%と比較しますと、この4年間で5.7ポイント上昇いたしております。これを性質別経費ごとに見ますと、人件費だけは平成20年度が27.4%で平成17年度の29.4%に対しましてこの4年間で2ポイント下降しておりますが、これは職員数の削減によるものであります。人件費以外では扶助費が20年度が7.7%で、平成17年度の6.3%に対しましてこの4年間で1.4ポイント上昇いたしております。

次に、公債費でございますけれども、平成20年度が20.7%で、平成17年

度の18.3%に対しましてこの4年間で2.4ポイント上昇いたしております。

このほか、議員ご指摘の特別会計等への繰出金につきましては、平成20年度が13.6%で、平成17年度の11.4%に対しましてこの4年間で2.2ポイント上昇いたしております。

以上のように、経常収支比率が上昇している主な要因につきましては、扶助費、公債費、繰出金ということになります。平成20年度決算における本市に経常一般財源が約134億円ですので、これに経常収支比率の96.1%を掛けた約129億円は、毎年決まって支出しなければならないお金ということになります。

では、一般財源の134億円から経常経費の129億円を差し引いた約5億円が自由に使えるお金というわけでございますが、実はこの経常一般財源の134億円には、地方交付税の不足分として臨時財政対策債という借金が約6億円含まれていますので、この借金がなければ自由に使えるお金は出てこないということにもなります。今後は、税収の落ち込み、さらには地方交付税が減額されることになれば、ますますこの状況が悪化することが予想されます。

次に、地方交付税の合併算定替えから一本算定への影響については、先ほど松本議員にご答弁申し上げたとおりでございますが、合併市町村に対する財政支援の一つとして、普通交付税の合併算定替えという措置がございますが、これは合併した市町村は、本来、一本算定と呼ばれる方法を適用されるべきところでございますが、いわゆる合併のアメと呼ばれる部分により旧市町村の普通交付税の合計額を補償するという合併算定替えを受けることができました。現在、本市でもこの合併算定替えの適用を受けておりますが、この措置も合併後10年間という期限がございますので、平成26年までで終了し、5年間で段階的に引き下げられ、平成32年度からは一本算定として算定されることとなります。この合併算定替えと一本算定の差額が約15億円から18億円ありますので、平成32年度からは本市の普通交付税は現状と比較しますと最高約18億円が減額されることとなります。

一方、国では各省庁からの2010年度の予算の概算要求を受けて行政刷新会議による事業仕分けが行われております。この事業仕分けは、95兆円と膨らんだ概算要求を圧縮することと徹底した無駄を省くために行われておりますが、事業によっては地方に影響を与えることも予想されますために、今後の動向に注意する必要があります。

このように、国政の状況や地方財政の見込みなどからしますと、果たしていつごろまで現状のままの行政運営ができるのか、全く不透明であり、強い危機感を抱いているものでございます。したがって、今後の行財政運営は市民生活に特に重要な事業、費用対効果の高い事業には手厚くする一方、その基準に達しないような

効果の低い事業や市民ニーズの少ない事業などは、誠に不本意ながら廃止削減しなければならないことも考えております。その方法といたしましては、議員ご指摘のように優先順位を決めて順位の高いものから財源の許す範囲の事業しか実施しないような手法を取り入れていきたいと考えております。

続きまして、健全な財政運営を行う上で行財政改革は大変重要な課題であり、またその必要性は極めて高いと考えております。行政改革の目的は、行政改革推進法に代表される関連法を基に、厳しい将来が予想される財政状況と少子高齢化という社会背景を受け、限られた財源や職員を有効に活用して無理や無駄を省き、簡素で効率的な自治体をつくることで、さらなる市民サービスの向上を図ることでありませぬ。本市でも平成18年度に集中改革プランと市行政改革大綱を定め、改革の流れや本市の諸問題を真正面から受け止め、今日まで真剣に取り組んでいます。これらの計画が本年度をもって終了しますことから、現在次期の行革大綱の策定作業を勧めているところで、有識者や市民の皆様からのなる審議会の議論も終了し、10月末の答申を受け、今後はパブリックコメントを経て、来年3月の議会への上程を予定いたしているところでございます。

次に、菊池市の第3セクターにつきましては、現在行政改革の取り組みとして市の関与のあり方や事業内容、経営状況の公表と経営内容の検証について市の方針を策定中で、並行しまして8つの第3セクターの経営内容の検証を外部有識者による経営検討委員会へ諮問し、その一部は答申を受けたところでございます。一方、次期行政改革大綱でも主要項目の1つに外郭団体の見直しを掲げ、第3セクターについては指定管理者への民間公募及び段階的な会社組織の統合等を視野に入れた検討を行うとして答申をいただいたところでございます。新しい政権につきましては、その動向を注意しながら行政改革を進めていくことはもちろんでございますけれども、言えますことは今まで当然のごとく行ってきた公共サービスのあり方を厳しく見つめ直しまして、旧態依然の行政運営を改めることが今後の菊池市に課せられた大胆な行政改革であると考えております。特に公共サービス改革では、公共サービスとして行う必要のないものや、その実施を民間に行うことができるものについては、市民へのサービスの低下にならない範囲で廃止、もしくは民営化、民間移譲、民間委託などを積極的に行う必要があると考えております。

なお、公共サービスの担い手は、地方自治体に限ったものではありません。ノウハウや経験も高いNPOや市民団体をはじめ多くの民間法人が新たな公共サービスの担い手として多く存在していますので、これらの民間法人の活用も重要と考えております。今後とも行政改革の推進にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。答弁といたします。よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○18番（森 隆博君） それでは、再質問に入させていただきます。

財政の硬直化、借金の返済、義務的経費の増大、大きな要因であります。經常収支比率が高くなるほど道路・公園・福祉施設整備など、投資的な事業を行う余裕がなくなるということを示していくわけでありますが、ただいまの答弁で菊池市の一般財源、菊池市の經常的一般財源が約134億円と、一般財源に經常収支比率を掛けた場合129億円が經常経費というようなことで、差引5億円程度が大体自由に使える金額という説明でありました。その中に、一般財源の中に臨時財政対策債と自由に使っているという借金の6億円を除けば、もう自由に使える金はないというような説明であります。やはり今回の12月の広報で菊池市の家計簿というような形で掲載してありますが、そういったところをですね、やはりわかりやすく載せるべきではないかなということを感じたわけでありました。掲載を見てみますと、やはり菊池市の歳入歳出を差し引けば9億8,700万円ほどはまだ余裕があるようなことも書いてありました。また、1人当たりの納めた税収が10万3,000円、1人当たりが使用する金が41万6,000円とか、差し引きますと31万2,000円ほどが不足するということになっておりますし、そういった面がですね、はっきりと市民に対してどういうところに金が使われておるのか、圧迫しているのかというような文書的な説明も必要じゃなかろうかというふうに思います。市債及び基金の残高につきましても、一般会計で1人当たりの市の借金は50万4,000円程度であります。基金も15万円程度あるというようなふうにしてありますが、実際に使用できる基金というのは、本当にこの金額であるのか。実際言って、本当に使えるのは積み立て基金の半分ぐらいじゃなかろうかなというふうにも考えられますので、やはり市民にはですね、やはり理解あるような公表が必要だと思えます。厳しい財政が予想されるときですね、市民に適切な報告をするというのが市執行部の責務であろうと思えます。そういった中からお尋ねをいたしますけど、福村市長は財政状況を理解の上で本気でそういったポケットパークの整備、回遊道路、また名称は老人福祉センターなのか、地域交流センターなのか、理解できないような事業であります。優先事業として進めていかれる考えであるのか。

2点目に、菊池市の現状で少子高齢化社会、この問題は避けては通れないわけがあります。さらに民生費、扶助費、そういったものが17年度から見ましても年間2億ないし3億円は年間増額というようなことになってきております。さらに合併自治体への優遇策として地方交付税の上乗せも、やはり刷新会議の中で事業仕分けに載っておるということで、地方交付税の交付金、自治体への配分額としては15

兆7,773億円というようなことで掲載はしてありましたが、地方債を発行し公共事業を行った自治体には、元利償還金の一部に相当する額を交付税に上乗せしているという現状に対して、刷新会議の中で政策誘導、任意的な運用と指摘が出て、政策評価、行政評価、監視に重点を置き、抜本的な機能強化を求めるということで見直しが見直し決定をされております。菊池市の財政の減少化も避けては通れないような状況となってきましたので、やはり市長の抜本的な機能強化に対する対策、政策、そういったものをお聞かせいただけるならと思います。

次に、第3セクターについてであります。新市になりまして多数の議員より質問がっております。その中に第3セクターについては指定管理者の民間公募及び段階的な会社組織の統合等を視野に入れ検討を行うというようなことでありますけれども、特に不安を抱きますのが第3セクターの管理者に対して社長、株主、出資者の意思の疎通というのが伺えるわけではあります。3セクの場合、市が50%以上の権利といいますか、株券を保有し、運営上の経理責任者は当然市であり、社長が責任であります。例として今回問題になっております四季の里旭志の累積赤字により会社解散に至る経緯と株主全員の理解を得るまでの経緯の中で、社長として説明責任に疑問を抱く声が出ておる。株主の承認を得るために四季の里旭志の経営検討委員会を設置し、外部者による判断をもって理解を得る答申に対してのそういった不満も出ております。健全化に向けた答申であれ、投資者の理解を得る努力が大事であろうと思うわけでありまして、やはり株主全員をですね、やはり呼んで、やっぱり隅々の意見まで聞いてやるというのが取り組みではなかったろうかと。今の段階では、やはり1株50万円という本当に厳しい時代にですね、今のときだったら戻るか戻らないかわからないというような話では困るというような意見も出ておるわけではありますので、やはりそういった隅々の意見も取り上げるべきではなかったろうかというふうに思います。将来にわたり地域に貢献する第3セクターの組織編成を維持する明確さといいますか、それはやはり民間公募、会社の統合は本当に推進していく上で不可欠な問題であろうというふうに考えます。そういうことで、今後いろんな第3セクターに対しては、やはり問題点も出てまいると思いますので、やはり現状のままで四季の里あたりの協議もあやふやなままといいますか、隅々まで浸透しないままで結論を出されるつもりなのか、そういった点についても明確なお答えをいただきたいというふうに思います。行政のセクターの見直しというのも、今後外部のですね、やっぱり教授とか、会計士とか、診断士あたりのですね、答申というよりも、やはり地域で取り組んだ事業でありますので、地域の方々の意見をやはり吸い出して、そして地域の声で判断するべきではなかろうかというふうに思いますので、そういった点について、やはり社長としての考えをいただき

たいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） まず1点目の老人福祉センターを優先事業として進める考えか
とのご質問でございます。またポケットパークなども触れられましたけれども、こ
の老人福祉センターにつきましては、先刻も松本議員の方から質問が出ておりまし
たけれども、老人憩いの施設として毎日大変多くの方々が今日利用されておしま
す。現在の施設というものが大変老朽化が激しくて、全体的な改修が必要であるた
めに、これを何とかやりたいという思いは、多分菊池市の行政の中では平成10年
ごろに上がっていた話だったろうと記憶いたしております。しかし当時におきまし
ては、この建設をするのに原資でありますこの補助金制度というのが全くなかった
と聞いております。私は平成13年に市長に就任いたしまして、日本財団、東京財
団、そういったところに赴きまして、何かこのそういった施設整備の補助金がない
かということ而努力してまいったんですが、全くないということで、一般単独しか
ないということでございましたので、なかなか手を付けられなかったというのが現
実であります。そういったことで、今回まちづくり交付金事業として新市の建設計
画に当初より計画をされたものでありますし、また合併によりましてこのことが合
併特例債の採用を受ける、使うことができるということでありまして、これを優先
事業として長年の老人クラブ連合会の熱い思いを受けながら進めてきているところ
でございます。これについては、もうすべて皆様方に、議員の皆さん方のご理解を
いただいて進めさせていただいております。

2点目の地方交付税制度の改革等に対します減収対策については、議員のご指摘
のとおり建設事業の財源として今申し上げますような最も有利な、合併特例債を最
大限に活用しております。もしこの制度が見直されることになった場合は、公債費
の償還財源としての交付税措置がなくなることとなりますので、財政運営ができな
い状態になります。交付税制度の改正にあたっては、全国共通の最重要課題であり
まして、地方への権限移譲も含めながら更なる財源措置がなされるように要望して
まいりたいと思います。

今、国会においても財源不足に対する税制改正等が議論をされているところであ
りまして、本市におきましても財源不足につきましては共通認識の下に財源の許す
範囲において市内横断的に事業予算を中心とした予算編成システムの構築を検討し
てまいりたいと思います。

なお、扶助費につきましては、ご指摘のとおりどんどんとやっぱりこのパーセン
トが上がっておりまして、義務的経費ではありますけれども法律によるもの以外の

単独の事業については、この財源不足が今なおさらに生じてくるということにおきましては削減をせざるを得ないという状況だと考えております。

最後にご指摘いただきました菊池広報12月号の菊池市の家計簿として掲載しています数値につきましては、決算審査等の適正な手続きを踏まえた金額として報告していることをご理解をいただきたいと思っております。

それから、四季の里の出資者への説明、あるいは財政的な面で利益を優先してはいないかということでのご指摘については、平成20年度出資した際におきまして、夏場までの経営状況、8月、9月ごろの経営状況を見て収支バランスが今後取れるかどうかということを中心に議会の皆さんに承認をいただいた経緯がございます。出資に係る説明も平成20年2月23日に株式会社四季の里におきまして、臨時株主総会に諮りまして非常に厳しい経営状況であることを説明し、出資金につきましても残余の財産による出資割合による配分であることについても説明をしたところでございます。その後の区長会においても、四季の里の状況、現況につきまして説明をしまして、夏場までの状況によって指定管理者の公募をして民営化、廃止など、総合的に検討することをやむを得ない状況になっているということをお知らせしてまいりました。平成21年、今年になりましてからは、8月13日に再度旭志地区の区長会に諮りまして、各区民の意見等があった場合は連絡していただきますようお願いをいたしました。さらに関係区長会の役員、旭志地区の出身議員の皆さんとの協議も行いながら、最終的には第3セクター経営検討委員会の答申を基にいたしまして、10月20日に株式会社四季の里旭志の取締役会におきまして会社の解散はやむなしとの結論に至ったところでございます。このように出資者及び地域住民に対しましては説明を行ってきたところでございますが、今後収支バランスが図れないことが見込まれる状況下において、これ以上の市からの財政的支援というものは議会において、これまで説明してまいりましたことからいたしましても外れたことになってまいります。今回、四季の里旭志という施設そのものは存続をさせるために、代わって指定管理者の公募に踏み切らせていただきましたことをご理解願いたいと思っております。

また、総務省より示された第3セクター等の抜本的改革の推進等についてということで、諮問答申によります累積赤字の第3セクターを解散するかということのご質問でございますが、この総務省の示されたものにつきまして、第3セクターが行っている事業の意義、あるいはまた採算性、事業手法の選択など、可能な限り広範かつ客観的に検討して事業継続の是非を判断することと、このようになっております。これを受けまして、菊池市といたしましても、市の関与のあり方や事業の内容とか、経営状況の公表と経営の内容の検証について市の方針を策定中でございます

ので、その方針とともに外部の有識者からなります第3セクターの経営検討委員会の諮問を行いながら、赤字の有無だけの判断ではなくって将来の計画、あるいはまた現在の事業継続の意義など総合的に判断して、市民の、いわゆる地域住民の皆様方の熱い思いによってつくられた施設でありますので、このよりよい方向を定めてまいりたいと、このように思っております。

また、施設統合によってそれぞれの第3セクターの新しい組織への移行ということのご指摘だろうと思いますが、市長の立場といたしましては、先に行政大綱の答申で申し述べましたとおり、指定管理者の民間公募及び段階的な会社組織の統合などを視野に入れまして検討を行う方向で進めてまいります。

最後に第3セクターでは役員、いわゆる取締役でございますが、取締役の意見が優先しているんじゃないかと。菊池市の特色を引き出せない実態が存在しているというふうなご指摘であります。指定管理者の民間公募の推進とか、第3セクターの強調についてのことだと思えますけれども、いわゆる第3セクターと言えども、これは民間の会社とほかならないわけでありまして、会社の運営は社長1人が議決を促すわけではありません。議長として会議を司って取締役さんの意見の統合によって会社運営の方針が決められておりますし、そのことについては年1回の定時株主総会で承認を得、また必要に応じて臨時株主総会の議決を経て執行させていただいているところであります。現状では第3セクター連絡協議会を3セク独自に組織し、それぞれの協力体制を図られておりますけれども、その会社の統合というものにつきましては、現状といたしましては第3セクターの連絡協議会というのが独自に組織をされておまして、大変協力体制が図られていると、このように思っております。今後菊池市のこのような特産物などもあわせまして、第3セクターとしての経営をどういうふうに持っていくのかということにつきましては、今のご指摘のお話も含めまして検討をさらに深めてまいりたいと、このように考えます。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○18番（森 隆博君） それでは、再々質問になりますが、今、市長が家計簿の中では、私も監査しておりますので報告どおりと言いますが、やはり基金等につきましてもですね、やはりつまごめ荘あたりの基金にしましても、小川基金にしましても、利用できるやつと利用できないやつもあります。全部含めて出すようなことはやはり避けるべきだというふうに言ったわけでありまして。

それと、今、取締役関係であります。あくまでも社長が責任で運営をやってきたわけでありまして、最終的にはやはり社長の責任でやっていただきたいということで、先の経済委員会の中で四季の里に6,000万円運営資金を出してありま

すけれども、これはあくまでも社長のお願いで出したわけでありまして、その責任に対してもですね、認識をしていただくかといけないということ、やはり1株50万円という株主という方で近くの区長とか、いろんな部落の役員しておられた方がやはり株主になされて投資といいますか、出資しておられるわけでありまして。そういった方々が1回も会議にも出ないうちに今の状況じゃもらえんとか、もうそういった話が出てきておまして、裁判すれば勝つんじゃないかですかという話もしております。やはりそういうふうなことになってきますので、できるだけですね、ピシャッと隅々まで連絡、報告をやった上でですね、結果を出していただきたいと。10月20日に取締役で決定したというようなことだけで済まされる問題ではなかろうというふうに私は思います。もう時間がないので、一応ここでもう止めますけど、やはり本当に慎重にやっていただきたいということ、もう答弁する時間はありませんので、お願いをしておきます。

終わります。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午後2時54分

開議 午後3時05分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一郎君。

[登壇]

○3番（泉田栄一郎君） 皆さん、こんにちは。

11月の政府の月例経済報告において、我が国経済がデフレ状態にあることが宣言されました。実に3年半ぶりのことでございます。さらに株価も下がりつづけ、10月の完全失業率は5.1%と若干の改善は見られるものの、依然として厳しい雇用状態が続いております。政府では事業仕分けなるものを行い、財政の見直しをしています。菊池市においても、今こそ無駄を徹底的に省いて、洗い出し、市と市民が一緒になって財政再建をするときであると思います。

では、通告に従いまして質問をさせていただきます。

私は、合併前の旧泗水町に在住していますが、合併後議員になり、菊池市の今まで見えなかったところが見えてきて、大変驚いたことがたくさんあります。その1つが菊池市文化会館の借地料のことです。このことは過去にたくさんの先輩議員が何回も質問されておりますけれども、これだけ関心が高いということは、そこに大きな問題があるからではないでしょうか。私も関心を寄せてまいりましたので、今

回質問させていただきます。今までの討議内容のポイントを4点ほど分けて説明をさせていただきます。

まず1点、30年前の契約が今も続いて、借地料として現在は年間1,000万円近くの借地料が支払われているということ。2点目に、契約時期が残り30年あり、約3億円の借地料を支払う予定であること。3点目に、それならば買い取って所有権を持った方がいいのではないかとということ。4点目に、契約終了の60年後、水田に復元となっているけれども、市として買い取るのか、また借りるのか、それとも他の土地を考えているのか、市の将来の方針はどうか。そういうことが上げられると思います。まず始めに、数回に渡っての一般質問、所管委員会での議論、意見を踏まえ、現在の状況と今後の方向性をお聞かせ下さい。

以上です。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） ご質問にありましたように、文化会館用地に係る賃借料や文化会館移転の考えなどについて、これまでいろいろとご質問をいただいているところですが、平成18年度の総務常任委員会において賃借料が高いのではないかと、買取ができないのか、また合併時に契約の見直しはできなかったのかなどのご意見でございましたが、昭和53年当時は高金利の時代であって、土地を購入するより賃借した方が有利との時代背景があり、その判断から契約が交わされたものではないかと思えます。契約期間は60年と長期にわたっておりますが、途中で契約を破棄した場合、残りの期間の賃料の補償の問題、また現在の文化会館を廃止し取り壊すとなると新たな会館の建設用地や財源など、様々な問題が考えられます。また、平成20年度の一般質問においても、文化会館移転の考えはないかとの質問がございましたが、現在の文化会館が多くの皆様にご利用され機能していることもあり、現状のまま使用していくとの考えを答弁させていただきました。また、これまで議会においても買取を含めた契約の見直しができないかとの話もあっていることから、所有者の方へ契約期間や買取のお話をさせていただきましたが、現時点では契約どおりの履行を求められています。ただ契約書においては、所有者からの申し出があった場合は買取の協議ができることとなっております。現在も2名の所有者の方へ契約に基づき賃借料を支払っておりますが、司法上の契約もありますから、契約に則り実施してまいります。

また、契約終了後の水田復元についてでございますが、契約期間の60年終了後につきましては、契約書で原状回復義務について謳われておりますので、契約に基づき原状に復すことになるかと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○3番（泉田栄一郎君） なかなか厳しいということはわかりました。その当時は経済も成長期で、バブルの真っ直中でありましたがということで、その後バブルもはじけ、昨年のリーマンショックで世界中が不景気の渦に入っている状況の中で、契約の文化会館の借地料は余りにも高すぎると思います。参考にしていただきたいのですが、近隣のキャニオン前の駐車場を市が借りていますが、年間借地料が平米数で1,465㎡、年間120万円、月に10万円ということです。また、隈府小学校横の土地を市が買い取っていますが、2,253㎡で5,448万円です。また、今、老人福祉センターが上げられますけれども、4,600㎡、これが1億1,159万3,200円、坪当たり8万3,500円になっております。これらを参考にしていくと、社会通念上、文化会館についても状況に応じて見直すことが認められてもいいのではないかと考えております。以前、市としてもできれば契約解除して買取をしたいが、契約解除時期に発生するであろう補償金なども含めて、顧問弁護士に相談するというのを言っておられました。その点について、顧問弁護士に相談したのでしょうか。また、したのであれば、その内容を公表していただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 平成18年12月の総務常任委員会で取り上げられましたこのご質問の件につきましては、顧問弁護士に相談するとされておりましたので、総務課、財政課で弁護士への相談が行われております。その結果については、19年に入ってから、平成19年に入ってから行われました総務常任委員会におきまして、次のように報告されております。土地賃貸借契約は、司法上の契約であり、合併したとしても契約は継承されることとなる。また、不動産の売買契約についても、売り主側の合意がなければ契約締結に至らないと報告されております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○3番（泉田栄一郎君） なかなか難しい内容ですけれども、やっぱり私たちも物を買ったり、いろんなものを契約した場合に、途中で解約したいというようなことが多々ありますけれども、そういうこともできるのではないかと、個人的には思っております。

最後に、これは要望ですけれども、文化会館は利益を目的とするものではなく市の公共施設で市民の文化活動に使われるものでございます。それらを鑑み、土地所有者に誠意を持って説明し、理解してもらおうよう、まず市長が今後も語りかけていていただきたいと思います。市長にその気持ちを、言わなくて結構です、気持ちだけ持っていたいただければ結構ですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 文化会館の件でございますが、まさにまだこの年月というものが価値観を変えてしまったということだと思います。当時のこの利息からすれば、多分に8%ぐらいの金利ではなかったのかなと。ちょうど思えば小川会館の基金10億円というものが高いときには7%台で推移しておったという時代がありました。そういうところからして妥当な賃借料だということで判断をされたものだと思います。しかしながら現状としては、非常にこの問題が多い、土地代、賃料になっていると思っております。私も旧菊池市の市長に就任いたしまして、その問題につきましては話し合いを行ったことがあります。しかし、今日の答弁にもありますように、相手の方が、地主の方がこれを売ると、売却というご意志がないということでもございましたので断念をいたしておりますが、また機会を捉えながら、何とかこの公的な色彩の強い文化会館で今の時代にちょっとそぐわない部分があるんじゃないでしょうかといった話をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○3番（泉田栄一朗君） よろしくお願ひします。次の質問に移ります。

次は、隈府中央線についてです。この質問も合併後数回先輩議員から質問が繰り返されております。現在、隈府中央線地区をまちづくり交付金事業で取り組んでおられますが、その中の事業である隈府中央線及び回遊道路整備事業について、その進捗状況をお尋ねします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） お答えします。

まず、隈府中央線街路事業の進捗状況でございますが、平成21年度末で申し上げますと、工事につきましては440mのうち150mが完成し、進捗率は34%でございます。また用地につきましては、取得予定面積が4,700㎡のうち3,470㎡を取得し、進捗率は74%となる見込みです。

次に、回遊道路の進捗状況でございますけれども、既に1期事業として平成15

年度から19年度までに12路線、3,724mを整備完了しております。現在、2期事業としまして、平成20年度から24年度までに6路線1,501mを計画し、そのうち平成21年度末で543mが完了し、進捗率36%となる見込みでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○3番（泉田栄一郎君） わかりました。

次に、3点ほどお尋ねします。

まず1点は、隈府中央線事業について、巨額の事業費と期間を要しますが、それに見合うだけの事業効果があるのかという点です。

2つ目は、まちづくり交付金事業の区域内では、街路事業や回遊道路整備事業により道路整備が進んでいきますが、区域外である近隣地域にも整備を必要とする市道が数多くあると考えます。例えば、隈府小学校と菊池南中の間の道路や本田酒店と肥後大名のところとか、また北宮・片角間、赤星内等々でございます。街中の道路とその区域外の近隣道路とに整備格差が出て、バランスが取れないのではないかと考えております。今後の道路整備の計画と現状の整合性はどうなっているのかという点です。

3点目に、近隣地域の道路整備もまちの中の道路とあわせて整備推進を図る必要があると考えます。今、市が合併し、庁舎問題も凍結している状態で、昭和36年に計画された道路を進めていく必要があるのか。隈府中央線を見直して、その財源を近隣道路の整備費に充てる考えがないかという点であります。

以上、3点について質問します。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答え申し上げます。

1点目の事業効果につきましてですが、隈府中央線は隈府市街地の骨格を形成する道路であり、市街地への交通アクセスが改善されることによって、市街地へ来られる方にとっても、また地域住民の皆様方にとっても生活の利便性が向上するとともに、災害時の緊急対応が強化され、地震・火災時の非難活動、消火活動、救助活動に寄与するなど、安全で安心して暮らせる市街地形成のために重要な道路となります。また、道路を核として商業の集積やイベント広場など、市街地内のオープンスペースとしても利用が期待され、中心市街地に人の賑わいを取り戻し、観光振興、商業活性化にも寄与するものと考えております。

2点目の近隣地区との道路整備についての整合性でございますが、まちづくり交付金事業は、中心市街地の活性化を支援する事業として整備区間を定め、駅、公共施設、歴史的旧跡の周辺など、比較的通行の多い路線を優先して整備を進める計画となっております。ご指摘の周辺道路の整備につきましても、十分配慮をして老朽化した道路より順次道路維持工事により整備を進めているところでございます。ご指摘をいただきました路線につきましても、随時進めております。

3点目の隈府中央線の事業見直しについては、先ほど答弁を申し上げましたとおり、この事業効果を期待し、隈府中心市街地の再生を行うものでありますから、見直しは考えておりません。

また、事業を縮減してでも近隣の周辺道路の整備費に充て、道路整備の平準化を図ったかどうかということでございますけれども、隈府中央線はまちづくりの根幹をなすものであり、計画どおり整備を進め、今後も事業のコスト縮減や認可期間内の完了に努め、あわせて区域外近隣道路の整備も十分配慮し、一体となったまちづくりを進めていくならと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○3番（泉田栄一郎君） わかりました。

最後に、これは私も要望でございますけれども、現在は非常に経済変化が早く、先ほど言われましたように非常に経済的に厳しいという今状況でございます。そういう中で、やはり長期的な展望というものと、また3年から5年ぐらいに一度はやはり見直しをしながらやっていく、そういうことも大事じゃないかと思えます。また、まちづくり交付金ではありませんけれども、利便性を考えるならば325号線につなげることの方が最優先ではないかというふうに思っております。また、いろいろな道路の立ち退き等がありますけれども、例えばお寺とか、またお寺の重要文化財の樹木とか、そういうものを壊してまで真っ直ぐに進めていくというのがいいのか。私は、やはり少し曲げてでもそういう行っただ方がいいんじゃないかと。もう1点最後に、近隣周辺地域の道路整備も非常に遅れていますので、できればそこをしっかりと進めていってほしいと、その3点が要望になります。よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 隈府中央線につきましてはですね、古い話ですけども数十年前、菊池市の隈府商店街について、中心市街地活性化計画というのがありまして、

それを基にして土地区画整理事業の計画が、遠大な計画が上がったわけです。しかしそれには、その当時におきまして、少なくとも数百億円以上のお金がかかるということもありまして、いろいろと住民のアンケートかれこれを含めて、商店街の皆さん方もご苦心をされたわけです。結果的には、そのことがこの当時の市長さんの時代におきまして凍結され、そして後で中心になりました。あとは、それじゃ街の中をどうするんだといったことがありまして、まちについての活性化を進めていくためには、やっぱりどうしても区画整理事業に代わるまちづくりの事業がほしいということがありまして、それでその事業というものがやっとスタートする時期がやってきまして、結局このまちづくり交付金事業、最初の採択のときにはまちづくり総合事業ですか、まち総と言っていたんですが、それを利用してやろうということになりまして、もう本当に数十年来の計画だから、もうこれはやらなければいいというような中央線の話ですけれども、中央線も基幹道路としての位置づけがありますし、回遊道路も、まさにこのまちのそういった古い街並みに中において段差があって、転んでケガをしてというのが随分あっておりました。今、非常に走れる、歩ける道路だということで評価は私は高いと思いますが、その基幹道路としての隈府中央線であると。郊外の方から先にやる、あるいは街中から先にやる、いずれでもいいわけでありまして、できるところからやっということうことで、住民の方々の理解を得られるところから先にやっているということ、少々手間がかかっているところもありますが、財政状況はこうでありますので、効率の高いところをなるべくやって、早く通していこうということ、市役所のすぐ近くのところあたりでも、もうできるところはすぐに道路を利用できるようにしていこうということ、進めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

325についてはですね、必然的に、結果的にこの隈府中央線というのは延伸して、今の消防署のある付近の方にですね、建設することになっていかなければならないと、基本的にはそういう思いを考えております。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○3番（泉田栄一郎君） わかりました。

少子化対策について、最後にご質問をします。少子化問題が言われるようになりまして久しいのですが、ますます出生率は下がり、事態は深刻化しております。少子化問題がいかに日本経済に影響を与えているか、また今後どう与えていくかをある経済学者は、家族政策への予算問題が大事であると言っております。少子化の現状を確認しておきますと、出生数は約30年前、年間209万人でした。それが8年前は117万人、そして昨年、2008年ですけれども約109万人というこ

とです。出生率は昨年で1.37人です。世界を見ても少子化の波は同じですが、アメリカは2.12人、フランスは1.98人、比べると日本は非常に低い値です。子どもを生み育てることが非常に難しくなっているのはなぜなのか、その最たる原因は子育てに費用がかかるということではないでしょうか。子どもを1人大学卒業までおおよそ3,000万円かかると言われております。それを聞いただけで、若い人たちは子どもを産むことに躊躇してしまう、無理はありません。他に少子化の原因として、晩婚化が上げられます。平均初婚年齢が男女共に上がっていること、また30歳代の男女の未婚割合が高いこと。ちなみに1970年、男性が12%、女性は7%、2005年、男性が47%、女性が32%に上昇。それに伴って、第1子の出産時の母親の平均年齢が上昇しております。30代で第1子を出産する割合が4割を超えているため、出生数が少なくなる原因にもなっています。生涯未婚率も上がっています。これらを引き起こす最大の原因は経済力です。今、日本はデフレによる買い控え、買い控えによる低価格、それに伴い低賃金という悪いサイクル状態にあります。また、失業率の上昇、新卒者の就職内定率の低下等々でますます少子化は進むであろうと言われております。子どもを持ちたい人のためには、もっと予算配分をして支援してもよいのではないのでしょうか。子育ては親の責任は言うまでもありませんが、親ができないところは周りが支援する、子どもを育てながら仕事を続けていくことを支援する必要があります。菊池市においては、様々な少子化対策が進められています。小学校6年生までの医療費無料化は、近隣の市町村に先んじて実施され、非常に画期的です。他市町の若い世代から菊池市に引っ越そうかという声も聞こえて嬉しい限りであります。

はじめに、3つのことを質問します。

1つは、すくすく子宝祝い金や集いの広場、ファミリーサポート等の具体的な中身対策について説明をお願いします。

2つ目は、保育料の補助についてです。市民税の課税額によって保育料の区分がありますが、区分の説明と階層別の人数をお尋ねします。

3つ目に、保育料の収納状況と滞納対策について質問します。

以上、3点についてお願いします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 1回目の質問にお答えいたします。

現在菊池市が取り組んでおります主な少子化対策についてご紹介をいたします。

まず、3人目以降の子どもを出産された方に10万円を支給するすくすく子宝祝い金制度があり、114人が申請され、平成20年度の決算額は1,140万円と

なっております。

次に、主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図ることや育児の悩みを相談したり、子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境をつくることを目的とした集いの広場事業は、利用人員延べ1万4,308人で、決算額にしまして1,145万8,000円でございます。

次に、育児の援助を行いたい人「提供会員」と、育児の援助を受けたい人「依頼会員」がお互いに会員になって助け合うファミリーサポート事業は、利用件数延べ170件で、決算額にしまして219万円であります。

次に、保護者の方が昼間家庭にいない、主に小学校低学年の児童を対象に放課後児童の育成・指導により児童の健全育成を図る放課後児童育成クラブ事業を市内13施設で実施し、利用人員、人数488人で、決算額にしまして4,168万8,600円となっております。

保育園関係では、保護者の就労が遅くまでできるように延長保育の推進や保育料を市が国の基準より減額し、保護者負担を一部軽減する事業、3人以上の子どもを持つ多子世帯の保育料を軽減する事業などを行っております。

さらに0歳から小学6年生までの子どもたちが病院にかかったとき支払った一部負担金を後で全額助成を行う乳幼児等医療費助成制度等も行っております。

次に、保育料の階層別人数は、保育料徴収基準法に基づくA区分10人、B区分383人、C1区分169人、C2区分214人、D1区分102人、D2区分354人、D3区分183人、D4区分176人、D5区分217人、D6区分11人の10区分、1,819人に分割して保育料を徴収しております。保育料の現年度収納状況につきましては、平成18年度96.76%、平成19年度96.14%、平成20年度98.69%の収納率となっております。対策としましては、1つ、毎月滞納が3カ月となる該当者全員に電話等で納付の催促を行う取り組み、2つ目に滞納者ごとの個別ホルダーを作成いたしまして、今までの経緯や納付状況、約束等の有無を記載し、個別面談時の具体的な納付対象に役立てる取り組み、3つ目としまして、園長と同伴での夜間徴収、4つ目が各種手当金からの納付のお願い等をいたしております。なお、平成20年度からは私立保育園と保育料の収納事務委託契約を結びまして徴収を私立分の16園へお願いした結果、収納率アップに結びついております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○3番（泉田栄一郎君） 2人目からは半額、3人目からは無料という補助もしている

ということですがけれども、一番平均的な所得で最も人数の多いD2、これが354人いらっしゃいますけれども、3歳未満児で月2万4,000円ですので2人目を入れると半額とはいえ、月に3万6,000円になります。

次に、対象者の多いD5ですがけれども217人、3歳未満児で月3万6,000円なので、2人目を入れると5万4,000円になるということです。大変な家計の負担になっております。よく市民相談で聞くのは、保育料が高いから上の子が3歳以上になってから子どもを産もうかとか、もう1人でいいですか、少子化に結びついていく言葉が出ています。本来、教育はすべての児童が受ける権利があります。仕事を続けるなら2人、3人と子どもを生み増やすように保育料のさらなる軽減と3歳未満児の期限付き負担軽減ができないか、質問します。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 保育料は、各家庭の前年分所得税、前年度分の市民税の課税状況に応じて菊池市保育料徴収基準法に基づき徴収しております。基準表では、市民税や所得税が高い方には多く、低い方には少なく、一定の割合で段階的に徴収する仕組みとなっております。議員ご指摘の所得税額が高い階層であるD4、D5階層の該当者の保育料を部分的に安くした場合、その下のランク、D3、D2、D1の該当者とのバランスが崩れ、負担割合に不公平感が生じる恐れがございます。全面的な検討が必要と思われますので、現時点では考えてはおりません。

また、0歳から3歳未満児と限定した軽減措置につきましては、児童手当が平成19年度に改正され、3歳未満児が一律月額1万円の支給と手厚くなったことや、他市で保育園へ入所している場合、平成19年度改正で、より年齢の低い子、いわゆる保育料の高い子どもを半額や無料にするなど軽減措置の強化を実施しております。来年度からは子ども手当等が新設される予定であります。このように制度の改正がなされる中でありますので、国の施策等を見極める必要があります、当面につきましては、今以上の軽減措置を講じることは困難だと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○3番（泉田栄一郎君） 再々質問をします。

ここで長野県にある下條村の例を挙げたいと思います。子どもが増えた奇跡の村、下條村として注目を浴びたのですが、ここは出生率が2.04です。過去3年間で250以上の自治体が視察に訪れています。めぼしい産業もない静かな村で、なぜ出生率が増えたのか。村長は、発想は単純です。若い世代を呼び込んだだけで

すと言います。例えば、村営の集合住宅は2LDKで2台分の駐車場、家賃月3万6,000円です。この手軽な価格が若い夫婦が多く移り住んできた。また医療費は中学3年生まで無料に、保育料を20%値下げしましたとか、子ども向けの書籍を中心に6万8,000冊の蔵書がある村営の図書館をつくった等々、出生率を上げるためには若い夫婦を呼び寄せればいい。そして、彼らが安心して子どもを育てられる環境を提供すればいいという単純な発想から始まっているのです。もちろん菊池市とは、財政も、人口も、環境も違うので簡単にはいかないとは思いますが、何かヒントになるのではないかと思います。

最後に、今後の菊池市独自の少子化対策として、新しい施策の計画があるか、質問をさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 3回目の菊池市独自で新しい何か施策経過はないかというご質問でございます。少子化対策につきましては、平成17年度より本年度の5年間を前次世代育成行動計画として総合的に取り組んできたところでございます。今年度に見直し作業を行い、平成22年度から平成26年度までの後期計画を策定することとなっております。そのため、平成20年度には就学前と小学校の保護者を対象に子育て支援に関する生活実態や要望、ご意見などのニーズ調査を実施しております。現在、菊池市幼・保・小・中連携推進協議会所属の諸先生方に現場の声をお聞きするためワークショップを実施しております。ニーズ調査の結果とともに、ワークショップに出された意見を参考にさせていただき、向こう5年間の計画を策定いたします。したがって、現段階で具体的に上げることはできませんが、国や県より補助等があるものを中心にニーズに合った施策を取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 次に、三池健治君。

[登壇]

○10番（三池健治君） こんにちは。通告に従い、一般質問をいたします。今日は最後の質問になります。ゆっくり、じっくり質問したいと思いますので、しばらくのご辛抱をお願いいたします。

国内クレジット制度を申請する考えはないかについて質問いたします。国内クレジット制度は、あまり耳にしない言葉であります。この制度が生まれたのが去年の10月で、本当に新しい制度です。国内クレジットは、京都議定書目標達成計画において規定されている大企業の技術、資金を提供して中小企業が行った二酸化炭素

の排出抑制のための取り組み、何某云々と延々と続きますが、簡単に言いますと化石燃料を燃焼して発生した二酸化炭素の売買制度です。新政権の鳩山首相は、温室効果額排出量を2020年度、平成32年度に1990年、平成2年度年比で25%削減と表明しました。昨年は削減どころか1.9%の増と環境省が発表しています。9月26日の熊日新聞に、木質燃料でCO₂を減らし、その排出量を売り、収益を得るというとても興味のある記事がありました。栃木県那須塩原市の山間部の製材所や入浴施設などが木くずや間伐材でつくる木製木質燃料を使って二酸化炭素CO₂排出量を抑制し、その削減分を国内クレジット制度で商品化し、環境保全の報酬として大企業に購入してもらい取り組みが好調な滑り出しを見せているとの記事でした。本市も膨大な山林を保有する地で条件が似通っております。この国内クレジット制度を採用すれば、間伐はなくなり、立木も元気を取り戻し、山も活気を取り戻します。水上議員も活気を取り戻します。それに、CO₂を売却できる、まさに画期的な制度であります。この国内クレジット制度の申請にいち早く菊陽町が取り組んでいます。ここでは、木質燃料ではなく天然ガスを利用しCO₂の削減を図るものです。この早い対応に驚いているところです。菊陽町には、第3セクターのさんさんの湯があります。隣に富士フィルムの会社があります。さんさんの湯では、源泉湯温33℃を灯油を燃料とするボイラー5基で沸かしており、その中の1基はサウナに使用されています。ボイラー4基を廃止し、その分の熱エネルギーを隣の富士フィルムから譲り受けるシステムです。富士フィルムのエネルギーは天然ガスを使用しており、天然ガスに余裕があったので国内クレジット制度を申請することができたと言っていました。ボイラー4基を廃止すると年間のCO₂は320トンの削減になるそうです。契約期間は14年間で、事業費は7,217万円と試算されています。内訳として、工事費が約5,000万円、天然ガスを使用する熱交換機1基と隣から引いてくる熱供給配管等です。あとは、借入時の利子2,217万円とおっしゃっていました。すべて一般財源を当てるそうです。議会に承認されているともおっしゃっていました。富士フィルムが国内クレジットでさんさんの湯よりCO₂を1トン当たり1,500円から1,700円で買い上げる契約です。売却費は年間48万円から54万円ぐらいになるとの返答でした。灯油から天然ガスに燃焼を変えると年間630万円浮き、それにCO₂の売却費約50万円を足すこと、年間に680万円ぐらいの利益になるそうです。設備投資分は10年ぐらいで取り戻し、その後は利益になると話されていました。本市には、森林も多いが重油を使う施設も多くあります。平成20年度の燃料代は四季の里で1,265万円も、重油使用料16万5,100リットル、七城温泉ドーム1,751万円、重油使用料19万1,200リットル、エコヴィレッジ旭のRDFごみ処理場では7,

273万円、重油使用料82万1,000リットルです。このような膨大な施設に木質燃料を使うと莫大なCO₂の削減になります。本市の3施設の1年間の燃料代が1億289万円、それと重油の使用料は117万7,000リットルになります。来年からは温室化対策税が導入され、灯油で1リットル当たり2円78銭上がると聞いております。3施設では約327万円が上がることになります。そうしますと、来年から毎年重油代1億616万円が燃焼として消えてなくなります。設備投資にはお金がかかりますが、それと木質の調達にも費用がかかります。そう簡単には取り込むことはできないと思うが、長い目で見ていく必要があります。でもCO₂の売却費は本市の収入源になります。今、政府は地球温暖化対策に躍起になっております。設備投資にはかなりの補助金が付くのではないのでしょうか。そこで質問ですが、国内クレジット制度を申請する考えはないか、伺います。

1回目の質問とします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 1回目の質問にお答えいたします。

国内クレジット制度は、中小企業、農林業者、一般家庭等が行ったCO₂の削減量を国内クレジット認証委員会において認証し、国内クレジットとして大企業に購入してもらう制度であります。具体的には、大企業等が資金、技術を提供し、中小企業等は、その支援によりCO₂の排出量を削減するということになります。活用の事例としましては、熱効率の高いボイラー等の導入による事業所等の省エネ促進、バイオマスボイラーの普及による森林資源の有効活用、一般住宅への太陽光発電設備導入による太陽光発電の加速など、CO₂の排出抑制の1つの手段として想定され、自治体内の温室効果ガス削減を目に見える形で進めることができます。しかしながら、企業との協力が不可欠であることを考慮しますと、現在全国的にも大変な経済不況の中でありますので、企業にこのような制度の活用をお願いできる現状ではないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 三池健治君。

[登壇]

○10番（三池健治君） 国内クレジットは考えていないということのようでした。菊池市の将来は全く考えていないのではないかと。10年後には3人に1人は高齢者になります。若い人は職を求め大都会に出ていくことでしょうか。高齢者の方たちからどのようにして税を納めていただけるのでしょうか。今の答弁のように将来を何も考えていないという人がいるかと思えば、菊池市は今何とかせんと将来は破産しま

すと切実に訴える職員もいます。その方が言うには、市単独で収入源の確保が必要です。今ならまだ設備投資の余力があります。余力があるうちですよと耳にたこができるくらい話されました。極端なことを言えば、鞍岳の山中に太陽光発電をつくり、九電に売却し利益を得る、そのぐらいの設備投資をしないと将来菊池は破産してしまうとまで言っていました。私も同感です。菊池市の破産は絶対避けるべきです。これからの菊池存続の選択肢の1つとして職員の削減も考えられますが、削減すれば住民へのサービスも低下されます。我慢する時代がそこまで来ています。何か菊池市の単独で収入源を得るような方法を考えていただきたいというようなことで質問しているわけです。今まで抽象的な質問でしたのであまり意味がわからなかったのではないのでしょうか。今の答弁の中に、菊池市の危機感が全く感じられませんでした。これから具体的に国内クレジットをどう使うかを質問します。それは、国内クレジットを活かしながら、また市内の森林を活用しながら四季の里を公営施設として存続をと考えている1人です。今まで四季の里存続を願い、議員の皆さんが一般質問を行っています。平成20年の9月議会では、本田議員が羊を生産しラム肉を施設のトップメニューとして四季の里の浮揚にしたとの問いに、部長答弁は提案として受け止めます、させていただきますで終わっています。議員提案など、どこ吹く風の返答でした。平成20年の12月議会では、坂本議員が民業圧迫となるが、全市に四季の里の利用を呼びかける考えはないかの問いに、部長は広報紙への掲載を行って利用促進をしてまいりたいと思っていますとの答弁でした。思っていますはただ思うだけで、実行はしない。さすが菊池市の執行部長です。そういう形で、掲載されるか楽しみにしていましたが、何と8カ月後の平成21年の広報紙の8月号に旭志夏まつりin四季の里が案内してありました。その中に、ぜひお越し下さいと掲載されていました。これが部長が言っていた利用促進だったのでしょいか。はっきり言って、これは議員軽視です。そのほかにも隈部議員や泉田議員、それに森隆博議員、泉田議員など2回も質問を行っています。健康の里にしたらどうですかとか、市民農場を県外から募集したらどうですかなどです。2回とも四季の里にはそぐわないとさっぱりと切り捨ててあります。議員が四季の里を何とか継続していただきたいといろんな提案をするが、耳など貸す気配はありません。地元の代表である議員の意見は聞かず、地元には全く縁のない、縁とはほど遠い東京のコンサルタントの意見を聞いたり、学者に方向性を諮問したり、上から目線で判断している。市長の動向を見ても、四季の里存続に対しての意欲は全く見えません。

そこで質問します、再質問です。はじめに、四季の里の社長の就任以来、社長として今まで行った努力を伺います。

2番目の質問として、平成20年度の当初に経営建て直しのためにコンサルタントを導入しているが、その金額とコンサルタントの報告をこの2年間で四季の里にどのように活かされたのか、その努力を伺います。四季の里の運営に19年度は3,000万円、20年度には3,000万円、合計6,000万円が積み込まれています。これは先ほど森議員も言われたんですけども、経済常任委員会では条件付きで認めたと言っています。その条件と四季の里の建て直しの費用です。我々議会に見える何の対策も打たないまま、また何ら手を打つこともないまま、ただ運営のためだけに使われています。全く条件は無視です。これは経営者である社長の責任ではないでしょうか。また第3経営検討委員会では、今年の7月から9月まで審議が行われました。その間たったの3カ月で早々と答申が打ち出されました。その間の審議がたったの5回だけです。そしてその結果は、第3セクター株式会社四季の里旭志は早期に解散すべきとし、指定管理者の公募や民間に着手すべきであるとのことでした。長年培ってきた四季の里旭志がたった3カ月の審議でぱっさと切られました。これで本当にいいのでしょうか。ほかに第3セクターはあります。赤字が出る施設はぱっさぱっさと切って捨てるのでしょうか。菊池市は、何ら温情のない仕打ち、ほかの第3セクターの出資の方は不安が募るのではないのでしょうか。ここで悪い例をつくるべきではない。四季の里はどうしても存続が必要です。早期解散が先に出て、四季の里旭志の出資者は困惑しています。まず、指定管理者の公募や民営化より出資者の方向性を示すのが先ではないでしょうか。四季の里出資者は、先ほども言われましたけれども1人50万円の出資です。多い人では750万円も出資しているということです。出資を募って回った方の努力は凄まじいものがあり、血のにじむ思いであったろうと察します。それだけ旭志住民が四季の里の建設を望んでおられたかがわかります。旭志村が運営する施設だからこそ皆さんは出資されたことではないでしょうか。安心して出資されたと思います。投資を目的で出資された方は1人もいないのではないのでしょうか。廃止を優先するのであれば、市が責任を持って出資者に資金を返還し、それからの公募や指定管理者や民営化ではないのでしょうか。廃止を先に打ち出し、出資者を無視したやり方に憤りを感じます。

そこで3番目の質問としまして、第3セクター存続が危ぶまれている責任、6,000万円の収支を積み込んだのに建て直し、何ら対策を講じなかった責任、廃止を前面に打ち出し出資者を無視した責任、すべて社長である市長にあるのではないかと思います。この経緯について、社長としての責任を伺います。

それから、先ほど申しましたが四季の里重油代は年間1,265万円です。それに使用料16万5,100リットルです、使用料は。インターネットで調べます

と、灯油焼却CO₂排出量は1,000リットル当たり2.49トンとなりました。家庭の灯油の焼却費の排出量の計算なので正確ではありませんが、目安にはなるかと思いますが、四季の里に当てはめると約410トンの削減になります。CO₂の売却金額が約61万円になります。設備費は5年から6年間の灯油代を当てると元は取り戻せると思います。問題は、木質燃料の確保です。ここでは職員の方にお願ひし、四季の里燃料調達係を設置していただきたいと思います。私は何も無理なことを言っているつもりはありません。近隣の市町村と比較しても、菊池市は職員が非常に多くなっています。職員数を比較しますと、本市の菊池市が531名、隣の合志市が324名、菊陽町が212名、大津町が202名、山鹿市が785名となっています。職員1人を住民の方が何人で支えているかと申しますと、菊池市では98名、合志市では169名、菊陽町が169名、大津町が153名で山鹿市が74名です。合志市や菊陽町や大津町の半分までとは言いませんが、それに近い小人数の住民で職員を支えています。この多い職員の皆さんに四季の里旭志を支えていただきたいと思っています。

そこで4番目の質問ですが、国内クレジット制度を利用して四季の里旭志の存続の考えはないか、伺います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 四季の里旭志ということですが、平成13年度以降、近隣におけますところの温浴施設がたくさんできました。このことによりまして、大変厳しい経営環境に置かれたということでもあります。特に市町村の合併直後の平成18年度におきましては3,500万円程度ほどの大きな経常損失を計上するまでになってまいりました。市は最大の出資者であるために、合併来市長が社長ということをございまして就任をいたしました。経営改善のためには、毎月取締役会を開催するとともに、四季の里支配人、庁内担当部署、あるいは総合支所からなりますその担当者会議を設置しまして、一月に数回の会議を重ねながら地域を巻き込んだ夏まつりとかあるいは秋まつりなど、利用促進に向けての取り組みを実施してまいったところでもあります。また、コンサルタントへも委託をいたしまして、経営の改善というは大変専門性の高いものでありますから、取り組みを併せて実施してきたところがございます。コンサルタント提案に基づきまして、実施事業の主なものとしては、20分商圈顧客と年輩層に絞った得点付きのダイレクトメール送付の徹底だとか、あるいは地域の一番と言われるような一番館メニューとしての旭志牛ステーキのどんぶりや、あるいは鞍岳をもじりまして鞍岳巨大カレーの販売とか、あるいは世界遺産のヒノキを持ってまいりまして、この世界遺産ヒノキ風呂とか、あ

るいは5円玉を入れまして5円玉の黄金風呂ですね、金色に輝きますものですから黄金風呂などの各種のイベントを年間を通して実施してきたところであります。売店につきましては、また売り場の雰囲気づくりやつかみ取りをやったりとか、あるいは袋詰めなどのプチイベントなどを実施してまいりました。その効果としては、売店の売り上げがわずかではありますけれども微増で上昇いたしました。宴会部門は確実に増加に転じたところでありまして、9月末では前年の決算と比較をいたしますと利益にして約1,000万円の経営改善を、利益で1,000万円計上いたしまして経営改善を達成をいたしております。

以上のような事業の展開に加えまして、コストの削減にも厳しく取り組んだ結果、一定の成果を見ることができましたけれども、平成21年度の赤字見込額、来年の3月31日現在を見込みましたときに約1,000万円の赤字経常というのが予測をされておまして、また今、新しい指定管理の募集等々によりまして、四季の里がなくなるんじゃないかといったものもありますので、さらにこの赤字幅が大きくなる可能性もないとは言えません。なお、四季の里旭志に係りますコンサルタントにつきましては、平成20年7月から12月にかけてまして導入して、費用は約200万円程度となっております。

次に、四季の里の存続につきましては、この増資の承認をいただきます際に収支バランスが保てるかを見て判断するとしておりました。第3セクター経営検討委員会の答申を経まして、10月20日に開催されました株式会社四季の里旭志の臨時総会におきまして、いわゆる株主総会におきまして会社解散はやむなしと、このような結論に至ったところであります。このことを受けまして、市としましては引き続き施設を存続することが大変重要な責任であると、このように捉えておまして、今までの株式会社四季の里から新しい指定管理者の会社に代わっても施設の運営そのものは引き続きできるようにということであります。そのことが責任だろうというふうな思いを持ちまして、指定管理者の公募に踏み切ったところでございます。このような結果になりましたことにつきましては、当然道義的な責任はあるものと痛感をしているところでございますが、答申書にありますように責任の所在が明確でないと指摘されていることや、本施設は地域の福利的な施設としての要素が強く、出資に際しましては協力をお願いしたといった経緯等もあるようでございます。また、運営に際しましては、先ほど申し上げましたように毎月の取締役会に諮りまして協議しながら進めてきたところでございます。会社の運営ということにつきましては、取締役会、そして株主総会の議決を経て運営をやってまいりました。この不況下において1,000万円の損失を圧縮できたことは努力を重ねた結果、大変支配人を中心といたしまして役職員の努力の一定の評価はいただけるものでは

ないかと思ひます。ぜひご理解をお願いいたしたいと思ひます。

次に、国内クレジット制度を利用して四季の里を存続ということをございますけれども、今のべましたとおり、株式会社四季の里旭志につきましては、来年の3月までを目途といたしまして解散するように株主総会で決められております。このため、指定管理者の募集を行いまして、今現在2社の申請をいただいております、このような状況下におきまして新しい指定管理者というものが定まってない状況でございますので、国内クレジット制度の取り組みについては素晴らしいことだし、また現実的にCO₂の削減ということにおいては必要なものと十分了承いたしております。この制度の活用を今お願いするような情勢ではないと思われまふ。まずは四季の里に対しまして新たな指定管理者の下に四季の里旭志の経営基盤を固めることが最優先というふうを考えております。このことにつきましては、また指定管理者が新たに決まった段階において、一つの提案としては申し上げたいかなものかなと、このように考えまふ。

○議長（北田 彰君） 三池健治君。

[登壇]

○10番（三池健治君） 議員提案はなかなか受け入れてくれないというところでありました。役員さんとずっと役員会をやってきたから、責任所在は半分半分じゃないかというような言い方されたと思うんですけども、役員さんというのは素人の方でしょう。そうじゃなかつたですか。先ほど11月の指定管理者の公募の現地説明、6社が参加されたと、説明会にですね。それで25日の締め切りに市内の商社の方と旅行会社の方2社が応募されたと言っております。距離が遠く利便性に難があると。市役所で行っておられる四季の里にですね、2社に応募があったということは、私は驚いているところです。私など、あの赤字経営の施設に応募があるとは思っていませんでした。社長が代われば運営可能なんじゃないかな。やはり魅力のある施設ではないでしょうか。ぜひとも公の施設として四季の里を残すべきだと思つて、この質問は終わります。

次に、介護タクシーについての質問ですが、どうしても納得がいかない部分がありましたので質問します。それは、乗降介助費についてであります。車いすの方は普通のタクシーではなく介護タクシーを利用されます。そのタクシーは、車いすをそのまま乗せる装備が付いていて、安全に走行できるようになっております。車の後ろの方に車いすが乗降するリフトや取り外しできるスロープを備え付けてあります。この車いすの方の乗り降りを手伝いするのが乗降介助です。利用者が車いすに座るところから手伝い、車に乗せ、現地に着いたら車いすを降ろし相手方に渡すまでのお手伝いです。もちろん、運転手の方が行きます。運転手の方は、ヘルパー2

級の資格が必要で、運転免許も2種免許が必要です。その乗降介助費が1回につき1,000円とあります。この1割の100円が利用者負担です。乗降介助時間は5分か10分の仕事です。往復だとその倍の2,000円です。走行運賃は別料金となります。熊本の最低賃金が1時間みっちり働いても630円で、8時間働いて5,040円です。5分間に換算すると約53円です。ところが乗降介助費は1,000円、1,000円とかなり高いものになっています。タクシー運賃は九州運輸局が自動認可運賃制料金表で定めてあり、事業主が勝手に料金の設定はできません。上限運賃と下限運賃が定めてあり、その範囲内で事業主が料金の設定を行うこととなります。菊池市内までの距離を平均すると約10km範囲内の在住者が大半を占めると思われます。10kmの上限料金は2,670円とあり、下限料金は2,420円です。その差は250円です。平均で2,540円となります。車いすの方が10km移動すると1回につき輸送運賃費は2,540円と往復の乗降介助費2,000円、合計の4,540円かかります。その料金、その金額が介助運賃認定の介護タクシー会社に行きます。自己負担は運賃費の2,540円プラス乗降介助費の2,000円で、2,740円支払うこととなります。

そこで質問します。1回目として、九州運輸局が定めている運賃の種類にケア運賃と介護運賃があります。その違いをお示し下さい。

2番目としまして乗降介助費、先ほども言いましたが1回につき1,000円で、個人負担がその1割の100円です。あと9割の900円は何処が負担されているのかをお聞かせ下さい。

また3番目としまして、乗降介助の1,000円はどのようにして決められたかをお聞かせ下さい。

4番目としまして、この金額は年間いくら支払っているのか。合併時の平成17年度からの金額をお示し下さい。

5番目としまして、乗降介助費の個人負担分は走行運賃の中に含んで請求してもよいとなっています。そのため、利用者は乗降介助費を負担していることも知らないようです。介護タクシーを利用した証はどのように行われているのかを示して下さい。

1回目の質問とします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） お答えいたします。

ケア運賃と介護運賃とは、福祉輸送サービスに係る運賃の種類であります。ケア運賃とは、介護保険を適用しないで利用者を目的地まで輸送する運賃で、行き先及

び利用目的は自由であります。また、介護運賃は介護保険法に基づき要支援及び要介護認定者のみが利用できる介護保険サービス利用と事業所が定めた運賃で、目的地はケアプランに基づいた場所のみであります。利用者の負担は、介護運賃の場合、運賃と介護保険サービスの乗降介助の利用者負担100円を合計した金額となります。運賃は事業者によっては割引の設定をされており、通常メーター走行で設定した介護運賃の方が安い料金設定となっております。

次に、介護保険給付費の居宅サービス料金につきましては、1割を利用者が負担し、残り9割を事業者が国保連合会に請求を行っております。その9割分は、国が25%、県及び市が12.5%ずつ、残り50%を介護保険料で負担をしております。

また、介護報酬単価である乗降介助サービス給付費の1,000円につきましては、厚生労働省の社会保障審議会で審議され、決定されております。

また、合併時からの乗降介助給付費の介護給付に対する法定負担率12.5%についての市の負担額は、平成17年度が37万円、平成18年度34万1,000円、平成19年度39万7,000円、平成20年度で46万1,000円であります。合計の156万9,000円を市から支出をしております。

それから、介護タクシーを使用したときの証明につきましては、市内の事業者を確認しましたが、利用証明書は発行していないとの回答でありました。領収書につきましては、必要があれば発行するというごさいます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 三池健治君。

[登壇]

○10番（三池健治君） ケア運賃と介護運賃ということですが、ケア運賃は個人の方が行っている介護タクシーの運賃でケア運賃といいます。この個人介護タクシーにはですね、乗降介助費の1,000円が付いとらんわけですよ。運転手の方がやっていることは、先ほど言いましたがベッドから車いすに乗せる介助と目的地に着いて先方にお引き渡しするまでの行程、全く同じ行程をしているのに片方には1,000円、往復で2,000円。そうするとケア運賃の方にはそういう介助費が付いてないということになります。それで、介護運賃とはですね、タクシー会社の事務所に介護支援専門員ケアマネージャーを置くと決めてあります。その方が利用者の予約を受け、利用予定日を決めます。これを専門用語でケアプランと言うそうです。もちろん、乗降介助は運転手の方が行います。これだけの違いで往復2,000円の乗降介助の費用が発生します。個々のタクシー介護認定者の方が利用されると言われました。乗降介助費1,000円の内訳は1割が個人負担、残り900

円は介護保険が50%の450円を負担します。国がその25%の225円、県と市がそれぞれ12.5%の112円50銭を負担するということです。残りの50%は介護保険から払われているということになります。国民健康保険も、今や壊滅状態です。被保険者の保険料では賄うことができなくなってきました。当然、介護保険も同様です。今、流行のパフォーマンス的な事業仕分けではありませんが、無駄は1円でも省きたいと思うし、必要なところにはどんどん使って活性化を図っていただきたいと。ケア運賃の個人タクシーを使うと多く2,000円の介助タクシーは要りません。でも、介護認定者の方は個人タクシーは使えないとの答弁でした。認定者だけしか介護タクシーは乗れないということです。何か矛盾を感じます。今、菊池市では年間約310万円の乗降介助の負担費が使われています。そのうちの介護保険は、先ほど計算式で約140万円になり、市の負担は約34万8,000円となります。年間170万円から200万円が乗降介助に使われます。何らかの改善策が必要ではないかと思えます。それと、乗降介助を利用したとの証明が何もなされていないと。必要があれば領収書を発行するというようなことではありましたが、利用者は領収者は要りません。私が言っているのは、タクシー会社がどうしてその利用したということが証明して請求するかということではありません。そこを伺ったのですが、その答えがなかったみたいですね。小さなことかもしれませんが、水増し請求するとは思いませんが、しようと思えばいくらでもできるシステムです。はっきりとわかるシステムを考えるべきではないでしょうか。この管理体制こそ、今の菊池市には必要です。乗降介助費の1回1,000円がどうにも高いような気がしてなりません。

そこで再質問です。介護認定者でもケア運賃を利用することができないか、考えていないかを質問いたします。前回、平成18年度の9月議会の一般質問で車いすの方の移送輸送費に補助を出さないかと質問したことがあります。そのときの質問の答弁は、厚生労働省の基本的な考え方では、輸送サービスでの運転部分の介護サービスは給付対象にならないので助成はしませんとのお答えでした。国がやらないから市もやらない、あなた任せの市では何も考えていないことがよくわかります。その代わりに社会福祉協議会が行っている福祉有償運送登録会になると割引運賃ができますとも言われました。先ほどの計算では10kmの介護タクシー運賃は平均で2,540円です。この有償運送の会員になった方は、10km21分から25分で走行すると利用料金は1,100円で約半額より安くなります。この計算では、走行距離でなく時間で計算されます。目的地まで何分かかったかで料金が変わりません。ただ会員になるには、かなり厳しい条件が必要です。介護保険法の要介護認定は3から5の方、寝たきりの方の移動です。また身体障害者手帳の交付を受けてい

る12歳以上は、第1種の記載がある方。それに、知的障害福祉法に基づき、療育手帳の交付を受けている方たちです。まだまだ条件はほかにもありますが、事細かい決め事があります。この条件の方たちは多くの皆さんの介助が必要な方たちばかりで、運転手による乗降介助だけでは移動できるものではないようでした。今、菊池市で許可申請を受けている方が16名いらっしゃるようです。有償運送許可申請は、これぐらいの厳しい条件は必要かと思います。前回の市民部の部長は、介護タクシー運賃の助成はできないが有償運送許可申請制度を行っているので、この制度を利用するような説明でした。車いすの方にこの制度を皆さん利用しているとばかり思っていて安心していましたが、そうではなかったようです。車いす使用者の介護タクシー運賃の助成は、そんなに重症の方でなく、車いすでももう少し自由の利く方を指します。介護保険法の要介護認定の1から2ぐらいで車いすを使用している人たちです。そこで、18年度と同じような質問します。介護タクシー運賃の補助を行う考えはないか、伺います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 2回目の質問にお答えしたいと思います。

ケア運賃に対する補助は考えていないかという質問だったと思いますけれども、運賃設定につきましては、タクシー事業者の利用者に対する料金の設定であり、市としましては介護保険法による乗降介助サービスについては、今後も介護運賃の適用を行いたいというふうに考えております。また介護運賃補助につきましては、居宅サービスや通所サービス及び施設入所サービス等の様々な介護保険サービスがありますので、特定のみが利用される乗降介助サービスについての補助は考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 三池健治君。

[登壇]

○10番（三池健治君） 先ほど何も考えてない、何も考えてないということであれば、職員さんは要らんとじゃなかですか。やっぱりある程度考えてもらわんとですね、簡単に言われると、ああそうかなと思われまますので、やっぱり職員らしい仕事をして下さいよ。もう何も考えていないということですので、次に移ります。

次は、ごみ問題について。環境保全について質問したかったんですが、これは森隆博議員が聞いたので大分似通った答弁になると思います。

次の質問に移ります。RDF処理業務施設について質問いたします。RDF処理業務施設は、熊本では本市と阿蘇市であり、隣の福岡では築上、県央、浮羽、若

宮、須恵、そして大牟田とあり、両県で8施設あります。その施設の業務別の金額を比較しますと、いかに本市の施設が高いものについているかがわかります。処理施設は千差万別で、処理能力も違い、当然処理人口も違います。それをわかりやすくするために1 t当たりの金額で比較をしてみます。比較表ですが、ごみの燃料化処理費総額が1 t当たりでいいますと1 t当たり4万3,500円、阿蘇市が3万8,582円、築上が3万4,992円、県央が3万3,110円、浮羽が3万7,841円、若宮が2万5,742円、須恵が2万6,914円、大牟田が2万4,500円と、うちがトップです。ダントツに高い処理費を払っております。1 t当たり4万3,000円、一番安い大牟田費を採用してきますと、菊池と大牟田で1万9,000円ぐらいの差があります。それを菊池市のごみに当てはめると9,346万1,000円と膨大な値段の差が付いております。その7施設を平均してみますと3万1,669円です。その差が平均でも1万1,831円差があります。これを菊池のRDFに当てはめると5,819万7,000円の差があります。何でこれだけの差があるのか。同じごみを処理するのにですよ。それと、運転管理委託料です。うちは1万3,533円、一番安いところは0円です。これは、結局運転管理をしないで市職員の方で管理されているからでしょうね。それで平均しますと、うちとの差がうちが1万3,533円で平均が7,594円です。その差が5,934円、1 t当たり差が付いています。それをうちのRDFに掛けますと2,900万円ぐらいの差があります。それだけうちは高い管理費を払っているということになります。処理委託もそうです。RDF処理委託、何で同じ委託料をするのにこんなに違うのかといいますと、うちが1 t当たりの9,975円、平均しますと9,679円、これはあまり差がないですね、失礼しました。電気料です、それと電気料が1 t当たりに換算しますと9,329円、一番安いところで4,040円、倍以上うちのは高くなっています。それを平均しますと5,789円です。1 t当たりですよ。差が3,540円。うちのRDFのごみに掛けると1,700万円ぐらいの差があります。それとですね、灯油代が高いですね、いいですか。うちは1リットル当たりが89円、一番安いところで78円、何でこんなに高いのか。1リットル当たりですよ、1円違うといくら違うかと。82万1,000円違う、1リットルだけで。平均すると8円違うわけですよ。うちは89円、8円の差があります。そうするとですね、656万8,000円も違う。何でこんなに高くなっているか、その高くなった理由を教えてください。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 平成20年度のエコヴィレッジ旭における1 t当たりのご

み処理経費につきましてお答えをいたします。エコヴィレッジ旭の運転、維持管理に要しましたすべての経費が1年間で約3億9,600万円かかっておりますので、ごみ処理料の9,109tで計算いたしますと1t当たり4万3,400円となります。

次に、ほかのRDF施設とのごみ処理費用の比較につきましては、施設の規模が大小ありますので一概に単純比較はできませんが、ごみ処理量の差、ごみの質の差、灯油代の差、処理系列の差、運転時間の差などが関係していると思われます。特に連続運転時間が長ければ灯油代、電気料は削減されますし、灯油の単価につきましても、各施設で差がある状況でございます。またRDFの製造施設であります。各プラントメーカーによって仕様が違いますので比較が難しい状況であります。しかしながら、他の施設に比べて1t当たりの処理費用が高額になっているのも事実でありますので、1系列での連続運転をあらゆる方法を用いて処理費の軽減に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、エコヴィレッジ旭の管理体制についてでございますけど、受付業務につきましては嘱託職員3名を雇用し、2名ずつのローテーションで行っております。工場等につきましては、プラントメーカーでもありますJFEのエンジニアリングに運転管理業務を委託しておりますが、そのほかにも自家用電気工作物の管理や周辺環境調査など様々な業務を専門業者に委託しているところでございます。環境課の担当者につきましては、常駐の職員が不在なので、ほぼ毎日エコヴィレッジ旭の方に足を運びまして、嘱託職員及び運転管理委託業者と協議を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 三池健治君。

[登壇]

○10番（三池健治君） 時間がないですね。これだけ高いというのは、生ごみだけを処理しているからじゃないですか。乾かすのに結局灯油を使ったり電気代を使っているわけでしょう。だけん、灰プラとか混ぜるとか、そういう少しはですね、知恵を絞っていただきたいと思うわけですよ。木材チップを入れたりですね、何かすれば、こぎゃん灯油代が高くなるはずはないと思います。もう少し、正確な答弁がほしかったんですけど、これで終わります。

○議長（北田 彰君） 以上で、本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。



散会 午後4時44分

第 3 号

1 2 月 9 日

平成21年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成21年12月9日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（28名）

1番	東	英	俊	君	
2番	東	裕	人	君	
3番	泉	田	栄一朗	君	
4番	森	清	孝	君	
5番	藤	野	敏	昭	君
6番	樋	口	正	博	君
7番	二ノ	文	伸	元	君
8番	中	山	繁	雄	君
9番	水	上	博	司	君
10番	三	池	健	治	君
11番	怒留湯	健	蓉	さん	
12番	坂	本	昭	信	君
13番	隈	部	忠	宗	君
14番	奈	田	臣	也	君
15番	葛	原	勇次郎	君	
16番	木	下	雄	二	君
17番	坂	井	正	次	君
18番	森	隆	博	君	
19番	山	瀬	義	也	君
20番	本	田	憲	一	君
21番	栃	原	茂	樹	君
22番	松	本	登	君	

23番	工藤 恭一 君
24番	境 和則 君
25番	北田 彰 君
26番	外村 國敏 君
27番	徳永 隆義 君
28番	横田 輝雄 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村 三男 君
副市長	永田 明紘 君
総務部長	緒方 希八郎 君
企画部長	石原 公久 君
市民部長	原川 智明 君
経済部長	後藤 定 君
建設部長	岡崎 俊裕 君
七城総合支所長	古閑 昭二郎 君
旭志総合支所長	中村 榮光 君
泗水総合支所長	岩下 義人 君
企画部首席審議員	木村 靖弘 君
財政課長	松岡 千利 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山田 浩文 君
教育長	田中 忠彦 君
教育次長	井野 英利 君
農業委員会事務局長	五島 千秋 君
水道局長	安武 昭二 君
監査事務局長	大塚 茂幸 君

事務局職員出席者

事務局長	岩木 精四郎 君
議事課長	永田 哲士 君
議事係長	上田 敏雄 君

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時00分 開議

○議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 一般質問

○議長（北田 彰君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

はじめに、本田憲一君。

[登壇]

○20番（本田憲一君） おはようございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

先日、七城の区長会の懇親会の案内がありましたので参加いたしました。その中で、いろいろの問題を区長さんのほうから批判を浴びました。そして、同僚議員のほうも6年前に合併推進ちゅうことで、私も一緒に推進派として4町合併のために一生懸命努力しましたが、合併して何もいいことがないと同僚議員も言われました。私も、そう七城の市民は思っていると思います。

先日の議員の質問に、市長は老人福祉センターの建設は、合併せんなら、特例債を利用せんなら資金がなかったと言われました。片方、今度の定例会に条例改正が上がっております元々の七城の老人福祉センター、当時清泉地区につくりました。その後、砦地区にも老人センターをつくりました。そして、合併前は中央にも老人センターをちゅうことで計画もありました。本当に、市民が合併してよかったというように七城の市民も思うようにやってもらいたいと、まず思います。

それでは、質問に移ります。まず、道路行政についてお尋ねいたします。

県道の改良について、6月の定例議会で、鹿本振興局と菊池の振興局の道路の改良の進行状況が相当開きがあると、どのように感じているかということでお尋ねいたしました。地元から素晴らしい県議が出ておられますので、県議のほうにもお願いして要請をして、ぜひとも鹿本振興局のように早く菊池のほうもやっていただきたいということで、6月の定例会でもお願いしておりました。まず、菊池の振興局に相談に行かれ、県議にも要請があられたのか、まず一つお聞きいたします。

そして、県道熊本菊鹿線ですけど、私の住んでいます植木インターと菊池線に接

続する熊本菊鹿線は、変則的な交差点になっておりますので事故が多発しております。そして、地域内の狭い道路を菊鹿のほうから相当通られますので、本当に地元の住民の方は悩んでおります。今、熊本菊鹿線の改良についてどうなっているか、二つ目にお聞きします。

次に、市道のグリーンロード、このグリーンロードの387号線との交差点の改良、松本議員が今年の12月の定例会にも、この交差点の改良について質問がありました。1年経っても全然、工事の気配もありません。私の6月の質問のときは、県のほうが交差点の改良をするとなっているということを経理のほうから答弁を伺いましたが、もう半年過ぎ、本当にあの交差点は右折車が1台あれば、ほかの車両は通行することはできません。早期の解決を県のほうにどういう形で要請されているのか、お聞きいたします。そして、この市道のグリーンロード、通られてみればわかると思いますが舗装がひびがひどく、車に乗れば本当に雑音が聞こえます。そして、凹凸がひどく、トラックでは本当に体に震動が伝わってまいります。その舗装の改良、大型車が通りますので早急な改良が必要と思いますが、この点についてもお聞きいたします。

次に、植木インター菊池線についてお尋ねいたします。植木インター菊池線、私は菊池の一番の観光ルートではないかと思っております。私の住んでいます七城の間所地区の拡張の予定は、地元の県議の骨折りで補助事業に変更され、やがて用地買収の話も進んでいるとお聞きします。一番懸案だった間所地区が改良になれば、残りは坂本地区、それから蘇崎の野間川の改良と思っております。この点について、県道ですのでどのように市のほうから要請されているか、お聞きいたします。そして、この植木インター菊池線、早期の解決のためにもどのように市長はお考えか、お聞きしたいと思っております。

1回目の質問にいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） おはようございます。お答えを申し上げたいと思っております。

まず、県関係の事業につきましては、常に県の土木と市の関係事務所で常に情報交換をしながら共有しながら、県道の改良については常に推進できるような体制をとって進めているところでございます。今後とも、そのような方向で進めていきたいと考えております。

まず1点目の熊本菊鹿線でございますけれども、事業主体の県に伺ったところによりますと、用地が完了をいたしました高田橋から加恵地区までの現道改良工事につきましては本年度着手するというところであります。また、温泉ドーム横の交差点につ

きましては、暫定交差点となっております。現在、測量及び詳細設計を実施中であり、今後、交差点の照明灯と信号機の移設等について警察署と協議をし、地元説明会を実施した後、今年度中に道路改良工事を発注する予定になっていると伺っております。今後とも、地元の皆さんの協力をいただきながら、早期完了のために推進してまいりたいと考えております。

次に、グリーンロードでございますけれども、国道の387号線とグリーンロードの交差点につきましては、ご指摘のように朝夕等の交通渋滞が問題となっております。早急に対応が必要であります。県では、平成19年度に交通量調査、20年度に交差点改良の測量設計を実施しております。今後は、関係機関との調整を図りながら地元への事業説明を行い、用地測量と事業用地の買収交渉に入っていく予定であると伺っております。市としましても、継続して県に強く要望をしてみたいと思っております。

なお、舗装工事につきましてご指摘がありましたグリーンロード、交差点から七城方面に向かいますと、本年度中に舗装工事を完了する予定であります。

次に、植木インター菊池線でございますけれども、主要地方道植木インター菊池線の七城地区、坂本地区につきましては、ご指摘のとおり幅員が狭く、大型車の離合に支障を来している区間でございます。また、本路線は、国道3号線及び植木インターチェンジとを結ぶ重要な路線であると認識しております。菊池市の南の玄関口でもあることから、毎年改良事業を県に要望しているところであります。要望区間の野間橋につきましては、平成19年度に地元への事業説明会を行い、その後、仮設道路等の対応に入っているところであります。市としましては、地元関係者のご協力をいただきながら、引き続き県に強く要望をしてみたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○20番（本田憲一君） 部長は、振興局にもいろいろとお願いし、連絡取っていると。そして、県にも要望していると。県道に関しましては、そう言われました。部長ご存知のように、鹿本振興局のほうは植木インター菊池線をとってみれば、鹿本振興局のほうは、もう菊池の境までは工事がやられているんですよ。何で、その菊池と鹿本の振興局で、同じ熊本県の中で開きのあるか。そこは、何ですか。そういう開きのあるけん、早く県に菊池の振興局にも行ってですね。要望だけじゃなくて何とかお願いします、これは、うちの菊池の本当に今言われましたように南の玄関の幹線道路ですよということで早く要望して、菊池のためにも一日でも早く、そのた

めには先ほど言いましたように地元の議員の人にも県議の人にもお願いして、できるように努力せんと。ましてや今度、副市長は県のほうからお願いして、県におられた副市長ですから副市長にも県に行ってもらって、早期に解決するようにお願いするように。どういうふうに思われますか、もう一度お願いいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えをしたいと思います。

植木インター菊池線につきましては、先ほども答弁をしましたように大変重要な路線と認識しております。ご指摘のように、現在、植木温泉のところまでにつきましては工事がなされております。市としましては、今後とも強く要望して、また地元の関係者の皆さん方のご協力をいただきながら早急に完成しますように、関係機関には、また関係者にも強く要望していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○20番（本田憲一君） 部長の答弁で強く要望すると言われました。副市長もですね、ぜひとも県のほうに行っていて、同じ県下であって鹿本と菊池のあまりにも開きがないように。辛川鹿本線も一緒ですよ。同じ県道ですから、ぜひとも、その点は開きのないように一緒に進めてもらうようお願いしときます。

○議長（北田 彰君） 答弁な、よかかいた。

○20番（本田憲一君） 3遍めですけど、副市長のよかったらお考えをお聞きしましょう。

○議長（北田 彰君） 副市長、永田明紘君。

[登壇]

○副市長（永田明紘君） 先ほど建設部長が申しましたように大変重要な路線だと思っております。私も県のOBといたしまして、議員さんご指摘のとおり直接足を運んで、鹿本振興局に負けないように菊池振興局に出向きたいと思っております。しっかり頑張りたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○20番（本田憲一君） 本当に県のOBですから、副市長の力強いお言葉をお聞きしましたので安心いたしました。よろしく申し上げます。

次に、老人福祉センターの建設について、お尋ねいたします。

先月の11月の全員協議会で、当初の計画と大分違うような発言がありました。

そして、その中で市民部長は、この老人センター、10年来の菊池の懸案であり、この老人センターは旧菊池市の老人センターということで建設したいちゅうことを申し述べられました。ああ、ぼくもそのときは俄然といたしました。合併してまだ垣根が取れんようなことを部長は言われるのかなと思いました。昨日、同僚議員からもその点についてお尋ねがありましたが、部長はその点をはっきりなされませんでしたので、ここで部長の見解がまだそのような見解であるのか、まずお聞きいたします。

そして、いつの間にか、この掘削方式という、今度買収しました菊の城跡に掘削されるということでお聞きしておりましたので、今度の請願でも上がっていますように湯の量が足らんならちゅうことで、高野瀬地区から請願が出ております旧老人センターをちゅうことで出ているのが、あの請願の趣旨だろうと思います。

その計画が送水方式ということで、元の八媛荘の後の泉源を1.5 km配管して行くと、昨日はお聞きいたしました。元々、中央線の下水道工事で一緒にポケットパークの泉源ということで配管されていると思いますが、その送水方式にした場合、その配管で湯量が足るのか。そして、昨日言われましたが、昼はその温泉を足湯に使うと。夜に貯湯タンクに温泉を貯めると、昨日は答弁されました。一つは、その配管の湯量が足るのか。それと、夜に貯湯タンクに貯められますなら、どれくらいの貯湯タンクが必要なのか。もう送水方式でされると昨日言われましたので、そのメンテナンス、また必要経費、いろいろと試算されてあると思いますが、その点はいかがでしょうか。まず、お聞きいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） おはようございます。

最初に11月の全協の中で、私のほうから今現在計画しております菊池老人福祉センターにつきましては、菊池市のものということで発言をあったということでございますけど、私の気持ちはそういうことではなくて高野瀬にあります菊池老人センターにつきましては、旧菊池のほうで建設計画がなされたところでございます。そういうところで、今現在計画しているところは旧菊池の老人福祉センターですよという意味でございます。建設が完了した暁には、全市民を対象に利用していただくということで、決して菊池市を限定した施設ではないということの気持ちでございます。以上、お答えします。

それから、当初との変更、今後の取り組みということでご質問がございましたので答弁したいと思います。菊池老人福祉センターの当初計画と今後の取り組みにつきましては、昨日来、怒留湯議員並びに松本議員の方に答弁をしたとおりでございます。

ます。特に、議員のご指摘の温泉施設につきましては、市民広場からの送水管方式でセンター内の貯湯タンクを加工して浴槽に利用する計画を進めているものでございます。

まず、浴槽の湯量の確保するのが利用者にとっても一番重要なことだと考えておりますし、浴槽内には利用者に満足していただけるよう十分な湯量の確保に努める計画としております。センター建設後は、利用者の皆さんに入浴に際しまして、浴槽の温泉水が満身に供給できる体制を整えて万全を期してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、湯量につきましてですけど、今、概算の概算でまだ詳細につきましては、事業課のほうと検討していかなければならないという問題でございますが、大体、今の計画では夜に貯湯タンクに貯めるのが大体100tぐらいという計画の設置を考えているところでございます。ここも、ちょっと事業課のほうの数値でございますけど、大体夜貯めるとが140tぐらいの湯量が貯湯タンクに貯まります。しかし、そのタンク自体が100tでございますので、最高100tぐらいは確保できるんじゃないかというふうに考えております。

それから、浴槽内と歩行浴のお湯ですね、そういう形を全部合わせますと大体30tぐらいが満タンの状態でございます。そして、その減った分を100tからそれぞれに補給するというような形になるかと思っておりますので、湯量につきましては十分あるというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○20番（本田憲一君） それでは、2回目の質問をいたします。

送水方式で貯湯タンクを使ってやられると言われましたが、昨日の松本議員の質問で、高齢者の方が21年度で1万4,200人ほどぐらいおられると言われました。この老人福祉センターを建設するには、昨日の答弁で、ほとんどの方は老人の方は5時まででちょうこと言われましたが、老人以外にも一般の方も利用できるとなれば、どのくらいの方が利用されるか。そして、浴槽と足湯で今、部長は大体お湯の量が30tと言われましたが、私は利用される人数によって、洗い湯その他、相当、今度は湯の量が出てくるんじゃないかと思っております。どれくらいの方が利用されるということで想定されているのか、わかっていたら、まずお尋ねします。

それから、距離が1.5kmという長い距離でございますので、昨日の怒留湯議員のほうからもメンテナンス関係もあっておりましたが、そこもはっきり昨日は答弁なかったように思いますので、今日、県のほうの保健所のほうにもちょっとお聞

きしましたら、相当心配されておりました。この問題が本当にクリアできるのか、部長の答弁をお聞きいたしたいと思います。それから、先ほども言いましたように、ポケットパークに配管されています、あの配管でいいのかどうか、その点もお聞きいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 再質問にお答えします。

まず、一般の方がどのぐらいの方が利用されるかと、これはあくまでも一般の方ということで、高齢者じゃなくて一般の方ということですかね。

○20番（本田憲一君） 全体で、どれくらい利用されるかだったら。

○市民部長（原川智明君） 大体、今の利用者が大体1万5,000人から2万人という形でございますので、それ以上にはなるかということで、正確な数値はちょっとつかんでおりませんが、大体そういうことになるかと思えます。

それから、1.5kmの配水管が大丈夫かということで。

○20番（本田憲一君） 送水管。

○市民部長（原川智明君） 送水管が大丈夫かということでございますけど、これにつきましてでも事業課のほうに十分話を聞いた上で大丈夫ということでございますので、私のほうも安心していらっしゃるところでございます。

以上、お答えします。

○20番（本田憲一君） 部長、ポケットパークに、ちょうど配管量は大丈夫ですか。

○議長（北田 彰君） 原川部長、今の配管で大丈夫かということ。

○市民部長（原川智明君） 足湯と、それをすべて含めたところで送水管については大丈夫という気持ちでございます。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○20番（本田憲一君） それでは、3回目の質問をいたします。

掘削方式でボーリングして、あそこにお湯を確保するちゅうことだったのが、この前の全員協議会で、あそこではお湯の量が足らんということで言われたから送水方式に変えられたんだらうと思いますが、元々のを変更されるなら、そこをぴしゃっとせんと、請願でも上がってますように、あそこでしてお湯が足らんなら元の福祉センターのお湯の量があるからということで請願が上がっておるようですからですね。やっぱり、そこはぴしゃっとしてもらわんと、いきなり変えられてすると、またびっくりされると思いますがね。

そして、もう一つお伺いしたいのは、老人福祉センターでやってまちづくり交付金事業で今度補助金として40%の補助をまち交の補助で使いたいと。この前の説明では、地域交流センターということでちょっと言われたと思いますが、地域交流センターなんかになった場合、一般の方もいろいろ入ってこられる。そすと、七城にしても老人の方は100円ですけど、一般の方は300円取るようになってですね。そすと、いろいろ今度の温泉ドームにしても、いろいろ形態が変わってくると、今度は入湯税とか何かも、またいろいろな問題で出てくっですね。そういう形になってくると、利用料金あたりも相当上げていかんといかんごつなってきたらいいんですけど、その点はどういうお考えですかね。

元々の趣旨は、老人福祉のためにちゅうことをつくっておられるのですから、一般公衆浴場だったら入湯税がかからんとか。そして、いろいろ形態が変わって来ると、その他の公衆浴場とかでいろいろ変わってくると、入湯税あたりも変わってくるちゅうことになってくると、そういう問題は発生しないのかどうかお聞きいたします。3回目ですけど。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 3回目の質問にお答えします。

元々、まちづくり事業といいますのが大きな枠が地域づくりでございまして、その中の老人福祉センターという位置づけでしております。ですから、あくまでも高齢者を主体とした施設ということで考えております。それで、今後考えられますのが利用料の問題だと思っておりますけど、議員ご指摘のように今は100円で利用されとると。それから、一般の方が利用される場合は、また金額は、それぞれまた今後につきましては、利用料につきましてはいろいろまた検討しながら、ほかの施設等の割合もありますので今後検討させて設定していきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○20番（本田憲一君） 一番関心のところは利用料金になってくると思っておりますので、一般の方は七城の老人センターでも60歳以上の方は100円なんですけど、それ以外の方は300円取っておりますのでですね。

それでは、3番目の通告に対して一般質問いたします。

本市は、国内では宮崎県の西米良、岩手県の遠野市と友好の都市を結んでいると思いますが、西米良には、先だって同僚議員も毎年12月の1日には菊池祭に参加されております。また、遠野市にも私も行きましたが、往来しておりますが、市民

の往来はどのようになっているのか。それから、どういう形でこの友好都市を締結されているのか、まずお聞きいたします。

そして、私たちが行きました11月の4日から6日にかけて常任委員会の研修で、奄美大島の多重債務の研修と、その後、龍郷町のほうに研修に参りました。本当に奄美のほうでは大歓迎をお受けし、私たちも恐縮いたしました。そういうふうで、どのように今、西米良にしても遠野市にしても市民の往来がなっているのか、まず1回目お聞きいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） おはようございます。

宮崎県西米良村とは、歴史的な鞠智一族のつながりから、旧菊池市の間で昭和58年に姉妹都市を締結しておりました。また、岩手県遠野市とも同様に鞠智一族の縁で、平成10年に友好都市を締結しておりました。

平成17年3月に新菊池市がスタートいたしましたので、これまでの交流をさらに深めるために西米良村と姉妹都市を、遠野市と友好都市の調印の締結を平成18年4月に改めて行ったところでございます。両市との交流につきましては、市民交流団であります菊池都市間交流の会が中心になって行っておりまして、市民が主体となった交流が行われているところでございます。

交流の内容についてですが、毎年10月15日に開催されます菊池神社秋季大祭に合わせて遠野市と西米良村の方々が本市を訪問され、3都市合同の研修と交流会が実施されております。ほかに、西米良村の村民体育祭でありますメラリンピックや、村民の善行や偉業を讃える菊池祭にも参加しているところでございます。西米良村ふるさと交流の会との相互交流も毎年行っておりまして、3年前からは大人だけではなく、西米良村の村所小学校5年生・6年生が隈府小学校を訪問いたしまして、教室内で一緒に事業を受けております。1学年10名程度での小規模校では経験できないことを私ども1学年3クラスあります隈府小学校の授業の中で学びとってほしいとの願いから始まったものでございますが、今ではそれぞれの学校の違いと良さを出し合い認識し合い、お互いを高め合う交流事業となっております。

また、2月の遠野物語ファンタジー観賞をメインとした遠野市訪問団も、市民の方々に呼びかけを行い、西米良村の交流団と合同で訪問いたしております。

また、奄美大島の龍郷町に、議員さん方、先般行かれて寛大な歓待を受けてきたということでございますが、この交流につきましても西郷隆盛公の祖先発祥の地が七城町の西郷地区という縁から、18年度から始まっております。平成19年2月には、龍郷町から町長や議員さん方も来市いただきまして、七城公民館で菊池源吾

シンポジウムを開催いたしました。会場に入りきれないほどの方がお見えになり、改めて西郷隆盛公の知名度と人気度を伺い知ることができました。その後、もっと隆盛公について勉強し、龍郷町と交流を深めたいと、市民の方々が菊池源吾に学ぶ会という組織を発足させまして、龍郷町の西郷塾の方々と相互交流を行っておられます。

また、今年の1月には、小中学生17名が本市を訪問され、菊池ふるさとカルタ大会に参加したり、七城小学校の児童と総合発表会を実施するなど、子どもの交流も行われております。経済交流の面では、毎年2月に市内の第三セクター各施設で奄美物産フェアを開催し、龍郷町の物産を展示販売いたしております。先日、議員さん方が、元の経済委員の議員さん方が龍郷町を研修で訪問されたと伺っておりますが、そのときは大変な歓迎で迎えられ、新町長からは菊池市での継続的な奄美物産フェアの開催依頼もあったと聞いております。早速、私どもも本市といたしましても快く快諾をいたしましたというところでございます。

本市からは、例年2月に龍郷町で開催されます町民総参加の龍郷町民フェアに七城米を送っております。地元産物で賑わいます青空市場の一角で販売されておまして、お買い上げいただきました町民の方々には大変好評を得ているというところでございます。今後も、今まで以上に人的、経済交流を図っていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○20番（本田憲一君） 今、部長のほうから、龍郷町との姉妹都市に関しましては、いろいろといきさつをお述べになりましたが、本当に市民の方々も往来があつておるようでございますのでですね。私たちも先だつて行ったときにも、向こうの龍郷町の議会の方も本当にいろいろと歓迎していただきましたので、よかったですら向こうのほうからも望んでおりますので、友好都市の関係も結んでいただくなれば本当に幸いです。よかったですら、そのあたりの見解を部長でも市長でも結構ですから、どういう考えがあられるか、2回目お聞きしたいと思います。

それから、子どもたちの交流には、ぜひとも西郷隆盛にしても菊池一族にしても、やっぱり地元の歴史を子どもたちにも啓発していかんと、なかなか交流してもつながらんとじゃなかろうかと思ひまして、その点について教育委員会として子どもたちに地元のいろんな見識のある方が、固有名詞出すといけませんですけど堤先生あたりも本当にいろいろな歴史的なことを勉強されておりますので、そういう人たちの学校の先生とはまた違ったところの地元の郷土史の方々の出前の授業あたりも、

よかったら計画してもらうならと菊池の歴史に対して思いますので、その点、教育長はどういうお考えかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 友好都市の締結につきましては、今までのところ、双方からそのような意見はまだ出ておりません。公式には出ておりませんので、今後そういったお話が正式にあった場合には、また議会とも相談をしながらやっていきたいと思っております。龍郷町の町長さんも新しく今回変わられておりますので、まだ本市を訪れられておりません。一回ぐらい、うちのほうにお見えになって、そういう気運が高まってきたときにみんなで考えていけたらなというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） おはようございます。

まず、児童生徒に対する菊池の歴史教育についてでございますけども、その取り組みの一つとして文教菊池のシンボリックな存在であります菊池万句、そのことにちなんで万句のふるさと菊池の事業を展開しているところでございます。この中身については、中世時代の24代にわたる菊池一族の歴史にちなんだ、我が国の伝統文化である俳句、短歌の創作活動を通して、ふるさとの市と文化、自然を愛する心豊かな子どもの育成を目指しております。

私たちは、ふるさとの素晴らしい自然や古い歴史及び伝統文化の中で生活しておりますけども、それを受け入れる豊かな心がなければ、それを感じ取ることはできません。そういった観点からも児童生徒の情操教育は重要と考え、この事業を進めているところでございます。

また、現在、小学校の社会科において、合併前のそれぞれの市町村で作成した副読本を使用しておりますけども、菊池の歴史や風土について学習しておりますこの内容について、平成23年度から学習指導要領が改訂しますので、来年22年度に統一した新しい社会科の副読本の作成を検討しているところでございます。その中で、新しい菊池市としての郷土の歴史についても触れていくようにしたいと考えております。

なお、議員ご提案の学校における郷土の歴史に詳しい人材の活用につきましても既に取り組んでいる学校もありますが、更なる取り組みができるよう積極的に学校に働きかけてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○20番（本田憲一君） ありがとうございます。石原部長言われましたように、町長さんが、向こうも先だって行きましたときに選挙終わった後で変わられております。また、今度の新しい町長さんともちょっとお会いしましたが、また2月はこっちに時間が取れたら来たいと言われておりましたので、向こうのほうからも要請がありましたら、友好都市の関係、よろしく願いいたしたいと思えます。

それから、教育長のほうにも、本当に菊池の歴史を子どもたちに伝承していただくよう、よろしく願いいたします。

次に、予算執行の現状についてお聞きいたします。

7月の臨時議会で可決しました25億3,000万円の執行率をお聞きしますと、現在14.4%の執行率だとお聞きいたしました。これは、緊急経済対策ということで、国の名の下に付いた補助事業でございます。早く執行できるところは執行しないと経済対策にはならないと思えますが、このことについて部長の見解をお聞きいたします。

また、6月の定例会で可決しました七城の温泉ドームの改修ですけど、まだどうなっているかわかりませんので、この進行状況もお聞きいたします。

それから、9月の定例会で可決しました中学校の楽器の購入、まだ納入されていないとお聞きしました。物品の納入は、ほかの入札と違い、私は設計委託料関係なにかないので早くできるものと思っておりましたが、聞くところによりますと、まだ納入されていないそうですので、その点についてお聞きいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

質問にお答えしたいと思えますが、本年7月に議決いただいた予算につきましては、国の緊急経済対策として予算化されたものでありまして、本市におきましても千載一遇のチャンスととらえて、雇用対策、経済浮揚対策として早めの執行を計画していたところであります。

しかしながら、ご存知のように、その後の政権交代に伴う執行停止を含め、補助事業に対する交付決定等が遅れている現状でございます。未だ着手していない事業も数多くあるのも事実でございます。

先ほど本田議員仰せられましたように、現在の執行率はそれぞれの部門で大きいところと、執行率が高いところと低いところがありますけども、全体的には14.4%ということでございます。特に事業が大きい教育関係の耐震工事につきまして

は、これは全国的に耐震診断が発注されておりまして、それに係ります構造専門の技術者が不足しているという問題がありますし、また、補助事業の場合におきましては、より安全性を求められているために審査にも力を入れている状況であり、今回の補正において繰越予算として計上しているものもあるということでございます。そのような形で、いろんな政権交代に伴うものの影響も現実的には出ているということでございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 七城温泉ドーム改修工事につきましては、緊急経済対策ではございませんが今月の2日の日に発注したところでございます。発注に至るまでの事務の流れにつきましては、6月の定例議会において予算を承認いただきました。その後、設計業務といたしまして7月14日までに指名審査依頼を行い、7月22日の指名審査会にかけて業者の選定を行っております。入札に係る閲覧を7月30日に行い、入札により業者が決定されたのが8月の11日となりまして、この間、約1カ月を要しております。

次に、設計期間につきましては、大きな金額であるとともに多種多様な工事が含まれ、特に天然ガス分離システムにつきましては、事前に保健所の協議も必要となるため約2カ月間の期間を設けさせていただき、設計が完了したのが10月の20日でございます。その後、工事に係る指名審査依頼を10月26日に提出し、11月2日、指名審査委員会、入札に係る閲覧が11月13日、工事入札が11月30日に行われまして、現在に至っております。

指名審査会は、月に2回の開催でございまして、入札通知、閲覧、入札に至るまでは一定期間を設ける必要があるため、事務手続き上12月の発注となってしまいましたが、手続き的に遅延したわけではございませんのでご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 楽器の納入についてでございますけど、まず、ご存知のとおり物品の80万円以上については法により競争入札をしなければならないとなっております。その上に立って、平成21年9月議会で補正予算で可決されました中学校の楽器購入、金額が1,261万8,000円の執行状況ですが、教育委員会としましては議会後、10月に楽器購入の伺いの決裁を取り、財政課管財係と協議いた

しました。

その結果、平成21年度の楽器専門業者からの指名願いが2社ということで少ないため、購入時期が遅れることに対して、もし学校側の了解が得られるなら、追加で楽器専門業者からの指名願いを受け付け、競争性を高めた上で入札を行ったほうがよいのではないかということになりまして、学校側と相談した結果、遅くとも結構ですとのことでしたので、そのように進めることで財政課にお願いし、現在まで購入ができていないようなものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○20番（本田憲一君） 温泉ドームの関係につきましては、私の所管のほうですから、また、そっちのほうでお聞きいたします。

今、教育長のほうから言われました学校の楽器購入は、業者が少ないからということで言われましたですが。早くですね、やっぱり子どもたちは予算が決まると言われると、子どもたちは、ぼくは待っていると思いますよ。一日でも早く、やっぱりその楽器を使って演奏したいと思うのが、ぼくは子どもたちだろうと思いますので、ぜひとも、いただいた資料によりますと指名追加受け付けが来年の1月4日から1月の29日てなってるんですが、この受け付けあたりも年内に早くしてですね。その後の入札してからの期間が46日は必要と言われましたので、その間もかかりますから、ぜひとも短縮できるところは短縮して早く納入をしてもらうように、教育長のほうから学校の校長先生に言えば、校長先生は、ぼくはいろいろ文句は言われなと思いますよ、子どもたちが待っているのが現状ですから、ぜひとも、その点をお聞きしたいと思いますので、教育長のもう一回、その点について答弁をお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 気持ちの上では、議員と全く同じような気持ちを持っております。早く納入してやりたいという気持ちですが、今、スケジュール等と言われましたけども、もし、それが早くできればということで協議もしてまいりたいと思いますが、一つの手順として公表をした後にという手順がありますので、そこら辺をきちっと守った上で、やはり入札の準備をしていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

[登壇]

○20番（本田憲一君） 早急な納入をお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
—————
休憩 午前10時58分

開議 午前11時07分
○
—————

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） おはようございます。ちょっと風邪気味で声が哑れまして一部聞き取りにくいかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。執行部におかれましては、答弁は簡潔に要点だけで結構ですので重ねてお願い申し上げます。

それでは、まず1点目、ふるさと納税についてお伺いをいたします。

この件につきましては、既に数人の議員さんが質問をされておりますが、ご存知のとおり、制度創設時は各自治体により意見を大きく二分する議論が起りました。大都市を中心とする反対意見や大企業が少ない地方都市での賛成論、それぞれの思惑の中、菊池市においても夢は大きく、大口の納税者が現れるかも、その思いは執行部、議会、市民ともに、期待を寄せるものでありました。

現在では、インターネットで検索をいたしますと、ふるさと納税応援サイト、ふるさと納税確定申告、ふるさと納税計算書、ふるさと納税特産品、更には市町村でふるさと納税単独での専用サイトの運用まで見られております。この菊池市におきましても、ホームページ上に掲載がなされ、わかりやすいフロー図で説明がなされております。各自治体の取り組みはさまざまありますが、ネット画面上を見るだけでも激しい争奪戦の裏側を垣間見る思いであります。適切な表現ではないかもしれませんが、まさに各地方、食うか食われるか、各自治体、必死の形相での戦いであることが感じ取れます。

菊池市におきましても、日々執行部において取り組みがなされていると拝察をいたしますが、2点ほど質問をさせていただきます。1点目、再度ではありますが、菊池市以外、熊本県外在住者の方々に対して現在どのような取り組みを行われているのか、具体的にお聞かせをいただきたいと思います。2点目、現在、菊池市役所の職員数531人、うち市外在住者が87人です。その市外在住職員の何%が、ふるさと納税を行っているのかをお答えいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） お答えいたします。

21年11月30日現在で、50件、217万円のふるさと納税の寄附が寄せられております。

現在の取り組みでございますけれども、昨年も同じでございますが、東京菊池会、首都圏七城会、関東旭志会、東京泗水会等のそれぞれの総会時に、ふるさと納税のチラシを配布し、寄附の呼びかけを行っているところでございます。また、今年は菊池高校OBの会であります菊朋会東京支部総会にもお願いいたしまして、寄附の呼びかけを行ったところでございます。また、そのほかに市役所職員が各学校の同窓会の事務局を担っているところがございまして、そういった職員がおられましたときには呼び掛けとチラシの配布をお願いしているところでございます。そういうことで努めているところでございます。

職員の市外在住の寄附の状況でございますが、約2%前後ということで。

○6番（樋口正博君） 何%。

○企画部長（石原公久君） 2%以上でございます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） 再質問をさせていただきます。

部長、2%ちょうことは、87名中2%ということですね。はい、わかりました。

菊池、七城、旭志、泗水等、各郷土会を中心として、さまざまな努力を行われているということでもあります。特産品のプレゼントとかいうものもプランも付けられているということでもあります。市長、議長その他ベテラン議員さんたちも、郷土会出席時に折に触れてお願いをさせていただいているということでもあります。市民の1人として大変有り難く感じております。

先ほど述べたとおり、つい先月も佐賀県のある町で1億円のふるさと納税がなされたという報道がありました。部長の答弁の中にも、野球用語に例えて申しわけないんですが、一発狙いを期待した思いが感じ取れます。私自身も、その立場であれば同じ思いを抱くであろうとは思いますが。

しかしながら、私自身、先輩たちのふるさと納税に対する質問を執行部答弁を自席で聞きながら、どうも私自身は若干の違和感というのを覚えていました。それは何かということになれば、先ほど申し上げたとおり、野球にしても釣りにしても、また、ふるさと納税にしても、大物狙いというのは一つの醍醐味であるとは思いますが。しかし、まずは小さくとも、こつこつ足場を固めていくのが常道ではないかというふうにも感じております。まずは基本活動をしっかり行うこと、その後にさまざまな自治体の個性を生かした活動を行うべきではないかというふうに考えていま

す。

それでは、基本とは何かということをお聞かせいただけますと、私は先ほどお聞きいたしました市外在住の職員さんが100%のふるさと納税を行うことではないかというふうにご検討しております。そのことが、まずは第一に達成される目標であり、それなくして大きな声で県外在住の企業の人たちに「ふるさと納税をお願いします」ということが果たして言えるのかどうかということは、私は疑問に感じているところでもあります。現状のままでは、多分相手に対して納得をしてもらえないのではないかというふうにも思います。当然、執行部におかれましても対策を講じられていることは理解をいたします。また、それぞれの職員さん皆さんにも事情はあるでしょう。ただ、現在の状況を見る限りでは、本当に執行部一体となった広報、誘致活動がなせるのかは、甚だ不安なところでもあります。

ふるさと納税の活動は、担当部課のみの問題ではなくて、執行部一丸となり、そして、議会を含め市民一体の活動と情報戦の中で行わなければ成し得られない事業だというふうにご感じているからであります。そうであれば、まず行政がリーダーとしての範を示して、菊池市ではまず職員の対象者が「いち早く100%のふるさと納税を行っています」、そうウェブ上でも流せるぐらい徹底してやるべきではないかというふうにご検討しております。

次に、その件に関して、現在の職員さんに対する取り組みと今後の対応について執行部の考えをお聞かせください。

次に、大口納税の件ですが、先ほど部長からお話がありました東京菊池会を中心として関西等にも手を広げていると思いますが、とりわけ東京菊池会発足に当たっては、私の記憶では約100万円の歳出をこの菊池市からも行っていると記憶しております。そうであれば、市長、副市長、議長、こぞって積極的に現地に赴いて、再度、広報とお願いをされてはいかがかというふうに思います。さらには、この菊池には、もう一つ決して忘れてならない秘めたる大きな力というのが、私は存在すると思います。それは、菊池一族ルーツの源であるということでもあります。日本中の各界において活躍をされ、そのルーツが菊池一族の流れを汲む方々がたくさんおられます。

しかし、その方々へのアプローチはまだ行われていないのではないかというふうにご思われます。身近なところでいえば、皆さんご存知の世界的画家のバルテュス夫人のド・ローラ・セツコさん、出田節子さんがおいでなんです。その他においても、例えばチャゲ&飛鳥というグループが、もう今解散してますけどね。あるんですが、その飛鳥涼氏は10数年前に雑誌「AERA」の中で、「小さいころより剣道の練習などでへこたれて帰ると、母親から、あなたは菊池武光の末裔であるのだ

から、そのぐらいの試練で決してくじけてはならないと叱られましたということをお自分の生い立ちとして雑誌に掲載をされております。このことは、旧菊池市の観光課の方が取り組みをされて、現在では母親とともに菊池神社を訪れることがあるというふうになっております。さらには、市長もご存知の元議員である矢加部議員の子どもさんが、暫くの間、そのチャゲ&飛鳥のバックバンドとして行動を共にされたという時期もあるようですので、ぜひとも協力をお願いしながら会談の実現に努めていただければというふうに思います。

また、同じミュージシャンの長渕剛氏は、自分のルーツを探る中で先祖が菊池にあるということを知り、立石地区の西覚寺に自分の絵画を奉納したというふうに聞いております。北宮区の長渕さんですね。こちら、長渕なんですけど、その長渕姓の中には親戚関係の方が数名おられるというふうにも聞いております。前観光協会長の岩永一氏は、早い段階でアプローチをかけられておまして、実は熊本で「英二」という映画に主演をされたときに直接のご対面も果たしておられます。協力は惜しまれないと思いますので、そういうことともお願いをしながらアプローチをかけて、再度の対面を図ってはいかがかかと思えます。長渕氏は、元々は出身は鹿児島なんですけど、鹿児島の大雨のときも自分のポケットマネーで数千万円の私費を災害復興に投じられたという、地方振興にもそういう思いを持っておられる認識があらわれる方ですので、会うことに対しては、そうお金がかかるわけじゃないでしょうから努力をしてやっていただければどうかというふうに思います。

先日、ちょっと市長とお話をする機会があったんですが、今年、高校野球で旋風を巻き起こした花巻東、先日、西部でドラフト1位になった菊池雄星投手ですね。私も春から見ているんですが、あの地域からして、あの名字からして多分間違いなく菊池一族の末裔であるというふうに私は考えます。遠野市があるでしょうけど、本家菊池市として、そういう方ともコンタクトを取っていくというのも一つの方法ではないかというふうに思います。前代表ではあるんですが、西部球団の太田代表とは私も旧知の仲ですので、もしお役に立てるのであれば協力は惜しまないというふうに思っております。

何はともあれ、先ほど述べた出田節子さん、福村市長は非常に細い縁をたどりながら海を渡って、その糸をたぐり寄せられました。今度は、ぜひともその手腕を活かしてトップセールスで菊池一族の架け橋となられんことを願いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） このふるさと納税の事業につきましては、20年の7月1

日に受け付けを開始しておりますが、早速7月7日に開催されました庁議におきましても議題として協議いたしております。その際には、市長のほうから職員で市外に居住している者へも任意であるが、ふるさと納税について周知してもらいたいというような指示が市長のほうからあったところでございます。これを受けまして市外在住の職員だけでなく、全職員に対しましてIPK等を使いまして事業内容の周知を図っておりますし、その結果、少数で2%程度でございますけれども寄附が寄せられてきているということでございます。また、昨年12月4日に開催されました庁議におきましても、再周知を行うように市長から指示があっておりまして、それぞれの部課長を通じまして全職員にお願いがなされたというところでございます。

ふるさと納税といいましても、ふるさと寄附金でございますので強制はできないというものでございます。あくまでも本人の意思に基づいて行われるというものでございまして、お願いはいたしておりますものの催促をしているというような誤解を招かないように十分配慮する必要があるかなというふうに思います。

ただ、議員仰せのとおり市外在住の職員は全員しているんだというような意向がありますとアピール度も大きなものがあると思いますので、多分この会話も職員は下のほうで聞いていると思いますので、そこあたりから少しでも啓発になればなと思います。

それから、市外在住の著名人に対する呼び掛けでございますが、著名人の出田節子さんであったりチャゲ&飛鳥であったり、長渕剛さんの話も例えて出されました。これらの有名な方々が菊池市に縁のある方としておられます。長渕剛さんの叔母さんも北宮のほうに住んでおられて、私もあそこへ行ったり来たりしてまして、もう亡くなられておられないんですよ。そこあたりから縁があつてできればなというふうには思います。たくさんの著名人がおられると伺っておりますので、今後どのような周知のお願いの方法があるのか検討していきたいと思っております。議員各位におかれましても、そういった県外でご活躍中の方がお顔見知りなりおられましたら、どうぞ呼びかけをお願いしておきたいというふうに思います。善意の寄附でございますので強制ができないところに、もどかしさがございます。また、個人情報保護条例というものがございまして、個人の住所がわかっているからといってダイレクトメールで流すことがなかなか難しい時代になっておりまして、大勢の集会等で呼び掛ける以外に今はないと、また、インターネットを通じて呼び掛ける以外にないというような状況下でございます。非常に難しい状況です。

頑張っまいますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） 部長も大変苦慮しておられるというところなのでしょう。寄附であるから強制ができないということですが、私の思いは先ほど述べたとおり基本ですから、職員さんというのは、基本なくして、その後の展開ちゅうのは、私はやっぱりそう簡単にできるものではないというふうに思っております。ぜひとも、そのところは職員さんに、ご説明、ご理解をいただいて尚一層励んでいただきたいというふうに思います。

先ほど述べた大口納税者の場合は、例に出したのがタレントさんたちなのでそう簡単に会えるのは難しいかなとは思いますが、ぜひともコンタクトを続けていただいて、市長の上京日程等に合わせて対面が叶うのであれば、その活動も続けていただきたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。2番目ですね。公共財産の取り扱いについてであります。現在、庁内における公共財産は多々ございますが、私自身などは身近に感じるころでは、消防団が預かっている消防積載車や小型動力ポンプ等が、それに当たるといふふうに考えております。この機材は、団員さんが日々の点検を行いながら約20年程度使用しております。お陰様で積載車・ポンプともに、年間5、6台の機材の更新を賜り、団員も感謝をいたしているところであります。

しかし、そこで疑問に思うことが、更新時の機材の処理の仕方であります。現在は、新品と引き替えの形でメーカーが無償で引き取りを行っております。確かに、それぞれ汎用タイプの機材ではありませんし処理に困るとは思いますが、私はこの機材を公売ができないものかなというふうに常々感じておりました。現在では、ネット上でも官公庁オークションや自治体によるインターネット公売など、多くのサイトが存在をします。当然、菊池市においても税務課による公売等が行われておりますが、それ以外の市有財産の買い替え等が行われる際に公売が行われているのかどうか。また、行われているとすれば、どのような方法が取られているのかをお聞かせください。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それではお答えしたいと思います。現在まで老朽化により買い替えが必要となった消防積載車や小型動力ポンプ等の処理につきましては、新車納入業者をお願いしているところでございます。該当物件に対する収入は上がっていないということでございます。そこで、質問の公売を実施すれば僅かな金額でも収入を得ることは可能であるというふうに理解いたしております。これまで、新菊池市となり公売し

た市有財産の動産でございますが、平成18年度に実施しました旧市町村長の公用車が4台ありました。しかし、それ以外の物件はありませんでしたが、来年度、平成22年の1月にマイクロバス1台を公売予定をいたしておるところでございます。

次に、公売の仕方でございますけれども、公売広告を本庁の掲示板に掲載することや広報のきくち、また、それに公売記事を載せたり、公売希望者により一般競争入札を行い、最も高値を付けた人に落札者として対応してまいりましたところがございます。今回は、周知の方法といたしましては、ホームページへの掲載も予定しておりますけれども、市有財産の不動産につきましても該当物件があり次第、公売広告を行い、購入希望者により一般競争入札を行っているところがございます。そのような形で公売を行っております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） それでは、再質問をさせていただきます。

行政財産の処分については、非常にやっぱり細心の注意が必要であるということはおわかります。しかしやっぱり、このままでは、どうも私は業者さんの有利さをやっぱり感じざるを得ないところなんです。先ほど述べました消防の積載車、小型ポンプについても、更新時に業者が無料で引き取りをしているということですよ。確かに、積載車、小型ポンプともに20年近くやはり使用した機材であるということではあります。しかし、一方で優秀な団員さんにより、日々点検をされた機材であるということも言えます。そうであれば、また積載車両は走行距離から言えば10万km未満のものがほとんどでありまして、そういうことになれば中古車市場において現金化ができるのではないかというふうに考えます。また、小型ポンプも古くはあるんですが、湯水期の中山間地の例えば農業用のポンプとして距離がある川から、例えば田畑に水を運ぶということにおいては非常に機動力を発揮する機材です。そういう部分では市民の公的な利活用や、また、個人、企業に対しての販売も可能ではないかなというふうに考えます。

また、物件は違うんですが、先ほど総務部長からもお話も出ましたが、私自身も時折ネットサイトによく出くわす事案があるんですが、それは何かというのは行政による評価と実際の販売価格に大きな差額が生じる場合があるということなんです。例えば、先ほどのマイクロバスですよ。私も見たことがあるんですが、最低落札価格というのが表示をされます。これが、属に言う評価額ですよ、行政の。私は、えびの市のホームページで見たんですが、最低落札価格は40万円なんです、そのマイクロバスが。あ、50万円ですね。50万円だったんですが、実際に落札した

金額というのは140万円なんです。要は、需要と供給の問題で市場に委ねる価値は、私は十分にあるのではないかとこのように考えます。そうなれば、逆の場合もありますけどね。当然、行政が50万円としても、それを下回るということもあるんですが、私はこのままでやるよりは、できるだけ多くの人に閲覧をしていただいて、その中で実勢売買価格というか適正な価格で現金化をすることが、市民にとっても一番目に見える行政のあり方ではないかと思っておりますので、その部分についてはやっていただきたいと思っております。

ちょっと昨日調べたんですけど、現在のサイト上で、昭和62年式10t水槽付き消防自動車最低落札価格200万円、また、平成2年式の消防団のポンプ車、これが12万円でサイト上に掲載をされています。落札は、まだ先なんですけど、こういうものもご参考にされながらやっていければというふうに思います。本当、今後これらの公有財産については市民に見える形で公売を行うことが望ましいと思っておりますが、再度、執行部としてのご見解を賜りたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 質問にお答えしたいと思っておりますが、小型動力ポンプの処分について公売は問題はないと思っておりますけれども、ご存知のように積載車はそのままの状態では一般的には使用できませんので、赤色灯、サイレン、分団名等の表示等、車体の名称等の装備を撤去する改良経費がかかることも予想されます。

そこで、公売を含め、どのような方法が最適であるかを調査し、前向きに進めていきたいというふうに考えております。今仰せられましたように、ネット上では積載車の公売があつているということで、担当課としても、その公売をしたところで状況を聞いておるところでございますが、現実的にはなかなか厳しいところのご返答があつているところもあると。今後、市有物件の処分が発生したときの公売方法につきましては、先ほど言いましたものを含めてホームページ等に従来の一般競争入札ではなく、インターネットを利用した公売方法も選択肢の一つとして広く募り、少しでも高く公売できるような環境整備を今後図って、そのような形でできれば収入が増えますので模索していきたいというふうに思います。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） 前向きに取り組んでいただくということですので、ただ意外とインターネットもよく見てみると、例えばバスなんかの場合は、傷がありますけど現地に来て見てもらわないと後から責任は取りませんよというのをはっきりちっ

ゃい字で書いてありますからね、そういうのを見ながらご参考にされればと思います。

それでは、次に移って3番目の質問をさせていただきます。

森林整備についてであります。「企業の森」政策、民間企業の資金を導入の管理方法の取り組みについてということですが、ご存知のとおり、この菊池市は総面積が276.66km²、うち55%の152.46km²が森林面積ということになっております。そのうち菊池市が保有をする市有林は1,300ha、年間約3,000万円の経費をかけて森林保護に努めている状況であると認識しております。

しかしながら、1,300haの森を管理するのに、果たしてこの費用が本当に妥当であるかどうかは疑問であります。観点を変えて言えば、この先数十年を年間3,000万円近くの歳出に菊池市が耐えられるものかどうか不明であるというふうに思います。私自身は、林業に従事する者ではありません。なおかつ、中山間地に住むものでもありません。しかし、現状を打開するため、何らかの策を講じるべきというふうに考えてみました。

それでは、現状どのような問題があるのか、また、解決をしなければならないのか、自分なりにいろいろ思いを寄せてたわけなんですけど、基本的には9月議会で水上議員の質問にもありましたが、高度経済成長期、立米単価がそのときよりも現在では2分の1になり、そして、人件費は2倍、3倍近くに高くなっていると。林業者の生活がままならないことは火を見るより明らかであり、国をあげての外材輸入阻止政策も、今や焼け石に水の状態であります。

それでは、行政が大々的に介入をして年間数億円の単位の予算を投入し、整備がしていけるのかといえば、その財政出動が可能であるかといえば、それはまず無理であるというところでもあります。公的な財政出動を極力抑えつつ、最大限の環境保護、森林整備を行うこと、そして、後継者育成を含めた林業者の安定した雇用機会を創造し、長期的な整備計画を行うこと、そのことを成し得る方法はないかというふうに考えたときに「企業の森」という政策が、私には有効な手段ではないかというふうに思いました。現在、多くの自治体において、競技場や体育センター、市民ホールなどの命名権を売るネーミングライツという制度がありますが、その森林版と考えていただければいいと思います。

菊池市の市有林にネーミングライツを設定することで、民間企業の資金を導入して整備が行えないかということでもあります。環境に興味を示す企業に対し、市有林を無償で貸し出す。ただし、整備計画の作成と地元の林業者の雇用を条件として、林道整備を含め森林管理を企業によって行ってもらうものであります。既に多くの

企業が実践をしておりますが、近隣ではサントリーの嘉島工場ですね。こちらが、大量の地下水を使用するというのもあって約100haを企業の涵養林として整備を行うとともに、社員教育にも役立てているということでもあります。

今や環境問題は、世界的規模で取り組みが行われています。世界中の国と企業が対応を迫られている最中であります。リーマンショックによる世界同時不況ど真ん中、企業にはそういう余力がないというふうに言われるかもしれませんが、私はそうは考えていません。企業とは、優秀な企業であればあるほど、やはり必要なものには投資をしていくというのが、私は企業の姿であるというふうにとらえております。今や企業にとっては、環境問題は自らの存続をかけた戦いであり、コンプライアンス（企業の企業倫理）確立に欠かせない存在というふうに、私はとらえております。そうであるならば、今こそ逆に千載一遇のチャンスではないかというふうに考えます。

しかし、そのチャンスも、じっと待っているだけでは成就をしません。企業誘致に見られるように、企業の森政策もまた競争でありますし、そうであれば各企業に対し直接アピールをすることにより、そのことが一番重要なことになるのではないかというふうに思います。パンフレットの作成やインターネットでの広報戦略も重要と考えますが、執行部におかれましては迅速に対応されることを望みますが、市としての対応をお聞かせをいただきたいと思っております。

世の中では、環境問題が大きな声で叫ばれています。しかし、にも関わらず環境を守る人々、いわゆる農業、林業の従事者の生活環境は、世間の風潮とは逆に日々悪くなっているという状況であります。一方で環境を叫びながら、それを守る人たちの生活は非常に悪い方向に向かっている。こんな矛盾した社会構造をまず菊池市から変えていくべきだと考えますが、執行部のご見解をお聞かせください。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 森林の整備につきましては、年間施業計画に基づきまして約3,700万円の予算により、菊池森林組合等との委託契約を結び、間伐、除伐、下刈りを行っているところでございます。また、このほか、地元旭志林業研究グループにつきましては、四季の里周辺の市有林3haを年間委託によりまして、下刈り等の整備を年2回行っていただいております。

ご質問の企業の森につきましては、平成14年度から16年度に旧旭志村において九州電力株式会社熊本支店との植林に関する覚書を締結し、九州電力植林活動「九州ふるさとの森づくり」として、四季の里旭志周辺の市有林3haに山桜等3,000本の植林が実施されております。現在は、熊本県の企業、法人等との共

同の森づくり制度によりまして、四季の里周辺の市有林約32haを候補地として熊本県が仲介いたしました企業との協議を進めております。その中で、市有林の整備費について一部負担等の協力をお願いできるよう締結に向けまして努力いたしているところでございます。企業の森の制度などを活用することにつきましては、議員ご指摘のとおり大変有効な手段であると認識しておりますので今後も努力をさせていただきますようお願いしております。

ただ、広大な市有林を有しておりますが、環境面あるいは利便性等を勘案いたしますと、企業の森としての適地といたしましては少ない状況にありますので、引き続き市有林の水源涵養など、公益的機能にも寄与できるよう努力してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） 前向きに取り組んでいただいているということではあると思います。最後、部長おっしゃいましたけど、なかなか企業などに向かないところがあるというのは、こちら側の解釈としてはわかります。ただ、決めるのは相手ですから、その多少の不便はあるかもしれないけど、これだけの大きなものがあるということはお伝えをしていくべきかなと思います。

市有林なんですけど、財産として持っていて元はただだというふうに感じているかもしれませんが、旧菊池を例にとれば特定分集林の買い取りもあったわけですから、これは市民の税金を使って購入をした森であります。ということは、市固有の大切な財産でありますので、それをどう活かすかというのは真剣に取り組んでいくべきではないかというふうに考えます。

ご答弁としては、非常に的を得たものでありました。執行部の皆さんの的を得たご答弁でテンポ良く終わることが出来ますので、ご協力、感謝申し上げます。

以上、質問終わらせていただきます。

○議長（北田 彰君） ここで、昼食等のため暫時休憩します。午後の会議は、午後1時から開きます。お疲れでした。

○
休憩 午前11時48分

開議 午後 零時58分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、葛原勇次郎君。

[登壇]

○15番(葛原勇次郎君) 葛原でございます。質問事項の地域活性化・農林振興についてとしております。要旨として、里山の開発についてとしてしておりますが、我が国は国土の大半以上を占める山林、雑木林、竹林、そして草原があります。菊池市におきましても、同じ雑木林、竹林は、耕作放棄地以上に荒れ山が目立ちます。この荒れ山、竹林を何とかして有効活用して地域の活性化につなげられないものだろうかと考えるものでありまして、里山のことについては多くの議員さんも質問されております。再度、取り組み考えを聞かせていただきたいというのが質問でございます。

一つ新聞の記事を紹介してみたいと思いますが、これは菅原文太さん、里山保全実践を有識者、民間団体でつくる美しい森づくり全国推進会議、代表出井伸之前ソニー会長は18日、東京都内でシンポジウムを開き、人々が多様な林産物を利用してきた里山の保全策を話し合った。山梨県で農業に取り組む俳優の菅原文太さんは、講演で痩せ細ったスギやヒノキが増え、森が荒れている。自分も、落ち葉を使った堆肥づくり、間伐作業をやろうと思っていると、保全に向けた実践を呼び掛けた。また、林野庁の島田泰助長官は、挨拶で木材から鉄骨やコンクリート、化石燃料の時代になり、里山は元気がなくなったとの指摘。里山の手入れや間伐の利用を訴えたというようなことではございますが、他県のことには書いてございませんが、私はこれから先のことをどういうふうに考えているかということでもあります。そのことを1回目の質問とさせていただきます。

○議長(北田 彰君) 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長(後藤 定君) 里山における放置竹林につきましては、これまでにもお答えしておりますが、生活形態の変化等により、その需要が減少したことによる林業就労者不足、また、タケノコ生産におきましても外国産の進出の影響を受け、生産量の低下を招いている状況であり、このようなことが要因となり増加したものと考えております。

本年度の本市の取り組みといたしましては、平成21年度、国の緊急雇用創出基金事業により菊池市森林環境保全事業に取り組み、そのメニューの一つといたしましてタケノコ生産のための基盤整備づくりを実施しております。内容といたしましては、JAきくちタケノコ部会員が所有いたします荒廃した孟宗竹林のうち、希望される約2haを肥培管理竹林として復元し、タケノコ生産の再生を目的とした取り組みでございます。

事業の委託先は、菊池森林組合でございまして、一般公募によりますところの雇

用対策の一環でもございます。次に、竹林の開発につきましては、新たな竹材の活用など専門的な研究開発が必要と思われるので、今後も、県森林組合など関係機関と情報を共有し、連携しながら努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○15番（葛原勇次郎君） 私は、そういうようなことではなくて、逆に化石燃料に代わる燃料を里山の生産物からつくり出し、活性はできないものだろうかということでありまして、畜産物の排泄物、生ごみからの培養も、同じ穀物からのエタノールはじめポリ酸化という石油に代わる原料を竹雑木、雑草、穀物を利用してポリをつくり、そのポリは使用済みになれば土に返せる。バクテリア分解して自然にかえせば開発もできるということも聞きます。

ここで、ちょっとポリ乳酸の紹介をしてみたいと思いますが、ポリ乳酸とは、生分解性プラスチックとはバクテリアにより分解可能なプラスチック全般のことを言います。これは、植物を粉末にして糊や圧縮によって固めたものや原料を化石資源とする石油由来のものもあります。ポリ乳酸とは、これらのものと異なり、人類が太古の昔から利用してきた発酵により、つくり出される乳酸を利用するものです。植物の糖質を乳酸菌により乳酸に変化させ、これを分子結合させポリ化させたものがポリ乳酸です。当然、バクテリアにより分解でき、焼却してもカーボンニュートラルであるため、現在、最も注目されているプラスチック素材であるそうでございます。人体においても、乳酸は自然吸収され無害であることから、医療機関では早くから採り入れられてきた素材です。というのが、ポリ乳酸だそうでございます。

それから、ポリ乳酸製造事業の必要性ということで、これもちょっと読ませていただきますが、有効なバイオマス利用としてポリ乳酸が世界中に注目されております。近年では、各国でポリ乳酸プラントの建設計画が進められていることはご存知の方も多いものじゃないでしょうか。植物由来のプラスチックは、バクテリアによって分解され、バクテリアにより分解時にもCO₂を放出されます。仮に焼却しても、カーボンニュートラルだと売られておりますが、もう少し違う角度から考えるとCO₂を日常の生活物資の中に取り込んだまま固定してしまうことが大気中のCO₂を本当の意味で削減できることになるのです。生活の中のあらゆる場所にポリ乳酸を使用してCO₂を固定したまま、大気放出されないためにはポリ乳酸の生産をもっと増やす必要があります、これを分解せずにリサイクルしていくことも大切です。このリサイクルを技術の確立は、現在、多くの研究者によって進められております。まさに、ポリ乳酸事業は、地球にとって最も必要なことであると考えますと

いうことをございますし、また、現実として脱化石資源の声が高まる中、十数年後には街を走る車の半数以上が電気自動車になると言われています。自動車産業は、次世代エネルギーとして電気を選んでいきます。これは、石油輸入の減少を意味し、既に石油由来のプラスチックは原料不足になることが予想されます。既存の石油由来プラスチック限界はすぐ目の前にきており、プラスチック原料、その段階にかかわらず、代替としてポリ乳酸を使用させることを得るということの意味します。このポリ乳酸製造は、化石資源のほとんどない日本にとって国際競争力を持つ産業の創出に大きなチャンスをもたらすことなのでしょうというようなことがポリ乳酸だそうをございます。このポリ乳酸資源料が、植物全般に問題になっておりますが、この里山の開発としてこのような研究ができていれば、菊池もプロジェクトを組み、調査研究に取り組む考えはないかという質問であります。

鹿児島も嫌な火山灰、それからシラスが有効活用されておる報道もされておりましたので、そのようなことを調査研究を企業誘致予定地の工業団地を利用して活性化を進める考えも必要だろうと思いますが、お聞かせをお願いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 竹の商品化につきまして、今、ポリ乳酸事業ということで私、初めて聞いた言葉でございますが、そういったふうに進んでいるのかなというふうには感じたところでございます。この竹の商品化や研究開発につきましては、林野庁の資料によりますと、フローリング等の建設資材、それから抗菌剤、繊維製品、紙パルプ、竹入り繊維のプラスチック、竹を燃料とするバイオマスのガス化発電、農業では家畜の飼料用の竹粉等が新たな用途として注目されているところでございます。

今や、竹の竹林の増加は、この菊池だけの問題ではなく、日本全土での大きな問題になっていることは認識いたしております。ちょうど2週間前ぐらいだったでしょうか、NHKのテレビ番組で里山の荒廃ということで竹が問題化されて取り上げられておりました。ご覧になった方もいらっしゃると思いますが、その中で竹による紙の製造に成功したという事例が、企業の取り組みが報道されておりました。これはいいことだなというふうに思って聞いたんですが、竹は繊維が堅くてチップの歯が、ほかの木を切るよりも早く痛んでしまうということでコストがかかると。それから、竹を運ぶのに中のほうは空洞でございまして、空気を運ぶような状態で堆積だけが増えて輸送コストに相当なコストがかかるということで、今後の大きな課題だということで報じられておったのが、まだ記憶にも新しいところでございます。

今そういった各面で、大学や企業の研究開発が進んでいるようでございますが、いろんなコスト面での課題もあるようでございますし、林務担当部署や森林組合あたりとも、また、林野庁が出します資料等にも注目しながら、今後の情報収集に努めてまいりたいというふうに思っております。今のポリ乳酸事業につきましては、また早速ちょっとインターネットを通じて勉強してみたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○15番（葛原勇次郎君） 今、林野庁にも相談をしながらというようなこととインターネットでというようなことでございますので、そちらのほうも調べていただきながら、この問題につきましては、要するに山林のスギ、雑木は何十年と月日がかかりますけれども、竹やら穀物やら雑草は毎年でくるものでございますので、このような研究開発は重要な課題でありますので十分考えていただきながら、そしてまた、今言いました調査研究、それからプロジェクトあたりも、県あたりと一緒にして相談しながら取り組んでいただくようなことをお考えであるかをお聞かせ願いたいと思いますと、後の問題が今度の1回で終わりというようなことでしたので続きまして聞いてみたいと思います、それが一つ。

それから鳥獣被害についてとしておりますので、このことについてもちょっと触れてみたいと思いますが、耕作放棄地の拡大で被害が10年で倍増という新聞も載っておりましたが、本市も同じことで、山間地におきましても今年も水田を荒らされた方々が多く、果樹にいたしましても同様であり、シシが立ち上がり枝を折り、補植の小さな木が芽が付けば哀れなものでありまして、またハクビシンというのがよう出てきて木に登り、一つであればよいけれども幾つも手掛け、カラスも同じであります共済金は出ません。困っているのが実情であります。駆除の確保以外にないと思いますし、この支援金の助成はどうなっているかを示してください。また一つ、例えば数、種類、それから種類別の金額、支援金の総額。二つ目は、隣接市町村との違いを示してください。

それから、農業振興について、農産物のブランド化について。これは、平成21年11月9日の新聞に菊池市文化会館でありました、8日に行いました「地域とともに、こんにちは熊日です」の地域フォーラムで、福村市長は「農産物のブランド化推進を宣言」と見出しで出ておりました。また、11月の20日の全員協議会のときも言われました。菊池市には、素晴らしい農産物や観光資源があるのにPRが下手との指摘に、市長は菊池ブランド推進室（仮称）を設置し、農家所得の向上、経費節減、PR戦略などで練りたいと述べられたという記事が載っておりましたが、

これは皆様もご存知のとおりでありますし、大変よいことを述べられたと思いますし、農家といたしましても有り難く思います。このことを少し掘り下げて、詳しく内容を説明を市長に求めたいと思います。それから、もう一つ市長に、先日の松本議員の質問のときに、これはちょっと耳ばしゃんとして聞いてみてください。

「政権が変わったから見守るだけ」との答えが幾つかありました。そうではなくして、私は個人的には自民党支持が長かったため抵抗があるかもしれないけれども、実際に政権が変わったから、また、市の代表である市長さんは、上京して市の実情を官から民へといった政権でありますから、苦しい事情を説明し、交付金は一銭たりとも減額はできない旨の陳情あたりはされたか。また、されるべきと思うが、そのような考えもお聞かせ願いたいと思います。これは、どこでんあるけん、ちょっともう忘れんごつしてください。それから。

○議長（北田 彰君） 通告してある分について質疑をしてください。

○15番（葛原勇次郎君） はい。そるけん、そのまま、これで終わりですから通告はしておりますので。387号線と深川の交差点についてとしておりますが、毎年、菊池の祭りで何十年と通りますし、仕事でよく通りますが何と通りづらい交差点だろうと思いますし、地元から要望は上がっていると思います、地元の方は知っておられると思いますが、改修の計画をお聞かせください。

また、立石交差点の改良はとしておりますが、この交差点は柿塚石材所の前でございまして、山鹿方面からと熊本に行くときは良いけれども、熊本の方面から菊池に来るとき非常に出づらく、これは停止位置の線が違うのかと思いますけれども、この交差点はどのように改良計画があるのか、市でなければ県にお願いし、改良の要望をしたいと思っております。

それから、地域の対応としておりますが、菊池18外城のことであります。身近な歴史と知りたい感じたい、さらに知識を深めたいという思いから、「郷土史編纂百話・菊池」という本を堤先生が出され、出版されました。この本の中に紹介されております菊池18外城の跡地のことで質問をいたします。

一昨年と思いますが、同志の議員さん方と回りましたときに感じましたのが、七城地区の七城跡地は、神尾、馬渡、打越、正光寺、増永、台、亀尾はよく整備されておりますが、菊池のほうの城跡は11城はできているところと近くまで行き、見つけ出せなかったところが2カ所ありました。今年も神社関係の方々が3回に分け、城跡を巡られました。その中に議員さんも参加され、感じられておりますが、今回はスウケイ会の世話人さんが地元の跡地を切り分けてありましたので全部回ることができましたが、口々に言われました言葉は、歴史文化を語るならば整備を考えるべきであると言われたわけでございますし、七城の残り、北のほうから葛原、鷹取、

五社尾、掛幕、市成、元居、黄金塚、木庭、戸崎、古池、菊の池、城林とありますが、国有地、区有地、それから公地とあると思いますが、城跡の所有者がわかれば示してくださいということでございます。

それから二つ目、所有地の方にお願ひし、20m四方ぐらいの跡地として草刈り管理、道開けぐらい、1年に2、3回の作業で済むと思うが、管理の協力の考えを示してほしいという質問でございます。

つまごめ荘の入院の順番について、これは簡単なことと思ひますけれども、申し込んだ順番であることはわかりますが、急を要する人、事情、条件のある方はわかりますけれども、申し込んだときに仮に100番であったといたします。1年経って、あと何番かと聞いたら順番が少しも進んでなかったという、2、3人から聞いたので、このようなことはどうなっているか聞いてくれとのことでございますので質問いたします。良いほうに考えれば、1年間に一人も亡くならなかったことになるかと理解し難いこともありますので、このことの説明をよろしくお願ひいたします。

以上、長々と6問ほどいたしましたので、順次、適切なお返答をお願ひ申し上げます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 再々質問にお答えいたします。

有害鳥獣による被害につきましては、年々増加傾向にございまして、平成21年3月末現在の被害状況といたしましては、実被害面積としまして、田、畑、果樹園合わせまして約14ha、被害額で約1,000万円と算出しております。

本年度の有害鳥獣対策としましては、菊池市有害鳥獣捕獲隊による個体数調整と合わせ、猪の被害が年々増加傾向にあることから、電気柵設置の費用の一部を補助し、侵入防止対策を進めているところでございます。また、本年度より創設いたしました有害鳥獣捕獲報奨金による有害鳥獣の捕獲の促進を図り、農林作物の被害低減に努めております。その結果、有害鳥獣の捕獲数としましては、平成21年度10月末現在で、イノシシ140頭、カラス329羽、野バト3羽、野犬10頭となっており、イノシシの捕獲につきましては前年度に比べ約3倍も増加しております。報奨金の額につきましては、イノシシ1頭当たり4,000円、カラス1羽当たり200円、野犬1頭当たり4,000円、サル1頭当たり3万円と設定しているところでございます。

近隣自治体の状況といたしましては、山鹿市の報奨金については、これまでイノシシが1頭当たり5,000円であったということでございますが7,000円へ増

額されたということでございます。少々、本市とは差違がございますが、今回の予算措置につきましては他市の状況も参考にしたものでございまして、大差はほとんどございません。イノシシの捕獲数について伸びており、報奨金の額も約65万円を超えている状況で、農作物被害の低減が図られているものと思われま。しかしながら、カラス、野バトにつきましては捕獲数が減少傾向にあるため、今後有害鳥獣による農作物の被害対策の強化は必要であると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） ブランド推進につきましてお答えさせていただきます。

ブランドとは、靴やバッグ、自動車などの商標、マークなど、馴染みの深いものとなってきております。このブランドとは、企業の信用力を向上させるとともに、商品選択の際に他社製品との差別化に寄与するなど、企業活動に大きな効果を発揮しているところでございます。今は、地域においてもブランド戦略なくして地域活性化は語れないと言われるほど、ブランド化は重要となってきておまして、地域ブランド戦略に取り組む地域が増加しているところでございます。地域ブランドとは、地域にある商品やサービスなどが地域外の消費者からの評価を高めて、地域全体のイメージの向上と地域活性化に結びつけるものと言われております。

昨年秋のリーマンショック以来デフレ経済が続き、全国的にも物が売れなかったり商品の価格が低下する時代となっておりますが、それでも消費がなくなったものではないと思っております。菊池市の基幹産業は農業でありまして、菊池市は県下でもトップの農業地域であります。市内で産出される米、メロン、野菜、生乳、肉などは全国にも誇れるもので、他産地と比較しても大いに競争力があると思っております。このため、産業の活性化の中でも、まず農業の活性化を行うことを考えたものでございます。このため、去る11月8日に菊池市文化会館で開催されました「こんにちは熊日です in 菊池」では、食と農をテーマに掲げましてシンポジウムや講演会を開催いたしました。その中で、農畜産物のブランド化のための仮称でございませけれども、市長のほうからブランド化推進室の設置を公表されたところでございます。

地域ブランド推進に当たりましては、ブランドをつくり、守り、拡張し、高めることが必要になってくると思っております。具体的には、ブランドを一過性のものに終わらせないための長期的戦略、信頼できるデータで進むべき方向性を検討し、さらに商品開発や販売のためのPRを行う必要があると思っております。このため、菊池市に専門セクションを設け、農畜産物の評価を明らかにするとともに、消費者の動

向をつかむための市場調査、それからPR戦略、農家の生産効率を向上させるための国や県の補助事業等の調査や各種研究機関の研究状況の調査を行うことといたしております。

また、単に対外的な行動だけでなく農家の組織づくりも必要になってくると思いますが、その点につきましては既存事業との連携での対応を考えているところでございます。何分新しい取り組みでございまして、また、農業関係団体との連携も不可欠であります。試行錯誤が続くと思いますが、市の活性化のため体制づくり、予算付けを行い、しっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） お尋ねの387号線。

○15番（葛原勇次郎君） ちょっと、ちょっと待って。その前に市長さんがブランド化についての言うところけん、その前に市長さんの。が、最後にしはなる。あ、最後にしなる。はい、はい。じゃあ、どうぞ。

○建設部長（岡崎俊裕君） 387号線と深川交差点は、本年度に市道亘深川線道路改良工事により実施の予定であります。現在、菊池警察署と交差点協議を行っているところであり、協議終了後、工事発注を行い、年度内完成を目指しているところでございます。

次に、立石の交差点は、県道菊池鹿北線と市道立石野間口線とのY字路の交差点になります。北原から野間口へ左折する場合、見通しが悪く、改良の必要性があると思われまます。県に伺いましたところ、現時点での改良計画はないということでございます。なお、この本交差点につきましては、市道の立石野間口線は旧の国道325号線でございますので、こちらのほうが優先道路でございますので、県道の菊池鹿北線、北原からの進入につきましては一時停止ということになっておりますのでご注意をいただきたいと思ひます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 私のほうから18外城につきましてお答えいたします。

ご存知のように、菊池に11城あり七城に7つの城跡が点在しております。

まず、この城跡の所有者につきましては、溪谷にあります市成城、花房の古池城、この二つが国の所有地となっております。それから、七城の亀尾城は菊池市の所有地であります。このほか15城につきましては、私の私有地となっております。

す。菊野城、戸崎城、元居城、葛原城、掛幕城、増永城、正光寺城、馬渡城、打越城、これは9人の個人の所有地となっております。それから、木庭城、黄金塚城、鷹取城、五社尾城、神尾城、台城、この6カ所は神社と地区の共有地となっております。

続きまして、城跡の除草等の整備についてでございますが、18外城の中で公園的な整備ができているものとして上げますなら、七城の台城と亀尾城が挙げられると思います。亀尾城は、市の所有地であり、公園整備の一環で城跡を利用して整備されたものであります。また、台城は、城跡整備として行われたものではございませんが、城跡の隣接地が市所有地であるため公園的な整備がされているところで

す。

七城地区の7つの外城につきましては、立地的に集落や田畑などに近い場所に位置しているなどの要件もあり、地域の方々で管理しやすくなっているものと思います。一方、菊池側の11外城につきましては、山間部が多いため季節によっては草が生い茂り、外城までの道のりなどがわかりづらいということは十分承知しているところでございますが、18外城をはじめとする指定文化財は、所有者、管理者がその文化財を維持管理することが原則となっております。市で所有する古墳等の指定文化財等については市で除草等の管理をしておりますが、そのほか城跡などの史跡につきましては、それぞれの所有者や管理する地元区民の方で除草等が行われております。市内には、55カ所の史跡があり、その他指定文化財を合わせますと143件にも上りますが、先ほども申しましたように、基本原則により維持管理は所有者の方へお願いをしているところでございます。地域の宝、ふるさとの遺産として保存継承されるためにも、地域の草刈り等の管理はこれまでどおりお願いしたいと思っております。

行政としましては、18外城の説明板を設置するなどの啓発の充実を図っておりますが、今後は案内標識の整備も行うように考えているところです。また、所有者が実施する景観的な管理については、今後、関係課や文化財保護委員会でも協議してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） つまごめ荘の入所までの流れと入所まで時間のかかる理由につきまして、お答えしたいと思います。

施設への入所につきましては、従来は申込み順でありました入所決定が、真に入所の必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるように努めなければなら

いという国の省令改正を受けまして、熊本県が特別養護老人ホーム入所取扱指針を作成しております。この指針に基づき、つまごめ荘におきましても入所取扱基準を設けまして必要度の高い準という新たな運営基準として、平成16年6月1日から施行しております。入所までの流れにつきましては、申込み受付後、入所検討委員会入所順位の決定、居室に空きが出た場合に順位の高い方からご案内するというような流れになっております。

入所検討委員会は、施設が設置する合議制の委員会で、メンバーにつきましては、施設長、生活相談員、介護支援専門員、看護職員、介護職員等で、毎月実施をしております。申込み時の面接により確認した介護者の事情や認知症の症状、日常生活における身体の状況等について、指針に規定されている評価基準に基づき点数化して評価しております。この入所検討委員会で数値化した評価点数の合計点数の高い順に入所順位を決定をしております。評価項目につきましては、要介護度、認知症の度合い、単身、同居の別、介護者の状況、居宅サービスの利用状況、更には、その他、特に入所が必要と認められる事情などについて、各配点に基づきまして評価を行っております。

次に、入所を長い間お待ちいただいている理由につきましては、単身世帯や介護者が高齢であったり、病弱等の理由でどうしても介護できないという事情、また、入所希望者の要介護度や認知症の度合いが高い方を優先するという国や県の指針に基づくため、待機期間に関係なく、その評価点数が高い希望者の方が上位に位置づけられるためでございます。また、待機者の方々につきましては、入所希望者の心身の状態や生活環境等が入所申込み時と大きく変化した旨の申し出があった場合には、随時再評価をしております。さらに、毎年待機されている入所希望者の現在の状況についても照会をし、その回答を基に入所検討委員会で再度、入所順位の調整を行っております。

入所の状況につきましては、毎年20名程度の方が長期入院やお亡くなりになって退所されております。その空所分につきましては、随時ご案内をしております。本年の11月末現在の待機者は267名となっており、このような現状の中で入所決定につきましては入所の必要性の高いと認められる方を優先してご案内するよう適正に審査をしているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 私のほうにつきましては、ブランド化ということまでのご質問でございます。11月の8日に「こんにちは熊日です in 菊池」におきまして、この

食と農ということをテーマにいたしましてシンポジウムが開催されたことは、ご承知のとおりでございます。その場におきまして、仮称ブランド化推進室というものを設置をして、菊池の豊かな農産物について、このブランド化をして進めていきたいということを表明をいたしました。

今、答弁の中にもありますように、米とかメロンとか野菜、あるいはまた生乳など、本当に全国に誇れるような食材が豊富な菊池の農業であるということでもあります。今後、そのことを中心といたしまして、推進室をどういうふうにして運営していくのか、運用していくのか。JAとか県だとか、あるいはまた地域のいろんな農家の方々とか、いろんな方々のご意見を聞きながら協議を進め、そして実行に移していきたいと、このように強く思っております。

ところで今日、先ほど昼の新聞の切り抜きを見ておりましたところが、マッコリーヌーボーということで書いてありまして何だろうと思ったんですが、お隣の韓国の安酒の代名詞であるマッコリー、たしか今でも食堂なんかで、レストランあたりでも、三、四百円で売られているものではないかなと思いますが、2合瓶程度のやつですが、これが爆発的な人気で今売れているということが報道されておりまして、イミョンバク大統領と鳩山総理の乾杯の写真が出ておりました。いわゆる日韓首脳会談の献杯酒になっているということでもあったわけですが、特にこの酒が女性の肌にいいとかいったことで、非常に爆発的になったと。これは、お米がなくなってお酒ができない時代において、日本でいえばアルコールの飲用でないようなメチルみたいなもんだったのかもしれませんが。そんな時代につくられたお酒で雑穀的なものだったものが、今は本当に安酒であんなものを飲むのはとって卑下されていると言われておって敬遠されていたということだと思いますが、それが非常に異常な人気になっていると。こういったものの側面を見ましても、非常に取り組みの内容次第によっては、そういうことがあるんだなというものを先ほどお昼の休み実感としておったところでもあります。

ところでまた、政権が交代したことによって、どういうふうに菊池市の、あるいは地方自治体としての財政かれこれ含めまして政策の推進のためには、政権党との関係をどうしていくのかといった思いを込めてのご質問だっであつたらうと思いますが、これまでといささかも変わることなく、政権が与党政権になれば与党の政権党に対して、必要に応じてこの要請をしていくということにほかならないと思っております。もちろん軸足が、今まで当然自民党政権でありましたから、自民党で私はあつたわけでありまして。しかしながら、この選挙が4月にありましたけれども、4年前の選挙におきましても民主党の政権支持母体であります連合の推薦を前回も今回も推薦を受けておりますし、もちろん自治労もそうでありまして、そしてさら

に政権党でありました自公連立政権の両党からも支援を受けてきたところでもあります。

今後、政権党が変わることによって大きく菊池市の政権党の変化によって、財政的なものを含めまして政策の実行に事を欠くということは私はないと思っております。ちょうど昨日が議会中でありましたけども、国会が終わったからということで民主党の今回議員さんが、わざわざご挨拶をお出でをいただきましたけども、ちょうど議会中でお会いできなくて今日お礼の電話をしたところでございますが、人としていろんな意味で、当然菊池市民の代表としてどのような政党が政権党であろうが、そについて必要性に応じて積極的に政策し、実行のためにお願いすべきものはお願いしていかなきゃならんと、このようなことで考えております。

○議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○15番（葛原勇次郎君） 政権が変わっても頑張っておるといふようなことでございまして、ありがとうございます。もう残り僅かになってしまいましたが、2番目の学校教育についてとしておりますが、これ通告どおり外部人材で土曜補習支援、小中学校対象で東京都が方針を出して、土曜日に教育OBや大学生を招いて補習授業を行う、それから区、市町村に対しての報酬の半額を助成する方針を決めたという報道がなされておりました。また、理科離れの問題もありましたが、理科授業で先生方があまりに理解に関心がなく、なぜこうなるという疑問の追求が足りない。これがこうだからこうなる、なるほど、までの教育で、こうなる理由が理科だそうで、理科教育の先生が少ないとのことがあっておりましたが、菊池市の場合は何もないとは思いますが、このような報道に対しての教育長の考えをお聞かせくださいということの質問でございます。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず、最初に土曜補習支援といいますが、そのことについてでございますけども。そもそも土曜日というのは、学校週5日制が導入された際、学校、家庭、地域社会の役割を明確にし、それぞれが協力して豊かな社会体験や自然体験などのさまざまな活動の機会を子どもに提供し、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性などの生きる力を育むことを狙いとして進められた経緯があります。が、一部でこのように補充学習等の機会にしているところもあります。

本市では、この週5日制の基本的な趣旨に沿って、子ども土曜体験教室等を計画的にやっております。ここでは、本市が行っている学習支援関係の事業を少しご紹介したいと思っております。昨年12月議会で横田議員にもお答えしましたが、本市にお

きましては菊池高校との連携としまして、教育支援ネットワーク菊池というものを立ち上げております。内容としましては、市内小中高等学校合同のボランティア活動や、夏休みに高校生が小学生に学習指導を行ったり、また、中高合同での部活動、そのほか市内の中学3年生を対象に基礎学力の向上を目的に各種ゼミナールの開講がされております。市としては、この事業に対しその経費の一部を補助を行っているところです。この各種ゼミナールは、菊池高校職員や菊池高校教員OBの方及び中学校の先生方が講師となり、毎週土曜日の午前中、市内の5つの中学校3年生を対象に無料で数学、英語及び小論文の講座を行っており、平成20年度では147名、本年、平成21年度で180名の受講生があり、基礎学力の向上等で、これまで多くの成果が上がっております。また、市内の学校の中に、特色ある学校づくりや学校の活性化のために各学校に補助金として交付しております教育支援事業補助金を活用して、長期休業中に大学生等を活用して、独自に子どもたちの学習指導に取り組んでいる学校もあります。教育委員会としましては、今後ともさまざまな機会をとらえ、このような小中高連携等を積極的に進めながら、学習支援に努めてまいりたいと思います。

次に、教師の理科離れの件ですが、その原因としては、私は小学校の理科専科性にあるんじゃないかなと思っています。担任が理科の授業をしなくなったために理科の授業に対して自信をなくしたとも言われておりますし、また、ゆとり教育により理科の授業実数が少なくなり、興味を起すような授業、先ほどありましたようになぜだろう、どうしてと、そういうような真理を探究する理科教育の本来の楽しさがなくなっているのではないかと思います。

これに対して、本市の対策としましては、専科の授業に担任が補助として入ること。また、チームティーチングとして一緒に授業に入るように指導を行っております。また、子どもたちが理科に興味を持つように、菊池市独自で校長会主催の科学の祭典を開催しております。今年で3回目になります。この事業内容としましては、市の補助金で毎年7月末に市体育センターを利用し、小中高及び国立の電波高専の先生方の協力で開催しているものでありまして、菊池市内の全幼保小中学生を対象に実験を通して科学に対する興味や探求心、ひいては個々の学力の向上や豊かな心を育むことを目的に開催されております。このように、本市におきましては教職員自身の理科教科学習向上に対する積極的な取り組みもなされておるところでございます。理科教育の全国標準学力調査結果からしましても全国平均を上回っている状況下にあります。市教育委員会としましては、理科教育の学力向上に向け、今後とも教職員の授業取り組み等への支援を継続して行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○15番（葛原勇次郎君） ありがとうございました。一番大切なことでございますし、子どもの教育が一番だろうと思ひますし、引き続き先生のご努力をよろしくお願ひ申し上げまして終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午後1時54分

開議 午後2時04分

○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東英俊君。

[登壇]

○1番（東 英俊君） どうぞ、よろしくお願ひします。東英俊でございます。

通告に従ひまして質問をしたいと思ひます。今回は、行政評価制度、農業経営体における人材確保・育成及び畜酪対策についての3点で質問をさせていただきます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

まずは、行政評価制度についてですが、10月に行われました決算特別委員会、これに私も委員として出席をし、審議の中身や内容について、これではという思いから質問のターゲットにさせていただきました。この行政評価制度ですが、この二、三年前から多くの自治体で導入がされ、本市におきましても平成18年から行政改革推進課を中心として評価制度が試験的に始まり、3年が経過をしてきております。

一般的に行政評価とは、一つ目に行政の基本方針である政策の評価、二つ目に政策を実現するための具体的な方策である施策の評価、三つ目が政策を実現するための手段である事務事業の評価という3本柱で構成され、政策、施策及び事務事業のそれぞれの評価においては、目的や手法に特徴があるものと私は認識をしております。私が思いますに、行政評価制度のシステムそのものの導入の背景には、財政事情の悪化、地方分権の推進、行政ニーズの多様化、政治に対する市民の皆様からの信頼の低下、行財政運営の効率化、客観的な情報やデータに基づく政策の決定、市民の皆様への説明責任などが役割が期待されているところではないでしょうか。

このように考えてみますと、この行政評価制度は、ついこの間の衆議院選挙で政権を勝ち取った民主党が政策実施のための財源確保や無駄の排除、予算適正化にお

ける評価という大義名分を掲げて政治主導で行った事業仕分けもその一つであり、その結果から国家戦略局で国の方針を決定するという流れも、また、この評価制度のPDCAサイクルと、ほぼ本質的に同じ意味があるように思われます。

そこで、本市でも行政改革大綱実施計画書を作成され、改革の必要性や効果、成果を求めて、この行政評価制度に取り組んでこられたことと思われませんが、改めて本市における行政評価制度の導入の意義と目的をお伺いします。また、行政サービスが向上するために、行政評価が実施された段階において行政評価の成果は行政内部に留めることはなく、市民の皆様の意見を採り入れることができるよう広報やホームページ等で結果を公表し、広く意見をいただくことは、行政の説明責任という観点から必要と考えます。がしかし、昨日の森隆博議員の一般質問で指摘があったように、ただ広報誌に掲載したということではなく、その内容が市民レベルで理解ができるのかというところを念頭に置いて公表することを心がけていただきたい、私からも指摘事項とさせていただきます。

また、施策の目的や内容、達成度、いわゆる成果を市民の皆様に理解していただき、菊池市が目指す将来像について、市民の皆様と情報を共有していくことが大切なことではなかろうかと考えます。そこで本市では、平成17年に既にパブリックコメントにおける手続き要綱が策定されておりますが、現実問題として、このパブリックコメント制度は十二分に機能を果たすものとなっているのでしょうか。また、本市の行政評価における市民の皆様からパブリックコメントをいただけるシステムになっているのかと。この仕組みと体制についてもお聞かせを願いたいと思います。

また、行政評価制度の機能は、次年度への予算編成を行う意味でも非常に重要ですし、事務事業の再編、整理、廃止、統合、及び予算削減の効果からすれば、本市においては、行政減量化によるスリム化、職員のスキルアップによる人件費削減、本庁及び総合支所の組織整備にもつながるものと私は思っております。実際のところ、中央省庁におきましても既に政策評価委員会という第三者の委員会が立ち上げられており、政策について議論がなされ、これらの会議録までがホームページに載せられていることは周知のとおりでございます。

このことから判断いたしましても、この菊池市における行政評価は職員レベルでの内部自己評価に止まっており、できるならば、市民、民間企業経営者及び学識経験者を採り入れた第三者の委員会を立ち上げまして、これらによる外部評価を二次評価と位置づけ、そして、これらの結果を添えて決算特別委員会で審議する、この一連の流れで行政評価に取り組めば、かなりの精度で行政改革を実施していけるものと思われまじし、独自の菊池市づくりが可能ではないかなと、私はそのように考

えております。

そこで、本市では行政評価制度において、この第三者の委員会の立ち上げ、それによる外部評価を行うべきであると思っておりますが、どのようにお考えになられるか。この点は、市長に答弁を求め一回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、私のほうからは1点目の行政評価システムの導入の意義、また、3点目の評価についての第三者委員会の導入もしくは職員レベルでよいのかというような質問ではなかったかと思っておりますので、その点についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の行政評価の導入の意義であります。限られた財源を時代や市民ニーズの変化に沿って検証し、成果を重視した行政経営をすることで市民満足度を高めることにあると考えております。本市の行政評価につきましては、そのような意味で、導入当初と現在においては大きく二つの導入目的を設けました。一つ目は、平成18年度に策定いたしました集中改革プランに基づきまして、合併による増加重複、類似した事務事業を再編、整理、廃止、統合することで経費削減を行うことを目的に、その手段としての行政評価でございます。平成18年度から19年度に行った行政評価がこれに当たり、当時実施しました行政評価は予算に見合う効果、実行過程での無理や無駄などの観点から評価を行い、効果的、効率的でないと判断されたものについては、再編や統廃合を行うものでございました。

具体的には、平成18年度に補助金、負担金、委員会、協議会、イベント事業について行ったところでございますし、平成19年度におきましては委託料を対象に、必要性、有効性、効率性の観点から評価基準を設けまして評価を実施し、次年度以降の予算編成に反映させたことによりまして、合併に伴う事務事業の重複や無理、無駄の排除による事務事業の効率性が図られるとともに、単年度比較で約1億1,000万円程度の経費削減にもつながるなど、一定の成果が出せたものと評価をしているところでございます。

現在、本市において導入を検討しております行政評価の二つ目の目的といたしましては、平成18年度、19年度に行った経費削減や事務事業の再編、整理、廃止、統合といった観点からではなく、市民ニーズの対応型の行政運営と成果重視の行政運営を行うための行政評価へ、その制度趣旨を切り替え、本市の最上位計画であります菊池市総合計画における主要事業を評価することを目指しております。

行政評価を手段として、市民の皆様の期待やニーズに沿った行政運営ができていくかどうかを評価するため、本市の最上位計画で本市の5年後、10年後の将来像

を目指した総合計画の進捗管理を行いながら、評価後の改善内容、次年度の予算編成と総合計画後期基本計画に反映させるシステムづくりを目指しております。つまり、本市の将来像であります豊かな水と緑、光溢れる田園文化のまちを実現するために、各分野施策ごとに各課で主要事業を実施しておりますが、この主要事業の各施策に対する貢献度の指標を用いて評価することで、主要事業の見直しと施策レベルにおける進捗管理を目指すものでございます。平成20年度に試行した行政評価では、総合計画前期基本計画の設定しました71の施策の内容ごとに、その指標となる数値目標の進捗状況の調査を行うとともに71施策の内容を構成する主要事業315本、206億円の評価を行い、うち21事業に対しまして次年度以降、縮小、拡大、改善を行うよう提案したところでございます。

次に、行政評価を広報、広聴、パブリックコメントにかける必要性についてでございますが、ただいま申し上げましたように平成20年度から行政評価そのものの制度目的を変更し、試行する中でより良いシステムを模索検討している最中であることと、より評価しやすい総合計画とするための総合計画後期基本計画を策定中であることなどから、現在パブリックコメントは実施しておりません。

3点目でございますが、評価レベルは職員のみでよいのかにつきましては、改善策として第三者評価やパブリックコメントの導入も考えられます。第三者評価の導入につきましても、同様の理由により現在実施していない状況であります。しかし、評価は内部評価と外部評価がありまして、客観性や透明性が担保され、市民の皆様のご信頼が得られるものと考えております。昨年12月に制定の菊池市教育委員会外部評価委員会条例における市条例制定時に、全市的な評価制度の構築における外部評価導入の必要性の議論や市民ニーズ対応型の行政評価を目的としていること、並びに、本市総合計画における市民総参加のまちづくりを推進していることなどから、パブリックコメント、第三者評価についても、早急に導入したいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 広報、広聴、パブリックコメント制度の仕組みと、その体制についてお答えをさせていただきます。

パブリックコメントにつきましては、市民への説明責任を果たすとともに市民の市政への参画を促し、民主的で開かれた市政を推進する重要な制度であります。このため、平成17年度に菊池市市民パブリックコメント手続き要綱を定めまして、市の基本的な政策案等の作成に当たっては、市民の皆様事前に内容を公表して意

見を募集するとともに、提出された意見に対する市の考え方を再度公表することとしております。また、公表は、広報きくちやホームページにおいて事前予告を行い、本庁や支所での資料の閲覧及び配布並びにインターネットを利用した方法などによって行っております。市への意見は、担当課へ書面による直接提出していただくほか、郵便、ファクシミリ、電子メールなど、市民の皆様の都合の良い方法で提出していただけるようにしております。また、近年は、市民の意見を実施に反映させる必要があるという意識の高まりから、広報についても充実を図ることとしております。今年度ただいまですけれども、リニューアルを進めておりますホームページにはパブリックコメントの掲載はもとより、アンケートや市民会議室などのコーナーを設置いたしまして市民意見の収集機能を向上させることにいたしております。

以上、お答えいたします。

ただいま、「広聴」と言うべきところを「広報」と言ったようでございます。広聴でございますので訂正いたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 第三者委員会の構成メンバーに民間企業の経営者を導入してはどうかというご指摘についてでございますが、行政評価に限らず外部のメンバーによります委員会あるいは審議会などの附属機関につきましては、その専門性、客観性、あるいはまた独立性を重視して設ける組織でございますので、ご指摘のとおり民間企業の経営者の方につきましても、行政の行う施策、事務事業の行政評価を行っていただく第三者評価委員会の一人として想定をいたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 東英俊君。

[登壇]

○1番（東 英俊君） 先ほどの部長、そして市長、この答弁にありましたように、ぜひとも今答弁された内容を忘れずに実践していただきたいと思います。

次に再質問ですが、この行政評価制度を単なる事務事業の見直しの道具とするのは非常にもったいない話でして、行財政運営の合理性の浸透や職員の意識改革につながるように制度確立してほしいものであります。

本市におきまして、政策、施策、事務事業の評価の3つの評価から、今こそ自治体で本気に取り組めば、菊池市なりの独自性を持った自治体づくりに向かうことができるのではないのでしょうか。そしてまた、行政評価制度の導入目的につきましても、旧態依然とした前例主義などの意識を変えていくという市職員の意識改革も含まれているかと思われまます。

そこで再質問ですけれども、行政評価をツールとして、いかに市職員の意識改革につなげていくのかをお聞かせ願いたいのが、まず1点目。

次に、市のホームページも近々リニューアルするという準備段階に入っていると聞いて、今答弁がありました。ホームページ、広報等で評価結果等を公表する場合、市民と情報を共有する目的のためにも評価結果を市民の皆さんがわかりやすく理解しやすい情報として公開することが重要でありますし、それこそが説明責任を果たすものと思われま。そこで2点目の質問ですが、市民の皆様から貴重なコメントをいただいたパブリックコメントをいただくために、いかにオープンでわかりやすく評価結果を公表して、いただいた貴重な意見を施策を事務事業の展開にどのように議論の中に採り入れて、どのように検討していくつもりなのか。

以上、2点をお尋ねします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 行政評価をツールとして、いかに市職員の意識改革につなげていくのかといったご質問でございますが、平成18年度から取り組んでまいりました本市の行政評価におきましては、その目的の一つに、職員一人ひとりが自分の仕事だけに目を向けるのではなくて、広い視野を持つ職員に育成すること。これまでの前例踏襲主義の考え方の見直しを行うなどの職員の意識改革を掲げているところでございます。今後の行政評価につきましては、市民ニーズ対応型の行政運営と、また成果重視の行政運営を行うためのツールとして考えており、評価の視点は目的と手段の関係において各事務事業の妥当性、必要性、費用対効果などとなりますので、ご指摘のPDCAサイクル、つまり、計画、実行、評価、改善が常に働き、職員の意識も高まっていくものと、このように考えております。これによりまして、限られた行財政資源の中で費用と成果を意識した行政運営を意識づけるとともに、事務事業を改善していくことの重要性を認識した職員を育成することにつなげていけるものだと、このように考えております。

次に、パブリックコメントをいかにオープンで、しかもわかりやすく公表し、どのように議論に展開させていくかということでございますが、行政が行っている事務事業につきましては大変専門性が高く一般的な議論としては成り立ちにくいことが多々あるわけでありまして、そこで現在の総合計画の中にもありますけれども、政策レベルまたは事務事業のレベルにおいて、可能な限り一般性のある指標や、あるいは数値目標を用いながら外部への公開やパブリックコメントにおいても、広く市民の皆様によりわかりやすい状態にするように心がけてまいりたいと、このように考えております。

また、市の広報誌及び市のホームページを積極的に活用するとともに、本庁及び、また各総合支所におきましても閲覧ができ、さらにまた配布可能な状況として市民の皆様からの多くの意見を頂戴できるように積極的に推進してまいりたいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） 東英俊君。

[登壇]

○1番（東 英俊君） 次に、再々質問ですが、この行政評価制度においてはマニュアルそのものがあるかと思われま。しかし、それについては、あくまでもシステムのベースとしてとらえることが大切であり、先ほど申し上げたように菊池市は菊池市なりの制度づくりを確立していくことが必要だと考えます。そして、ポイントは税金の使い道であり、費用対効果の算出であります。

このような時代背景の中で格差社会に拍車がかかり、税収減、地方交付金の減額、このようなことを踏まえれば、機能的な行政評価制度の確立、これこそが着実に取り組むことによって住民満足度の向上、そして政策立案、予算の執行がなされていくことを私は強く切望しております。

行政評価制度において、先ほど市長から第三者委員による外部評価を必要とするという前向きな答弁をいただきましたが、そこで市長にお聞きしますが、行政では目的が住民サービス、民間企業では利益の追求というふうにより目的の違いがあるものの、費用対効果の部分では双方何ら変わりはなく、また、この観点からも行政評価の外部委員の構成メンバーに学識経験者だけではなく民間の企業経営者、こういった方も必ず入れてもらえたらというふうに思いますけども、市長の考えをお聞かせ願います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 第三者委員会の構成メンバーに民間企業の経営者を導入してはどうかということですが、先にお答えいたしております行政評価に限らず、外部のメンバーによる委員会とか審議会の補助機関につきましては、そういった専門性というもの、あるいはまた客観性を重視している組織でございます。第三者評価委員の一人として、そういった民間企業からのご参加をいただくことも十分に認識を持っております。

行政評価の導入と意義ということについては、先ほど来、部長のほうから必要性について述べたとおりであります。行政が予算を執行するという上におきまして最大の留意点というのは、まず、やっぱり市民に公正でなければならないとともに、最小の財源によって最大の効果を表さなければならないと、こういうこと

が求められているのはご存知のとおりであります。

予算主義のこういった行政の中におきまして、その執行が適正であるかどうか、あるいはまた効果はどうであるかというP D C Aサイクルの中で検証は、常にまた求めていかなければならないことであると、このように思っております。特に、ご指摘のとおり、昨今は地方自治体どこでも財政難に非常に苦しい状況の中にあります。無駄の排除ということをさまざまな視点で評価しながら、改善すべきは速やかに改善していかなければならないということで、さまざまな課題は抱えておりますけれども、勇断を持ってこの評価というものを実践に移していく、徹底した実践に行動として移していかなきゃならないと、そういう思いを強く抱いているところでございます。

○議長（北田 彰君） 東英俊君。

[登壇]

○1番（東 英俊君） よろしくお願ひします、市長。

次に、移らせていただきます。農業経営体における人材確保・育成というものですが、その前にまずミニ情報なんですけども、ここで先般行われた事業仕分けにおきまして、農業共済の国庫負担分が3分の1カット以外は、農畜産業におきます基金制度事業、直接支払制度等において、これといった見直しや縮小、廃止がなかったのには、私も安堵しておるところでございます。ですが、農災の国庫負担分は、例年300億円ほどでございます。これが実行された場合の話ですが、単純に100億円、これは農災加入農家の負担となり、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況であるということだけ、まずミニ情報として伝えておきます。

本市における基幹産業の一つとして位置づけられている農業実態を見たときに、業種間の違いは若干あるものの、どの分野にしても高齢化や低所得による後継者の流出、国際化情勢の影響による経営継続の打ち切り、いわゆる離農等により農業振興が徐々に弱体化してきており、このことが本市の経済活性化に多大な影響を及ぼしてきていることは言うまでもありません。

十数年来続く、これらの結果を踏まえ、政府は担い手の育成・確保を図る観点から、これから育成すべき担い手を認定農業者や集落営農などという明確にした上で、金融補助、税制等の支援措置を集中化、重点化してきているとともに、新規就農対策も同時に実施されておるのが現状でございます。

農水省統計の農林業センサスの中で全国の主業農家数、いわゆる年齢65歳未満で農業所得が主な農家のデータを見ましても、平成7年に67万8,000戸あった主業農家が減少の一途を辿り、平成21年には34万5,000戸、僅か14年間の間に、ほぼ半分に激減しております。本市においても、ここまでひどくはない

数字でしょうが、似た傾向を辿ってきておるものと思われま

す。ここで、市の施策の一つに、農業経営基盤強化促進対策事業があります。経営安定を図ることを目的として、担い手育成支援協議会が中心となって行っておるソフト事業でございます。農家や農業経営体から提出された経営改善計画書、これの審査認定を行って平成20年度の実績によりますと、認定農業者の数は686名とあります。私も、この一人であることをまず申し添えて、ここで1点目お聞きをしますが、現在今なお農業をやっておられる方々は、この十数年来の荒波に耐え、生き残ってこられた方々であります。菊池市の経済活性化のためになくはならない農業者であり農業経営体を今後どのように救い、さらに成長させていくために、本市においては、主業農家数に占める認定農家数の数の割合や推移から判断して、また、認定農業者として認定する上で一番重要な経営改善計画書、この中身をどのように踏まえ、庁内で、もしくは菊池市認定農業者協議会、このような会の中でこの数年来どのような議論がなされ、どのような取り組みがなされてきたかをお聞かせ願います。

次に、業種ごとに見ましても、必ずと言っていいほど経営的に優れた農家、いわゆる儲かる農家と、そうでない農家の関係があるように、所得格差が生じているのが現実問題でございます。このことは、農家個人ごとの能力の差であると私は認識をしております。がしかし、それには融資や規模拡大のタイミングのズレであったり経理において井勘定だったり、僅かなベクトルの角度の差が生じた結果であり、そこに至るまでのプロセスの違いではないかと私は考察をいたします。私が、市当局の職員の方々に期待するのは、事業斡旋ではなく農家のために必要となる政策であります。

そこで、2点目お聞きをしますが、農家を本物の農業経営者として育成していくための政策は今年度ありましたか。あるならば、お答えをください。なければ、経営者育成のためにはどのような政策が必要であるかを考えますか。

以上、お尋ねします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 農業経営体における人材確保・育成につきましては、平成11年に制定されました食糧農業農村基本法に基づき、食糧の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、あるいは農村振興のための政策が実施されてきて、本市においてもさまざまな制度、事業に取り組んでまいりました。

しかしながら、食糧自給率の低下、後継者不足、高齢化、日本食離れ、輸入農産物の増加等による競争力の低下で、深刻な現状がございます。農林振興課、県菊池

地域振興局、JAきくち等で、将来の農家経営を安定化するためには、農業機械や農作業の共同化等によります生産性・収益性の向上、新規就農者の確保や認定農業者の育成等による担い手の育成、その他集落を基礎としました営農組織の育成や担い手への集積化等を進めてまいりました。特に、米を中心といたします水田農業など土地利用型農業につきましても、体質強化を図ることが課題となっております。

強い土地利用型農業をつくるための水田経営所得安定対策の実施に伴いまして33の集落営農組織が設立され、JAのバックアップの下、経理の一元化を行い、事業が進められておりまして、農業経営体の組織づくりの面ではある程度の効果が出ているものと考えています。組織の熟度の面はさまざまではありますが、個人機械を廃棄し、共同利用機械による作業の効率化を図る組織や、法人化に向けた体制づくりを進めている組織もあるところでございます。

それから、経営者の育成という部分で法人化の推進というものがあろうかと思いますが、取り引きの信用性の確保、会計管理の強化、就業条件や責任、役割の明確化など、経営的な法人化メリットがありますので、組織の熟度に応じた対応が必要と考えております。

県では、法人化や税制等に関する法人化支援のための研修会等が実施されておりますので、各組織代表者に情報を提供しながら研修機会の確保にも取り組んでいるところでございます。

先ほど申しました農業を取り巻く厳しい環境、状況に加えまして、農業生産資材の高騰により、その厳しさを増し、農業経営は深刻な状況となっており、中には廃業せざるを得なくなった農家があるのも十分承知いたしております。従来の農業制度資金など長期で低利の資金の融通や、新たに創設された飼料・燃油価格高騰対策資金にも利子補給を行いながら、経営の維持に必要な運転資金の融通により農家経営の安定を図っているところでございます。

認定農業者の育成につきましては、日頃から支援事業や補助事業、各種研修会等の案内を通知し、情報提供を行っております。本年度は10回通知を出しておりまして、多数の補助事業要望がありました。また、事業に対する相談、説明を行い、23名の方が農業機械等の導入に利用されております。また、認定農業者の農業経営改善計画書につきましても、県、市、JA、畜産農協、酪農協等で組織する菊池市担い手育成総合支援協議会で、助言、指導をしているところでございます。

今後も、集落営農組織、認定農業者への情報提供を行いながら、経営体の育成を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 東英俊君。

[登壇]

○1番(東 英俊君) 今、部長の答弁にありました、現在、認定農業者の数が約700名弱、その中で今年度認定農業者の方で事業を申し込まれた方が二十数名というふうに答弁が今ありましたが、それじゃ、その認定農業者の二十数名以外の方々の、また今回申し込んでこられた方々の経営の自立性から言ったら、部長、どのようにお考えになりますか。そこを2点目の再質問といたします。

○議長(北田 彰君) 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長(後藤 定君) 経営の自立性ということでございますが、私も認定農業者認定会のほうに出席して経営内容等を見させていただいておりますけども、個人経営という中で非常に経営的にまずいなと、例えば機械をたくさん持っていらっしやるとかいったようなケースも見受けられます。そういった面で、行政としてなかなか指導できない部分がございますので、そういった部分におきましては、JAさんとか専門農協あたりさんとか相談しながら指導を強化してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 東英俊君。

[登壇]

○1番(東 英俊君) 認定農業者として認定される上で経営改善計画書、要するに5カ年分の目標とする数値設定というのが当然必要でございます。この認定におきまして、各部署から多数の方がお見えになって査定をされるわけでございます。やはり、農家を助けていくのも当然自分らでございますでしょうけども、その取り巻きであるJA、専門農協の職員、専門農協団体、行政、やはりこれらが一つになって足腰の強い農業者、農業経営体をつくっていくべきではないかなと、私はこのように考えております。

次の質問に移りたいと思います。畜酪対策についてでございます。

まず、数年前から始まった世界的な穀物の高騰により、飼料価格の上昇、乳価の低迷などにより酪農業界は相当なダメージを受け、多くの同志の方々が廃業に追い込まれていったことは記憶に新しいところでございます。これらのことから、酪農家は原点に戻り、安心・安全な牛乳を消費者の元に届けるという食に関わる基本的な使命に立ち戻って消費者との絆を強化させるため、今まで人任せだった販売やPRのための醸成活動に積極的に参加をし、生き残りに必死であります。販売なくして酪農なしという合い言葉をスローガンにして、これは酪農業界に限った話ではないと私は思っておりますが、どの業種にでも言えることであると思われま

や、生産者が自ら店舗や街角に立ち、どれだけのPR活動、販売活動ができたか。今までJA任せだった、農協任せだった、酪連任せだった、そのようなことを結局は生産者が自分らが先頭に立ってやっていくべきではないかなと。そして、このような行動そのものも、今後ひょっとすれば国や県、市の補助事業の実施要項の中にも盛り込まれてくることではないかなというふうに危惧するところがあります。

さて、本市では、酪農の醸成のために、専門農協の女性部やJA酪農部会の女性部の方々が主体となって牛乳消費拡大事業を実施され、乳幼児健診や保育園に配布をされておるところであります。これが、非常にお母様方や保育園の先生からの評判がよく、もっと牛乳の良さをアピールしていかなければならないと、女性部の方々とともに再認識をしておるところでございます。

そこでお聞きをしますが、この牛乳消費拡大事業について、今後の拡充、どのように市当局は考えておられるのかをまずお尋ねをします。

次に、今後将来的に農家や担い手組織の確保・育成のための農業政策、酪農政策のあり方を考えた場合、国、県、市の行政の政策に求めることは、中山間地の直接支払や経営所得安定対策の農地水環境保全対策などは、私からすれば画期的ではありますが、金銭的に中途半端で村おこしの材料、きっかけぐらいにしかならず、インセンティブが全くと言っていいほど働かない、このように思われます。政策として重要なのは、交付金そのものではなく、農家担い手の育成確保対策に対する税制上の優遇措置、すなわち農業経営基盤強化の準備金として税制の優遇措置をされたものを運営や経営、そちらのほうに回せば、それらの経営体が安定していくことは間違いがない。要するに、効果が十二分に発揮できることではないかなというふうに私は考えております。

この菊池市、旭志に、皆さんもご存知のとおりでございますけども、都府県で唯一の自給飼料型TMRセンター、名称がアドバンスとありますが、これがございます。今回の一般質問を担い手対策というテーマでさせてもらう上で、どうしてもこのアドバンスに関しては避けて通れない、この担い手集団を菊池市行政は軽視してはならず、今後、市独自の政策を打ち立てていく上で必ず参考になる点があるからでございます。

再度紹介をさせていただきますと、JA菊池が全面的に、まずバックアップをしておられた組織でございます。酪農家20戸で設立されたTMRセンターで、都府県において初めてと言ってよい自給飼料を採り入れたTMRセンターであるというところに大きな意義がございます。こうした自給飼料型TMRセンターは、粗飼料生産が盛んな北海道では存在をいたします。が、都府県の従来のTMRセンターは、粕類などの地域の未利用や低利用資源を活用したもの、そして、粗飼料は自給

粗飼料ではなく、もっぱら輸入粗飼料である。このためTMRセンターの設立とともに、このようなTMRセンターは農家が自給飼料の生産をやめてしまい、農地、そこは堆肥の捨て場となってしまうケースが多々見られたということでございます。

アドバンスの場合は、加入酪農家の自給粗飼料であるデントコーンの収穫、調整作業は、コントラクターに委託をし、一括してTMRセンターで利用する形態でありまして、つまり個別酪農家にとって飼料作物を作付けしていく上で避けて通れなかった機械への投資や労働力、これをコントラクターに外部化することによって解決をされ、また、加入酪農家のすべての飼料作付け地を一括して管理をすることが可能になったことから飼料栽培の合理化、効率化が可能となっておりますと聞いております。ここでは実際に、このアドバンスでは地理情報システムGIS、これを活用した作業の効率化が現在行われており、このことは将来において地域の農地を一体として管理することも不可能ではないということを示唆しているものではないかというふうに、私は思われます。

そこでお尋ねをしますが、市当局はこのようなコントラクター利用、当然、菊池市には3団体ぐらいありますが、このコントラクター利用とTMRセンターという、この二つを一体的な取り組みというふうなとらえた上でどのようにお考えになるか。そして、もう一点なんです、肉用牛対策において市の取り組みも、もしあるならば聞かせてくださいませ。よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） まず、1点目の牛乳消費拡大事業でございますが、これにつきましては経済対策の一環といたしまして、本市の主催や、あるいは講演を行うイベント時の来場者あるいは幼稚園・保育園等に、200ml牛乳パックの無償配布といたしまして約1万7,000本を計画しております。イベント実施時には、ご紹介ございましたように生産者の生の声が届けられるよう、酪農女性部の方にもご協力をいただいております。また、酪農女性部との会合の中で、小さい子どものときから牛乳をとのご提案があり、200ml牛乳パックを市内の幼稚園、保育園に、年度内に3回の無償配布を実施予定でございます。既に配布済みのところもございまして、その評価は大変好評でございました。また、七城酪農女性部の方と七城管内の園まで出向き、趣旨説明等、家庭でも牛乳消費にご協力をとのパンフレットを配布依頼を行ったところでございます。さらに、乳幼児健診時に酪農女性部協力の下、母親と乳幼児に牛乳の無償配布を行っております。そのほか、牛肉の消費拡大事業にも取り組んでいるところでございます。

今後は、他の農畜産物たくさん本市にはございますので、そちらのほうとの整合性を図りながら牛乳消費拡大事業につきましても、さらに検討してまいりたいと考えております。

それから、2点目のTMRセンターにつきましては、旭志地区酪農家20戸で法人化され、平成19年度強い農業づくり交付金事業の国庫補助事業といたしまして、施設・機械の整備が実施されました。これによりまして、自給飼料の共同調整、貯蔵等が可能となり、土地基盤に立脚した生産体制の整備、良質粗飼料の安定確保、TMR飼料給餌による乳品質の向上、組織化によるコストと労働の軽減等が図られております。

一方、コントラクター利用組合につきましては、現在、七城地区、旭志地区、泗水地区の3地区で、平成9年から12年の間にそれぞれ設立され、JA菊池の指導の下、運営稼働がなされております。TMRセンター組合員20名も、全員旭志中央支所コントラクター利用組合の会員でございまして、飼料作物収穫作業を委託されております。

議員のほうからご紹介がございました本市のTMRセンターといたしましては、株式会社アドバンスがございまして、コントラクター利用組合とは別組織ではありますが一体的な取り組みをされているところでございまして、一定の成果を上げているものと評価しているところでございます。西日本地方でも有数の酪農地帯でございまして本市といたしましても、酪農経営改善や飼料生産の安定対策となる有効な両組織ととらえております。

次に、本市における肉用牛の繁殖農家及び肥育農家戸数は206戸で3万2,000頭を飼養されております。肉用牛対策といたしましては、JAきくちが実施する畜産総合対策事業による家畜導入事業、農業制度資金等への利子補給等の補助事業を積極的に活用しながら、また、市単独の取り組みといたしまして、家畜導入事業、家畜放牧モデル事業等を実施し、畜産農家の経営安定に努めております。さらに、平成21年度は先ほども触れましたように牛肉消費拡大事業を経済対策の一環として、市内小中学校給食の材料といたしまして菊池市内で育てた牛肉を提供し児童生徒に味わっていただき、菊池の畜産業を理解し、関心を持ってもらえるよう実施いたします。市といたしましても、関係機関と連携し、本市畜産業の振興のため、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 東英俊君。

[登壇]

○1番（東 英俊君） 市における先進的な、このようなアドバンスみたいな取り組み

の事例は非常に貴重であり、大切であると思います。担い手組織をやはり人材育成として確保・育成していく上で、この市が取り組まなければならない政策は、私が先ほど一つ政策提案いたしましたけども、農業経営基盤強化の対象とする税制優遇措置を行ったらどうかと。優遇措置を行うことによって本来払うべき税金が内部留保として、その経営体で賄うことができ、そのお金が運営もしくは資金繰りに回ることが可能であると、私はそのように考えるからでございます。

再質問でございますが、部長、このような農業経営基盤強化のため、そして、そのような先進的な事例のための税制優遇措置、これをどのように考えていかれるか、最後にお聞きします。

以上です。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 税制優遇措置ということでございますけども、税制の優遇というのは公平公正という立場の中で、なかなか取り組みが厳しい面がございますので、また違った面から、そういった優遇措置に代わるようなことができるのかできないのか。今後しっかり研究させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（北田 彰君） 東英俊君。

[登壇]

○1番（東 英俊君） ぜひ、前向きに検討してください。終わります。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午後2時57分

開議 午後3時06分

○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中山繁雄君。

[登壇]

○8番（中山繁雄君） 地域防災について、緊急時の対応について質問いたします。

これから、地震など広域的な災害が起きた場合、消防署が全域の対応は絶対不可能であります。先だって四国の安芸市に行き思ったんですが、私のところも他人事ではないと思いました。皆さんも、よく考えていただきたい。もし地震があった場合、その地域の人員の把握が最も必要だと思います。

私の集落で考えますと、小組合で一人暮らしのお年寄りの生死の確認、また、怪

我をされた場合の血液型や持病を持った方などの情報が必要になってくると思われます。また、災害時の連絡先など名簿の作成、公民館などの緊急避難場所の徹底などを各集落でできるようなマニュアルを作成していただけないでしょうか。マニュアルがあれば、スムーズに災害時の対応ができるのではないのでしょうか。緊急時に早急な対応ができ、最小限の被害で済むのではないかと思ひ、質問いたします。

次に、旭志の消防団から言われたのが、近いうちに団の再編があり、私たちの地域も4つの団が2つの団になります。私たちは今まで4つの団でやってきましたが、そのほうがやりやすいし、また、法被も看板・消防自動車の文字も書き換えも必要となり、無駄な経費じゃないですかとのことでした。私も、旭志は昔から4つの地区でやってきました。大変やりにくくなるのではないのでしょうか。また、まとめるのが大変になると思いますが、どう考えておられるか質問いたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） まず、地域防災につきましては、これまで防災マップや地震防災マップを全戸に配布し、防災の意識高揚に努めてまいったところでございます。自分たちの地域は自分たちの手で守るという自主防災については、今後も推進してまいりたいというふうに思っております。

自主防災の役割は、市役所、消防署など、防災機関との情報交換や地域住民への情報の伝達、火災発生防止や初期活動、地域住民の安否の確認、安全に避難するための誘導、障害者、高齢者、妊婦、乳幼児など、災害時要援護者への援助等、多岐にわたると考えます。

ご指摘の自主防災組織等のシステムづくりにつきましては、地域の防災力を高め、隣近所の助け合い、また、地域全体の連携強化を図るためにも重要なことであると考えます。つきましては、地域防災力の推進に向け、地域の体制づくりのマニュアルを作成し、各地域に情報提供を行ってまいりたいと考えます。

次に、消防団の編成についてでございますけれども、近年、若年層の減少に伴う団員不足、団員のライフスタイルの多様化、行動範囲の拡大、さらにサラリーマン団体の増加により、有事の際、特に昼間の災害時の出動動員の確保が非常に困難になってきておる状況にあります。このことについては菊池市も例外ではなく、消防団では有事の際の出動団員確保のため、管轄区の区割りや分団ごとの人数格差の見直し、また、合併後の消防団組織の拡大で、本部会議でも副団長以上の会議となり分団の意見がなかなか反映されないことから、これらの解消のため平成19年2月に消防団組織検討委員会が立ち上げられたところでございます。この検討会では、消防団の班ごとの団員数の調査や団員の再編成に関するアンケートなどを参考に、

これまで6回、委員会での協議を行い、その後、本部会議、副分団長以上の会議で検討され、現在の消防団25分団を15分団体制に再編成とすることとなったところでございます。

各方面隊の内訳でございますが、菊池方面隊が9分団を7分団、七城方面隊が6分団を3分団、旭志方面隊が4分団を2分団、泗水方面隊が6分団を3分団ということでございます。この件につきましては、去る12月6日の副分団長以上の会議をもって最終決定されたところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○8番（中山繁雄君） 大きな災害があった場合、消防署で全体から手が回らないと思います。自分たちの地域は自分たちで守らなければならないので、早急にマニュアルをつくっていただきたいと思います。

通告後にわかったんですが、福岡の八女では災害時の対応として、プロパンガスの炊飯器、鍋、発電機、食器などの購入に補助金が出ているそうであります。我が市でも、補助を考えていただきたいと思います。

また、これをいろいろ調べているうちにびっくりしたことがあります。泗水町で70軒以上の集落でまだ軽トラにポンプを乗せていかななくてはならない地区があるそうで聞きました。軽トラがないときは消防車もないのにどうしていくのだろうと、びっくりしたわけであります。このことも聞いておりましたので、これに対しても、いろいろと考えていただきたいと思います。もう通告後でしたので、これは要望としてあります。

次に、移ります。職員給与について質問いたします。先だつての臨時議会において、人事委員会の通達により遡って給与が下げられました。民間企業との格差がつかないようにからだと思います。今回の議会において、まちの活性化に少しでも貢献するためと、委員会と職員、また全議員と反省会が行われます。少しでも活性化になると、私は思います。今度の職員給与の減額により、約1億円の削減のようがあります。市におきまして1億円の減額は、財政面ではすごく市政にはプラスにはなるでしょう。でも、市の活性化に私は大きなマイナスではないかと思えます。

しかし、決定したことです。仕方ありませんが、私が思ったのはまだ本当に予算決定していない民主党政権で扶養控除の撤廃があると聞いておりました。子ども手当につきましても実現の方向でもありますが、給与減額につきましては、お年寄り、病人を抱えた職員、それから子どもを抱えている人についての減額を抑えてほしい、質問いたします。独身暮らしや扶養がない人との給与格差をつけてほしい

いと思います。高齢者社会、少子化問題に少しでも歯止めをかけるためにも考えていただきたい。昨日、泉田議員が質問しました保育料の補助など、今の補助で考えていないとのこと。それなら、なおさら考えていただきたいと思いますが、市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 先の臨時議会におきまして、人事院勧告に伴う職員の給与等について減額の条例改正を上程したものでございます。確かに、お説のとおり本年は厳しい経済状況や雇用情勢を踏まえて、月例給、いわゆる月給、特別給、ボーナスにおいて引き下げになるなど、大変厳しい内容となっております。議員のお考えのこの件につきましては理解はいたしますものの、基本的には給与の減額幅に差をつけるということは現行制度上できないと言わざるを得ませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○8番（中山繁雄君） 人事委員会もなくなると聞いています。市の独自の政策として考えていただきたい。子育て手当が民主党から出ても、菊池市はそれ以上の手当を付け、お年寄りや子どもたちが喜んで住め、少子化に少しでも歯止めがかかり、市から菊池の企業にも呼び掛けていただきモデルになるようなことを考えていただきたいと、これは私が思ったことでありますので、よろしくご検討いただけたらと思います。

次に、菊池市の活性化について質問いたします。先ほど、葛原議員の質問と少しダブると思いますが、よろしく願いいたします。

先だって、福岡で第三セクターの協議会と菓子組合、観光協会とで、福岡の大丸で菊池の物産展が一週間行われました。私も参加させていただきました。経済委員会、総務委員会の議員の皆さんも見に来られたと思います。この出展は、菊池で初めての試みだったと聞いております。この事業、私は大成功だったと思っております。

一つは、菊池の農産物やお菓子のアピールができたことであります。大丸のデパートは福岡でも一番高級なデパートでして、ここで菊池の物産を販売したことにより、「菊池ってどこにあるの」とか「菊池ってどんなところですか」と、お客さんから質問されたりしました。福岡の皆さんが菊池市のことを理解しておられると、私は思っておりました。知られない方がたくさんおられました。とてもショックでありました。商売に出てお客さんの声を聞き、菊池の現状がわかりました。少しで

も販売したことによりアピールできたと思います。観光用のパンフレットを観光業界の方が持って行っておられました。販売したお客さんに旅館の説明もされておりました。ぜひ、菊池にお出でください。また、丁寧に菊池溪谷、菊池神社などの観光説明をしていると、菊池に行ってみたいという声を多くのお客さんの中から聞きました。物産を売ることにより、これだけの菊池のアピールになるとは思いませんでした。本当に大成功だと思います。初めての事業ということで物産館の支配人、従業員の皆さんは、朝番の方はメロンドームに朝7時に出て大丸に9時に着き、夜の8時まで休憩をほとんど取らず、トイレも従業員専用の遠いところまで行き立ちっぱなし、泊まりの方は9時から夕方の8時まで、帰る人は8時に福岡を出て帰り着くのは11時、過酷な一週間だったと思います。物産館の皆さんには、頭が下がる思いでありました。大丸のほうから来年もお願いしますと言われました。デパートから地下のあの良い場所をお願いしますと言われることは、本当に皆さんが頑張ったからだだと思います。菊池のアピールをするためにも、市としてバックアップしていただけないでしょうか。

第三セクターの見直しが進められておりますが、四季の里は民間の公募が始まっておりますが、第三セクターはこれからどうなるのでしょうか。物産館も民間委託を考えておられますが、現在はまだ大丈夫のようであります。なぜ、こんなことを言うのかといいますと、これから菊池の農家が残っていくためには有利な販売をしていかなければ、現状の体制では農家は潰れてしまうでしょう。

先だって、福岡に100店舗持っておられる販売店に行ってきた。私が、社長さんの話を聞いて思っていたことは、現在の農林省より販売店の方のほうが将来のことをよく考えておられるなと思いました。それは、現在の農家は、60代、70代の方が主体に野菜を生産しておられます。あと10年後、20年後、どうなるでしょう。危機感を持っておられることが、よくわかりました。これからは生産者を大事にしていかなければ、デパートもマーケットも残らないということを感じておられたようであります。これは、やはりやりようではチャンスとと思いました。菊池の品物を揃えてもらえないかということであったわけでありました。ところが、いろいろ問題が出てきました。品物を1年中供給できるか、また、農家に任せっきりだと品物がなくなったり品質が悪くなる。つまり、信用第一ということがあります。つまり、チェック機関が必要だということでもあります。このチェック機関に道の駅を利用したらと、私は考えます。また、先だって、市長はブランド室をつくらと言われました。このブランド室で販売店との作物供給の打ち合わせ、新しい作物の開発、また、地域間の格差による栽培体系の確立による終年栽培の指導など必要になってきます。私は、ブランド室の開設と物産館のあり方をどう今後考え

られるか質問いたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） ご紹介いただきました福岡市内百貨店でのイベントにつきましては、中山議員も農家代表といたしまして参加いただいたところでございます。ご案内のとおり、一週間の継続イベントということで関係者の方々には過酷な一週間でありましたが、新たな取り組みを進めていただき感謝いたしておるところでもございます。市職員も2日間ではありますが、現地に派遣し、関係者の方々のお手伝いをさせていただいたところでございます。

物産館の指定管理者である各第三セクターも自店の運営に加え、各センターと連携した事業に取り組んでおります。今後も第三セクターを核といたしまして、今回のPR事業が市内の各業種と連携した取り組みとして進められるよう協力してまいりたいと考えております。

次に、仮称ブランド推進室の目的等につきましては、先ほど葛原議員に市長及び企画部長がお答えしておりますので省略させていただきたいと思いますが、方向性等につきましては今後の検討課題として、これまでの議員各位のご提案等を参考にしながら積極的に議論を深めてまいりたいと思っております。また、今後の物産館のあり方につきましても、昨日、市長及び総務部長が答弁いたしておりますが、四季の里と同様に第三セクター経営検討委員会で協議をいただき、市に諮問されることとなります。この検討委員会で、現在、各物産館が取り組んでいる本市の農業振興につながるような活動状況を十分報告させていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○8番（中山繁雄君） ここで、市長にお尋ねします。

ブランド室をつくられるなら思い切った人員の確保と予算を要望いたします。先だって行きました販売店も大丸におきましても手土産の一つでも必要だし、一、二度ぐらいの訪問では楽しいと同じだと思います。先ほど申しました100店舗を持っておられる会社にも、八女のほうからも来ておられました。やはり、何度も足を運ぶのが一番だと思います。これとまた別に農業の補助金ですが、民主党に代わり、見直し見直しで補助金がないように見えますが、まだいろんな事業があります。私の知り合いが、現実に現在すごい事業に今取り組んでおります。これも今、決定しております。ブランド室をつくり農林省に足を運んで、農林省で補助金が出る事業を教えてもらえるようなこともできるようなブランド室ができればと思いま

すが、市長はどうお考えか質問いたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 仮称ブランド推進室につきまして大変関心を寄せていただいておりますが、予算等々、人事配置につきまして、十分ご意見を参考にしながら考えていきたいと思っております。

私も、大丸百貨店のイベントのほうには参加をさせていただきましたけども、率直に申し上げて菊池の商店街で売っているパッケージのお土産が、そのまま都会の方々のイメージに合うのかなと思ったのが率直な気持ちであります。やっぱり、外に出れば外向きのイメージのものにしていかなければ、ラッピング等しなきゃいけないんじゃないかなという思いをしました。そういうことを受けまして、何とかブランド化という中におきましては、そういうものも総合的に含めたものをつくっていかなければいけないんじゃないか、消費者のニーズというものに答え得るような品揃えであったり、あるいはまた今言いますような包装一つにしても、あるいは入れる箱そのものについてもそういったことではないかなと、このように思っております。そういうことを可能とするような推進室にしていきたいなと、このように思っております。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○8番（中山繁雄君） 大丸に行っておりまして、先ほど言いましたように「どうやって行けばいいの」、「菊池ってどういうところ」と、よく聞かれました。やはり、菊池水源の四季とか菊池神社の春の写真など、わかりやすい交通のアクセスなどのパンフレットをぜひつくっていただきたいと思っております。

昨日から、報道で中国でニンニクがインフルエンザに効くか効かないような噂が広がりニンニクが高騰しているということで、私が足を運んでいるスーパーから、ニンニクに対して今問い合わせがっております。やはり、これは足を運んだことによりアクセスがあったんだと思っております。このスーパーには、市の職員も同席しておりました。これから物産館がもっと売上を伸ばすには、何か考えていかなければならないと思っております。市長が社長をしていては、なかなか動きが取れないと私は考えます。これからは、社長自らセールスマンになり、ブランド室が一体となって我が市の経済が向上するためにもお願いして、この質問を終わります。

次に、四季の里旭志の民間委託について質問いたします。昨日、森議員の質問である程度の答えはいただいておりますが、地元議員として質問いたします。新聞報道で「四季の里解散」との報道があり、住民は「四季の里はなくなるとな」、よく

そう聞かれます。説明すれば納得されます。私たちもどうかして残そうと、極力四季の里を使ってきましたが、現在の経済状況もあり仕方ないかと思えます。よく旭志の住民から言われるのが、旧菊池市、七城、泗水には公園がある、これを維持していくには維持費がかかる。また、下水道も一般会計から、泗水、七城、菊池市には持ち出しもある。少し不公平ではないかと疑問を持たれている人が多いということでもあります。昨日の答弁でもありました。総務省の見解として赤字の第三セクターは見直しをしろとのこと。仕方ないかもしれませんが、住民の思いは覚えておいていただきたい。

そこで質問ですが、民間委託になって四季の里はどうなるのか。また、四季の里の民間委託後の監督責任、住民の要望はどうなるのか。また、出資金につきましても、旭志の思いでつくった四季の里です。村長や職員の説得で、50万円という高額の出資をされております。どうか株主に良き配慮がないか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 四季の里につきましては、ご存知のとおり指定管理者の公募を行い、現在2者の申請が提出されているところでございますが、募集に際しまして四季の里の設置目的に沿った運営をするとともに、施設の有効活用と市民サービスの向上に努めるよう説明しております。特に、高齢者の福祉対策である周回バスは継続の可能性と、継続できない場合は、それに代わる高齢者福祉の観点からの取り組みを計画書に盛り込んでいただくとともに、従業員の継続雇用につきましても配慮していただくよう依頼しているところでございます。

今後、指定管理者の選定が決まり次第、バス運行及び入浴料等についても十分協議し、経営の安定も考慮しつつ、極力住民サービスの低下につながらないよう指導してまいります。

次に、指定管理者の民間移行後の市の関与のあり方でございますが、あくまで施設は市の所有でございますので公の施設となりますので、管理業務の状況報告を定期的に提出していただくとともに、利用者ニーズ並びに住民サービスに配慮されているか等の確認を行いながら極端に民間の活力が殺がれない範囲で、バランスを取りながら関与してまいることになっておると思っております。出資金につきましては、行政がお願いしてきた経緯も聞き及んでおりますが、法的には出資はリスクが伴うものと判断されるため、出資に関わる返還金を市が肩代わりする、いわゆる公金の投入は公共性を逸脱しないかということが問われるものでございまして、多くの住民の理解を得ることは厳しいと、難しいと危惧しております。顧問弁護士の見解では、民間出資者への出資の補填は公益上やむを得ないと認定されるかは、法的に極

めて難しい問題であろうということであり、もし賠償問題が発生した場合、賛成の議決をしたすべての者に賠償責任が発生する可能性があるとの見解をいただいております。現段階におきましては市費の投入は厳しいものと受け止めておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○8番（中山繁雄君） 今のお答えで、旭志の住民の高齢者への対応も民間に要望されるとのことで一安心いたしました。これでもかこれでもかと、いろんな事業をして集客を考え、従業員も努力してこられました。効果が上がりませんでした。交通面、現在の経済状況、ダブルパンチでした。しかし、株主も責任はあると思いますが、市当局も一緒に賛同してやってきたことは事実であります。民間委託までには、まだ時間があります。もう一度、出資金についても考えていただきたいと思っております。

終わります。

○議長（北田 彰君） 以上で、本日の一般質問はこれで終わりたいと思っております。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

散会 午後3時37分

第 4 号

1 2 月 1 0 日

平成21年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成21年12月10日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（27名）

1番	東	英	俊	君	
2番	東	裕	人	君	
4番	森	清	孝	君	
5番	藤	野	敏	昭	君
6番	樋	口	正	博	君
7番	二ノ	文	伸	元	君
8番	中	山	繁	雄	君
9番	水	上	博	司	君
10番	三	池	健	治	君
11番	怒留湯	健	蓉	さん	
12番	坂	本	昭	信	君
13番	隈	部	忠	宗	君
14番	奈	田	臣	也	君
15番	葛	原	勇	次郎	君
16番	木	下	雄	二	君
17番	坂	井	正	次	君
18番	森	隆	博	君	
19番	山	瀬	義	也	君
20番	本	田	憲	一	君
21番	栃	原	茂	樹	君
22番	松	本	登	君	
23番	工	藤	恭	一	君

24番	境	和	則	君	
25番	北	田	彰	君	
26番	外	村	國	敏	君
27番	徳	永	隆	義	君
28番	横	田	輝	雄	君

欠席議員（1名）

3番	泉	田	栄	一	朗	君
----	---	---	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長	福	村	三	男	君	
副市長	永	田	明	紘	君	
総務部長	緒	方	希	八	郎	君
企画部長	石	原	公	久	君	
市民部長	原	川	智	明	君	
経済部長	後	藤		定	君	
建設部長	岡	崎	俊	裕	君	
七城総合支所長	古	閑	昭	二	郎	君
旭志総合支所長	中	村	榮	光	君	
泗水総合支所長	岩	下	義	人	君	
企画部首席審議員	木	村	靖	弘	君	
財政課長	松	岡	千	利	君	
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山	田	浩	文	君	
教育長	田	中	忠	彦	君	
教育次長	井	野	英	利	君	
農業委員会事務局長	五	島	千	秋	君	
水道局長	安	武	昭	二	君	
監査事務局長	大	塚	茂	幸	君	

事務局職員出席者

事務局長	岩	木	精	四	郎	君
議事課長	永	田	哲	士	君	
議事係長	上	田	敏	雄	君	

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時00分 開議

○議長（北田 彰君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 一般質問

○議長（北田 彰君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

はじめに、外村國敏君。

[登壇]

○26番（外村國敏君） おはようございます。9月の一般質問の中で人工内耳の、耳ですよ、耳の装置の助成を提案しておきました。市長は、今年度中ということは3月だろうと思いますが、に実施したいということでありましたが、私は1日も早く、言うなれば障害者の方のためにやってくれということをお願いしたところ、市長の決断を得まして、また福祉課の皆さんの積極的な対応をしていただき、今議会に補正予算として3人分、210万円を計上していただいております。本当にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

それでは、一般質問3点上げておりますが、まずはじめに介護事業についてを質問いたします。介護保険制度が創設されてから今年で10年目、制度の理念である介護の社会化が定着しつつある中、在宅介護の現場では介護報酬のあり方について見直しを求める声も起こっております。介護保険制度は、サービス利用者が1割を負担し、残りを保険で賄う仕組みですが、在宅サービスについては要介護度によって利用限度額が決められております。限度額を超えた分は自己負担となるのが医療保険との違いであります。要介護1から5まで、及び要支援1から2となっております。介護認定が決まれば、その介護保険の限度内で利用しなくてはならず、介護家庭を訪問したときに認定の基準について質問されたことがあります。話は、もう少し利用したいが、これ以上利用すれば自己負担だということでもあります。そういうことからしますと、介護認定のときにどのようにしてされているのか、詳しく説明していただきたい。例えて言いますならば、認定時に介護の4だと家族の方は思ったと思われま。しかし3と出たとき、そういうことは日ごろ起きていないか、私は起きているだろうと思いますが、そのときの対応、どうされておるのか。また本

人たちは納得されて、それを不満が残っていないか、お尋ねしたいと思います。

さらに、在宅の要支援より要介護の方たちが本市で何名おられるのか。また、受けられるサービスの限度額をお答え願いたいと思います。

1 回目の質問でございます。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） おはようございます。

介護保険の認定につきましては、要支援 1、2 及び要介護の 1 から 5 までの区分がございます。いずれも市の担当窓口で介護保険の申請を行い、その後に介護調査員による訪問調査を行います。その調査により一次判定を出し、その結果を調査時の特記事項及び主治医の意見書を基に介護認定審査会で審査を行います。要介護状態区分が判定され、申請された方に判定結果の通知を行います。この介護度の判定に不服のある方は、年間 10 件程度でございます。この方々につきましては、調査時及び審査会の内容の説明を十分行い、ご理解をいただけるよう努めております。また、再度審査を申請することができる区分変更の申請をしていただいております。

次に、介護度別の人数につきましては、菊池市の介護認定者 2,055 人のうち介護保険サービス受給者が 1,737 人で、その内訳としましては介護度 1 の在宅者 426 人、施設入所者が 23 人、介護度 2 の在宅者 317 人、施設入所者が 48 人、介護度 3 の在宅者 231 人、施設入所者が 119 人、介護度 4 の在宅者が 115 人、施設入所者が 208 人、次に介護度 5 の在宅者が 49 人、施設入所者が 201 人となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○26 番（外村國敏君） 再質問いたします。

不服の方が年に 10 件ぐらいだということでありました。うまくいっているだろうと思いますが、今、部長の答弁の中で介護認定 2,055 人のうち介護サービス受給者、足しますと大体 1,737 人とあります。そうなりますと、サービスを受けてない方が 318 人おられるわけですね。この方たちは、認定を受けてもサービスを受けなくて済むわけですね。そのお答えを願いたいと思います。

介護保険の目的は、家族介護を社会全体で支えようという介護の社会化であります。国は家族の介護を肩代わりできるようなイメージをつくりましたが、家族介護をできる限り支えるというのが介護保険の当初からの実態であります。利用限度額にも問題があります。医療保険は何千万円もかかっても給付の上限はありませんが、

介護保険は上限を設けております。財政的な持続可能性を担保にしたところでありますが、しかし自宅で一人暮らしの要介護5の方がいるとすれば、菊池市の場合35万8,300円のサービスだけで生活できるかどうかという疑問が生じます。また、家庭介護の状況も千差万別であろうと思います。同居する子どもさんたちは、生活のために仕事をしなければならず、お年寄りがお年寄りを介護する、今、言われております老々介護が多いと聞いております。

質問に入りますが、特別養護老人ホームの状況、それと入所待ちの方たちが何名おられるのか、お答え願いたい。

次に、家庭介護の場合、本市では介護用品支援事業として要介護4以上、月額5,000円を支給されております。周辺市町を調べてみました。山鹿市は要介護は3以上であります。それも月1万円、自己負担が1,000円でありますので9,000円、菊池市の5,000円から4,000円の上積みで、それで要介護が3であります。さらに、植木も3、月額で7,000円、大津町も3、6,000円、合志・菊陽も3以上であります。近隣の市町に合わせるべきだと思いますが、いかがでしょうか。お答え願いたいと思います。

次に、こういう例もありました。二人暮らしの老夫婦の場合、どちらか介護を受けなければならなくなりました。当然、その介護度合いによってサービスを利用しておられますが、なかなかデイサービスに行こうとしないということでもあります。私は家がよかですばい、行かんと言うとばです、なだめすかして利用したとも聞いております。今、介護保険利用限度も3、4、5、それを大体約して30万円とします、月に30万円としましても、1年に36万円が介護保険制度でできるわけではありますが、以前より在宅介護する方に本市は月1万円を差上げておりました。現在では、要介護4以上には1年間介護サービスを利用しない家族に介護慰労事業として年に12万円の支給があります。本市で何人おられるかわかりません。ほとんどの方が利用されると思いますが、利用されない方がおられるならばお知らせ願いたい。また、要介護4、5といえ、寝たきりに近い状態であります。ならば、特老でお世話をしなければならない方たちであります。ここで微妙なことが要介護3の方、先ほど申しました認定のときのことではありますが、要介護3の方は、介護医療事業では救われておりません。該当しないということでもあります。私は、要介護3以上の家族にも慰労金を支給すべきではないかと思うところではありますが、いかがでしょうか。それも特老に入所される方にかかる保険料からすれば微々たるものであります。月に今、4、5であります、私は3と今言っておりますが、月に1万円、できますならばパート代ぐらい、月に5万円ぐらい、年に60万円、このぐらいをその方たちに支援事業として差し上げるならば、30万円の、もしもです

よ、月に30万円、3、4、5を要約して30万円にします、真ん中にして、したときでも360万円かかるわけです。6分の1です。もしも3以上の方たちが、その慰労金をですね、もしも利用するとするならば、介護保険の支出が少なくなるだろうと私は想像するわけでありまして。いかがでしょうか。部長のご答弁、お願いします。

また、それに現在のですね、特老待ち、状況からしますと数年間家族介護の方たちの苦勞を思えばよいのではないかと思うところではありますが、いかがでしょうか。お答え願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） お答えいたします。

最初に、菊池市の介護認定者2,055人、それから介護保険サービスの受給者1,737人の差ですね、318人、これはどういうことかということでございますのでお答えしたいと思います。この318人につきましては、サービスを受けていない数ということで、今考えられますのが入院中とか、認定を受けてもサービスを受給していないという方の人数となります。

次に、老人ホーム関係でございますけど、本市の特別養護老人ホームの入所待機者の方の数でございますが、市内4カ所の特別養護老人ホームの定員の合計263人に対しまして、延べ921人の方が待機をしておられます。また、平成20年度では4施設合計で49人の方が入所され、48人の方が退所されております。本市では、特別養護老人ホームの待機者に対応するために、平成21年度から23年度までの第4期分の介護保険事業計画によりまして、地域密着型の特別養護老人ホームを平成21年度中に公募、選定を行い、平成22年度に整備予定でございます。

次に、家庭介護につきましては、現在介護家族の経済的負担の軽減を目的に非課税所帯で要介護4及び要介護5の認定を受けられた方を1年間にわたり介護サービスを利用せず、ご家族が介護されている場合、家族介護慰労事業としまして年12万円の支給を行い、介護家族の心身の負担の軽減を図っております。同じく介護家族の経済的負担の軽減としまして、非課税所帯で要介護4及び要介護5で在宅介護の家族に対しまして、介護オムツや尿取りパットなどを一月当たり上限を設けて5,000円分補助する家族介護用品支給事業を実施しております。

また、介護施設への入所も困難な状況で、今後ますます在宅での介護が必要な高齢者が増加していくものと予想されますので、本来在宅介護支援を目的とした介護保険事業のデイサービスやヘルパー派遣などの在宅介護サービスを充実し、その利用促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

このような状況の下、今後もこのような介護家族を支援する事業は重要な在宅支援施策と考え、積極的に取り組んでまいりたいというふうに思いますが、家族介護慰労事業の実績につきましては、過去3年間申請がなく、このことは介護保険の在宅介護サービスが市民の方々に浸透した結果だと考えております。

また、家族介護用品支給事業につきましては、11名の方がご利用されております。なお、家族介護慰労事業扶助費の増額及び家族介護慰労事業の要介護3への支給範囲拡大につきましては、介護保険制度普及の責務や財源の確保など多くの課題がありますが、近隣市町村自体の状況など調査を含め、綿密な協議を重ねていきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

それから、在宅介護の方と、要するに施設の方に入所される方のその費用の面でございますけれども、これにつきましてはご存じのとおり施設の方に入院されているの方が多額な経費を要しますので、なるべくですね、在宅の方で見られる方は在宅の方でお願いしたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○26番（外村國敏君） 部長の答弁の中で、確かに家族介護の必要性はしっかり言われたと思います。しかし、答えとしましてははっきり出ません。一つは、介護用品支援事業、要介護4以上、3までできないかということでございましたが、最後は市長にお願いしたいと思いますが、このくらいしても、私は当たり前というか、このぐらい皆さんたちが思われるんじゃないかということを行っているんです。家族のですね、今ですね、特老の定員、答弁がありました263名に対し921名の方が待機されています。昨年度、20年度のですね、今、答弁では49名の方が入所、そうなりますと、すべての方の入所は20年かかるということですか。それは毎年、言うなれば入所しても増えてくると思いますよ、今から先は。そういうような計算になります。だから家族介護の必要性、家族介護の人にどれだけ手を支えていくかということを行っているんです。だから、要介護4以上にはするといったって寝たきりの方。しかし3と4がちょっと区別がつかない、家族ではちょっとつきにくいような形、しかしあなた3ですよと言われたときには、その用品支援事業が該当しなくなったり、またもう一つはいろいろなことでその不都合が生じてくるわけです。ですから、4じゃなくて3にしてほしいということを私は言っているんです。大体わかるですかね、意味は。意味はわかるでしょう。4と3の違い、違いのときに、一番にもめないかということをご所で聞いたんですよ、3と4は。しかし、だ

からですね、もう一つ言うならば、一度認定されて、その次の認定までの期間、もちろんお年寄りでありますので1カ月先に様態が悪くなって3が4になるかもしれません。しかし、大体の基準はあると思います。半年ごともう1回するとか、1年後にするとか、あると思いますが、その基準の度合いというか、それはどのくらいですか。そのときに、3の方が、いやいやちょっと足腰が立てんごとなつたばいになったときには、やっぱり4か5になると思います。それは、いつでもいいのか。もしも基準が決まった、そればつてん1カ月してからちょっといかんですばいとなったときはどうするか、その対応の仕方ですね、そういうこともひとつお願いしたいと思います。

いうなれば、介護はですね、やはりその経験がないとなかなかわからないと思います。私も今度ですね、この介護につきましていろいろ訪問してみました。いろいろなことを聞きました。ここの中では言いませんが、いろいろな不満があるし、その中のご苦勞を聞きますと、まあ本当にですね、自分で自分の家族の中にそういう方が1人でもおつたならば、これは大変だと思いました。だから、皆さんたちはそういう経験はないかと思ひます。しかしですね、介護する家族の心勞をですね、少しでも軽くしたいという気持ちのためには、よその市がどうあれ、よその市が今のところは先ほどのあれでは3になっておりますから先の方が進んでいます。市町村をよく検査してじゃありません。もうよそよりも遅れているということからですね、菊池市はできないか。最後は、市長のその決意、福祉に対する情熱は人一倍と思ひますので、福村市長、最後の答弁をお願いします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 菊池市の高齢化率が26%を超えまして、先ほど部長の方から説明を申し上げましたとおり、特別養護老人ホーム等への待機者がたくさんおられると、こういった中におきまして、在宅で、しかも重度の高齢者介護をされているご家族におかれましては、大変計り知れないご苦勞おありだろうと、このように認識をいたしております。その介護の精神的な、また経済的な負担を軽減するための1つの事業として、年間12万円を支給しております、これが家族介護の慰勞事業ということでございます。これまで過去3年間において利用があつてないということでございます、これにつきましてはどこに問題点があるのかということで、今一度これは見直しする必要があるのではないかなと思ひます。一度でも介護を受ければこの適用外になるという、そういったところがあるようでありますので、この辺を何とか利用できるような方向で考えていかなければならないのかなと思ひしております。

また、月に5,000円のおむつ代を支給しております家族介護の支援支給事業、介護用品の支給事業、これにつきましては現在は非課税所帯で介護保険認定のご指摘の4と5ということで介護されている、現在11件のご家族に対して給付がされております。この介護者の経済的な負担の軽減によりまして、在宅介護の継続のための成果が上がっているものだと、このように認識しておりますが、ご質問は介護3までこれを範囲を広げてほしいということですが、この2つの事業につきましては、在宅介護のひとつの意味から考えますと大変重要な課題と捉えております。他の自治体は他の自治体としながらも、独自の考え方をすることでもございますが、やっぱりこの菊池の圏域内というものも同じような方向で考えていかなければならないと思います。他の自治体との比較の中で、私たちの菊池市においてはこういった施設型療養というものが、特老が存在しているというのは、他の自治体とまた違った施設療養ということができるということについては随分違うんじゃないかなと思いますが、大変待ちが多いということにつきましても、これは他の圏域におきます特別養護老人ホーム、あるいは老人施設、そういったものがたくさんありますので、ほかとの、いわば申し込みを、入所申し入れをされていて重複しているものがあるだろうと、実態としてはどれだけかはわかりません。いずれにいたしましても、施設療養から自宅の方での介護という方向に変わっていますので、その過渡期にあって非常にこの施設に入所したいと思われる4と5の方々、しなければならない人たちの受け入れができづらい状態になっていると。そういった中でも、先ほど地域密着型の特別養護老人ホームが21年度に公募選定を行っておりまして、来年度に整備中ということについては、他にない施設整備に取り組んでいるということにつきましてもご理解をいただきたいと思います。今後そういったことを含めまして、周囲の環境、とりわけ近隣自治体の状況などなども十分見極め、また介護保険法との整合性というものを判断しながら取り組みができるようにというふうに考慮していきたいと思います。

○26番（外村國敏君） 3以上ということですね、なら、3にされる、今のあれでは。

○市長（福村三男君） それは3以上にしてくれということですが、現状としては介護保険法の問題、また介護の認定というのは認定審査会があって申請をしておりますから、3の者を4に上げろとか、4の者を3に下げると、任意的なものには、恣意的なものには全くならないんで、認定がもし不服であれば不服の審査を申し入れられて、そしてまた状況の変化によって、これは今まで3だったけれどもそれよりもっとランクアップすべきじゃないかと。

○26番（外村國敏君） おむつ代は3でいいですね。

○市長（福村三男君） それについては、検討させていただきます。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○26番（外村國敏君） はっきり言ってもらいたかったんですが、よその市町村と合わせるという答弁だったと思いますので、一応少しはほっとしておりますが。

続きまして、乳幼児医療についてであります。一昨日も泉田議員より少子化対策についての質問がありました。少子化は深刻な問題であります。本市では、旧菊池市の水源、河原、龍門、迫水小が児童減少により教育委員会の答申では統合となり、新築して十数年ですか、間もないような校舎が廃校となるという事態に陥っております。校区の皆様には、地区の中心がなくなるという不安がいっぱいあります。少子化対策としていろいろな政策を本市では行っておりますが、このままでよいのかと思うところであります。少子化はすべてにマイナスになることは、私は何度もこの場で申し上げておきましたが、それは申しませんが、一昨日の泉田議員の長野県の下條村の出生率2.04%を紹介されました。私も同意見であります。子どもを生き育てやすい環境の従事をすれば人口は増えると村長も言っておられます。本年4月より乳幼児医療費無料が小学6年までになりました。私は、この問題を昨年提起したばかりであります。私は義務教育卒業までは無料化しなければならない、しかし一足飛びに中学3年までとは言えないと言ったんであります。菊池郡市、広域で2市2町では、既に小6まで揃いました。しかし今年、隣の益城町が1月より中学3年までを無料化としました。画期的な町長の決断であります。

そこで質問に入りますが、中学生になりますと幼児、児童より病気になる人数も少ないと専門家は申しております。中学3年までの3年間の医療費はどのくらいなのか。小学生と比べたときにどのくらいの差があるのか。大体推測されていると思いますが、お答え願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 質問に対してお答えをいたします。

乳幼児等の医療費の助成につきましては、医療費に係ります一部負担金を全額助成することによりまして、乳幼児等の疾病の早期発見と早期治療を促し、健康の保持や健全育成を図っているものであります。また、子育て支援や少子化対策の一環としても、その一役を担っているところでございます。このようなことから、本市におきましても対象年齢を平成19年度に小学3年生まで、また平成21年度に小学6年生まで引き上げ、子どもたちの健全育成や子育て支援策として重要な施策であると考えております。

それから、中学3年生まで引き上げた場合、大体いくらかということでございます。

すけれども、大体1学年当たり700万円ということでうちの方は計算しておりますので。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○26番（外村國敏君） 乳幼児医療についての再質問であります。

菊池周辺2市2町は、益城町が中3までということで、大津町や合志市は、当然、特に合志の市長は3年前の市長選の公約で、中3まで医療費を無料にするべきだと言われたと聞いております。そうなりますと、大津町、合志市、菊陽町というのは、早い時期に中学3年まで実施すると予想されるわけでありまして、いつも聞いておりますが、4市4町、この菊池郡市広域圏で課長級で情報交換をしているとも聞いておりますが、本市の計画、他市のこのあとの1市2町の計画を把握されて、相談されているのかどうか。今後の計画についてお願いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 菊池圏域内では、こういうことにつきましては、大体議員おっしゃるとおり話はしているところでございます。それに伴いまして国や県の補助対象の見直しや隣接の市町村が引き上げた場合についてもいろいろな財政状況を勘案しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○26番（外村國敏君） 答弁漏れがあると思いますが、1回目の質問の中で、小学生との差が聞いておりませんが、もしも医療費がですね、私が言ったのは、ある専門家の方たちは小学生よりも中学生になったら病気せんすばい、医療費は少なかですばいということを聞いたから言ったんでありますので、もしもできますならば小学校1年生から3年生まで、4年から6年までの、どのくらい今までかかっているのか。中学になったときには病気は少なか、確かにけがするところはあるかもしれませんが、その差があるかどうかです。私が聞いたのは、少なかですばいと聞いたもんですからそういうことを言ったんですが、そのことでちょっとお答え願いたいと思います。

また、合志・菊陽・大津あたりからがいつするか、予想はできないわけですよ、まだ。しかし、当然もうそういう話で動いているだろうと思います。当然、来年は合志の市長選でありますし、市長選、3年前の市長選のときに中3ということをお

約です。そうなりますと、当然もう早い時期じゃないかと私は予想するわけであり
ますので、そういうことをですね、言うなれば話し合いしながら、そしてできる限
りですね、1日も早くできますならばしていただきたいと思いますが、最後に市長
のご見解をお願いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 小学1年生から小学6年生まで大体医療費がいくらかかる
かということにつきましては、ちょっとここに持ち資料がございませんが、小学校
と中学校の医療費の差につきましては、言われることはやっぱり身体的にも大き
くなりますし、中学になったがほかの病気に関係なく普通の医療だったら少なくなる
というふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 乳幼児医療費の助成につきましては、県下における給付の状況
ということでございますが、3歳まではご承知のとおり県の補助があるわけであり
ますが、以上については補助がありません。小学校の3年生まで今実施している
ところが8つの市町村があるということでございます。また6年生までは10の市町
村というふうになっておりまして、本市と同様に中学校の3年生までとしている自
治体は、県下47市町村の中で9つの市町村のみとなっております。20の市町
村が未だ就学前までになっているということでございます。菊池市は県下でもそう
いった意味では大変高い医療費の助成水準となっております。小学校の6年までの
引き上げも、ご承知のとおり本年行ったばかりでございますが、この検証も必要で
はないのかなと思います。さらなる引き上げについては、ちょっと考えられないと、
今の現状においては考えておりません。合志市等のお話がありましたが、合志市は
現況は小学校の3年生までに留まっております。益城町のお話が出ましたが、益城
町は熊本市との合併ということになっておりまして、熊本市は今現状としては就学
前までと、こうなっておりますので、合併したときに熊本市は益城町にならって中
学校まで果たして大丈夫なのかなといった心配をしておりますが、そういったいろ
いろな諸々の自治体における背景というのものもあるのかなということございま
すので、ご了承方お願い申し上げたいと思います。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○26番（外村國敏君） 続きまして、ヒブ（H I V）ワクチンについて質問いたしま

す。細菌性髄膜炎は、乳幼児に重い後遺症を引き起こしたり、死亡に至る恐れが高い重特な感染症であります。その原因の75%がHIVウィルスインフルエンザ菌B型と肺炎球菌によるものと言われております。細菌性髄膜炎は早期診断が困難なこと、発症後の治療には限界があることなどから、罹患前の予防が非常に重要で、HIVや肺炎球菌による細菌性髄膜炎については、乳幼児期のワクチン接種により効果的に予防することが可能と言われております。世界保健機構WHOもワクチンの定期予防接種を推薦しており、既に欧米・アジア・アフリカなど100カ国以上で導入されております。90カ国以上で定期予防接種されており、こうした国々で発症率が大幅に減少しているということが言われております。日本におきましては、世界から20年遅れてHIVワクチンが昨年12月に販売開始となりました。小児用肺炎球菌ワクチンも欧米より約10年ほど遅れて今年10月に国内初承認され、来年春までに販売開始の予定と言われております。医療機関において、ワクチンの接種が可能となっても、これは任意接種であるため費用負担が大きく、公費助成や定期接種化など、子どもたちの命を守るための早急な対策が必要だと思っております。細菌性髄膜炎の予防対策はどのように考えておられるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） HIVワクチンのHIVとは、ヘモウィルスインフルエンザ菌B型を略しましてこのように言われております。インフルエンザウィルスと名前が似ていますが全く別のもので、細菌性髄膜炎の原因菌として知られております。HIVワクチンは、欧米では定期予防接種として乳幼児に対して行われております。日本では2007年1月に厚生労働省が認可し、議員おっしゃるように2008年の12月19日に接種ができるようになっておりましたが、まだ定期予防接種に加わってはおられません。現在の接種費用は、通常4回の接種で約3万円かかっております。県内でHIVワクチン接種費用を助成しておりますのは上天草市のみで、平成21年10月から1回当たり接種費用の半額に当たる3,675円を負担しているということでございます。市としましても、現段階ではHIVワクチンの接種費用の助成は考えておりません。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○26番（外村國敏君） 現段階では考えていないという答弁であります。

それではですね、日本赤十字社医療センターの園部博士がちょっと言っています

のでちょっと読んでみますが、かいつまんで読みますが、恐ろしい細菌性髄膜炎から子どもたちを守ろう。日本の予防接種制度は極めて遅れていて、本邦日本では多くの子どもたちがもったいないことにVPD、これはワクチンで防げる病気です、で死亡したり、健康を損ねています。重大なことを防げないのは、ネグレクトという虐待とも言えます。これは保護者の責任ではありません。VPD情報の発信を含めて、よいワクチンを取りそろえ、ワクチンを受けやすい制度をつくらなかった政府や社会の責任だと言えます。ちょっと飛ばしまして、小児の細菌性髄膜炎、脳を包む髄膜に菌が取り付きますので極めて重大な病気であります。早期診断が大変難しい上に抗生物質が効かない細菌が増加しております。中には電撃的経過をとって、わずか1日で死亡することもあります。年間発症率は約1,000例、子どもの2大原因菌はHIV菌で、普通は死亡する確率が約5%、これは同じことではありますが、脳の後遺症が25%、そのほか軽く済んだように見えても将来の学力低下が一部に見られることがわかっておるということでもあります。こうすることで、HIVワクチンはですね、今までにない特殊なワクチンで、そのお陰で2歳以下の子どもたちに免疫をつけることができ、これを受けると抵抗力ができるだけでなく、のどなどにHIV菌がつかなくなり人に移さなくなりますということです。HIVワクチンの効果をここに申し上げておりますが、先月、備前市を議会運営委員会で視察しました。その備前市が西岡市長がですね、この細菌性髄膜炎の予防等に有効なHIVワクチンの接種に対し、費用の一部を公費助成することと、2つ目に市独自に子育て応援特別手当の支援を検討すると言われました。部長の答弁は考えていない、しないということと全然違います。今から検討するか、しないかということではありますが、いかがでしょうか。ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 厚生労働省に緊急班が設置され、HIVワクチンの効果及び副作用などのデータ収集が実施され、定期予防接種化が検討されておりますので、今後につきましては国の動向を見守っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午前10時47分

開議 午前10時58分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本昭信君。

[登壇]

○12番（坂本昭信君） それでは、通告に従いまして一般質問いたします。最初に、地産地消について一般質問いたします。

我が菊池市は、農業県熊本の中でも有数な食糧基地であり、食材の宝庫でもあります。なかんずく菊池米のひのひかりは、日本穀物検定協会の職名ランキングで、あの有名な新潟県魚沼地区のこしひかりにも勝るとも劣らない評価を受けております。もっとも盛んな畜産は、肉用牛や生乳の生産は県下一番であります。このような中で、先月11月8日、「地域とともに こんにちは熊日です in 菊池」の中で、テレビ番組、料理の鉄人の審査員として人気を博しました食生活ジャーナリスト岸朝子さん85歳が「地産地消はおいしゅうございます」と題して基調講演がありました。その中の一節を紹介いたします。柿がいっぱいになっていても、このごろの子どもたちは取ろうとしない。やるよと言っても受け取らない。女性はネイルアートなどをしていることもあり、みかんの皮をむきたがらないそうです。結果として、ジュースとして取ることになりませんが、これは果物の甘さ、酸味もわからない、歯も弱る。一方で、スナック菓子やジュースをよく取るそうです。ワンコインチルドレンという言葉あります。子どもたちが500円玉を持ってコンビニで好きな物を買って食べるわけです。家庭で料理をしない女性も増えてきました。朝食抜きの子どもも多く、子どものころからバランスのよい食事ができなくなってしまっています。では、何を食べるべきなのか、まずは牛乳などのカルシウム、2つ目に肉や魚、大豆などの良質タンパク、3つ目は緑黄色野菜など体の機能を整えるもの、4つ目は米や麺類などエネルギーを生むもの、これらを上手に取って食べ過ぎないことです。太るという理由で牛乳を飲まない女性もいますが、これでは骨粗鬆症につながり兼ねません。カルシウムは十分取るべきです。家族で食事を囲む機会が減り、親から子へ料理を教えることも減りましたが、食事はおいしくなければだめです。食べることは健康だけではなく、心の栄養にもなります。そして感謝の気持ちを忘れずに、私の「おいしゅうございます」は料理をつくってくれた人と素材をつくってくれた人たち、素材そのものの命をいただく気持ちを込めています。昔から食べ物は山林仕様のものを食べなさいといひます。菊池は、お米や水がおいしく、豊かで幸せな地域ですね。ですから、地元で取れた新鮮なものを食べて、この地域の素晴らしさ、大切さをこれからも子どもたちに伝えていって下さい。このように、一部でございますがこのように講演されました。時代の流れとは申せ、まさしく今の子どもたちは不幸と私は思います。親の都合で孤食が多くなり、一人で寂しく食事を食べたり、食べなかったりと、食事のマナーさえわからないように思います。この

ような現状の中で、学校給食の大切さや食育の大切さを痛感しています。地産の拡大につなげ、地元で採れた新鮮なものを食べて、この菊池の素晴らしさと大切さを子どもたちに伝えていく。そのような教育を願うものであります。教育長の考えはどのようなものでありますか、質問いたします。

次に、妊産婦に牛乳の配付はできないかということで一般質問いたします。健康な母体に健康な子どもが宿ると言われています。牛乳は、ご存じのようにカルシウム分も多く含んでいます。岸朝子さんもおっしゃっていますように、女性は特にカルシウムを十分に取ることで骨密度、骨粗鬆症につながる危険性が大きいと述べておられますが、現在、住民非課税の妊産婦の方々には牛乳の配付があつてはいるようではありますが、子育て支援の原点は母体の健全・健康が一番であります。そして、若々しく2人、3人と子どもを生んでいただけるような、体力で頑張ってもらえるように全妊産婦に対して牛乳の配付の考えはないか、質問いたします。

3番目に食糧の生産が盛んな市において、どのような形で地産地消を進めるかについて一般質問いたします。地産地消については、過去に質問いたしました。執行部の答えは第三セクターで対応するとのことでした。三セクの販売量も不況のせいでもありましょうが2、3割の減となっているのが実情でございます。このような中で、地産地消をどのように進めるか。また地産地消でない消費地に直送する考えはないか。私は先日の農業新聞でマルシェという事業を切りました。これはこの前の民主党の仕分けでなくなりましたが、大消費地にその場所代といいますが、建設を目的として最高1億2,000万円までは補助するような事業でございました。このようなことは、やはり農家にとっては重大な問題でございます。民主党にやっぱり意見書でも出して復活の兆しを見せてもらいたいという考えもでございます。このようなことで、非常に農家自体の経営も難しくなっているようでございます。このようなことにつきまして、執行部はどのような考えでおられるか、一般質問をいたします。

あとは、質問席で質問いたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 学校給食における地場農畜産物の消費につきましては、平成19年度ベースで全国平均が23.3%に対しまして、本市の利用割合は50.3%であります。また、平成21年6月の調査結果によりますと53.6%となっており、この2年間で3.3%伸びております。このように、本市の学校給食における地場産物の利用割合は全国平均を大きく上回っております。食材別に見ましても、給食用精米や牛乳は、学校給食会を通じてではあります。100%地場産を使用し

ております。またその他の生鮮野菜や果物などにおきましても、生産者から直接納入してもらう食材も年々増加しております。また今年度におきましては、緊急経済対策として、市独自の牛肉消費拡大宣伝事業と学校給食への地場農畜産物の消費拡大につながる事業を10月より実施しております。言うまでもなく、子どもたちの成長や健康づくり、正しい食習慣の形成に学校給食が果たす役割は大変大きいものがあります。教育委員会としましては、地産地消や食育の推進の観点からも、今後ともさらに地域の生産者の方々や関係機関との連携並びに献立の開発などにより地元食材を積極的に取り入れた学校給食の実施に努力してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 妊産婦に対する牛乳の消費拡大についてお答えいたします。本市の主要な特産品であります牛乳は、ご存じのとおり身近で手軽に手に入る食品であるとともに、カルシウム含有量と吸収率が高いこと、タンパク質が多い、鉄分の吸収率が高いなど、栄養学的にも優れた食品と考えられております。現在、妊産婦に対する事業としまして、健やかな子どもの誕生を図る施策の一環としまして、母体の栄養強化を目的に市民税非課税所帯の妊産婦に対しまして、妊娠届け出後、申請の翌月から産後3カ月までの約9カ月間、1日当たり牛乳200mlを支給しております。また、市民税非課税所帯の乳児で、健康診査の結果、発育がやや緩慢で栄養強化が必要な乳児に対しまして、生後4カ月から生後12カ月までの期間、1日当たり粉ミルク30gを支給しております。食生活の乱れや生活習慣病が大きな社会問題となっている現在では、健康づくりの基盤になる妊産婦や乳幼児期からの食習慣が大変重要と考えられます。この事業は、栄養強化を目的としておりますが、牛乳の消費拡大にもつながっていると考えております。今後も母子の健全育成推進する方策としまして検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） おはようございます。地産地消の取り組みにつきましては、各物産館やJA直売所のきくちのまんまを中心に、市内農作物が販売されております。物産館では、市内の学校や福祉施設への給食食材の供給も行っているところでございます。また、市内の旅館、ホテル等につきましても、できるだけ地元の農産物を使用いただけるようお願いをしているところでもございます。地元消費者

以外では、第三セクターのメロンドームが福岡県久留米市に支店を、同じく福岡市の月隈サニー店内、熊本市内のサンリブくまなん店内、サンリブ清水店内等にイーショップを設け、農産物を販売しております。また、菊池観光物産館では、健軍のアーケード内のまちの駅で菊池の農産物を販売しておるところでございます。また、本年度は県のふるさと雇用再生特別基金事業を活用いたしまして、ファームきくちに直接販売先の販路開拓等の事業を委託しております。その中で、本年10月より地元の病院で菊池米を利用いただいております。菊陽町のスーパー内にイーショップを設け、農産物を販売しております。今後の地産地消の推進につきましては、学校給食、病院、旅館、ホテルを含めた企業等に拡大してまいりたいと考えておりますが、価格面をはじめ多くの問題がございますので、課題を検証しながら本市の農産物の販路拡大に努めてまいりたいと考えております。

なお、また大消費地への取り組みにつきましては、コストの面など多くの課題もあります。昨日、中山議員の方からも紹介がありましたが、百貨店などに出向いてPRすることも一つの手段ではないかと捉えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○12番（坂本昭信君） 再質問をいたします。

牛乳はですね、今、私酪農家でございますけれども、牛に餌やって、毎日毎日仕事して、考えてみますと水よりも安い牛乳でございます。このようなわけで、酪農は本当に厳しいところがあるわけでございます。なかなかですね、乳価は少し上がりましたけれども、上がった分消費が伸びないということで、結局はやはり今、生産調整かなということで、いかにして販売するか、昨日東議員もおっしゃいましたように、いかにして消費を高めるかということ先決問題かなと思うわけでございます。行政はですね、今は縦割り事業で行われていますね。農産物の食材を必要とする部署は教育課が学校給食、健康推進課が妊婦に対する牛乳配付、生きがい推進課は老人ホームその他いろいろありますけれども、広範囲に亘っていますけれども、学校や施設でですね、行政に関する施設や学校で1年間どれだけの食材が利用されているか、そのようなことを調査されたことはありますか。恐らくないと思います。それぞれの部署に任せてありますので、そういうところはですね、やはりそのみんな部署部署が代表が集まってですね、この食材はここにある、このように地産地消を進めましょうというその協議会みたいなものをつくってですね、やはりそのいかにして地場産の新鮮な、安心安全な野菜をですね、供給できるかという指導方法もやってもらいたい、このように思うわけでございます。やはりですね、その行政現

場でのそのいろいろな施設で消費する野菜の量といいますか、その食材の量あたりを見てみますと、もうかなりの量になると思います。今、給食の方は民間委託とかいろいろありますけれども、そういうところはですね、やっぱりどしどし行政の方からそういう業者にですね、指導してですね、なるべくそのやってもらいたい、そのように思うわけでございます。安全安心でできる旬の食材をですね、利用して、やっぱり、そして子どもたちにですね、その生産者の名前なり、どこで採れて、どの人が生産した野菜なんだということを食前にそのメニューの説明とか、そういうことをやりながらですね、やっぱりそういうこともかなりその食育に関する高さを上げることじゃないかと思えます。量があると言えば量があるとおっしゃいます。量はですね、やはりその第三セクターなり、そこにですね、やはりその協議会を設けてですね、やっぱり生産者と契約とか、そういうことをして、やっぱりなるべくですね、契約した以上は迷惑がかからないように農家の方々も頑張られますので、そういうことをどしどし指導していってもらいたい、このように思います。やはりいかにその地場で消費してもらおうかが問題と思えます。

それともう一つ、学校給食で牛乳の件ですけれども、これはですね、私思いますに、小学校1年生も200ml、中学3年生、大人のような体も200ml、これでカルシウムは足るんですかね。やはり、もう小学校高学年、中学校になるとですね、1年に10cm伸びた、15cm伸びたという子どもたちがいっぱいいるんですよ。それで、さっきおっしゃいましたように、牛乳はともそのカルシウム、鉄分いろいろ含んで総合的栄養食品ですからですね、やはりそういうことをですね、もう少し真剣に考えてもらってですね、やっぱりこれじゃ足らんじゃないかな。その栄養士さんがやっぱりカロリーでカルシウムがどれだけあればいいというその計算はされていると思いますけれども、牛乳を主眼として足りない分をほかから補給するなり、そのようなそのメニューの組み替えも必要と思えます。そのようなことを考えながらですね、少しでもできるように、消費ができる、そして農家の経営、農畜産物を生産していらっしゃる農家の方々ですね、少しでも足しになるように、その地産地消を掲げて、市としても掲げておりますので、やっぱりそういうことを行政から直々にですね、やっぱり行政が先頭に立って指導していくような体制でやっていただきたい。このようなことを考えるわけでございますが、やはりどんどんですね、消費してもらってほしいと思いますけれども、経済部あたりがですね、主となって、やっぱり経済部自体がその市の取りまとめ役、地産地消の取りまとめ役的な感じですね、やっぱり部長をはじめそういう、それぐらいの知恵は出してですね、やっぱり一生懸命、ただ机に座っとらんでもいかにすればどうなるんだという、そのことをですね、考えてもらいたいと思いますよ。一般質問の原稿は係長に

書かせて、俺は読むばかりというようなことではなくてですね、失礼でございますけれども、そういうことですね、やっぱりどうしたらみんなのためになるのかなと。そのためにあなたたちは座っていらっしゃるんですから。その点をして、再度どのような考えか、お尋ねします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 先ほどお答えしましたように、牛乳は栄養的に優れた食品ですので、妊産婦の栄養強化や健康づくりの視点で検討していきたいというふうに考えております。

それから、議員おっしゃいますとおり、牛乳の消費拡大のためには各課で連携して対応してほしいというご要望でございますので、現在経済部の方と前向きに協議を検討しているところでございます。先日の東英俊議員への経済部長の答弁の中でも、各種イベント実施時の来訪者に、あるいは幼稚園とか保育園児に無償で配付したり、消費拡大の取り組みがっておりますので、牛乳の消費拡大につきましては経済部の方で推進していくということになるかと思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 議員の牛乳の消費についてのことで、小学校も中学校も200mlだということでございますけれども、確かに冬場はそういうことですが、中学校においては夏場はですね、250mlを使用していると思います。いずれにしてもカルシウムの摂取というのは、これは非常に大事でございますので、栄養士を中心に総合的な食品の中から摂取するように指導しているところです。いずれにしても地産地消についてというのは、子どもたちには食育の授業でもしておりますし、そのほか常日ごろ栄養士を中心に努力をしているところでございます。今後とも教育委員会としましては、各学校、あるいはセンターと協議いたしまして、一層の地産地消を推進するよう働きかけてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 経済部といたしましては、この消費拡大につきましてはですね、ご指摘のように大変重要な課題であろうと思っております。ただ、ご存じのように菊池には多くのいろんな畜産から農産物がございますので、それらの整合性

を図る必要もございませう。そういった中で、今後のそのブランド化に向けた中でせうね、じゃ何を併せて消費拡大も進めていくかというような議論にもなつてこようかなと思ひますので、その辺も含めまして今後の検討課題とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○12番（坂本昭信君） 検討課題、検討課題、その言葉はですね、もう聞き飽きました。早速やつて下さい。

それでは、再々質問に移ります。合併から5年、市長の所信政策表明で農業は本市の基幹産業と表明されてから5年、その間、議会のたびに議員の質問に農業に関する質問、活性化に対する質問が合計何名の議員さんが行われましたでしょうか。これが先月の11月8日の「地域とともに こんにちは熊日です」のパネル討議で、菊池市の豊かな農産物のブランド化を推進し、農業生産額をアップし、若者が就農したくなる農業に発展させるため、市場調査、PRへ菊池ブランド推進室を設置すると表明されました。私は、我が耳を疑いました。ようやくの感じも受けましたが、でもまだまだ菊池市の農民は元気です。弱らないうちに早くカンフル注射を打たないと、あまり弱つてからでは回復の時間がかかります。そこで質問ですが、この市長が表明されました調査機関ですけれども、どれくらいの職員で、予算額の予定はどれくらいか。大体で結構でございますので、市長のお考えをお示し下さい。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 「こんにちは熊日 in 菊池」におきまして、ブランド推進室を設けたいということをおし上げたことにおしましご質問でございますが、「地産地消はおいしゅうございます」というテーマでのお話を引き合いに出しておっしゃつておりましたが、それはもう確かに地産地消というのはおいしいものばかりでありますとともに、行政を預かるものとおしましは地産地消は難しゅうございませうと、こういうことをおし上げたいというぐらゐに非常に大変厳しい環境下の中にあると思つております。今、牛乳を中心とした菊池の農産物についての消費の拡大について述べられたところありますが、生乳については、この都市自治体におきまして日本10番ですか、ベストテンとなっておりますし、生肉についてはナンバーワンとなっております。こういったものを考えますときに、牛乳というのがつい先日、樋口議員さんもお同席いただきまして消防の幹部の皆さん方によりましてこの1年間の事業に対する一つの反省会というものがございました。その冒頭に牛乳における、牛乳による乾杯がされたわけでありまして、大変ありがたかつたわけであ

ります。数年前も非常に牛乳の危機ということで廃棄処分にされる中で、何とかこの牛乳を飲もうじゃないかということで、いろんな諸宴会においては乾杯のときに牛乳をということでやっておりました。私考えますのに、それが長続きしないということ、なぜなんだろうと思うところではありますが、それは嗜好として牛乳が好きな人もあれば、やっぱりあまり好きじゃないという人もおられるだろうと思いますが、いろんなこの業務的なものの中で、乾杯の中で、今、リキュール酒あたりを使ってありますが、適当な器あたりがあって、このミルクによる乾杯というような、器が適当なものが、格好がいいやつがあれば何とかできるんじゃないか。あんまり大きなコップでもいけないし、小さなものでもいけない。それからもう一つは、この先日のそういった乾杯におけます乾杯の後に、このパックの方でございましたのでパックの方を見ておりますときに、補修員の方々の話の中で、これはどこかと、いわゆる熊酪といったことでありまして、地産地消というのはどこなのかという、菊池の酪農牛から、酪農家から出された原料であるといったイメージが非常に薄いというようなことを述べられてありまして、なるほどなと思います。菊池の地産地消としてメロンがあったり、米があったりというのは、身近な存在として誰しもが感じるんですけども、牛肉になったら本当にこれは菊池のものだろうかとか、あるいは牛乳はどうなんだろうかといった疑問をそのときに言われてたものに対して、これはやっぱりブランド推進室をつくるということを申し上げましたけれども、これをもっと掘り下げていかなければならないなというふうな感じを強く持ったところであります。これは、平成22年度のこの予算ということになりまして、今から予算査定に入ってまいりますので、どのくらいの、いわば担当する経済部の方でどういった規模のものを考えてくれるかということでその提案を待っている状況でありまして、必要に応じまして、それを、規模を縮小したり、あるいはまた高めたりとすることで予算査定に入りたいと思います。それに伴って、人的なものは併合しながら考えていかなければならないと思いますが、いずれにいたしましても実効性のあるようなこのブランド推進室になっていかなければならないと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○12番（坂本昭信君） やはり地産地消もですね、やっぱりトップセールスと申しませんが、市長のリーダーシップで順調に行きますように、市長からも気合を職員の方々に入れてもらうようお願いいたしておきます。

それでは、下水道について一般質問いたします。9月の議会定例会で、公共下水道と合併浄化槽の料金の差はどのようになっているかということにつきまして質問

いたしましたが、9月の定例会では納得できませんでしたので、改めて質問いたします。合併からですね、今まで4年過ぎました、5年でございますけれども、その間、17年度から20年度までにですね、9月も申しましたけれども、合計30億6,000万円の一般財源が繰り入れているわけでございます。このようなことでですね、非常に下水道と合併浄化槽の料金の開きが目立つわけでございますけれども、その点、9月一般質問いたしました。そのようなことで、このたびは余り長くはかからないと思いますので、合併浄化槽の場合の床面積が130㎡以上となると浄化槽が7人槽、10人槽となるわけでございますので、その維持管理費を含めますとかなりのお金の開きがあるわけでございます。それで、9月も申しましたけれども、田舎の家はですね、やっぱり130㎡以上の家が非常に多いわけですね。となると、やはりその中には、今、高齢化でですね、都会に出た若者が減って、老人一人暮らし、その中でもその下水道の料金は当たり前払っていかなければならない。その利用するのは1人方しか利用しよらんというようなことでございます。このようなことを受けましてですね、どのようにその対策を取られたか、お聞きしたいと思っておりますけれども、やはり1人ならば1人方払えばいいんじゃないかという考えもあるわけでございます。泗水・七城はですね、基本料金が1,500円で使用料がですね、1人に500円ということになっています。これぐらいの金額ならばですね、何とか一人暮らしでも無理してでも払えるんじゃないかなと思うわけでございます。7人槽になるとですね、やっぱり5,800円ぐらいの月には維持費がかかるわけでございますので、その点をですね、何とかこれだけ公共下水道には一般財源を繰り入れているんですから、やっぱりその、昨日市長も答弁の中で財政は公正公平が基本とおっしゃいました。そのようなことを受けますと、やはりその公正公平にやっぱり均してですね、やっぱり、そしてみんなが合併浄化槽も付けようじゃないか、合併浄化槽に取り替えようじゃないかという意見が出るようにですね、やっぱり考えていきたいと思っておりますので、執行部の考えをお尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） おはようございます。お答えを申し上げたいと思います。

下水道及び合併浄化槽の使用料金につきましては、先の第3回の9月定例会でご質問にお答えしたとおりでございます。公共下水道につきましては、水道の使用料に基づいて算定する水量制、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水につきましては、世帯の人数により算定する人頭制、合併浄化槽につきましては、設置した浄化槽の人槽によって算定する人槽制となっております。合併浄化槽を設置する場合は、浄化槽法また建築基準法に基づき住宅の延べ面積により設置する浄化槽の大き

さを決定するため、実際の居住人数よりも大きい人数の浄化槽を設置しなければならない場合があります。現在、合併浄化槽の使用料は、浄化槽の大きさにより算定するため、1人または2人世帯の場合は、議員ご指摘のとおり1人当たりの費用負担に格差が生ずることになります。このような住民間の格差を是正するために、一般会計から繰入金等を考慮し、算定方法の統一など料金体系の見直しを進めていく必要があると考えております。また、合併浄化槽につきましては、現在議員ご指摘のように住宅の延べ面積が130㎡を境に5人槽か7人槽かに分かれます。これにつきましては、県に対し延べ面積の基準を緩和するよう強く要望し、大きい住宅でも5人槽が設置でき、少数世帯での費用負担の軽減を図れるように努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○12番（坂本昭信君） 県に要望すると、またそこに2、3年はかかるんじゃないかなと思うわけでございますけれども、やはりですね、公共下水道にこれだけの一般財源を投入しているんですから、個人と言え個人になりますけれども、このように困っていらっしゃる方、そういう方々にはですね、やはりその少しでもですね、その補助なり何なりしてもらってですね、やはり住民がみんな押し均したようにはいかないかもしれませんけれども、あまり不公平のないように、苦情が出ないようにですね、しっかり考えてもらいたいと思います。この中でもですね、やはりその職員の皆さんの中にも、やはりこのように合併浄化槽で暮らしていらっしゃる職員の方もかなりいらっしゃると思いますよ。私が言っているのは、旭志ばかりではありません。その菊池市のもので、中山間地あたりの方はですね、もう大体そのようなことだと思います。このようなことで、やはり市の職員たるもの、住民の幸せ、健康、それを願ってですね、やっぱり精いっぱい仕事をしていらっしゃると思いますが、このようにちょっとですね、間違っただ点もございます。このようなことですね、やはりその県にするのではなく一番手っ取り早いのが、やはりその財政は厳しいかもしれませんが、菊池市自体でですね、その不安、その結論が出るまでに、その間でも結構ございます。1日でも早くですね、料金の値下げと申しますか、補助をやるなり何なりしてですね、困っている方、年寄りの年金暮らしの方々はですね、もうそらいくらまでもらっていらっしゃる方も、たくさんもらっていらっしゃる方もいらっしゃいましたけれども、やはり住民本位でですね、行政は進んでいくのが行政の務めであり、行政が、ああ、よく見てくれたな、今のようですね、このばらばらのような格好ではですね、行政は何ならん、やっぱりみ

んなが行政を敬遠するといいますか、行政離れが進んでいくような感じもするわけ
でございます。このようなことですね、早急にこの下水道の問題、いろいろあり
ますけれども、特に下水道あたりはですね、環境面にも関係しますし、少しでも早
くみんなが合併浄化槽をするんだというような気持ちになれるようにですね、指導
してもらいたいと思います。

それで、再度お尋ねいたしますけれども、そのような考えは本当はないのか、あ
るのか、はっきりとご返答をお願いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げたいと思います。

先ほども言いましたように、浄化槽の設置の面積が130㎡の緩和につきまして
は、他の県では緩和した事例がありますので、これにつきましては強く要望して考
えていきたいと考えております。

また、公共下水道及び合併浄化槽の使用料金につきましては、水量制と人頭制と
人槽制で、合併前の旧市町村の料金体系をそのまま継続しておりますので、算定方
法を見直す場合につきましては、現在の料金収入がどうなるか、また下水道事業全
体に対する一般会計からの繰入金を検討しなければなりません。このことから、算
定方法を見直すと同時に料金自体を見直す必要があります。今しばらくお時間をい
ただければと考えております。努力してまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○12番（坂本昭信君） それではですね、再々質問ではありませんけれども、役所は
なかなか仕事をするのに時間がかかるんですね、前に進むのが。早急にですね、や
はりもうその住民から言われたら、はい、はい、わかりました、できません、でき
ません、できます、できると言ったら1日でも早くですね、進めてもらうようにお
願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（北田 彰君） ここで、昼食等のため暫時休憩します。午後の会議は、午後1
時から開きます。

○
休憩 午前11時42分

開議 午後 零時59分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、教育長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。
教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 先ほど坂本議員に対します牛乳に関する答弁の中で、中学校においては季節限定ですけれども250mlを飲用しているということを申しあげましたけれども、これは昨年度までです、今年度は飲み残しが多いということが理由で200mlをしているということです。訂正させていただきたいと思いません。申し訳ございませんでした。

○議長（北田 彰君） 次に、奈田臣也君。

[登壇]

○14番（奈田臣也君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

現在、菊池市では私立の保育園が16園、公立の保育園が5園ありますが、現在その5園について民営化への改革が進められております。私は、菊池市が開催しましたこの民営化への説明会に2回出席をしまして、正直この話を聞き、このようなことで乳児・幼児の養護と教育に関わる重要な保育所の運営がすべて民営化に任せてしまってよいものか、行政の責任はどうなるかなど、大変疑問が生じたので、保育所運営等について質問をいたします。

まず、市当局が出しました保育所の民営化に対する経過報告についてであります。現在菊池市では、このことについて平成18年度から民営化についての検討がっております。その経過を見ますと、18年、19年の2年間で担当課で検討会が6回、保育園長さんとの検討会が6回開催されておまして、この検討結果を行政改革推進本部に報告してあります。平成20年度には、この報告書を踏まえまして、市民部次長を中心に個別検討会議が3回開催されまして、この検討結果を平成20年4月に作成されました民間委託等推進ガイドラインに基づき検証され、公立保育園の民営化には妥当性があるとの報告を行政改革推進本部に報告されております。この報告を受け、平成21年2月29日、今年の2月ですけれども、行政改革推進本部で公立保育園の民営化の妥当性を承認されております。ここに市当局が公立保育園を民営化するという市全体の結論が一応現在出ているわけでございます。この検討結果を踏まえ、市民・保護者に対して公立保育園の民営化に関する説明会が7月ごろから開催されたところでございます。この説明会で、公立保育園の民営化の妥当性について、根拠についていろいろ説明されましたけれども、要約しますと次の4点に絞ることができると思います。

まず1点目、少子化の影響により、保育サービス市場の競合を招くことにより、ひいては私立保育所の経営を圧迫することになるからという考えが1つ。2点目は、

保育士の経営の面から公立の保育所は国が定めた運営費の基準を上回る経費を使っているが、私立の保育園は基準内で運営しているからというコスト面から、また保育所の建て替えには公立の保育所には補助金が出ないが、私立の保育所には出るからという、またこれもコストの面からの考え。第3点目は、市職員の定員適正化が図られるからが3点目。4点目は、公立保育所も私立保育所も同じ基準に基づいて保育指針に基づき運営されているため、民営化しても保育の質は変わらないという考え。以上が民営化移行の主な根拠であります。私はこんな根拠で今まで行政の柱として乳幼児の保護や教育に貢献してきたすべての公立の保育園を民営化するという大改革を実施する根拠といたしまして、今の大改革を実施いたしまして、今のような根拠で大改革を実施して、果たして問題が生じないのか、大変心配しております。

そこで質問でございますけれども、このような妥当性により、今残っている公立保育園をみな民営化してしまってよいものか、もう一度、市当局は認定された妥当性について検証してみる必要があると思っておりますが、市当局の見解を伺います。

次は、議席からいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 奈田議員の1回目のご質問にお答えいたします。

行政改革の目的は、厳しい将来が予想される財政状況と少子高齢化という社会背景を見据え、限られた財源や職員を有効活用して無理や無駄を省き、簡素で効率的な自治体をつくることで、さらなる市民サービスの向上を図ることを考えております。平成18年度にお示ししました行政改革大綱及び集中改革プランでは、このような基本的な考えの下で行政サービスのより一層の効率化を方針に、行政事務全般を抜本的に見直すために38項目による実施計画を掲げて改革を進めてまいりました。その中で、公立保育園、公立幼稚園、養護老人ホーム、学校給食業務、第三セクター、特別養護老人ホームなど、主要6項目として捉え、重点的に民営化や民間委託、組織の見直しを検討し、ご指摘の公立保育園、養護老人ホームについては、民営化が妥当との判断で現在外部の検討委員会にその判断の妥当性について協議をお願いしております。今回、行政の判断基準の1つとしましての民間委託等推進ガイドラインは、行政改革大綱の基本方針に基づき策定したもので、市の事務事業に民間事業者も実施しているものや十分なノウハウを持っているがあることから、なぜ直営なのか、民間に委ねられる部分はないかの行政の補完性の原則に基づいた基準で、現状調査と民間比較、そしてその事業の持つ課題・問題を検証することで、民営化や民間委託の妥当性を判断してきたところであります。特に公共サービスと

して行う事業のないものや、その実施を民間が行うことができるものについては、市民サービスの低下にならない範囲で廃止、民営化、民間譲渡、民間委託などを積極的に行う必要があると考えております。ご指摘の保育園民営化の妥当性の根拠としての少子化による民間保育園の経営圧迫や公立保育園運営費の高騰、保育園の建て替えは、民間が有利、市職員の定員削減は健全な行財政運営を行う上で重要な検討課題であり、ただ単に民間の経営圧迫や運営費立替のコスト比較ではなく、この事業が本当に行政でなければできないものなのか、また市民の皆様の貴重な税金を使うにあたって、果たして効率的なのか、行政のあるべき姿としての補完性の原則に基づき検証をしたときに、民営化の考えは現状や道理に無理なく当てはまるということを保護者の皆様に説明し、現在有識者や関係者からなる検討委員会で議論をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○14番（奈田臣也君） 2番目の集中改革プランについて質問いたします。菊池市には平成18年3月に策定されました集中改革プランがあります。この集中改革プランは、平成17年3月に総務庁が行政改革を推進するために策定した指針に基づいて作成されたものであります。私も行政改革なくして、明日の明るい自治体はないと信じておりますし、この集中改革プランは大いに期待しているところでございます。この集中改革プランの目的は、行政改革を通じて財政の健全化と強化を図ること。第2点目に、行政の中身を検証し、事業の縮小・廃止、あるいは市民サービスの充実強化を図ることを目的としております。また改革プランで重要なことは、行政評価制度を導入し、明確な事業評価や適切な価値判断、さらには透明性を持った改革を進めると明記をされております。私も市政の下の大きな命題であります行政改革を実施するためには、行政評価制度の導入は必要不可欠と考えております。

そこで、まず菊池市の行政評価制度の実態について質問いたします。菊池市には行政評価制度をするまでの約束ごとは、集中改革プランの中と菊池市行政改革の中のこの2つに明記してあります。私の知る限りでは、行政評価は平成18年度に行政評価報告書が出されているだけでありまして、その報告はあっておりません。そこで、今回出されました公立保育園の民営化についての妥当性については、私は市当局が今、いろいろ申されましたけれども、市当局との考えと違いまして、妥当性についてはですね、契約そのものも、これが私の市が出されました妥当性に対する評価でございます。何で私に言わせれば、このような軽薄な妥当性が出ましたが、この原因はひとえに行政評価制度を省略された結果である、そのように考えており

ます。そこで、市当局にお尋ねいたしますが、行政評価に基づかずに出されました今回の公立保育園の民営化の妥当性について、どんな見解を持っておられるのか。簡単に、現在出されたのは本当に行政評価した結果で出されたのか、明快にお答えをいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 集中改革プランにつきましては、今、議員おおせのとおりでございます。ご質問の19年度以降の行政評価の見返りの報告につきましては、報告は行っておりません。理由といたしましては、本市の行政評価は、第一弾として補助金や負担金、委員会、協議会、イベントと、第二弾といたしまして委託料が2カ年間で行われ、平成20年度は行政評価本来の施策や事業評価へと進化し、具体的には総合計画の前期基本計画で設定いたしました71の施策の内容ごとに、その指標となる数値目標を進捗状況の調査を行うとともに、71の施策の内容を構成します主要事業315本、206億円の評価を行い、うち21事業に対して次年度以降、縮小、拡大、改善を行うよう提案したところでありますが、評価内容や外部評価導入などの課題があり、まだまだ発展途上の段階で、今後試行を重ねながら菊池市独自の評価として市民の皆様の信頼に耐えうるシステムにしていく必要があるということでございます。

次に、行政評価に基づかずこのような妥当性を出されたことに対してどのような見解を持っているかとのことでございますけれども、ただいまお答えしましたように、公立保育園、幼稚園、養護老人ホーム、学校給食業務の民営化や、民間委託につきましては、議員ご指摘の行政評価とは別に主要案件に対する評価、検証手段として行政改革大綱に基づき作成いたしました民間委託等推進ガイドラインにより実施いたしております。検証の根拠は、民間委託等の推進を実施項目とした行政改革大綱と可能な限り民間活動の導入による歳出経費の削減を基本戦略とした集中改革プランに基づく実施計画で、保育事業の必要性を前提に、なぜ直営なのか、民間に委ねられる部分はないかの行政の補完性の原則に基づいた基準で現状調査と民間比較、そしてその事業の持つ課題・問題を検証してきたところでございます。具体的に申し上げますと、その公共サービスの必要性、有効性はあるか、必ずしも行政でなければ実施することができないか、そういうサービスであるか、行政がそのサービスを実施することで民間と競合してはいないか、民間へそのサービスを移譲した方が効率的ではないか、このような視点でまとめております。また、このガイドライン以外にも現状の問題点、または課題点、本市の財政状況、定員管理面、利害関係者の皆様へ及ぼす影響など、実に様々な視点から検証を行い、市長を本部長とす

る行政改革推進本部におきまして、公立保育園の民営化の考えは妥当性があると判断したところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○14番（奈田臣也君） 再質問をいたしますが、私が今質問をいたしましたのは、集中改革プランにおいても行政評価制度を導入し、その評価結果に基づいて改革を行う。菊池市が作りました行政改革大綱におきましても、行政評価制度を行い、その結果でもって改革を行う。しかしながら、この行政改革制度を出さずに、今、市は菊池市の公立保育園の民営化というのを出されているわけですよ。そのような行政評価に基づかずに出されたことに対して、どのようなお考えですかということで私は質問いたしましたけれども、私は答弁になってないと思います。

次に移りますけれども、今、いろいろ申されましたけれども、結果としては行政評価がされていないわけです。ならば、何に基づいて現在の行政改革が進められているかということでありますが、それは平成20年4月に作成されました、今、申されました民間委託等推進ガイドラインに基づき行われているのが実態であります。そこで、行政評価をせずに直接このガイドラインに基づいて推進された場合の問題点がありますが、その問題点について申し上げてみたいと思います。もともとこのガイドラインは、民間委託をする場合の判断基準として作成されておりますけれども、この作成そのものが、もう民間委託をすることを目的として作成をされております。したがって、大事なことは、この判断基準があるために行政と民間との比較を行い、経費の削減ができ、サービスの低下につながらないものは民間委託を推進するというような結果になってしまう問題があります。私は、このようにガイドラインを評価をいたしております。したがって、今回の公立保育所の民営化についての考え方にいたしましても、民営化した方が金がかからず、保育も質も変わらないというふうなガイドラインの基準に従った結果でありまして、私に言わせれば誠に悲しい限りでございます。私は、正しい行政改革を実現するためには、行政評価制度の評価が前提とならなければならないと考えておりますが、今後行政改革を進める上において行政評価制度はどうあるべきかをお考えになっているのか、市当局の見解を伺います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 行政評価をせずにガイドラインだけで行政改革を進めることが問題との指摘でございますけれども、先ほど答弁しましたように、議員ご指

摘の行政評価とは別に主要案件に対する評価、検証を主眼として行政改革大綱に基づき策定いたしました民間委託等推進ガイドラインにより評価検証をしたものでございます。ガイドラインでは、検証の前提として、その事業の必要性を評価し、必要な事業を前提に、その実施手法、手段を検証したものでございます。また、本市が目指しております行政評価とは、これも先ほどお答えしましたように、本市総合計画の将来像の実現のために、各分野施策ごとの主要事業の貢献度を指標に用いた評価で、主要事業の見直しにより次年度以降の縮小、拡大、改善につなげた施策レベルでの進捗管理を目指すものであります。したがって、行政評価は現在の行政改革大綱基本戦略の行政事務の重点化と透明性の向上の実現のために事務事業の再編・整理・廃止・統合の手段でありまして、一方、ガイドラインは行政改革大綱基本戦略の行政経営手法の改善を実現するため民間委託等の推進の判断基準として位置づけられ、それぞれ行政改革を進める上で大変重要な手段基準と考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○14番（奈田臣也君） 時間もありませんけれども、急ぎますけれども、次に行政の義務とサービスについて質問をいたしたいと思っておりますけれども、省略いたしまして、まず教育の法的な位置づけでありますけれども、教育の位置づけは日本国の憲法第26条において、すべての国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利がある。また教育基本法では、民主主義で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献する決意し、この理想の実現を図るにおいて教育の根本において、教育の力にまつべきものであり、教育の徹底をする、このようなことで法律を制定されております。また憲法においては、義務教育はこれを無償とする、そのようになっております。私は単純でありますけれども、以上のような法の精神を根拠といたしまして、子どもの教育については、基本的には国及び自治体自らが責任を負う義務が果たされているものと理解をしております。したがって、教育は行政サービスの根幹であり、国の自治体が自ら予算を計上し、その責務を果たす義務が私たち市民に与えられているものと信じております。これが私の教育に対する行政評価であります。次に対比いたしまして、特別養護老人ホームをする社会福祉の法的な位置づけでございますけれども、日本憲法第25条におきまして、国は社会福祉の向上及び増進に努めなければならないとしております。また、社会福祉の柱であります老人福祉法は、総則で、老人に対し健康や生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とすると規定して

おります。そこで単純ではありますけれども、以上のような法の精神を加味いたしまして、私は老人福祉に対する行政の責務は教育のような義務でなく社会福祉の向上に努めること、すなわち努めることに行政の責務があると考えております。これが私が行政、福祉に対する行政評価でありますけれども、そこで独断ではあります。この2つの事例から一口に行政サービスと言いましても、それぞれに質の違いや重みがあることが考えられます。このような教えから、行政サービスの満足度やよりよい政策を決定するためには、このような質の違いや重みというものを十分に考慮することが重要であると考えております。

そこで質問ですけれども、行政サービスにおきまして、質の違いや重み等があるという認識を市当局はお持ちであるのか。持っておられるならば、今後の行政改革にどのようにそのような市の思いや違いを反映されていくと考えておりますか。市当局の見解をお尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） まず、国民としての日本国で生きていくためには、憲法は崇高な理念で、遵守する最大の規範であり、よりどころでもあると考えております。しかし、具体的な行政施策の推進は、憲法の理念に基づく個別法によるもので、権利の行使と義務の遂行は個別法の裁量で判断されるものと考えております。また行政評価は、先般答弁いたしましたように、行政事務や事業が目的に沿っているかを指標や達成度を成果により検証し、改善改革を行うもので、憲法や個別の法律の検証するものではないと考えております。

次に、行政サービスにおいても、もし質の違いや重み等があるとするならどのように評価され、今後の行政改革にどのように活かされるかということでございますが、行政サービスの基本は市民の皆様による事情や地域の協働で対応できない分野を公助として、公の助けとして行政により行う、いわゆる補完性の原則に基づくものと考えております。また、この原則は、地方自治に限らず、民間あるいは個人でできることは行政でなく民間、あるいは個人で行うべきであるという考え方を意味しているものであります。教育は、将来を担う人材や人としての規律規範を養成し、福祉は今日の社会を築いた人たちの生活の向上や少子高齢化社会への対応策として大変重要であると認識いたしております。したがって、行政サービスにおいての質の重みや政策としての差違はありますものの、概ね平等でなければならないと考えておまして、本市の行政改革は基本的にはすべての事業に平等な基準を当てはめて進めるものと考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○14番（奈田臣也君） 私は、そのすべてが画一的に行政全体を判断していいのかと。平等に判断していいのかと。その平等は何か。質の重みにおいて、それぞれのサービスの向上も図らなければならないし、質の違いにおいて政策決定も行うべきである。それが本当の平等であります。しかしながら、今、市当局が説明するのは、画一的な平等でありまして、そのようなことには納得できません。

次に、公立保育園を民営化するにあたって問題点について質問いたします。私は今まで教育の重要性や行政評価の必要性を、いいですか、必死になって訴えてきましたが、それもこれもひとえに現在のある5つの公立保育園を民営化することが保育行政の弱体はもちろんでありますけれども、ひいては自治体の本来の義務であります教育行政の衰退につながりはしないかという恐れから一般質問をしているところでございます。保育所の運営は、乳幼児の養護と教育を備えた非常に教育的な面が強い行政サービスの柱であります。もう一度多くの視点・角度から行政評価制度を実施し、行政評価制度に基づくところの評価を行い、よって保育所運営のサービス強化に努める考えであります。何回も言いますように、菊池市には行政評価制度を導入し、この評価に基づいて民営化をするというふうに明記してありますので、その辺を含めまして市当局の見解をお願いします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） お答えいたします。

保育とは、議員お説のとおり、乳幼児を対象とした養護と教育を言います。保育所保育指針で、教育とは子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助でありとあります。そして、これまで何度も答弁しておりますように、児童福祉法第2条や同法第24条において、保育に対する行政の責任が明記されております。したがって、公立保育園の民営化が議員が懸念されるような保育行政の弱体化や教育行政の衰退につながるなどございません。ぜひご理解をお願いしたいと思います。

また、もう一度保育園の行政評価を行い進めるべきだとの質問でございますけれども、第1回目の答弁のとおり、市の行政改革は平成18年度にお示しをしました行政改革大綱及び集中改革プランにより、行政サービスのより一層の効率化のために、行政事務全般を抜本的に見直すことを実施計画に掲げ進めております。ご指摘の保育園民営化の妥当性の根拠としての少子化による民間保育園の経営圧迫や公立保育園の運営費の高騰、保育園の建て替え、民間が有利、市職員の定員削減は健全

な行財政運営を行う上で重要な検討課題であります。保育サービスの充実を図るための対応策として、ガイドラインなどにより行政内部の協議を尽くされたものであり、民営化の必要性は極めて高いと考えております。今後は、検討委員会からの答申や市民の皆さんの意見を参考に最終的な判断をしたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○14番（奈田臣也君） 部長にもあと一っちょですね、尋ねたいことがありますけれども、それは時間がないので止めときますけれども、私が今まで申しましたのは、皆さん方が書いてあるとじゃないですか。行政評価、それで評価し、それですると。そのときの、その結果に基づいて行政委託のガイドラインをつくるべき、それが私たちの立場から考える行政改革に対するその何とかな、皆さん方もうんと思っておりますので、そがん自分たちの考えばかりで物事を進めんで下さい。

続きまして、老人福祉センターの建設の現状と問題点について質問をいたします。現在、菊池市で計画されています老人福祉センターの建設計画は、平成13年度に老人クラブから改築の要望が出されたのがスタートであります。現在、用地はもう既に確保されております。しかしながら、この老人福祉センター建設について、10月の議会の定例会において担当課から説明がありましたが、多くの問題を抱えておることに対し、大変驚いているところでございます。

そこで、第1点の質問でございますけれども、まず最初は皆様もご承知のように、老人福祉センターの建設には補助金は出ないことになっておりますことはご承知のとおりであります。しかしながら、市当局は何としても補助金をもらうために、まちづくり交付金事業では補助の対象にならない老人福祉センターをまちづくり交付金事業の基幹事業であります地域交流センターの建設に伴ってできるところの提案事業として、老人福祉センターの建設が現在進められております。そこで、私も苦労しましたけれども、提案事業とはどういうものか。なかなか難しい面がございましたけれども、私が勉強しました限りの中で申し上げ、ご理解をいただきたいと思っております。地域交流センターの提案事業とは、今回の場合、簡単に言いますと地域交流センターの建設の中に老人福祉センター関係の施設を備えている施設を建設するということであります。したがって、提案型の地域交流センターとしての建設の目的は、1つには地域住民の総合交流を目的とし、地域活性化の拠点として文化交流等の都市活動、コミュニティ活動を支える中核的な施設という側面、2つ目は、老人の方々に対し健康の増進供用の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に教訓することを目的を持っております。この2つの側面といいますか、目

的を持っているのが、提案事業として建設される地域交流センターの姿であります。しかし、今回の建設計画がこの2つの側面機能を果たしてできるのか、大変心配をしております。その理由は、まず第1点には、今回建設される地域交流センターの計画ができる建物が平成17年に旧菊池市で計画されました老人福祉センターの建築計画がそのままそっくり採用されていることでもあります。したがって、今回建設される地域交流センターの計画の中に、ここは地域交流センターの部分であります、ここが老人福祉センターの部分であります、そのような区別することができない施設となっております。したがって、老人も一般の市民も一緒に利用せざるを得ないことになってしまって、果たして目的が果たせるのか。第2の理由は、この旧菊池市の老人福祉センターの建設計画では、利用者は2万人ですけれども、今後の増加を加味して2万5,000人を対象とした建設がなされております。それが今回の地域交流センターの利用者も含む施設となりますと、全く新しい計画書をつくる必要がございますけれども、私が聞く範囲内ではそのような新しい計画はできておりません。したがって、また問題なのは、私が心配しますのは、このようなことでまちづくり交付金事業の目的であります地域センターとしての2つの側面が持っていくのが、果たして機能が果たせるのか心配をしております。

そこで質問ですが、今回計画されている提案事業としての地域交流センターの事業費は、土地の取得を含めると5億円、補助金が2割菊池市に入ってくることになります。私に言わせれば、誠につじつまの合わない計画であります。このようなことで、本来の事業の目的が果たせるのか、後々補助金の問題点は、返還などの問題点が発生しないのか、市当局の見解を伺います。

まず第1点の質問です。この件については、再質問をする考えを持っております。第2点目は、八媛荘跡の温泉源の有効利用について質問いたします。現在、市民広場には再整備計画は進められておりますけれども、市が買収したこの八媛荘跡の温泉源は、市民広場にとって大変必要不可欠な資源であると考えております。この温泉源につきましては、市民広場の再整備計画からすることも必要と思っておりますけれども、市当局はこの温泉源の活用について、市民広場再整備計画をどのように位置づけるか、そのような審議をなされたことがありますか。また今後、市民広場再整備計画について関係者と審議される計画はあるのか、伺います。

第3点目は、大変恐ろしいレジオネラ菌の安全対策について質問いたします。今回の老人福祉センターの温泉源は、1.5kmにもおよぶ配管が必要となっております。しかも、この間には4カ所の足湯が計画されており、レジオネラ菌の発生が当然予測されます。市当局は、このレジオネラ菌が発生しても施設の中に建設する温泉タンクに溜められている温泉源を滅菌装置により完全に滅菌するから大丈夫です

よとの考えであります。万が一滅菌装置の機械の故障等も考えられます。本当に、今、市当局が考えております安全対策で大丈夫なのか、質問をいたします。

第4点目ですが、老人福祉センターの温泉施設の利用形態について質問をいたします。全国でもいい湯で知られている有名な温泉のまち菊池市において、老人福祉センターにおいて、昼間は足湯の温泉に使うから足湯に使わない夜のうちに溜めて、その温泉を沸かして使う、そのような、今回の老人福祉センターのお湯の使い方はそのようになっておりますけれども、私は思っております。こんなばかばかしい話はほかにはどこにも聞いていない。もしこんなばか話を実際に造られているところがありますならば教えていただきたいと思っております。市当局の見解を教えてください。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） まず1点目の補助金返還等の問題につきまして、この事業は隈府地区のまちづくり交付金事業として認定を受け、取り組んできたところであり、その対象事業の1つであります老人福祉センターも、当然交付金の対象として認められており、正当な手続きの下に事業を進めているところであります。用地につきましても、その交付金の対象となっており、何ら問題となる部分はなかったと認識をしております。

次に2点目の八媛荘跡の温泉源の有効活用につきましては、ご指摘のとおり当初菊池公園、温泉街、商店街を有機的に結びつける市民広場の再整備を含めて温泉源を確保したのですが、その利用は最大限に活かさなければならないということで審議がなされており、現在市民広場の足湯としての活用を行っております。市民広場再整備は、まちづくり交付金事業の中で取り組む計画で、一連の隈府中央地区の再整備の中に位置づけております。隈府中央線、ポケットパーク、老人福祉センターなど、それぞれの地域への効果を期待し、この事業に取り組んでいるところであります。したがって、泉源については、これらの目的のために最大限利用すべきであると考えております。

3点目のレジオネラ菌の安全対策につきましては、昼間ポケットパークへの足湯に供給する温泉水を夜間に一旦貯湯タンクへ確保いたします。その後、管と滅菌措置により二重に安全性を確保し、浴槽へ供給する仕組みであります。これらの措置により、レジオネラ菌などへの安全対策は可能だと考えております。

また、定期的な送水設備の点検や清掃管理なども並行して行います。

次に、4点目の老人福祉センターの温泉施設の利用形態についてであります。確かに十分な湯量があれば、洗い場のお湯も温泉水も使用するのが理想と思っております。しかし、洗い場のお湯やシャワーなどからは、飛沫によりレジオネラ菌が口や鼻な

どから体内に進入しやすいという問題もあります。この部分を加温した水道水を使用することにより、安全性を確保し、汚染水の湯量も確保できることにもなります。このようなことから、温泉掘削よりも足湯の温泉水を利用した方が現実的で、早期に着工できると総合的に判断したものでございます。どうぞご理解をお願いします。

以上、お答えします。

こういう沸かしたお湯を体とか頭に洗うときの施設はあるかというお尋ねですが、要するに沸かした水をですね、体を洗ったら顔を洗ったりする施設はどこにでもあるかというような質問に対してですけれども、これにつきましてはほかの温泉施設、第三セクターとかですね、そういうところにはございます。菊池内の温泉をある程度聞いてみますと、温泉水を利用するところが多いようでございます。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○14番（奈田臣也君） ありがとうございます。再質問を考えて、ただ1つ確認をしますが、私が心配しておりますのは、まちづくり基金交付事業では、基幹事業として地域交流センターはできます。しかし、老人福祉センターは該当しませんとなつとるわけですよ、ご存じですね。老人福祉センターは該当になつたらんわけですよ。よかですか。されど、提案事業については計上することができます。だけん私はこの計上とは何かというのを大変心配しまして、先ほどしたのは一緒の施設、計上するということは、この建物の中を、ここは老人福祉センター、ここは地域交流センターというふうにすることが計上の意味というふうに思っております。しかし今の説明では、提案事業で老人福祉センターもしてよかというような答弁に聞こえたので、この辺については、若干私は疑問を持っております。

それからあと1つ、再質問をいたします。今回の老人福祉センターの建設計画、今回の老人福祉センターの建設計画は、私の考えでは地域交流センターあつての老人福祉センターであります。その地域交流センターの利用計画が、昼間は老人の方が利用し、夜間には市民の方が利用する、そのように昨日松本議員の答弁に答えられましたけれども、本当に5億円もかけて地域交流センターをつくり、老人福祉センターをつくって目的が果たせますか。このような利用の仕方について、国の了解は正式に協議の中でお墨付きをもらっておられるのか、その辺のことについて、協議の中で質疑はあったと思いますけれども、ありましたならお知らせいただきたいと思ひます。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 先ほど1番目の方にお答えしたと思ひますけれども、正当

な手続きの下で事業を進めてきておりまして、用地取得あたりもしておりますけれども、それにつきましては何の問題もないということで私としては認識をしているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○14番（奈田臣也君） この老人福祉センターの建設はですね、多くの老人の方々が1日も早くつくってほしいと強い要望がですね、あっております。私たちもそれをですね、肌で感じております。私たちも1日も早い建設をしたいがために、このような質問をしておるわけでございます。しかしながら、この早期着工のためにはですね、今、部長はそがん考えとって言いなつたばってん、公のことで協議が整っているかということを僕は聞いたわけですがけれども、なかったです。

それから、レジオネラ菌の体制についても、私は不十分。いいですか。これは人の生命、健康に関する問題、もっともっと審議する必要があると思いますが、このような問題はですね、また今後とも協議せにゃいかんと思いますので、こういう問題で進めていくなら、必ず多くの問題が発生してくる、私はそのように思っております。

そこで、私は老人福祉センターの早期着工については、原点に戻されまして一般財源でですね、これには起債が、合併特例債が出て7割補助になりますので、それで建設をですね、今の場所でされる方がすべての問題が一挙に解決され、そのことによって早期着工ができると私は考えておりますので、質問ですがけれども、このような多くの問題を抱えながら早期着工ができるとお考えなのか。それとも、原点に戻して今の場所で合併特例債を使って、自主財源を使って早期着工ができるのか、市当局の見解をお聞かせ下さい。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） お答えします。行政の手法としましては、最小の経費で最大の効果を上げるということで、補助事業があるものにつきましては、もう補助事業を十二分に活用しながらいろいろな事業に充てたいという考えは基本的にありますので、そういう方向でいきたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○14番（奈田臣也君） あのですね、私が言っているのは、補助金を取ることは大事

ですけれども、補助金は目的を果たすために補助金があるわけですから、まずは補助金ありきでこのような事業をですね、何でも正当化されたならば、菊池市の行政はですね、これはとんでもないことになりますので、私が言いたいのは、目的に沿って、私たちはそのような説明を受けておりませんので、あやふやなことではありますので、それをまちづくり交付金事業とするなら、するようにもっと早く土地を購入する前にその大事なことはですね、我々の場で審議する場をですね、つくってもらわにゃいかん。後でですね、こしこしこしたけん、しょんなかけん造れというような手法はですね、今後取っていただきたくありませんので、答弁をお願いします。

○議長（北田 彰君） 以上で時間がまいりましたので、中止します。

ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午後2時00分

開議 午後2時10分

○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、隈部忠宗君。

[登壇]

○13番（隈部忠宗君） 一般質問3日目でございますけれども、前回奈田議員の熱烈なる質問の後でございますのでちょっと心配しますけれども、通告に従いまして質問をいたしたいと思います。

菊池市民が先輩方が築いた輝かしい文教菊池を受け継ぎ、さらに次世代にバトンタッチするには、もっともっと菊池を知り、菊池を愛し、市外から訪れる方々におもてなしの心を持って迎えることは非常に大切であると思います。また、これが菊池市の活性化にもつながるものと思います。私は、先般の第2定例会におきまして、文教菊池とはどういうことかについてお尋ねをいたしました。教育長は、文教とは、一つに人を育てるのに教育を持ってなすという意味と、2つ目に教育や文化の発信地、中心地の意味があると聞いております。この2つの歴史や伝統を有するのが、ここ菊池市であると言われていたという答弁をいただきました。そして、教育長は菊池市には中世の時代、24代にわたる菊池一族の歴史がある。特に、20代為邦公は、学問の振興に力を尽くし、文教菊池の名声を高めました。また、その嫡子21代重朝公は、迫間川の麓に孔子堂を建て、儒学に力を入れ、乱世の中で学問・文化の普及に努めました。この流れは、江戸中期の肥後の藩校時習館や医学校であります再春館と続き、他藩からの留学生も多く、肥後の教育は全国から注目を集めま

した。さらに明治には、後の済々黌となる童心学舎、そして第五高等中学校の創立と続きます。また、庶民教育も盛んで、ちなみに明治初年の調査では、県全体の寺子屋数910、全国第5位の数を誇っていました。ここ菊池においても、私塾寺子屋が約50近くあり、その中で渋江塾、木下塾から数多くの優れた人材が輩出しております。これが文教菊池の由来でありますという答弁をいただきました。優れた人材を育てることによって、文教菊池が継承されてきたと思っております。そして、文教菊池を学校教育にどう活かすか、また教材として副読本の必要性についても伺いました。

そこで今回は、1番目に指導者の確保について、2番目に菊池検定の実施について、3番目に古文書の管理と活用について、4番目に図書館の充実と活用について、5番目に2学期制の検証について伺います。

まず、指導者の確保についてでございますが、このように先輩が築いた輝かしい文教菊池を継承するために、小中学校では多くの先生方が指導に当たっておられます。文教菊池をさらに成熟させるためには、専門の研究者の養成・確保が必要であると思えます。現在、社会教育指導員として専門の先生がおられますが、市内の優秀な指導者を外部に出さないためにも、また外部から優秀な指導者を確保するためにも、人材確保条例もしくは要綱をつくり、本市が掲げる歴史文化のまちづくりの核にさせていただきたいと思えます。指導者の確保についてどう考えるか、お伺いをいたします。

2番目に、菊池検定の実施についてどのように考えるか、お伺いをいたします。菊池市民がより菊池を知り、また市外の方々が菊池を知っていただくためにも、早く菊池検定の事業を実施してほしいと思えます。現在、各地で検定事業は普及しつつあります。例えば熊本観光文化検定や人吉、玉名も検定事業が始まっています。菊池の検定は、歴史・文化はもとより社会、行政、人物、農業や商業、観光、自然等を含めた検定にしたらいかがでしょうか。小中学校の低学年から一般に通じるようにクラスを分け、上級、中級、初級と、こうなると菊池市民全員が観光案内人を目指すおもてなしの心も醸成されると思えます。実施についてどのように考えるか、お伺いをいたします。

3番目に、古文書の管理と活用をどのように行うか、お伺いをいたします。菊池は、古文書の宝庫と言われていますが、単に古文書と言いましても嶋屋日記のように190年間も書き続けられたものや国指定文化財の菊池神社文書等、貴重なものまでありますが、市が把握しているものはどのぐらいで、どのように管理がなされているか、お伺いをいたします。

4番目に、図書館の充実と読書の推進についてお伺いをいたします。菊池中央公

民館の図書室が3階から1階に移動されました。利用される方々が大変喜んでおられます。読書の秋を迎えましたが、最近ではテレビ、パソコンと情報の発達によって読書の必要性が薄れています。しかし、昔から食べ物は体の栄養、読書は頭の栄養と言われるように、読書は大切なものです。そこで、小中学校の図書室の状況、泗水図書館、七城・菊池・旭志公民館の図書室の状況、本市民の1人当たり冊数、件平均また全国平均の冊数や図書司書の状況、また今後どのように整備されていく計画であるか、お伺いをいたします。

5番目に、2学期制の検証についてお伺いをいたします。第3回定例会において坂井議員の質問がありましたが、県下14市の中では4市が2学期制に移行していると聞いております。1年9カ月が経過いたしました。11月に抽出的なアンケート調査が行われたそうですが、子どもたちの意見、保護者の意見、先生方の意見の検証結果はどうであったかをお伺いをいたします。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 私の方からは、専門職の設置について基本的な考え方について申し上げたいと思います。

専門職につきましては、特定の学識経験を要する職務に任期を限って任用するものとして、地方公務員法第3条第3項第3号に基づき任用しているものであります。また職の設置につきましては、地方自治法に基づき、その学識経験者の必要性、目的などの任用根拠を設置要綱にして定める必要があるというところでございます。本市の設置状況を具体的に申し上げますと、議員ご承知のとおり、社会教育指導員、人権教育指導員、その他家庭児童相談員、女性相談員などがございます。ご指摘の人材確保条例及び要綱につきましては、医師や看護師など福祉職の確保のため住居や支度金など処遇を整えることを目的としたものでありまして、本市で必要と思われる学識経験者等の専門職の設置につきましては、それぞれの部署において必要性、目的を明確にした設置要綱を整備し、適切な人材確保に努めているところでございます。

私の方からは、以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 菊池検定についてお答えをさせていただきます。議員ご承知のとおり、地域の活性化、人材育成、文化産業振興などを目的としまして、特定の地域や物事に関する知識を問います、いわゆるご当地検定につきましては、現在

商工関係団体や観光関係団体を主体に自治体や各種団体での共同によりまして全国的に広がりを見せている状況でございます。県内の状況につきましては、お示しのあったとおりでございます。県内外から菊池市を訪れるお客様に満足していただくため、広く菊池に関わりのある方々がおもてなしの心を持つことは大切なことだと思っております。また、菊池市民自らが菊池の歴史、文化、産業等に関する知識を深め、菊池を再発見する機会を創出することも大切なことだと思います。菊池検定につきましては、今後関係部局や観光等の団体等と連携を計りながら、今後協議を行ってまいりたいというふうに考えます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 私の方からは、まず指導者の確保についてお答えいたします。

文教菊池を継承する歴史・文化関係分野の指導者確保につきましては、菊池市が中世における政治文化の中心として発展してきたという歴史もあることから、合併前より旧菊池市では社会教育指導員としての位置づけをいたしまして、歴史や古文書等の調査・研究等を実施してまいりました。現在も1名の方を歴史・古文書の専門舎として社会教育指導員の委嘱を行い、郷土の歴史等の調査や公民館講座の菊池の歴史と古文書講座を担当していただき、啓発に努めているところでございます。

次に、古文書の管理と活用をどのように行うかということでございますが、菊池市内には多くの古文書が所在しております。その多くは、個人所有であります。市として把握している古文書の数につきましては、合併前の各市町村史編纂時と県立図書館の古文書等所蔵家の調査事業において、その目録が作成されており、そのうち市で保管しているものは明治からの行政関係の土地に関わる資料が最も多く、旭志は個人所有の寄託資料も合わせて管理しているところです。

そこで、管理数についてですが、市所有は指定文化財を含めて菊池が5点、七城は1点、旭志は26点、泗水は2点で、合計34点となっており、各公民館の市町村史編纂室や泗水歴史民俗資料館で保管しております。先に述べました市が把握する古文書等は、県立図書館刊行の平成8、9年度熊本県古文書等所在確認調査概要報告書や合併前の各市町村史編纂時の古文書調査で、菊池は38点、七城は26点、旭志は62点、泗水は19点、これに市指定文化財である御松囃子の番付並びに覚書、深川河原手長手鏡、嶋屋日記、菊池川全図、菊池万句の5点を足しますと150点に及んでいますが、その後も社会教育指導員等による所有者調査の継続により、新たに4点の資料を確認し、現在では154点を把握しているところです。内容としましては、江戸時代の菊池の様々な出来事、藩の動静とか、祭礼、商いなど19

0年間に亘って書き次がれた日記や菊池氏の時代に読まれた連歌を綴った巻物、個人の証文、井手開削に関わる申上書など、様々なものがございます。管理という点につきましては、市所有の指定文化財や寄託のあった資料などは、市の施設内に保管しておりますが、個人所有のものはそれぞれ大事に管理されていることと思えます。市では、貴重な物は冊子として保管するなど、資料としての管理に努めています。

次に、図書館の充実と読書の推進をどのように考えているかということでございますが、ご存じのように図書館は市民の皆さんの知りたいという望みに答え、皆さんの暮らしや仕事、まちづくりに役立つ情報や資料を収集し、誰もが情報を自分で使いこなせるよう提供することにあります。まさに市民の皆さんの情報拠点、読書活動拠点として最も身近な社会教育施設になります。

そこで、平成20年度末現在の施設の状況を申し上げます。泗水図書館の蔵書数は8万149冊、登録者9,746人、年間利用者2万7,317人。中央公民館図書室の蔵書数は2万1,490冊、登録者3,961人、利用者6,388人。七城公民館図書室の蔵書数は6,856冊、登録者489人、利用者5,239人。旭志公民館図書室の蔵書数は9,764冊、登録者177人、利用者207人となっており、合計の蔵書数は11万8,259冊、登録者は1万4,373人、利用者3万9,151人で、利用者数を人口で割った利用割合は75.2%となっております。市民1人当たりの平均は約2.3冊の状況でございますし、またお尋ねの県民1人当たりの平均は2.1冊、国民1人当たりでは2.8冊となっております。なお、小中学校図書室の状況は、平成20年度末の蔵書数が小学校で8万7,026冊、中学校で4万5,345冊となっておりまして、合計13万2,000冊です。また、月1人当たりの貸し出し冊数ですが、小学校で6.7冊、中学校で2.4冊となっております。

次に、図書館関係で、図書司書についてですけれども、図書館以外の図書室も専門的な見地から図書の案内ができる図書司書を配置することが必要であることから、これまで未配置であった旭志公民館に本年度より1名の図書司書を配置し、すべての公民館図書室で司書配置体制が採れることになりました。なお、図書司書の配置状況については、泗水6名、中央2名、七城2名、旭志1名であります。平成21年10月より6カ月間、国の緊急雇用創出事業により中央公民館図書室の移設と図書整理のために3名、旭志公民館図書室の図書整理及び拡充のために1名の追加配置を実施したところです。また、小中学校には全19校図書司書を配置しているところです。

次に、2学期制についてでございますけれども、2学期制の検証についてござ

いますが、昨年11月に中間状況としてアンケート調査を実施しました。対象者は、前学校教職員をはじめ小学校5年生、中学校2年生及びその保護者を対象に行いました。その中で、2学期制導入に対する保護者からの意見・要望としましては、秋休みが短すぎるという意見や、また反対に勉強やスポーツに適した時期の秋休みは要らないといった意見。2つ目に、通知表が2回では不安という意見があり、そのほか要望としましては、暑い中に夏休みが終わるので、暑さ対策をお願いしたいなどといったものがありました。また一方で、夏休み前の通知表に代わる連絡表と面接で子どもの課題がわかった。夏休み中の補充学習の実施は有り難かった。2学期制に伴い、長期休業中に三者面談を行ったことで、他人と保護者との関係、学校と保護者の関係がよくなったなどの評価する意見も上がっています。また昨年度末に小中学校に対して教職員の意見や保護者、地域の反応を求める形で調査を行い、その結果をまとめ分析を行っております。その中で、学校としましては、学習指導、生徒指導、進路指導等の観点からよかったという意見がよくありました。また、保護者の声も1年を経過する中で状況を把握できたためか実施前のような不安の声はほとんど聞かれなくなりました。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○13番（隈部忠宗君） 再質問をさせていただきます。

指導者の確保につきましては、担当部署と相談するというところでございましたけれども、まだまだ菊池には検証されなければならない点がいっぱいあると思います。今現在、広報紙に掲載されております菊池の古代ロマン、古代湖「茂賀の浦」の検証をはじめ、菊池一族のしつじ、城郭の広さ、先日発掘されました菊池隈府土井ノ外遺跡、伝菊池氏館跡の再検討や菊池市館跡の調査や小中学校の副読本、さらには菊池検定、古文書の解説と普及、専門員の役割は大きいものがあります。専門職の人材は少なく、早急な検討をお願いしたいと思います。

また、菊池検定につきましては、今後関係部局と連携を図りながら十分協議を行ってまいりたいということでございますけれども、検定のテキストや講座を開設したり、さらに充実してくると思います。また、認定書等を発行されれば、上級へと進級の励みになると思います。また、観光と結びつけたり、先日、樋口議員から質問がありましたように、ふるさと納税へとつながると思います。先日、首都圏七城会に、今できております七城ふるさとカルタを持っていきましたら大変喜んでいただきまして、こういうことならばふるさと納税もするばいたと言われました。ぜひ関係部局と十分協議を行い、検討をお願いいたします。

古文書につきましては、市で把握されているものでも154点と膨大な数に上っておりますし、また民間人の方々の蔵書も多いと今の質問でわかりました。しかし、解説がないと我々にはわからないわけですが、古文書の解説、解読、活用は、今後どのように行われるか、お伺いをしたいと思います。広く市民に、また教材に利用されるような活用を望みたいと思います。現在、中央公民館の3階の元図書室が空くわけですが、ここに展示したり、古文書を楽しむ場にはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

4番目の図書館の充実でございますが、ぜひ積極的にお願いしたいと思います。私たちが視察に行きました長野県川上村は、人口4,700人の村ですが、かつては日本で一番貧しい寒村だったそうです。今、年収平均2,500万円の農村に生まれ変わっております。図書館は24時間使用できるそうです。現在、東大に3名在学しているそうです。また、宇宙飛行士も誕生したということにして、村長は教育さえ充実していれば、この村の将来は大丈夫だと言われているそうです。また、鹿児島県の出水市は、読書日本一のまちづくりを目指し、キャッチフレーズは「いつでもどこでも手に本を、全市民参加の読書活動を推進しよう」ということだそうです。本市の読書の推進についてお伺いをいたします。

また、5番目の2学期制の検証結果でございますけれども、当初2学期制の移行の主な理由は、学校現場において評価活動の煩雑さや生徒指導の課題などで先生方が多忙感、疲弊感に喘いでおられ、じっくり子どもたちとつき合えないといった教育環境の問題が解消されること。それから、2番目に夏季休業が学期の途中になることを活かし、長期休業中であっても子どもたちの学習や生活に連続性を創り出すなど、本市の課題であります学力向上や不登校などの生徒指導上の解決の一つの手段として2学期制を導入したということが報告されましたけれども、検証の結果、どう成果が発揮されているかお伺いをいたします。

以上、再質問といたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） ご当地検定では、特定の地域の歴史や文化、観光に関し、一定の知識を持った人に合格証や認定証を付与することが一般的なようでございます。また検定のためのテキストの作成・販売・講座も開設されている地域もあるようでございます。今後も先進地のご当地検定の情報収集及び成果の把握を行い、関係団体や機関とともに協議を行ってまいります。何分この検定においては主体となっているのはどこの地域も商工会、あるいは観光協会が主体となっております。行政がやっておられるところもあるように聞いておりますが、先日も12

月7日の熊日の新聞にご紹介されておりましたが、阿蘇の達人を目指せということで、南阿蘇と小国町を会場に阿蘇町の全域の商工会、観光協会が一緒になってやられたということで、339名が受験をされたという状況でございます。そういった関係もでございますので、まず観光協会、商工会の盛り上がりが大切だと思いますので、各団体とも協議を行ってまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 私の方から、まず指導者の確保関係についてでございますけれども、歴史・古文書等の専門職の配置につきましては、先ほども述べましたように、現在社会教育指導員として専門の方を配置しているところでございます。遺跡等の調査につきましては、埋蔵文化財の専門員を生涯学習課に配置しており、発掘調査や確認調査等を行い、歴史の解明並びに保存を図っているところです。古文書等の専門員採用につきましては、現在専門員の配置がなされておりますので、新たな配置につきましては業務内容等を含め、今後関係部局等並びに専門の学識経験者の方との協議を行いたいと思います。

次に、古文書関係でございますが、古文書の活用等につきましては、これまでも質問にお答えしておりますが、菊池市には嶋屋日記をはじめとして9件の指定文化財がございます。このほかにも個人で所蔵されている古文書と言われる古い書き付けなど、先ほど述べましたように多数確認しているところから、これらの古文書の解読・解説につきましては、先にも述べましたが、現在、古文書や歴史に詳しい専門の方を社会教育指導員として配置し、調査等を行っているところです。また、広く教材に活用できないかということでございますが、これまでの菊池市の歴史・文教・産業等を記載した菊池市史等にも古文書から紐解かれた歴史などについて記載がなされておりますし、解読した資料の中でも貴重な資料につきましては冊子として発刊をいたしております。ご承知のとおり、昨年10月には肥後渋江家伝家の文教を発刊し、市内の小中学校や高等学校等へも寄贈を行うなど、郷土資料、啓発資料として古文書の活用を図ってきたところであります。そのほかに、古文書を教材とした公民館講座なども開催しております。

次に、旧図書館の利用をどう考えるかということにつきましては、現在一部の冊子等の資料整理が必要なために空いている状況にありますが、中央公民館は生涯学習の場として多くの皆様に利用されていることから、会議やお稽古ごなどの使用希望も多くあり、利用者のニーズも考えながら、今後どのように活用することが市民の皆様にとって喜ばれるかを十分協議して活用方法を決定したいと思います。

次に、図書館関係でございますが、読書の推進ということですが、読書活動の推進としましては、市民の方の寄附を活用した打出文庫のコーナーを設置する等、図書の充実にも努めるとともに、中央公民館図書室は3階にあったため、先ほど紹介がありましたように高齢者の皆さんや障害者の皆さん、乳幼児や妊婦の皆さん方に多くの負担を掛けていたことから、今年10月に1階に図書室を移転し、バリアフリー化を図り、新たに視聴覚コーナーや郷土資料コーナー、乳幼児のお話コーナー等を設置することで利便性の向上と図書室の機能強化を実施したところであり、利用者の方からも高い評価をいただいております。また、本年度においては、国の地域活性化生活対策臨時交付金を利用し、泗水図書館と中央公民館図書館の視聴覚教材の充実を図るべく、DVDやCDといった視聴覚資料の購入も行っておりますし、また図書館、各公民館図書室の司書による担当者会を毎月開催し、図書の広報をはじめ図書の選定や情報交換等の連携強化に努めているところでございます。さらに司書という仕事を通し、住民に親しまれる図書館をつくるため、スキルアップ研修に積極的に参加し、利用者への適切な対応に反映できるよう推進しているところでございます。

次に、小中学校におきましては、本年度の学校教育重点目標の1つに読書活動の推進を掲げ、平成20年の読書量に基づき、月1人当たりの読書冊数を小学校で7.1冊、中学校で2.9冊という数値目標を定め、すべての学校で取り組んでいます。また、平成17年度からすべての小中学校に配置した学校図書司書の効果的な活用、あるいはノーテレビデーによる親子読書の日、朝の読書タイム、読書週間の設定、地域ボランティアによる読み聞かせ等、それぞれ学校で特色ある取り組みを行っているところでございます。

次に、2学期制の今後の、2学期制を充分発揮していくための方策ということですが、2学期制については、市内の全小中学校調査結果にも表れているように、2学期制を導入したということで通知表が1回減ったことや作成時期が変わったこと、評価期間が長くなったことなどで、教職員の多忙感、疲弊感の解消を図ることができ、そのことによって子どもと向き合う時間が増加し、余裕をもって学習指導や生徒指導に取り組むことができたとの声が大きく聞かれるようになりました。特に中学校では、7月の中体連時期の煩雑さの解消や12月の中学校3年生の進路事務に時間を確保され、三者面談等が余裕を持って実施されたことは、子どもたちに対して意義があると感じています。また、長期休業日が学期の途中となることを活かし、休業日に入る前後の面談で学習面、生活面の課題を確認したり、休業中に補充学習を行うことで長期休業中であっても子どもたちの学習や生活に課業日との連続性を創り出したことも、子どもたちの学習面に効果的であったと思います。

実際、今年の全国学力調査の結果を見ましても、中学校ではすべての項目で全国平均を上回り、学力がかなり向上しましたし、サマースクール等の実施により不登校の生徒も平成20年度は平成19年度に比べると約4分の3に減少するなど効果が表れてきています。また面談において、長期休業中の学習や生活課題を子どもと保護者で確認でき、保護者との信頼関係が築けたとの声も多く聞かれるようになり、学習面以外での効果も表れてきております。今後も2学期制の利点や意義の浸透を図るとともに、保護者や学校などの意見を十分聴きながら、よりよい制度に努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○13番（隈部忠宗君） 文教菊池の基盤が着々と実現していていることを感じました。

再々質問として、文教菊池について5項目ほど質問をしましたが、市長の所信をお伺いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 文教菊池につきましては、これまでも菊池の誇りとして残された言葉でありますし、また歴史であると、このように思っております。議員の皆様方におかれましてもご存じかと思いますが、この文教菊池としての始まりは、先ほども述べられましたけれども、菊池市の歴史にまで遡り、菊池氏の歴史にまで遡り、当時乱世の世の中で武力が中心と言える時代、20代の為邦公、21代の重朝公が文学や儒教を重んじて文教に力を注いだことによります。江戸時代になりますと、渋江氏累代や多くの学者によりますところの私塾がつくられまして、渋江塾、木下塾という言葉が出ましたけれども、数多くの私塾がつくられまして、教育の振興が図られておりまして、現在の文教菊池の基となったと、このように認識をしております。これらの歴史性から、教育委員会では文武両道、廉恥礼節を教育の理念として、ふるさと菊池を愛し、そして菊池の伝統と文化を受け継ぎながら文教菊池の確立を目指して取り組んでいるところでございます。しかし、これからは、これらにつきましては教育の面に限ったものばかりではなくって、市としてもこの歴史などを生かしつつ活用していくことが市政の発展、あるいはまた市民のアイデンティティの高まりにもつながってくるのだらうと、このように思っております。本市が掲げるまちづくりの理念であります「豊かな水と光あふれる田園文化のまち」、これは豊かな自然環境やこの歴史を生かしながら人の優しさで創り上げる健康で活力の

あるまちづくりに相通ずるものであるとして推進しているところでございます。文教菊池に係る指導者の確保や菊池検定などにつきましては、歴史・文化ばかりではなくって、先ほど答弁の中にありましたように、観光とか、あるいは商業・農業・自然など、様々なことについて菊池を知っていただくための一つの方策であって、まちづくりになるのではないかと、このように考えます。現在、地域の様々な課題を解決するために連携協力して行おうべく、熊本県立大学との包括協定はご承知のとおり締結しておりますので、必要に応じまして連携を深めながら関係部局などで協議をいたし、状況によりまして判断してまいりたいと、このように思います。

また、読書の推進や2学期制の取り組みについては、ただいま教育長の答弁にありましたように、その整備の拡充も徐々に図られまして、結果も表れてきているということでございまして、市政の全般におきまして文教菊池の推進と、それからまた充実というものをさらに図っていききたいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○13番（隈部忠宗君） 2番目の市の活性化についてご質問をしたいと思います。食のふるさと、養生の里菊池をどのように市の活性化に展開する考えであるかということでございますけれども、食のふるさと、養生の里菊池は、11月8日の日に「地域とともに こんにちは熊日です in 菊池」のタイトルでございますけれども、昨日から葛原議員、中山議員、それから先ほど坂本議員が質問をされまして重複するところがございますので、重複は避けたいと思っております。今回は、熊日の主催でございましたが、市民の手づくりで地域とともに、こんにちはということぜひ続けてほしいと思っておりました。その中で、熊日の平野局長のまちづくりの愛情が地域をいい方向に変えるという挨拶が非常に印象的でございました。パネルディスカッションで5人の方々から素晴らしい提案をいただきました。本市としてどう取り組むかについてお尋ねをいたします。

第1点目は、市長が提案をされましたブランド推進室についての質問でしたけれども、これは重複しますので避けたいと思います。

その中でブランド推進室、流通販売の促進に積極的に取り組みたい、環境を大切にしたら暮らしやすさ日本一のまちづくりの構想について具体的にお尋ねをしたかったんですけども、同僚議員の方に回答されましたので省きたいと思っております。

無肥料無農薬、自然栽培農家の実践が発表されましたけれども、こういう農家に対してどう支援する考えか、お伺いをしたいと思います。

それから、生産者と生活者の顔の見える軽トラ市についての提案もございました。2回ほど10月と11月、2回ほどありましたけれども、非常にこれは隈府町にマ

タッチした試みであると思います。周辺が旭志、泗水、七城農業地帯でもありますし、その加工品を活かしたり、それから菊池市の中心街を活性化したり、いい試みだと思えますけれども、2回の開催の検証と結果、対策についてお伺いをしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） まず、有機農産物についての考え方につきましては、農薬や化学肥料の大量使用が問題となり、環境保全型農業が注目され、農薬や化学肥料を全く使わない有機農業を目標とするところがございますが、既に実践されている生産者の方々がおられます。しかし、環境保全型農業を実践する上では、生産者において作付け方法等の改良、改善が具体的実践課題であり、生産者においてもこれに取り組む上での温度差が否めず、また消費者側にも温度差があると感じております。このような中で、第一段階といたしまして、エコファーマー農産物として、化学肥料・農薬を現状より減らすことから環境保全型農業への取り組みへの意識付けを図り、次に化学肥料・農薬を慣行の50%以上減らす特別栽培農産物への取り組み、さらに熊本型特別栽培農産物への取り組み、有機農産物への取り組みと段階を踏んで環境保全型農業への推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、軽トラ朝市につきましては、熊本菊池軽トラ朝市実行委員会が主催している事業でございます。構成団体といたしましては、菊池市商店会連合会、御所通繁栄会、立町親衛会、中央通り繁栄会、向町発展会、横町とおりゃんせ会、菊池市商工会、商工会青年部、女性部、NPO法人菊池まちづくり千年の風の10団体でございます。委員数は30名となっております。市も後援団体の立場から委員として参画しております。目的といたしましては、農商工連携を図り、農家、特にお年寄りや団塊世代の活躍の場を提供し、総合交流と生きがいに寄与し、もって菊池地域の産業振興及び中心市街地の活性化を目指しているものでございます。2回の開催におけます結果につきましては、事務局の方にお尋ねいたしましたところ、1回目の10月25日には軽トラ出店台数が67台、お客様の数といたしまして約4,000名、2回目の11月22日は軽トラの出店台数が76台、お客さんの数が約3,000人ということでございました。事業の検証につきましては、市の直接的な事業ではなく実行委員会の主催でありますのでまだ行ってはおりませんが、事務局の話では、道路使用許可と臨時トイレの2点が課題だと伺っております。また、数十年ぶりの通りの賑わいに沿線住民の感動の声もあったとも伺っております。市の支援としましては、今後実行委員会と協議してまいりたいと思えます。また、周知の面につきましては、広報紙をはじめラジオでのPR、県外

向けのメディアの活用など、側面的な支援を行い、継続できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○13番（隈部忠宗君） 無農薬、有機栽培につきましては、やっぱり生産者のニーズに沿って段階的に保全方農業を進めていかなければならないと思いましたが。よろしくご指導をお願いいたします。

また朝市につきましては、問題点の指摘でもありましたように、2,400円の道路占有願いの印紙代ですかね、それが負担になっているようでございますけれども、随時この点についてもご検討をお願いしたいと思います。やっぱり市民の手づくりのイベントでございまして、育っていくためには行政の支援が当初は必要であると思います。よろしくお願いをしたいと思います。

先ほどもありましたように、久しぶりの賑わいだったと。昔の初市に戻ったようだったというふうな参加者の声をお聞きいたしました。また、観光客からは、温泉もよかったですし朝市も見られて本当によかったと言われた観光客もあったようでございます。

再質問といたしまして、パネラーに養生園の竹熊先生が登場されましたけれども、土とふれあう教育が必要と力説をされました。学校での食育はどのようにされているか。それから、竹熊先生の予防医学をぜひ学校の子どもたちにも講演してほしいと思いますけれども、養生園の活用は行われていないか、お聞きをしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 学校での食育についてでございますけれども、教育委員会では学校教育の重点努力事項の1つであります健康教育推進及び体力の向上の項目の1つに食育の推進を位置づけておりまして、学校教育活動全体を通して系統的な取り組みの推進と食に関する知識等を身につけた実践的態度と望ましい食習慣の育成を掲げております。具体的に申し上げますと、農業体験活動と、そこで収穫された食材を使った調理実習や学校給食への実施、お弁当の日の設定や家庭の各種だよりにおける食育の啓発、学校給食の試食会などを行っております。そのような意味におきましても、「医は食に、食は農に、農は自然に学べ」をスローガンに、土とふれあい、土からの教育を訴えてこられた竹熊先生には、本市ではこれまでも各学校で講演をいただいたり、児童生徒が養生園に直接出向き講話をいただいたりしてき

ました。毎日全国各地で講演会等で大変お忙しい先生ですが、養生園で実施される講話会への児童生徒の参加や学校での講演会などの機会を今後ともつくっていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 健康推進面の方からお答えをしたいと思います。養生園の竹熊先生におかれましては、菊池養生園開設時より食養成を基本とした予防医学に携われ、本市の健康健診をはじめとする疾病予防と健康づくりに多大なご協力とご指導をいただいたところでございます。現在も名誉園長として広く活躍なさっております。広域の保健センター、公立菊池養生園診療所では、養生研修が毎週金曜日に予約制で開催されており、竹熊先生の講話も盛り込まれているとのことでありますので、市としましても今後は養生園と連携しながら市民への周知を図り利用者の増加に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○13番（隈部忠宗君） ぜひ地元にある養生園をですね、活用して、学校の子どもたちも、また一般市民の人たちも予防医学に勉強をしなければならないと思いますし、やっぱり活用すべきだと思っております。

再々質問でございますけれども、「地域からこんにちは熊日です i n 菊池」は、菊池が最後だったそうです。素晴らしい企画であったと思います。また、市民の方々の努力や新しい考え方も聞くことができました。まさにまちづくりの愛情が地域をいい方向に変えるものと思いました。これからは、地域の時代であります。地域をどう活性化するかは、やっぱり市民の考え方だろうと思います。熊日の主催から市民の手づくりの継続的な企画ができないか、パネラーとして出席をされました市長に時間が6分しかありませんけれども、お聞きをしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 11月8日の「こんにちは熊日です i n 菊池」におきましては、食と農をテーマにして、食のふるさと、そして養生の里菊池についてのパネルディスカッションがなされたところであります。また、当日はパネルディスカッションだけではなくて地元の高校生によりますところの演舞、あるいはまた太鼓の演奏とか俳句の披露をはじめといたしまして、JA菊池によります物産市など、市民の皆さ

ん方、まさに総参加の雰囲気の中で大変この活性化につながる活動をいただいたと、このように思っております。市の総合計画におきまして、一番始めに市民総参加のまちづくりということの推進を掲げておりますが、市民の方々が各種の計画あるいは事業につきまして広く参画されることの重要性を改めて認識をしたところであります。最近の行政の運営において市民の参加ということについては、行政の透明性、あるいは説明責任とか公平性と共に重要な要素でありまして、市民の満足度をさらに上げること、理解と納得を確保できる行政を行うことが一番大事だと言われております。議員のご提案の市の活性化について、市民で考える一つのイベントの実施についてはいろんな方法とか内容について検討していかなければならないと思っております。竹熊先生のスピーチ、大変素晴らしいものがありました。断食を数日間したからといって水だけ飲めば人は死ぬことはない、食べることによって、食べ過ぎること、過食によって病になるんだといったお話がございました。部長の答弁にもありましたように、養生園と連携をさらに深めながら、この食のふるさと、養生の里の菊池というものを地域活性化の中に活かしていけばと、このように思っております。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午後3時09分

開議 午後3時19分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、水上博司君。

[登壇]

○9番（水上博司君） 皆さん方の顔を拝見しますと非常に疲れておりますけど、最後でございますのでご了承していただきたいと思っております。今日で3日目の質問の最後ですが、初日に6番議員の方、そして昨日は8番、9番の議員の方が林業の低迷する中、熱い思いを質問していただきまして、私も1人の林業家といたしまして、落ち込んでいる中ではございますが心強く思いました。ありがとうございました。

それでは質問いたします。

税のことはあまりわかりませんので、ゆっくり質問しますから、ゆっくり答えていただきたいと思っております。

まず、固定資産の評価基準についてということで質問いたします。文書には算定基準と書いてありますが、評価基準ということで訂正をお願いいたします。特に家屋の評価について質問いたしますが、木造建築の評価には屋根の部、外壁の部、外壁といいますと大壁が真壁か、そして基礎の部、家の内部に分かれ、部分別には

家の表面に表れる部分から内部に隠れて見えない部分があり、それぞれの部分の積み上げがあり、その部分別にも上・中・並、柱にすれば節があるか、ないか、1等品から3等品まで、天井から床板、電気、各種ユニット、製品まで、部分別の評価の積み上げイコール建て床面積だと思いますが、国産材、いわゆるスギ材、ヒノキ材、現在は米松を使った集成材もありますが、それに非木造並びにツーバイフォーの住宅があります。一連の新築工事が完了した時点での国産材、純木造住宅、さらには外材を使ったツーバイフォー住宅が建て床面積、建築工事費が異なる住宅において固定資産の評価はどうなのか。また、建築物価の変動では、その評価額がどう変わるか。私たち一般の人は、外見で見れば、やはり豪華な家は見た目で判断するわけですが、専門の調査員もその外見で見た目の判断も評価基準になるのか。また、木造住宅につきましては、税務課の専門担当の職員が評価を行い、非木造については県の職員の評価ということですが、その訳は。1回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） まず、固定資産の評価基準でございますけれども、これは総務大臣によって通常3年ごとに告示される固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続きを定めた基準のことでございます。市町村長は、この固定資産評価基準によって固定資産の価格を決定することになっております。家屋の評価基準の場合、木造住宅、非木造住宅ともに建築物価や労務費を基に決められております。また、木造住宅、非木造住宅とも再建築価格という理論上の建築価格を算出することで評価をいたしております。具体的には、家屋の構造部分、主体構造、基礎、屋根、外装、内装、建築設備ごとに評価基準が記載されまして、材質ごとに単価表で単価と数量を計算して、その総計を家屋の再建築費の評点数といたしておるところでございます。この評点数に1年毎の経年原価率を乗じて価格を算定することといたしております。

またお尋ねの1点目の国産住宅とツーバイフォーの住宅で同じ建築金額で評価が異なるのはなぜかということにつながるのかと思いますけれども、木造住宅の建築工法には大きく分けまして一般工法と、ただいまおっしゃられましたツーバイフォー工法があります。ツーバイフォー工法といいますのは、一般的には枠組み壁工法のことでありまして、枠組み壁工法では外壁部分と内壁部分で差を設けてあります。ツーバイフォー、一般工法、同じ素材の外壁、内壁部分で比較した場合は、ツーバイフォー工法のサイディングが一般工法のサイディングの約3割、内壁のクロスで約6割安い単価になっております。しかし、柱の部分ではツーバイフォー工法が一般工法の大壁、柱10.5cmの単価に比較しますと約2.2倍の単価設定となっております。

ますので、再建築評点数ではあまり差がありません。建築面積50坪で試算してみますと、一般工法とツーバイフォーの工法では、再建築費で約36万円、税額にして5,000円程度一般工法の方が高い結果となっております。坪当たりにして計算しますと約7,000円、税額にして100円ほど一般工法が高いということになります。

また2点目の固定資産の評価は、物価の変動で評価は変わらないのかとの質問でございますけれども、固定資産税は3年に一度の評価替えによりまして評価額の見直しを行っているところでございます。評価替えの年度で3年分の経年原点補正を行いますので、単年度ごとの建築物価による評価の変動はございません。

次に、外見が豪華な家は評価も変わるのかということでございますが、固定資産の評価につきましては、ただいま評価基準という形でご説明申し上げましたように、部分別の単価積算で価格が決定いたします。屋根の形状では、みのこ造り、何箇所も施してあったり、瓦も上等品であったり、壁は漆喰の真壁、下屋も長く装飾してあったりするなど見た目には豪華な家屋は評価も当然高くなります。これは、家屋の部分別単価の補正につながる造作が施工されているということから見栄えがよいというような形の評価になろうかというふうに思います。

それと、木造住宅については、市の職員で評価いたしておりますけれども、非木造についての県の評価であるということでございますが、その訳につきましては、地方税法の規定によりまして木造家屋については原則市町村で評価して都道府県に通知すると、その評価を通知するというようなシステムでありますし、非木造については市町村に、特に市は一定規模以下のものを担当し、一定規模を超える非木造家屋については県が評価するという事務を分担してありまして、相互に価格等を通知するという方法を取っております。本件におきましても、県と市町村間で取り交わしました建築家屋の評価の共同分担化に伴います税務行政運用上の協力に関する覚書に基づきまして、熊本市を除く13市におきましては非木造住宅の評価については100㎡以上の固定資産については、その評価基準によって県で家屋評価を実施しているということで、そういう事務分担をいたしているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

○9番（水上博司君） できるだけゆっくり答えて下さい。私もゆっくり言っていますので。

それでは、再質問いたします。現在、菊池管内においても住宅の建設が1、2件だと思えます。ほとんど見られません。多分、工務店の方々、悲鳴を上げられてい

ると思います。これは、工務店だけの問題ではなく、多数の企業も、そして農林業も、商工業も、今日の経済不況だと、そのしわ寄せだと思いたしますが、私の地元主に外材を使った住宅づくりの会社があります。いくつかの広い敷地にたくさん、ところ狭しとその家造りの材料が並んでおります。その材料がどこに運ばれて、どこで建てておられるかはわかりませんが、菊池管内のその以外で利用されていることは間違いないということです。そこでお尋ねしますが、森林組合等あたりの会議の中で国産材を使った住宅がツーバイフォーの住宅より税が高いというユーザーの声があるということですが、それはどういうことか質問いたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） なぜ高いかというのは1回目に、50坪の家を建てた場合の単価比較の中で、最終的には坪当たり100円ぐらいが一般工法の方が高くなるということがございます。これはあくまで評価基準に基づいた全国統一的な基準でございますので、これに沿って価格を出しているということがございます。また、旭志村にありますその工場につきましては、かなりの数が住宅建材といえますか、出て、集積材が発注されているようでございますが、聞くところによりますと九州管内が、その多くがああ旭志の工場から出ているというようなことを聞き及んでおります。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

○9番（水上博司君） 国は、追加経済対策の中で住宅の投資や間伐材の利用拡大を推進、また県は住宅を建てられる方に抽選で県産材の90本を提供するなど、温暖化対策、森林保全に力を入れております。しかし、実際は住宅に使われているのは外材が多いということで、何かこう私たちにすれば言うこととやることが違っているような感じがいたします。またこの件につきましても、菊池市も県なり、国なり、検討協議する必要があると思いたしますので、よろしくお願いたします。

次に、地籍調査について質問いたします。今回で三度目の質問になりますが、再度質問いたします。昨年の部長答弁では、20年度より2名の現地調査対応の嘱託職員を採用し、従来の2班体制から3班体制で現地調査を実施、県の財政健全化の中で2,000万円の予算を確保し、早期完了に向けて努力するということであつたと思いたします。22年度からは市の10カ年計画により、市街化区域と中山間地域を並行して調査に取り組むということでしたが、決算特別委員会の中では、中山間部は2年遅れの23年度以降という説明でありました。なぜ並行して行わないのか。

一昨年の岡崎部長の答弁では、平成40年度の目標を再検討し、早期完了を目指すということであったと思いますが、今でこそ所有者の境界と申しますか、確認に時間を要しているのに10年後、15年後、境界確認が本当にできるか、大変厳しい状況だと思います。地籍調査は、土地の所有者である土地に隣接している地権者の全員の方の立ち会いが必要であり、旧3カ町村100%、菊池市も45%以上近く完了していることであると報告がありました。税の公平さと申しますか、合併前に菊池市、そして旭志、泗水、七城も一緒だったと思いますが、全部の調査が終わってから課税をするというような最初は当初の約束があったと思います。しかし、3カ町村が地籍が全部終わってしまして、菊池だけが地籍調査が終わってないということで、今は随時課税ということで、これは合併検討委員会の中で検討されたと思いますけど、随時課税になっているわけです。ですから、税の公平さを保つためにも、1日も早く早期完了をすることだと思います。これは、私の1つの例ですが、地域にですね、年寄りの方ですけど、婦人の方が主人が亡くなったら山の管理をやってくれということで、子どもたちも山の場所もわからないということで現場に連れて行ってもらったわけですが、そのおばあさんも現地だけはわかりますけどその境界は回ったことがないと言われるわけです。まず、個人情報保護法と申しますか、役場に行って課税台帳を取り、そして菊池の地籍係で地籍図を取り、そしてそれでも現地がどこかはっきりわからないですので、航空写真を撮り森林組合の職員と現地を確認して回ったわけですが、地籍が終わっているからこういった地権者の所有がわかるものの、まず地籍が終わってなければ、恐らくもう現在の年配の方々、ほとんどその家族と申しますか、その方々にその境界を教えるということはほとんどないように思います。ですから、まず地籍が終わってなければ、今後土地の売り買いも進まない。そして、宅地においては家を建てることもままならない状態になると思います。現在、森林組合等におきましても緊急間伐対策事業が推進され、国土交通省から一筆調査としては森林組合を利用し、早期実現に向けて頑張ってくれというようなことでしたが、その後のこういった形で組合とも検討されたか、1回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 菊池地区の地籍調査につきましては、これまでの2班体制から旭志地区の完了に伴いまして3班体制で、平坦地域と中山間地域に並行いたしまして山間地域の調査に取り組んでおります。なお、森林整備事業が完了いたしました山林の地籍調査に着手できないかとのことご指摘につきましては、平成22年度の山間地の調査面積約180haを計画しておりますが、うち約50%が森林整備事

業の完了した地区でございます。山村の境界立ち会いにつきましては、ご指摘のように早急な事業推進が求められておまして、22年度以降も森林組合と協議を行い、整備事業が終了している地区から推進を図ってまいりたいと思います。

一筆調査は、これまで原則といたしまして職員自らが実施してきましたが、進捗率を上げるため民間を活用した地籍調査事業が可能となりましたので、当市もこの事業を導入することにより平成35年度完了を目標に予算確保と体制づくりを強化し、1年でも早く終わるように推進に努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

○9番（水上博司君） 再質問ですが、それは予算の関係もあると思います。しかしどうしてでも終わらなくてはならない事業でございますので、早期完了に向けて推進していただきたいと思っております。

次に、現在の地籍係の場所は元法務局の跡であり、地籍図を取りに地籍係に行きましても証明書の発行は地籍係でやって、お金は本所の市民部と申しますか、会計の方に払わないということで、わざわざ地籍の職員が1人道路を渡って一緒に付いてきて領収書を切るわけですが、これは全く私たちから見れば無駄と申しますか、そういったことで改善ができることならばやってもらいたいと思っておりますが、なんか改善ができない理由があるならば述べていただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） ただいまのご指摘の件につきましては、公印を必要とします証明書につきましては、現在地籍調査課に申請していただき、本庁窓口での証明、あるいは支払いとなりますが、これにつきましては公印を取り扱うことから従来どおりの対応しかできないのが現状でございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

なお、コピー等で証明を特に必要としないというものにつきましては、今後現下で対応できるように内部検討を進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

○9番（水上博司君） 本当に検討して下さい。やっぱり私たち健康な者はいいですけど、市民の方には不自由な方もおられます。特に雨の日など、その道路を渡らなくてはいけないということで不便であると思っておりますので、早急に改善ができますものならば改善をしていただきたいと思っております。

次に、菊池の秋まつりについて再度質問いたします。この祭りにつきましては、去年の12月にも質問いたしまして、執行部の方ではまたかいたと思われるかもしれませんが、市民の方から何回でもしなっせというようなことでございましたので質問いたしますが、菊池神社の神幸行列は130年続いているという伝統ある祭りということと、そして休日に合わせたり、できないということは去年の部長の答弁でよくわかりました。ただ、その後の午後から行われますその菊池の秋まつりは、歴史と伝統をつなぐためにも、そして商店街の活性化はもとより、この祭りを通して農家の方々を招待しながら市民総ぐるみの祭りとして今日まで続いてきたと思います。私も昨年、武者行列に参加させていただきました。去年は本当にこう何と申しますか、鎧を被って武者行列に出れるなんかは、大変光栄なことだと思っておりました。ところが、今年は責任出席ということで、議員の方も3名参加されておりましたが、多分と私と一緒に参加者、そして観衆が少ないと感じられたと思います。やはりこの市民の祭りと申しますか、秋まつりは、市民が結集して、観衆が集まってこそ祭りだと思いますので、今日までの祭りのあり方、祭り自体が衰退しこのような状況では、今後の祭りの発展にも、そして市の発展にもつながらないと思いますが、市の考えはいかがか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 水上議員には、昨年も、さらには今年も参加いただきまして、まずもって感謝申し上げます。菊池秋まつりは、通称新宮さんと親しまれておりまして、毎年10月15日に菊池神社の秋季大祭の御神幸行列と市の実行委員会が行います市民参加型の通し物で半世紀以上続いている祭りでございます。この通し物では、各地区及び各種団体の踊りや御輿24台の勇壮な武者行列の参加を得て祭りを盛り上げておりますが、ただいまご指摘のように社会形態の変化、あるいは価値観の多様化などに伴い参加者も観客も減少しているのが現状でございます。

このようなことから、実行委員会で休日開催の要望が多くありましたので、菊池神社と協議を重ねてまいりましたが、長年続いた歴史ある祭りの日程を変更するには、神社の方の祭りの参加を裏付けるような環境面の整備が図られないと難しいというような感を受けておるところでございます。

また、菊池神社の秋季大祭と切り離すという提案もありましたが、地域での様々な行事等により別日程での調整は現在のところできておりません。通し物の参加募集につきましては、市民参加の祭りとして全区長に呼びかけているところですが、地区内での子どもの減少や高齢化、農繁期などで参加を得ることができな

い状況でございます。今後も各地区や各種団体に参加を呼びかけながら、観客が増えますよう各施設等に案内状などを配付し、情報を提供してPRしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

○9番（水上博司君） 祭りに参加して、商工観光職員、そして祭りの実行委員の方々、そして商工会の会員の方、朝早くから頑張っていることはわかります。そしてまた、ほかの課の職員の方々も数名この祭りに参加し、県職員の方も参加しておられました。この祭りを盛り上げるためにわざわざ有休を取って地域のためにと参加されておられました。以前、本を読んだ中に宮崎県の綾町というところで、前町長でございますけど、「結いの心」という本があります。すべては夜逃げの町から始まったというタイトルでしたが、やはり行政は、行政の役割は住民のニーズに応えることも大切であるが、豊かな生活のできる場を住民自らが創り出すよう自治の心を支援していくことが大切だと言っておられます。やはり、やろうとしていることが本当に市民に必要なのか、必要であるならば、やはり何度も協議をして今後この祭りの方向性を示すべきだと思います。今、12月でございます。ここに議長をはじめ27名の議員の方がおられますが、忘年会シーズンでもあり、私も何回か菊池のまちに出ますと、商店街と申しますか、飲み屋さん方も足に火が付いとるばいたと言われます。やはり議員の方々、ほとんどの方々がこう言われるんだと思いますけれども、やはりこのまちを、そして各4カ町村の町村をどうにかせにゃいかん、そういった思いであろうと思います。私は冗談で店の人に、足下の火が付いとるなら燃えちまうか、途中で消すか、どっちかですなと、そういったことで言いますが、やはり商売をやっている方は、やはりどうにかしてくれというような思いで言われていると思います。市長、そして執行部の皆さん、他町村から遅れを取らないために国際交流も大事だと思います。しかし、まず地元、この合併した菊池市の足下の火を消すことが一番大事ではなからうかと思っております。今後、最大限の努力をしていただきますようお願いいたします。

それでは、次に経済部対策について質問いたします。経済部の中に林務課の設置について質問いたします。現在、経済部の中に農林振興課、農林整備課がありますが、市民、特に農家、林家にとって、どちらに相談をしたがいいかわかりにくいと言われます。農林振興課は農業・畜産・林業・農業施設と職種に分かれており、農林整備課は土地改良事業、国営事業、県営事業、農道整備から林道整備と、多様にある中で、市民にとっては非常にわかりにくいと思います。ならば、農林振興課、

林業関係及び林道整備の課を林務課に、農林整備課・農業畜産・土地改良事業・国営事業・県営事業・農業関係を産業課に変更ができないか。菊池市も合併して5年、4市町になり、菊池の振興局も農林部に林務課があります。特に中山間を控えております大津、菊池の林務関係が多いわけですが、菊池市も68%の山間地があり、国も温暖化対策や森林整備について予算化をし、事業推進に邁進していくということですから、ぜひとも林務課の設置を期待いたしますが、執行部の考えはいかがか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 林務関係の業務につきましては、議員ご指摘のとおり、現在農林振興課林整係と農林整備課の農林工務係の2係で対応しておりまして、林整係がソフト面の補助金・交付金を担当し、工務係につきましては林道管理及び災害復旧工事を中心としたハード事業を行っているところでございます。市民の方にわかりづらい組織体制になっているのではないかとこのことの指摘でございますけれども、林整関係が2課に分かれていることから、確かにご指摘の面もあるかと思っておりますけれども、同じフロア内にありますし、連携を図りながら住民サービスの低下を招かないような形で対処しているところでございます。

また、県の組織体制に合わせた組織づくりを検討してみてもとのことでございますが、菊池市地域振興局は、農林部内に林務課を設置し、林政関係の窓口を一本化しているところでありますが、県の本庁部局につきまして申し上げますと、農林水産部内に森林整備課・林業振興課・森林保全課・農林水産政策課、団体支援総室の5部署で対応されているところであります。業務内容について、災害時の対応を例として申し上げますと、台風による倒木や林地災害は、森林整備課、林道災害は林業振興課が対応されているところであります。議員ご指摘の組織を細分化させて専門性を強化するとともに、市民にわかりやすい組織づくりをと行うことも必要であると認識しているところでありますが、反面、組織を小規模化することによりまして、横断的に大括り化することによりまして、大災害時など人員数や技術力を多く求められる場合は対応しやすいことなども考慮し、現在の配置状況となっているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

○9番（水上博司君） 部長の答弁によりまして、災害時の人員の専門家による技術力と申しますか、人員の配置であるということですが、市民は今の現状でやはりわか

りにくいというようなことでございますので、組織のスリム化はもちろんのこと、最大限に、再度検討をしていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（北田 彰君） 以上で、本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

散会 午後3時58分

第 5 号

1 2 月 1 1 日

平成21年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成21年12月11日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（28名）

1番	東	英	俊	君	
2番	東	裕	人	君	
3番	泉	田	栄一朗	君	
4番	森	清	孝	君	
5番	藤	野	敏	昭	君
6番	樋	口	正	博	君
7番	二ノ	文	伸	元	君
8番	中	山	繁	雄	君
9番	水	上	博	司	君
10番	三	池	健	治	君
11番	怒留湯	健	蓉	さん	
12番	坂	本	昭	信	君
13番	隈	部	忠	宗	君
14番	奈	田	臣	也	君
15番	葛	原	勇次郎	君	
16番	木	下	雄	二	君
17番	坂	井	正	次	君
18番	森	隆	博	君	
19番	山	瀬	義	也	君
20番	本	田	憲	一	君
21番	栃	原	茂	樹	君
22番	松	本	登	君	

23番	工藤恭一君
24番	境和則君
25番	北田彰君
26番	外村國敏君
27番	徳永隆義君
28番	横田輝雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男君
副市長	永田明紘君
総務部長	緒方希八郎君
企画部長	石原公久君
市民部長	原川智明君
経済部長	後藤定君
建設部長	岡崎俊裕君
七城総合支所長	古閑昭二郎君
旭志総合支所長	中村榮光君
泗水総合支所長	岩下義人君
企画部首席審議員	木村靖弘君
財政課長	松岡千利君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山田浩文君
教育長	田中忠彦君
教育次長	井野英利君
農業委員会事務局長	五島千秋君
水道局長	安武昭二君
監査事務局長	大塚茂幸君

事務局職員出席者

事務局長	岩木精四郎君
議事課長	永田哲士君
議事係長	上田敏雄君

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時00分 開議

○議長（北田 彰君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 一般質問

○議長（北田 彰君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

はじめに、山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） おはようございます。今日最後の一般質問でございますから、どうか今日1日皆さん方にもよろしくお願いをしたいと思います。このたび、畜産危機対策についてと農業・商業連携型の対策についてということ、菊池物産ブランドアドバイザー、また歴史専門員対策についてと辺地計画の進捗状況ということで、4点に通告をやっておりますから、その順に従いまして質問をいたします。

まず1番の畜産危機対策について。政権与党民主党対策はどのように考えているのか。国は、追加経済対策事業規模25兆円前後ということでございますが、これは24兆6,000億円、また財政支出、2次補正でありますけれども、これは7兆2,000億円、またこれまで封印していた公共事業も一部復活させるということをしてきております。民主党熊本県連では、地域政策推進室が党の施策に照らして陳情や要望を精査し、党本部の判断を仰ぐと、新しいルールをつくりました。国会議員を含め中央省庁への陳情を地元県連を窓口にして幹事長室へつなぐ、一元化をするということでもあります。12月3日に陳情ルールの説明会が区市町村対象にあっております。11月中旬から民主党県連に持ち込まれました陳情は26件と聞いております。その中には、民主党の施策である所得保障の改善を求めるJA中央会や、また土地改良連合会、県トラック協会等の陳情があったということでもあります。国の方針も、今、論じられていて、先行き不透明であります。国もデフレ対策、景気対策と対応はしているものの、決断を迫られていることばかりであります。国民の生活の中で農業・商業は、大変こう苦しく、特に本市の基幹産業の農業・畜産は待ったなしの状態です。市は、市民の生活や環境、安全・安心を守るのが責務であります。このようなことを踏まえ、市は民主党に対し陳情・要望をどのようにし

ていくのか、まずはお答えを願いたいと思います。

本市の様々な問題、生の声を国に訴える考えはあるのか。また本市の事業予算の確保の陳情の考えはあるのか。本市に合う菊池案の施策の提言はあるのか。このことについてもよろしくお願ひしたいと思います。

2番目に、畜産問題でありますけれども、これは農業全体的に大変厳しいわけがございます。特に同僚議員の中山議員、お茶をやっておられますけれども、去年は四、五十万円収益があったということでありまして、10a当たりの、本年は20万円に落ちたということがございます。宮崎等においてはですね、自殺者も出ているという、そういう現状であるということでもあります。また養豚も、坂井議員おられますけれども、養豚についてもですね、本当に厳しいと。本年は、国が買い支えをやったということでありまして、これについてもですね、詳しくは坂井議員の方から経済部の方に報告をやってもらいたい。また酪農についてもですね、隈部議員や東議員、坂本議員、それぞれおられますし、その問題についてもですね、どうかこう経済部の方に話をしていただきたい。私は、畜産の中でも特に厳しい肉用牛についての、肉牛肥育農家についての質問をいたします。現在、一番の危機は畜産であります。畜産の市である本市から早急に畜産の所得保障を国に訴える考えはあるのか。現在の畜産の中で肥育農家の現状は厳しくあります。農畜産振興機構、ここはマルキン肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業、補完マルキンによる補てんを肉専用種、これは黒毛、褐毛、交雑種、乳用種ですね、全種目で発動をやったと。枝肉相場の低迷や飼料価格の高止まり、赤字が膨らみ生産現場の厳しさを裏付ける結果になっている。肉専用種、特に黒牛、マルキン補てん額は1頭当たり5万9,500円です。元牛飼料代など、物材費を下回る部分は補完マルキンで5万3,600円が追加補てんされております。肉専用種の粗収益は1頭当たり84万4,500円で、4月、6月に比べ2万2,000円減っております。家族労働費を含む生産コストは101万6,600円で、1頭につき17万2,100円の赤字であります。導入子牛の価格高騰のピークは脱したが、飼料価格が高止まりする一方で、枝肉価格が低迷し赤字が増えている。機構は、肉専用種は生産費が高止まりしている中、粗収益が減っており、生産費と粗収益の開きが進み一段と経営が厳しくなっている。農水省は、マルキンの肉専用種補てん財源が減っていることから、農家と国が1対3の割合で積み立てている1頭当たりの積立金の掛金の引き上げを決めました。現行の生産者積立金1頭当たり6,800円、国が2万4,000円を8,100円引き上げ1万4,900円に、国が4万4,700円にするとしました。肉専用種の積立金は、引き上げは初めてであります。補てん発動が続き、全国的に各県畜産協会などが造成する基金の財源が減っているのが現状であります。基金を

積み増すことで、補てん発動に備えるということでもあります。昨年は燃油高騰による飼料高、資材高、本年は世界的な景気の低迷、またデフレで畜産は経営が困難になっており、畜産は日本農業の中心であります。米・麦・大豆など、土地利用型作物だけでなく畜産に対する所得保障制度を急ぐべきであります。畜産は、今や待ったなしの厳しい状況であります。特に肉牛肥育農家は、現時点での所得保障をやらないと多くの農家がつぶれてしまいます。衆議院の農水委員会の中で農水副大臣の答弁の中で、畜産の所得保障制度についても、モデル事業としてぜひ行いたい、山田副大臣は答えております。米の所得保障よりも一番厳しい畜産の所得保障を畜産市である本市から全国で一番に立ち上がり、市長が現状を国に陳情し働きかけるべきだと思いますが、市長の考えを聞かせて下さい。

3番に、市の独自の危機対策についての考えはないのかということで質問をしております。

以上、3点について、まずお答えを願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

1点目の政権与党民主党対策はどのように考えているかということでございますけれども、従来地方からの要望や陳情につきましては、各省庁に直接陳情するという方法でありましたが、この方法につきましては族議員と省庁の癒着を生むとのことで、原則的に認めないということになりました。新政権では新たな手法といたしまして、まず自治体や各種団体の要望を地方の民主党県連を通じて10日に当官庁に吸い上げ、その後省庁別の担当副幹事長が精査し、大臣・副大臣ら政務三役に報告する仕組みとする新陳情システムとして位置づけられ、地方県連の存在感の向上と積極的活用を促すようなシステムとなっております。ただいま山瀬議員申されましたように、今月の12月3日に新陳情システムの説明会が県であっております。民主党県連代表の挨拶の後に、今回の新システムの趣旨について説明があったところでございます。大きなものとしたしましては、一つに政・官・行癒着の排除と利益誘導型から政治の脱却ということと、2点目が分権型陳情で、霞ヶ関詣でを一掃するというようなことでございました。そのほか、透明性・公平性を確保するための陳情の処理ということと、各省庁の担当者の負担軽減というのも含まれておったところでございます。このようなことで、直接党本部へ出向いても、原則受け付けないというふうな説明があったところでございますし、今、申しましたように県連を通じなければ陳情は受け付けないというようなことのシステムでございました。未だ、まだまだ始まったばかりでございまして、その対応に市としても戸惑う部分

が多々あるわけでございます。そういうわけございまして、本市におきます国への要望につきましては、この新システムの活用は当然認識しなければならないことでございますし、県と問題意識を共有しながら、あらゆる角度から市民の生の声というのを要望を行う方法をやっぱり模索していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） おはようございます。

2点目の畜産経営につきましては、農業全般について厳しい状況にございまして、特に肥育牛生産農家を取り巻く状況は、4年前をピークに、その後平成20年は飼料・燃油等の高騰により生産費の上昇、平成21年の飼料価格は若干安くなったものの、販売価格の低迷によりまして、ここ2年は特に厳しい畜産経営をされていると認識いたしております。ご紹介されました農畜産業振興機構が行う肉用牛肥育経営安定対策事業、通称マルキン事業や、肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業の基金からの補てんを受けても収益が上がらないと聞き及んでおります。また、養豚農家、酪農家につきましても、同様に厳しい経営がなされていると認識しております。

このような現状の中、市といたしましても畜産関係団体等と連携を密に取りながら、畜産農家の声を県や国に訴え、畜産農家の経営安定のための施策を強く要望してまいります。

3点目の市独自対策でございますが、議員ご承知のとおり畜産関係における国・県の所得保障は、一部を除き現在のところございませぬ。本市におきましても厳しい畜産経営をされていると認識いたしております。市独自の施策は、現段階といたしましてはございませぬが、今後、国・県の新しい施策等の状況を勘案しながら十分検討する必要があると思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） ただいま総務部長の答弁の中にも、国への要望については新しいシステムの活用をするということでありませぬ。また、県と協議をしてあらゆる角度から要望していくということでありませぬ。そのことはわかりました。でもですね、県と協議をしていくということでありませぬけれども、本市においてはですね、次の質問と一緒にございませぬけれども、畜産ではまずは今や日本一の市と言われて

いる市なんですね。ですから、そういう問題については、うちの市から動き出さんとですね、県に仰いではいかんわけですね。うちから県に言うて、なら国に行こうだという形でやってもらわんと、そのようなことで、どうかこう活用はするけれども、場合によってはうちから一番にやっていると、そういう方向で進んでいただきたい。特にその点についてはですね、後で市長の方から畜産問題を含めて答弁をいただきますけれども、どうかあと1回、部長の方にですね、本市の問題点、特に問題のときにはうちから行くと、そういうところをもう1回聞かせていただきたい。そうすると、経済部長の答弁の中では厳しいことは畜産全体わかつとということでもあります。でもですね、先ほど質問したように、農水の副大臣、この方は長崎県の方であります。大変こう農業については詳しい方でありますからですね、その方が自ら農水の委員会の中で畜産の所得保障は、これはぜひモデル地区でもやらんとこれは大変だなということでございますから、今の民主党の中では米が来年からということでもありますけれども、うちの畜産はですね、待ったなしなんです。ですから、12月の議会等が終わったなら、市長共々にですね、こういう状況を踏まえて、こうぜひやっていただきたい。それいいですね、今の問題。

そうすると、3番目の市単独の対策ということでもありますけれども、今のところまだ検討中だというようなことでもありますけれども、やっぱりですね、畜産の一番のうちの市から菊池市はこういう対策でしましたよということをやっていますね、やっぱり県に、国に訴えていくのが当然でしょう。BSEのときにはですね、これは平成13年になりますかね、BSEのときには、旧菊池市3,300万円の補助をやっております。また、七城については1,800万円、旭志については1,500万円、旧泗水については1,000万円、それだけ各自治体がやっとするわけなんです。このたびもですね、BSEとあんまり変わりませんよ。ですから、去年の例もありますね。去年は燃油高騰による対策として、例えば借入金の利子補給の援助、または宿舎等の減免、税金の減免、いろいろやりましたね。ですからですね、そういうのも勘案しながらですね、やっぱりうちの市から一番にそういう対策をやって、そして県に、国に訴えていくと、そういう考えはないのか、再度質問いたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） いろんな案件について県との共有というのは非常に大切な部分があるというふうに思いますけれども、案件によっては、やはり市から県に要望し、党本部の方に陳情が届くような市からの発信というのも十分今後積極的にしてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 先ほども答弁いたしましたように、農業を取り巻く現状は大変厳しいものでございます。特に畜産農家経営は、飼料、燃油価格等の高騰による生産費の上昇や販売価格の低迷によりまして厳しい経営を強いられていると認識いたしております。西日本有数の畜産地帯であることを再認識いたしますとともに、他の自治体に先駆けて取り組む姿勢は大変重要であると考えます。また議員、紹介ございましたように、過去においてはB S E対策といたしまして、特に全国的な風評被害により畜産農家経営の安定のため、国・県はもとより旧菊池市・七城町・旭志村・泗水町でも、それぞれ事業が行われ、総額で約7,600万円の危機対策が実施されたところでもございます。さらに、以前より農業制度基金利子補給事業を積極的に活用し、農家経営の安定を図っております。また、平成20年度からの飼料・燃油価格高騰緊急対策事業によりまして、県とともに飼料・燃油価格高騰対策資金における利子補給を行っております。先ほども申し上げましたように、現段階における畜産農家等に対する市独自の施策等はございませんが、引き続き現状調査、把握等を行いながら、厳しい畜産農家の声や現状を国や県に訴え、過去に行われたB S E対策時のような事業等が展開されるよう関係団体等と連携し、その対応に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） ただいま各部長からこう答弁がありました。前向きには進むということでございますから、よろしくお願いをしたいと思います。

最後に、この3つの問題について、市長、畜産市である我が市から福村市長自ら国に陳情に行くから議会も同行してくれんかというときには一番に付いていきますから、市長の思いを述べていただきたい。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） これまで部長の答弁にもございましたけれども、大変この農業を取り巻く状況は厳しい状況にあります。とりわけ議員ご指摘のとおり、西日本有数の畜産地帯であります本市にとりましては、誠に憂慮すべきことであると思っております。このような認識の上に立ちまして、現在の社会情勢ではあらゆる産業もそのような非常に厳しい環境下にあるということでございます。同様な状況であるというふうには思っておりますけれども、こういった中で先日も申し上げました

とおり、国や県には畜産産業をはじめ、あらゆる産業の経営安定のため菊池市がさらによりよくなるために、新政権に対しましては今後施策などをいろいろと勘案しながら強く要望していきたいと思います。また要望については、民主党本部に駆け込むということについてのご意見だったかなと思いますが、先ほど部長が答弁申し上げましたとおり、1つのシステムとしてはそれぞれの県にあります民主党の支部の幹事長室と言いましょか、そちらの方に申し出なさいということになっております。県連が精査した上において、党本部の方に上がっていくということでありまして、直接党本部に訪れることについては流れにないということではありますが、それは畜産に限らずあらゆる団体、経済団体等が直接この行政を通じないで行かれる場合等については、党本部に行かれることも人脈的なこともあってあるんじゃないかなと思いますが、やはり党支部組織というものがあって、そこを飛び越して行かないようにというのが一つの縛りだろうと思います。いずれにいたしましても、政権が変わって民主党だけではない社民党もあります、国民新党もあります、それぞれの連立政権あつての政権であるということを亀井大臣が言うておりましたけれども、まさにそのとおりだと思ひまして、必要に応じてそういった政治的な政党の門を叩いてお願いをすべきものはお願いをしていききたいと、このように考えております。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） 2番目の質問をいたします。

農業・商業連携事業の対策についてであります。先日も隈部議員の方から軽トラック朝市についての質問があつておりましたけれども、重複をするところもあるかと思ひますけれどもよろしくお願ひをしたいと思います。軽トラック朝市の道路使用料を定着するまでに3年間ぐらい補助を考えてもらいたいということであります。商店街、各連合会、商工会、商工観光課、ボランティア各団体、主催者協力の下で10月25日と、また11月22日、2回の朝市があつたわけでございます。1回目は、昨日も説明あつておりましたように、曇りでありましてですね、後で小雨が降るという状況でございましたけれども、出展数が67件ありました、67店。そうすると、地元の店が3軒開いておりました。また来客数が昨日と若干違いますけれども4,000人余りおつたということでありまして、平均の売り上げが3万円、最高が10万円と最低が5,000円。第2回目も10時前から雨が降りまして、出展数が76店、その市の店の開いたのが4軒、農産物が28軒と海産物が6軒、飲食が21軒、その他が21軒でありました。平均が2万円、最高が6万円、最低が5,000円、来客数が3,500ということでありました。2回の朝市が開催さ

れて、商店街の人たちや、また来客の人たちは昔の祭りの賑わいを思い出してですね、感動されておりました。来客の人たちは、食べたり買ったり満足そうです。また、中心市街地の活性化、農村の人たちとの町の交流、今後ますます農・商・工連携が進むことだと期待をしております。また、賑わいを取り戻すと。そのためには、やっぱり市の力強い後押しが必要でございます。問題は道路使用料を1回につき1台2,400円なんですね。飲食関係については、別に保健所の許可で2,700円。これは1年間にですね、道路使用料2,400円掛ける12回としました。100軒の参加があれば288万8,000円ですね。と、保健所についても2,700円掛ける12、掛けるの22軒が出展数となれば71万2,800円なんです。合計で359万2,800円になります。本年は、県の方から100万円の補助があったということであります。来年は見込めないということでありますから、農業・商業、来客の交流、または商店街の活性化のために定着するまで市よりやっぱりそれを必要な300万円ぐらいはこう助成をやってくれんかというのがお願いであります。土木工事の道路使用料は3カ月間で1区間2,400円なんです。また、使用している道路はですね、市道でありまして、これは市長の権限であります。市が県と話し合っこう、例えば1カ月、1カ月じゃなくてですよ、1年に2回の許可とかですね、使用料の、いろいろなやり方があっと思うですね。ぜひ県とそういう協議をやってもらいたいということであります。

2番目に、市の祭りイベントが大変重なる点がありますね。ですから、このことについても市でやっぱり祭り、イベントの調整をやっていただきたい。特に1回目のときですね、水源のふるさとまつりと一緒になりました。2回目のときには、龍門のやっぱりふるさとまつりと一緒でありました、ウォーキングもありました。向こうの方にも1,000人からお客が行って、水源のときも一緒なんですね。ですから、やっぱり1つの祭りにみんなが賛同されるんですね。そのこともよろしくお願いしたいと思います。

3番目に、朝市の参加についてこう全市に市の方から働きかけてもらいたい、宣伝をやってもらいたい、この点についてもよろしくお願いします。

それとですね、やっぱりトイレが問題なんですね。女性の客が大変多うございまして、仮設トイレにはやっぱり行きたくないという話を聞きました。ですから、このことについても、例えば上町から下町の間、あそこの向町から立町の間、やっぱり中心街には2つぐらいのピシャツとしたトイレの設置をですね、ぜひ市の方でやっていただきたい。それと駐車場、この問題、真ん中、ちょっと下の方には若干ありますね。でも上の方の入口の方がちょっと不足なんですね。ですから、ぜひ竜門ダム事務所跡、個人事務所跡、ここを買ってほしいと。これは市民広場、また

物産館についても一番重要な駐車場なんですね。ですから、スポット的に、イベントのときじゃなくてですよ、1年間を通して市で借りると、このこともぜひお願いをしたいと。このことについて答えをいただきたいと。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 軽トラ朝市の道路使用料補助につきましては、昨日隈部議員の方にもお答えしたとおりでございますが、軽トラ朝市の波及効果による商店街の活性化と合わせ、温泉街の活性化につながるような支援ができればと考えております。具体的には、実施主体であります熊本菊池軽トラ朝市実行委員会とともに、道路使用許可申請に伴います手数料の問題、あるいは毎回毎回使用許可申請をしなければならないことから、申請事務の簡素化も含めまして出店者の負担軽減ができるよう警察当局との協議を進めてまいりたいと考えております。その結果を踏まえて、後の支援が市としてできるかというのを検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の市の祭り、イベントの調整についてでございますが、前2回の開催日には秋のイベントシーズンでございますが、他のイベントと重複したところがございます。軽トラ朝市につきましては、開催日を毎月第4日曜日に設定されておりますので、今後はできる限り期日や時間を調整しながらイベント間の連携を図りたいと考えております。

次に、朝市参加を市全体に働きかけてほしいということでございますが、これにつきましては市も実施主体であります熊本菊池軽トラ朝市実行委員会に参画しておりますので、広報紙やラジオでのPR、また福岡都市圏に向けましては熊本県福岡事務所などを通して事業参加の要請や誘客等を広く周知を図ってまいりたいと考えております。

それから、駐車場、あるいはトイレの確保についてでございますが、まず駐車場につきましては、各商店街の駐車場を開放していただくことは当然だろうと思いますが、九電跡地や菊池振興局が職員駐車場として借用されております竜門ダム工事事務所跡地なども開催日のみ開放していただくようお願いしてまいりたいと考えております。

またトイレにつきましては、平成23年度におきましては街中のポケットパークにトイレを併設する予定がございますが、当面は個々のお店にもご協力をいただき開放していただきますよう各お店や商店街連合会等をお願いをしてみたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） わかりました。やっぱりですね、なるべく商業・農業が連携やって、また商店街が活性化するという事は、これは望むところでありますから、お願いは、駐車場の件も、ぜひこう早急に解決してほしいということと、そうするとあと道路使用料の件で県と協議が長引く場合はですね、やっぱり商店街活性化イベント事業補助金というのがありますね。そういうものの活用、多分1回の開催に30万円程度の助成があると思いますけれども、毎月それぐらい出していけば大体足るわけなんですから、このこともどうかよろしく願いしておきます。この問題については了解であります。

次は、3番の問題に行きます。菊池物産ブランドアドバイザー歴史専門員対策について。農産物商産物ブランドアドバイザーの必要性があると思うが市の考えは。菊池の台地は、鞍岳、八方ヶ岳、菊池溪谷を源とするミネラルを大量に含んだ豊かな清流菊池川、迫間川、合志川で育った米・野菜・果樹等があります。また、日本一を誇る畜産、自然の恵みと先人の知恵で今の産物があります。私たちに与えられた今後の課題は、その品質の向上、また適地適作の掘り起こし、消費者ニーズに応える品物づくり、農畜産物の付加価値を付ける加工品取り組み、また開発、日本一を目指す菊池ブランド戦略がまず最優先であります。農家の現状は、JAを通じて経済連から全農、各市場、これは仲買、その人たちが価格を付け、農家が価格を付けることはありません。今の時代に農家の産物は、本当に二束三文で買い叩かれてあります。市が先頭に立ってブランド化して、自分たちで値段を決める、そういう農家をつくらなければですね、やっぱり農家を継ぐ若者はおりません。菊池の農業はなくなってしまう、現状ではですね。ですから、付加価値を付ける、所得を上げる。そして進んで農業をする人たちが増えるようにするのが私たちとか市の努めであります。ですから、やっぱりブランド戦略なくしてこの地域の活性化はないということでありますから、ぜひこのブランド、それを付けるためのまた戦略いろいろありますね。そのためには、ぜひこうアドバイザーを1人受け入れてほしいということであります。このことについて、ぜひよろしく願いいたします。

また、2番目の菊池の宝である歴史を活かした観光まちづくり、その歴史専門員の必要性があると。市はどのように考えるかということで質問をしております。旧菊池市である、例えば菊鹿の大和朝廷時代の鞠智城、これはどんな目的で菊池市に建てられたのか。また、百濟式、何で山科なんか。百濟王朝との関係、また百濟の人たちがどこに住み、どうなったのか。菊池市と百濟の関係とかですね、またその調査、例えば菊池武光公や武敏公、懐良親王、そのときの朝鮮と中国の南蛮貿易

が大変こう盛んにされております。それは、九州を平定するためですね、やっぱり大変なこう貴重な財源になったと聞いておりますが、その貿易の物資の九州への流れの調査等をですね、例えばなら菊池が九州平定できたのは、やっぱり山の民、これは山伏等でありますけれども、この人たちの、例えば鎌倉、京都、日本中の情報、どうやってやったかと、そういうときの調査ですね、菊池の情報もですね、そういうものの調査。また、海の民、これは海賊でございますけれども、これを利用して菊池は大変こう利益を上げたということでありまして、その中の例えば熊野水軍をはじめ瀬戸内と松浦とかなたとか、また天草五人衆、対馬の宗との関係、こういうとの調査。また高麗史とか、西の方の朝鮮、南の朝鮮の朝鮮史、明の国との菊池氏との関係、また九州の武士団との和寇との関係、そういうとの調査。朝鮮史菊池氏の名前が数十回出てきます。そういうとの調査。これは、市長が今、日韓友好よくやっておりますね。その五、六百年前に菊池はもう堂々とか交流をやったわけなんですね。そしてまた、1300年前には大和朝廷を含めた百済との友好がっております。そうすれば、市長のこう日韓友好の絆というのはまだ強くなっていくと思います。こういうとの調査ですね。例えば京都の東福寺の当時の五山文学の最高峰と言われた桂風師との為邦公との関係。また、重朝公、隈部忠直公との京都南禅寺の当時の日本一の学者の桂庵玄樹、その人を招いて2年間菊池に滞在して、孔子廟にて儒学を教えておりますけれども、そのときに室町時代、日本三大学校の1つと言われた菊池の孔子堂がありましたね、そういうとの調査。また江戸時代になってくれば、朝鮮から通信史が来ました。これは対馬から長崎、大阪、江戸という形で来ておりますけれども、そのときの通訳がですね、当時の熊本藩の時習館の水足屏山と博泉であります。この方は、大変、博泉は、当時16歳で天才と言われました。そして、やっぱり優れとったから幕府から博泉の名前をもらったということでありました。この方が隈府の勝福寺に来て江戸時代の菊池の文教の始まりなんですね。渋江紫陽に文学を教えて。そして、神水伯順、木下鞆村、梅里、武藤環山、虎太と引き継がれて、今の菊池の文教があるわけなんです、こういうとの調査。こういうのを踏まえてですね、菊池は日本の各豪族との関係の調査ですね、そしていつの時代を開いても菊池は各県との歴史の関係があります。それを活かす、つなぐ、創り上げる、その調査が必要なんです。文教菊池のまちづくりに、また市民広場一帯周辺に九州全体の中世の資料館等の必要性もあると思いますし、またそれに伴う図書館の建設も必要だろうと思います。市の活性化のためにですね、歴史専門員をぜひ受け入れて、それを最大に活かして菊池の活性化につなげる、このことを考えているのかということでご質問をしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○**経済部長（後藤 定君）** まず1点目のアドバイザー等の必要性でございますが、議員ご指摘のとおり農産物をはじめ商品開発等は専門のコンサル等がアドバイザーとなり指導し成功した事例があると思います。本市の農業は、地形が山間地域、中山間地域、平坦地域に分かれ、農作物等もそれぞれの地域に合わせて、茶、シイタケ、果樹、米、畜産、野菜、園芸施設など、様々な形態の農作物が栽培されております。ブランド化の取り組みにつきましては、今回の仮称ブランド化推進室の設置が表明されたことに伴いまして、これまでの議員各位のご提案等を参考にしながら方向性等につきましては積極的に議論を深めていかなければならないと考えております。また、県やJ A、生産者等の連携は不可欠でございます。あるいは、議員ご指摘の専門的なアドバイザーの必要性等につきましても、併せて協議を行う必要があると思われまふ。何分新しい事業のため試行錯誤が伴うと思われまふが、本市の活性化のため重要な課題として捉えているところでございます。

次に、歴史につきましては議員の方から大変詳しいご紹介がございましたが、本市は南北朝時代に菊池一族の統治の下、九州における政治の中心として栄え、地域内には多くの遺跡が残っており、政治・教育・文化及び観光面において、現在のまちづくりに大きく影響を与えております。これらの歴史的背景は、本市の今までの地域づくりに脈々と受け継がれてきており、未来につなげていくべきものであると思います。これまで育まれた歴史や文化を継承し、人々がまちづくりに活用することは本市のまちづくりの1つの手法でもあると思います。議員ご指摘の歴史専門員につきましては、歴史資料等に係る収集・整理・調査・研究等を行うことで歴史的背景を明確にし、講演会、各種講座、広報等の普及活動を行う人材だと考えております。歴史専門員を活用することで、菊池の歴史的な位置づけを明確化し、市内外へ情報を発信することは文化の継承・振興及び郷土愛の醸成はもちろんのこと、観光振興の面においてもつながるものだと考えております。

以上、お答えいたします。

○**議長（北田 彰君）** 山瀬義也君。

[登壇]

○**19番（山瀬義也君）** ブランドアドバイザーについても、関係機関と協議をしながら検討していくということでありまふ。また歴史専門員についても同じでありまふね。時間がありませんから、次は市長の方にですな、ブランドをつくる、決める、開発する、販売する、そのためには絶対やっぱりそういう仕掛け人が必要なんですな。ですから、このことについて市長どうお考えなのかをお答え願いたい。

また、歴史専門員についてでありまふが、菊池物産のブランド化と歴史を活かし

たまちづくり、歴史を活かした観光ルートづくり、菊池の活性化戦略のためには歴史専門員はぜひ必要なんです。その受け入れについて、市長、どうお考えかをお答え願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 地域ブランドづくりにつきましては、農産物だけではなくて歴史、まちづくりでも可能であると、このように思っております。むしろ歴史やまちづくりが地域ブランドになれる地域は数少ないところではないのかなと思います。幸いにして私たちが住んでおりますこの菊池市は、そういった意味では大変恵まれているということでございます。しかし、全国的にこの菊池が持っている、潜在した魅力というものをどこまで発信しているかという、まだまだその域に達していないということが現実だろうと思います。これまで代々先祖から受け継がれてきております貴重なこの歴史的な背景というものを今一度整理をしまして、ご指摘のとおり菊池のよさというものを見つめ直して、この菊池の存在というものを全国的に、またお隣の国、中国・韓国につきましても発信していければなど、このように思います。菊池の存在というものにつきましては、これは本当にみんなが歴史的なものを今一度紐解いて再勉強していかなければわからない部分があるかと思ひまして、山瀬議員の詳しいお話を聞きながら、やっぱり菊池にそういった素晴らしいあれがあって、朝鮮史にも載っておるように、数度にわたって菊池の一族はお隣の朝鮮半島を尋ねているという、その時代において大変素晴らしいことだったのではないかなと。一面においては、倭寇という話もあっておることについてはちょっと危惧をしますけれども、歴史の一つの通過点としてはいろんな事柄があってもしかるべきだと、このように思ひまして、関わり合いが深いということにおいて、これを大切にしていくべきではないのかなと、このように思います。地域振興はもとより、観光振興にも大いに活かされると、このように思いますので、関係各課におきまして、この歴史専門員につきましては検討をしてみたいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） 4番目の辺地計画の進捗状況について、これについてはですね、前の9月議会でも質問いたしましたし、また後でもあるかと思ひますけれども、やっぱり地域間格差があまりにもありすぎて、やっぱり来年からの辺地計画の中に、この遅れている地域というと怒られますけれども、その地域をですね、ぜひとも5年間の間に地域の格差を無くしていくと、このことがやっぱり企画部長、あなたに与えられた仕事でございますから、その思いを込めてご答弁をいただきたい。

まず、説明会等があって、説明会というか区長文書で配送して、受け入れをして、各部署各課で取りまとめをしたということでございますから、そのことについてお知らせを願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 辺地につきましては、過疎対策特別措置法と同じように、国の辺地に係る特別措置法に基づいて実施される事業でございます。辺地対策事業は、交通条件や自然条件、経済条件等におきまして、他の地域と比較して住民の生活文化条件が著しく低い山間地など、辺鄙な地域にあって一定の要件に該当する地域でございます。この辺地に対しましては、起債借入に対する償還額の80%が交付税の基準財政需要額に参入される大変有利な事業でございます。この辺地の格差是正を図るためには、辺地の総合計画を策定し、計画的に実施していく必要がございます。したがって、本年度は管内11地域がございますが、その地域の辺地計画を、総合計画を策定中でございます。計画期間は22年から26年までの5カ年計画を今考えているところでございます。現在各部各課にこのことを周知いたしまして事業の提出を求めています。その取りまとめを現在行っている状況でございます。今上がってきておりますのは合計で29件ということになっております。これらの事業につきましては、各課のヒアリングを今後行いまして、財政的な調整、また新市建設計画との整合性を図りながら計画の策定を行ってまいります。なお、計画につきましては、県と事前協議を経た上で3月議会に上程し、議決を経て、県を経由して国へ申請するという状況でございます。この計画にあたりましては、区長等にもお願いをして意見を徴収しているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） 今の部長の答弁の中で、合計で29件の件数が上がっているということでございます。やっぱりですね、説明会のあり方、区長文書で出して受付をするということ、これも一つの手段でしょう。でもですね、区長さんにおいては、それぞれこう、例えば詳しく説明する方、ざっとする方、何もせん方といろいろおられると思います。ですからですね、菊池においては12月4日ですか、その区長会で説明をやったということですね。そして旭志については12月15日ということでもありますけれども、やっぱり私たちの今までの経験の中でですね、例えば竜門ダムのその水の利用の問題、このことについてもですね、今ようやくしもたなて、あのとき水ばもろうとくならよかったなという人たちが大変、言うなら一番水

利権の近いところの人たちがそうなんです。今じゃ間に合わんわけなんです。ですから、本来やっぱり市からですね、その辺地地区の各区単位でいいじゃないですか、区単位でいいじゃないですか、そこに出向いて、あなたたちところはこのことは、この事業でしなはりまっせて、こればつくりなっせ、ここに橋ば架けなっせ、道路つくりなっせとか、そういうことをあなたたちが進めていかんと。そうするとですね、やっぱり言いきんならんとですよ、これには大変金額がかかるだろうなと、もしもひょっとすると手出しがあるかわからんなとか、それぐらいのものなんです。ですから、ぜひ地元に出向いて行って、説明をやって、そして皆さん方が将来を見据えてどういう事業があってこの事業をやって下さいよ、やんなさいよとか、するべきですよとか、そういう指導をやって下さい。そういう考えがあるのか、ないのか。これは、本当にですね、これをやって行って、例えばこの辺地地区が本当に活性化してくるとなるならば、やっぱり石原部長は違うなということになりますから、ぜひ決断をお願いしたい。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 辺地事業につきましては、事業内容が多岐にわたりますから、まず市の職員は辺地事業と何ぞやということを知る必要がございます。また、把握しなければなりません。計画段階にある事業が辺地債に該当するかどうか、精査できるようになることが必要でございます。したがって、本年度はこの10月26日に市職員への説明会を開催いたしました。関係する各部各課から出ていただきまして、総合支所も集めて実施したところでございます。また、各地域の要望につきましても、各部各課で事業計画の策定にあたっては、地元と十分協議をして行うようにというような周知徹底も図ったところでございます。それでもなおかつまだ不十分というようなことがございましたので、今、ご紹介ありましたように12月4日と、旭志については12月15日に区長会に再度説明をして要望を聞くようにいたしているところでございます。今後の事業の策定を詰めてまいりますけれども、もう一度今、ご意見ありましたように、各部各課に周知徹底いたしまして、それぞれが地域の実情を把握した上で計画の策定にあたるように各課に周知してまいりますというふうに考えます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） 今、部長も前向きにということであります。特にですね、辺地には、例えば、今、分団長たちもおりますけれどもですね、自然災害、または山

林火災、そういうところがありますからですね、結局そういうのとためにもですね、結局辺地が使われる分野で機動力が活かされるようなことがあればですね、ぜひ使ってもらいたいと思いますから、十二分に各部署間、各課、そして各地域のですね、徹底した情報をあおって事業に進んでもらうように要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
—————
休憩 午前10時58分

開議 午前11時07分
○
—————

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、二ノ文伸元君。

[登壇]

○7番（二ノ文伸元君） おはようございます。通告順に従い質問をいたします。

まず、救急体制についてということで、あれは確か2007年の衆議院の補欠選挙のときだったですので7月ごろだったと思います。龍門の雪野から重味方面、387号線へ抜ける道路です。その道を水上議員と2人で車を走らせていますと、隈府方面よりけたたましいサイレンの音と共に、私たち2人の前を救急車とレスキュー車が猛スピードで387号線を隈府方面より水源方面へと通り過ぎていきました。何事かと後を追いかけたところ、着いた先は阿蘇市深場の少し下の駐車場で、随分と車を走らせた感がありました。しかし、その場所はまさしく菊池市内であったわけです。着いた先の光景は、車の横に灯油缶、その傍らに横たわった少々黒ずんだ人らしい物体でありました。その現場で消防隊員の方々が手際よく作業をこなしておられました。私たちが着いたときには縄が張られ、遠目にしか見るできませんでした。そのとき感じたことは、消防隊員の方々の手際の良さと确实さに感心したことは言うまでもない事実であります。しかし、それ以上に感じたことは、この菊池市の何と広いことかと、今さらながら驚かされたところでした。恐らく、水上議員も同じ気持ちだったろうと思います。どんなに優秀な消防隊員の方でも、北消防署からあれだけ遠くへ出動しなくてはならないと、助かる命も助からないと強く感じたところですよ。

そこでお尋ねですが、1つ、菊池広域連合管内の出動状況はいかがですか。

2つ、それぞれの最遠地までの所要時間はどれぐらいかかりますか。

3つ目、AEDの設置基準並びに設置現状はどうでしょうか。

お尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） お答えしたいと思います。1点目の管内の出動状況ということでございます。救急車等による急病者の搬送につきましては、菊池広域連合消防本部の業務でありますので、消防本部に聞き取りを行いました。広域連合管内ということでしたが、出動件数については北消防署管内ということでご理解をいただきたいと思いますが、北消防署管内の救急車両の出動件数につきましては、平成20年分、これは1月から12月まででございますけれども1,516件、平成21年1月から前月の11月までにつきましては1,289件ということで、前年に比べますと減少傾向にあるということでありました。

次に、最遠地、一番遠い地区までの緊急車両の所要時間でございますけれども、菊池市におきましては穴川の八方ヶ岳穴川登山駐車場までが28分、木護までが23分、溪谷、先ほど言われました菊池溪谷の遊歩道までが22分、それと菊池高原カントリークラブまでが21分。また龍門地区の方では、鳳来までが20分ほどかかるということでございました。また、広域連合の他の管内の消防署からの最遠地、一番遠い地区につきましては、南消防署が天津町の真木までが20分、矢護川までが18分ということでございました。また、西消防署の方が泗水町の住吉までが15分、合志の竹迫までが10分ということで、泉ヶ丘消防につきましては、一番遠いのが津久礼が8分ということで、そこが一番遠いということで、おっしゃられたように菊池市が広範な広さがあるということで、最長28分というような状況であります。また、中山間地域では、熊本県防災ヘリコプターの使用が有効な手段でありますので、必要に応じて要請を行っているところであるということでございます。今年度は菊池溪谷中央駐車場から1件、竜門ダムから1件、中央グラウンドから2件、鞍岳から1件、計5件の急病者の搬送が防災ヘリで行われたというふうなことでございます。

3点目のAEDの設置状況でございますけれども、設置基準並びに現状につきましては、AEDの使用につきましては従来医療従事者などだけに認められておりましたけれども、平成16年の7月から一般市民にもその使用が認められたところでございます。本市では、これまでこれに伴いまして多数の市民の利用が考えられます公的施設、体育館等でございますが、設置を進めているほか、AEDの取扱い方法を繰り返し入れた救急講習を実施してまいったところでございます。お尋ねの設置の基準の策定につきましては、一律に基準を設けることは難しいと考えております。設置状況についてでございますが、平成20年度までに市役所、総合支所、小学校等に寄附を含めて34台設置いたしております。平成21年度は、本年度に老人ホ

ーム、市の体育館、市営プール、市の公民館、保育園等に同じく34台を設置しまして、現在68台を設置しているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○7番（二ノ文伸元君） ただいま総務部長の方から答弁で、菊池管内の各署で管轄している一番遠い地区までの救急車の時間が示されました。それによりますと、南署においては一番遠い地区までの到着時間は20分、泉ヶ丘署で8分、西署においては15分、そして一番菊池市管内の北署におきましては、一番遠い地区は穴川で28分ということですのでけれども、恐らくですね、それ以上かかると思います。一遍、水上議員と追いかけて行ったときにはですね、あそこからでも15分ぐらいかかったわけですから、実際はもっとかかると思います。このことは、菊池市の、例えば穴川地区においてですね、家族の誰かが1分1秒を争う、そして生死の危険性があるような事態が発生しても、他の南署、西署等に比べて約2倍の時間を掛けなければ救急車は来ていただけないということでもあります。救急車を呼ばれた家族からすれば、その1分1秒が10分、そして1時間に感じるのではないのでしょうか。そして、最悪の場合は救急車がせめて10分以内に来てくれたらとか、15分以内に来てくれたらとか、助かっていたかもしれないというような言葉で言い表しようのない悔しい思いをされるものだと思います。地域住民の最も大事であります人の命が時間に左右されることがあってはなりません。

そこで、北消防署の分駐所の設置について質問をいたします。今、菊池市では行財政改革ということで慣例的施策や施設の見直し、民営化の推進、また財政の無駄を無くすための努力をされていることについては、一応理解はしております。しかし、先ほど現状を述べましたとおり、こと人の命に関わることでありますので、新たな経費が発生したとしても、分駐所の建設費のことですね、が発生したとしても先頭に立って積極的に取り組んでいかれるのが菊池市を預かっておられる福村市長の責務ではないでしょうか。消防業務につきましては、菊池管内広域化されておりますもので、福村市長の独断で分駐所を設置するしないの答弁はできないということはわかっております。しかし、先ほども言いましたが、他の消防署と比べましてあまりにも到着時間が長いという事実からして、せめて救急業務だけでも北消防署の分駐所の設置はできないかと強く要望をしているところでございます。私はこのような現状を改善するために、今ここで菊池市長の責務として、責任として、北消防署の分駐所の設置に向かって最大限の努力をするときではないかと強く思っております。菊池市民の最高責任者であります菊池市長は、人の命に対する菊池管内の

現状をどう捉えておられるのか。それと、今後、人の命を守るということから、北消防署の分駐所の設置を含めてどのような対応策を取っていかれるおつもりか、お尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 分駐所の設置につきましては、菊池広域行政事務組合の当時、菊池消防組合と合併する時点におきまして協議をされた経緯があるそうでございますが、職員の配置だとか、あるいはまた救急車両等の経費の問題等々がありまして設置には至らなかったということを聞いております。今、現状といたしましては、ご意見は十分わかりました。菊池広域消防本部におきましては、今、管内の消防力の適正配置についてということで、消防施設整備計画の策定中でございます。この中で、特に今現在は緊急通信指令システムの建設をしております。これにつきましては、救急通報が入って、それから現場到着の間、いわゆるレスポンスタイムをどれだけ短縮していくかというのが大きな問題でありまして、この新しい司令センターというのは、その効果を十二分に発揮できるものだと思います。しかし、現在の4署体制の中で、いわゆるこの緊急空白地域といいたいまいしょうか、そういったものが現実にあるということは、今、お示しを申し上げたとおりでありまして、全体的なこの空白の地域というものをどれだけレスポンスタイムを短縮していくことが可能であるかどうかというものにつきましては、署所の配置と、それからまた今言われるように分駐所の配置というのも一案としては考えるべきだと思います。ただこれについては、広域連合の問題でもありますので、広域連合の議会の中でまたお諮りを申し上げたいと、このように思っております。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○7番（二ノ文伸元君） 先ほどちょっとAEDのことについて忘れまして、AEDについてはですね、数的にもたくさんあると思いますけれども、例えばさっきの穴川地区ですね、ああいうところに結局救急車が28分から30分ぐらいかかるわけですが、その間にいろんなことがあって救急を要するときに、その地区のですね、区長さんなりのところに行政の方から1台でも設置ができれば、その地区は十分守られていくのではないかと思いますけれども、その点について1つだけ方向性といいますか、できるならそれが一番ですけれども、ちょっとお聞かせをしていただきたいと思っております。

それからですね、この間南中のプールですね、あそこに設置がしてなかったことをちょっと指摘しましたら、即やっぱりやっていただきました。それは本当に有り

難しいことでもありますけれども、やはり設置したはいいんですけれども、その指導ですね、やはり、そこにおられる方の指導、それをやはりきっちりやっていただきたいということを要望をしておきます。

それから、このことにつきましてはですね、また12月25日の広域連合の議会の方でまた一般質問をさせていただこうと思っております。そのときはよろしくお願ひします。AEDについてだけ、ひとつお答えをお願いします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 区へのAEDの設置につきましてでございますが、現在菊池市は211区がございます。全区への配置ということになると非常に難しいことになろうかと思ひます。それについては考えられないと思ひますが、今おっしゃられました遠隔地につきましては、今後の検討課題ということで留めさせていただきますというふうに思ひます。

AEDの操作につきましては、やはり講習会を開かないとなかなか声で案内がありますけれども、やっぱり操作というのを一つ間違えれば何も効果がならないということでございますので、やはりその配置したところについては、やはり講習会を、時期を見てですね、何度か繰り返しながらしていかなければならないというふうに思っておりますので、そのような形で対応させていただきたいというふうに思ひます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○7番（二ノ文伸元君） よろしくお願ひしておきます。

それでは、隈府小学校の校区割りについてということで質問しますけれども、昨日は市Pの忘年会に教育長をはじめ教育委員の方々、それと市議会からも文厚委員の方、怒留湯委員長をはじめ、ほかの委員の方にも参加をさせていただきまして、本当に身のある懇談会になったと思っております。これもやはり市Pの樋口議員のやはりこの日ごろのよさがそれを実現したものだと思っております。昨日のことを踏まえてですね、この菊池の教育行政というのは安泰だというふうに思っております。そのことを踏まえて、質問をいたします。

この質問については、あくまでも現隈府小学校へ通学する児童が小学校卒業後の中学校への通学区割りであることをご認識をいただきたいと思ひます。ほとんどの生徒は菊池南中と北中に分かれて通学をしていることは皆さんもご存じのとおりだと思ひます。そこで質問ですが、この校区割りはいつ決められたのか、誰が決めら

れたのか、どのような機関で決められたのか、どのような理由で決められたのか、どのような基準で決められたのか。ほかに、小学校を卒業してそれぞれ別れ別れになる学校はあるのか。隈府小を卒業して現在北中と南中に進学する割合をお示しをお願いします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 隈府小学校の卒業生が菊池北中学校と菊池南中学校の2校に別れて進学するようになったのは、旧隈府中学校の校区の再編が行われ、現在地に両方の学校の移転が完了した昭和45年4月1日からとなっております。ご案内のとおり、菊池北中学校は、旧隈府中学校と龍門中学校及び迫間中学校が統合されてできた中学校であります。菊池南中学校は、旧菊池中学校と旧隈府中学校の校区の一部を編入してできた中学校であります。隈府小学校卒業生が別れて進学するようになった経緯につきましては、旧菊池市の中学校の再編時における菊池北中学校及び菊池南中学校の校区の再編について経緯を見る必要があるわけですが、事務局においてその協議、検討内容とその具体的経緯が書かれた文書はいくつかの陳情書、要望書及び学校遠隔地等を除き残っておりませんでした。残されたそれらの陳情書等を見ても、旧隈府中学校の歴史や校舎への愛着を根拠とする住民の中学校統合への反対陳情書、一方では通学距離や安全性からの理由で菊池南中学校への校区の変更を要望するいくつかの行政区からの陳情書等がありました。また、旧菊池市の学校遠隔地で見ますと、名義上は統合されておりましたが、経過措置でそのままに分室として置かれた昭和43年4月1日でのそれぞれの学級数、生徒数は、菊池南中学校が14学級で生徒数611名、菊池北中学校の隈府分室では23学級で生徒数818名、龍門分室が5学級で158名、迫間分室が4学級で132名となっており、菊池北中学校全体では1,108名となっております。このように、両校の生徒数に約1.8倍の格差が生じるという生徒数の不均衡を指摘し、是正を求める要望書も見られました。そういうものを受けて検討された結果、現在地に菊池北中学校の新校舎が完成し、移転した時点で旧隈府中学校の校区のうち11の行政区が菊池南中学校の校区に編入され、実質的に統合されました昭和45年4月1日現在で両校の学級数及び生徒数は菊池北中学校で18学級の681名、菊池南中学校で23学級886名となったものと思います。いずれにしましても、当時の中学校の統合、再編問題に関しましては、昭和30年代前半からの十数年にわたり校舎問題も含め様々な方面から協議され、結果としまして現在のような区割りになって今日に至っているものです。

なお、ご質問の複数の中学校に別れて進学する小学校についてでございますが、

県北地区の5つの市に伺いましたところ、荒尾市に1校あるそうでございます。

なお、隈府小学校から北中と南中の割合ですが、正確な数値はわかりませんがおよそ北中へは二、三十人程度ということでございますので、1対8か1対7というぐらいになるかと思えます。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○7番（二ノ文伸元君） やはり、何か私には数合わせで昔何か行われていたようなふうにとちょっと今理解をしました。40年以上の前に決められたということですが、これまでの間、少子化等様々な環境の変化により学校の統廃合が進んでまいりました。中山小学校と龍門小学校、水源北小と重味小の統合による迫水小学校、豊間小と隈府小の一部だった高野瀬と遊蛇口とが統合して菊池北小学校、菊池北中と菊池東中が統合して現菊池北中学校、それと龍門小学校の分校であった小木分校の廃校と、40年余りの間にずいぶんと教育環境が変わりました。しかしながら、この隈府小学校の中学進学の見直しは、今まで何も変わっておりません。現在、私の娘が隈府小の4年生に在籍しております。娘が私に言うんです。お父さん、何で私、北中なの。南中がすぐそこにあるじゃない。そういうことを聞くんです。私が、なしでねと聞き返すと、友達と別れたくないと。私も返答に困りました。それから、こんなことも言います。ばあちゃんが亘だけん住民票ば移せばよかたい。何でねと。そしたら南中に行けるどって。ならあんたは、ばあちゃんと暮らすとって。いや、お父さんとお母さんと暮らすよと。住民票だけ移せばよかったいと。そんなことを小学校の4年生の娘が今言うんです。誰に聞いたと、友達に聞いたと。誰々ちゃん、うちちの前を通っていつているじゃないと。そういうことを娘が言うんですね。不憫でなりません。なぜ小学校6年間の思い出詰まった子どもたちを2つに引き裂くのか。昔はよかったんです、半々ぐらいで数合わせでやっていたから、5対5で。今、教育長がおっしゃいましたように、1対8とか1対7の割合で、そういう割合で行っている現状をですね、やはりもちろん教育委員会の方にですけれども、ここの議場におられるすべての方にですね、この実情というものをしっかりとご認識をしていただきたい。

そこで質問です。このような状況をどのように考えておられるのか、ご見解をお伺いいたします。

2つ目、このような状況を踏まえ、学校ですね、選択制に隈府小、特別区ではありませんけれども、こういうことを解消するために選択制にするお考えはないのか、お伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず、通学についてでございますけれども、通学区の指定につきましては、学校教育法施行令で、主に地理的条件で指定することとなっており、本市におきましては菊池市立小中学校通学区域に関する規則第2条におきまして、それぞれの学校の通学区域を定めているところでございます。この通学区域の指定基準を地理的条件、いわゆる住民票の所在地のみで定めるということに対しましては、今の時代、果たしてこのようなことでよいのかという考えがあることも事実です。そういうことで、通学区域の適正化につきましては、去年の学校規模適正化審議会に諮問を行ったところですが、今回の答申におきましては、通学区域については当分の間、現行の規則のままという答申をいただいたところでございます。そのようなことから、現在通学区域の見直しを行う予定はございません。

次に、学校選択制につきましては、教育改革が進む中、約10年ほど前から東京都の一部を中心に採用されたものですが、これは公立の学校間に競争原理を取り入れ、学校の活性化と特色ある学校づくりを求めたものであり、また保護者の多様なニーズに応えようとしたものと言えます。

このように、学校選択制は学校の競争原理により緊張感が出て学校の活性化が図られ、特色ある学校づくりができます。また、教育の自由化で保護者の義務や責任を促すことができるというメリットがある反面、学校の序列化が進み、一部の学校で自信喪失が進んだり、学級編成上、偏った学級編成や余剰教室がない状況が発生したり、また生徒の通学途中の安全確保の問題が指摘されています。さらに教職員のストレスの増大や学校と地域コミュニティとの連携が難しくなるということも課題として指摘されています。

このようなことから、本市におきましては、いじめや不登校の問題及び卒業を控えた最終学年や学期末まで、あるいは家の建築転居予定や児童生徒の身体的事情等、特別な事情がある場合、申請に基づき個々に指定校の変更や区域外の通学も認めているところでございます。したがって、本市におきましては、現時点では学校選択制の導入は考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） ニノ文伸元君。

[登壇]

○7番（ニノ文伸元君） 今、選択制は現時点ではという言葉がありました。将来的には、やられるということだろうと私は理解しました。一度皆さんでこの隈府校区のですね、線引きをされている道をですね、1回、どこからどこまでというのをです

ね、歩いていただければ、この歪な線引きがですね、わかると思います。すぐそこに本当に南中があるんです。やはり40年も経って変えていかないというのは、やはり私はですね、かえって子どもに悪影響を及ぼしていきます。知らなくていいことまで知って知っているような、私はその住民票だけ移してやっている方ですね、実態調査をやれとか、指導をしてくれとか、そういうことは言いません。なぜかという、気持ちがわかるんですね。子どもから言われて、涙ながらに言われて、やはりそういうことをですね、注意してくれとか、そういうことは言いません。ただ、選択制はですね、一つの手段であると思いますので。それができないならですね、北中と南中をもう一緒にしたらいいと思うんです。今、合併が、統廃合が流行っていますから、一緒にして下さい。さっきも人数南中886、今、足せば、少し多いぐらいか、同じぐらいだろうと思います。不可能ではないと思います。今、北中がありますけれども、あれは上の北小を無くして、あそこに小学校入れる、6学年あるわけですから、確か変わらないぐらいになると思います。決して不可能ではないと思いますので、その辺のところをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず、先ほどの確認ですが、現時点での問題ですけれども、将来にするという約束ではございませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、線引きのことを言われました。私も承知しているところでございますし、やはりこの問題というのは2つの中学校校区だけの問題ではなく、やっぱり全市的に検討していかなければならないと考えておりますので、教育委員会としましては教育の重要課題の1つとして受け止めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○7番（二ノ文伸元君） 今、重要課題ということで、今日ここにテーブルに乗って今から議論をされるということだけでありがたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に進みます。行政改革についてということで、本市も平成17年3月22日に市町村で合併をいたしまして早5年近くになろうとしております。その間、様々な行政改革がなされ、現在の体制が取られていると思っております。現在、本市においては、市役所は総合支所方式で運営が行われております。これは、本庁の下に各支所があるものと私なりに理解・認識しておりますけれども、そのような

ことで質問をいたします。

1つ、本庁並びに各支所間の移動の基準はどのようになっていますか。本庁と支所の権限と役割の違いについてお伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） まず、本庁及び支所の役割について申し上げますと、事務の詳細については、議員ご承知のとおり、それぞれの事務分掌として規則で定めているところでございますが、基本的な役割について申し上げますと、合併時に合併協議会で新市の事務組織、機構の整備方針として、本庁、支所、総合支所の役割を定めており、それによりますと本庁は議会・監査・公平委員会等の行政委員会に関する事務、総合計画策定など新市の政策及び新市全体に係る施策・事業に関する事務、新市の総合調整に関する事務及び人事・財政・管財・法規など、内部管理に関する事務、それに合わせまして本庁に集約することが適当で、かつ効率的な事務となっております。また、各総合支所につきましては、本庁において処理する事務を除き、行政全般に関する事務と定めておるところでございます。合併後の組織の進め方につきましても、業務の区分により事務の効率化が図られるものについては、本庁各部署に集約させるとさせておりまして、現在この方針に基づき整備しているところでございます。

異動関係でございますけれども、各総合支所に対する異動でございますけれども、先ほど、ただいま申し上げました整備方針に基づきまして本庁部署に集約するために総合支所の組織の合理化を図りながら、課・係の統合と人員削減を行いながら、結果として総合支所機能を維持するため現在の状況となっているものでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○7番（二ノ文伸元君） ありがとうございます。ここにですね、執行部からいただいた職員の案内表ですか、配置の案内表があります。非常にわかりやすく大変有り難く感謝をしておりますけれども、紫は旧七城町役場出身の職員さん、緑は旧旭志村役場出身の職員さん、青は泗水町出身の職員さん、黒は旧菊池市役所の職員さん。しかしですね、この案内表を見ても感じることがあります。何か色が偏っている、そのように感じているのは私だけではないだろうと思います。特に各支所、七城支所は紫、旭志支所は緑、泗水支所は青色と、また本庁に至っては、やはり割合的に旧菊池市の職員さんが多いようです。やはり、もう合併して5年経つわけです。パッと見たときにですね、緑にしか見えないんですね、旭志総合支所なん

て。旭志総合支所をちょっと見てみますとですね、旭志出身の職員さんが21名、菊池市出身の方が2名、七城出身の職員さんが0、泗水出身が0。七城支所も泗水支所も一緒だろうとは思いますが、このようなですね、ことをもう5年、恐らく続いているのかなというふうに思います。これは3年分ありますので比べてみました。名前を、固有名詞は出しませんが、若手の職員さんがですね、ずっと残られております。そして、ある程度上の方になると、課長さんになったりとか、そういう形で本庁に帰ってこられることがありますけれども、やはり5年も各支所に置かれたままだと、やはり本庁の役割と支所の役割は違うと思います。やはり一つ一つ支所の方から本庁にご意見伺いをやりながら、そして仕事をやっておられると。確かに支所の方がですね、いろんな住民の方々とふれあひとか、そういうので礼儀とか、礼儀作法とか、確かにいいものがあるとは思いますが、5年も6年もですね、そのまま放っておいては、どんなにその若手の方が希望がなされたとしても、そういうことではやはり勉強にならないといえますか、本庁には本庁のいろんな権限があって、勉強もされてやりがいもあると思います。そういうところをですね、ぜひ是正をしていただいて、各支所間の、もちろん各支所間の交流も必要ですけど、人事面ですね。本庁、そういう人事間の職員さんの異動ですね、それをやはりしっかりしていただきたいなというふうに思います。例えば、その旭志総合支所の中で緑の方が半分ぐらいで、それからまんべんなくあとは菊池、七城、泗水の方もですね、5人ずつぐらい、4人ずつぐらいですかね。そして、そういう割合を各総合支所でやっていくと、そういうようなことをぜひ職員課の人にはですね、お願いしたいと思っておりますけれども、そういうやり方でやっていただけるのか、それをお伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 今、資料として示された色つきのはどこでつくられたのかというのは、ちょっと存じ上げておりませんが、職員課としてはそういう色分けをして人事異動というのはやっておりませんが、またもう5年も経っておりますから、この旧の市町村枠というのは払拭していくという、これは務めがあるというふうに思っておりますので、そういう理解をいただきたいと思っております。確かに議員ご指摘のように、現在地元の職員の割合というのは現実であるということであり、人材育成の面から、特に若手職員の活用についてでありますけれども、本年4月に菊池市の人材育成基本方針を策定しながら、その項目であります人材の活用におきまして、職員一人一人の個性を生かし、個人の持つ能力や適正を最大限に引き延ばしていくため、様々な職務を計画的にバランスよく経験させて、長期的な

観点から育成するという方針を設定し、適材適所の人事配置に努めていく、また努めなければならないというふうにとらえておられるし、またそのようにしなければならないというふうに理解しております。議員ご指摘の件につきましては、現実的にそのようなことであるというのは認識いたしておりますので、今後本庁を含めて人材育成を目的とした人事異動については、積極的にやっていかなければならないというふうに思っておりますし、特に若手職員につきましては、やはり将来の菊池市の宝でございますから、そのような形でいろんな経験をしながら人材の育成に努めていきたいというふうに思っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○7番（二ノ文伸元君） よろしく申し上げます。

それでは、経済対策ということですが、頭にですね、緊急経済対策についてということをお願いをしたいと思います。昨年、アメリカのサブプライムローンに端を発し、リーマンショックで火の付いた世界同時不況は、さらに最近になりドバイショックによる円高とデフレ、例外なく本市にも黒い影を落としていることは言うまでもないことだと考えております。私も平成17年6月まで店を経営しておりましたが、私を取り巻く様々な環境の変化により、亡き父の代より40年続けた店の経営を断念せざるを得なくなり、現在にいたっております。しかし、店は止めたものの、温泉街に育てられたものとして、温泉街に対する愛着は誰にも負けないものと自負をしております。現在は店を止めてはおりますが、社交業同業組合の一組合員として様々な活動に参加をさせていただいております。温泉街の防犯パトロール、チャリティゴルフコンペの開催、チャリティ夏のビアパーティなど、様々な事業を企画し、立案しながら温泉街の活性化、イメージアップに組合員の方々と一緒になり鋭意努力をしているところです。それから、少々宣伝をさせていただきますと、来年2月に組合加入の店を集め、はしご酒大会を計画しております。このことにつきましては、組合員の方々と現在会議を重ねながら煮詰めている段階でありますけれども、そのときは議員さん、職員さんはもちろん、市民の方々、ご協力をよろしくお願いするものであります。

このように、民間団体としてのこの温泉街の火が消えないように頑張っているところですが、このような経済状況の中、民間だけではなかなか厳しいところがあるというふうに思っているのは、恐らく執行部の方も思われているだろうと思います。

そこで質問ですが、行政として隈府温泉街の活性化対策を今後どのように考え行

われるのか。

2つ目、今後各種団体へのイベント等への補助は考えていないのか、お伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） まず、温泉街の活性化対策についてでございますが、議員ご指摘のとおり平日はもとより休日前であっても温泉街を訪れる客が激減し、通りは閑散としており、かつての賑わいは見る影もございません。景気低迷の影響から、個人消費が落ち込み、市民や周辺地域の住民が温泉街に足を運ばなくなったことが最大の要因であり、また旅館、ホテルの宿泊客の減少も大いに影響を与えていると思われまます。菊池温泉の年間宿泊客数は、平成元年の約44万人をピークに年々減少してきておりまして、昨年は約17万人と、最盛期の半数以下に落ち込んでおります。

このような状況を踏まえまして、本市といたしましては、やさしいまちづくりのイメージアップを図りながら、大阪、広島方面の商談会等に参加し、宿泊客数の増に努めているところでございます。また、九州新幹線の全線開通に向け、本市の認知度を高めるために積極的に観光マーケットに参加し、菊池溪谷や良質の温泉等の観光資源をPRしながら観光客誘致に努めるとともに、菊池川流域の関係団体と連携し、新たな商品開発にも取り組んでおります。市民や周辺地域の住民など一般客の誘客につきましても、商工観光課が事務局でございます工業連絡協議会や企業連絡協議会に加盟されている企業や事業所並びにその従業員の方に対しまして、各種会合やプライベートなど飲酒・飲食の際には地元の旅館、ホテル、飲食店を利用していただくよう、事あるごとにお願ひするなど、温泉街の活性化に努めているところでございます。

次に、2点目の各種団体のイベント事業への補助ということでございますが、本市にはイベント事業に関する補助制度といたしまして、商店街活性化イベント事業補助金と地域づくり推進補助金の2つの制度がございます。まず、商店街活性化イベント事業補助金につきましては、これは商店会や商店会連合会が歴史・文化・特産品などの地域資源を有効活用して実施する各種イベント事業に対して、会場設営、広告宣伝などの経費の一部を助成する制度でございます。限度額を30万円としまして、対象経費の3分の1以内の額を交付することにしております。

それから、地域づくり推進補助金でございますが、こちらは広く地域住民等が豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちづくりの実現を目的としまして実施する地域づくり事業に対して報償費や需用費、原材料費などの経費の一部を補助する制度

でございます。祭りやイベントなどの地域づくり活動事業については、限度額を20万円とし、対象経費の3分の2以内の額を交付することになっております。議員の言われておりますビアパーティやはしご酒等のイベントにつきましては、温泉街の活性化には大変寄与するイベントであるとは思いますが、チケット販売による収入がございますし、特定店舗の利益につながる部分もございますので、2つの補助制度の対象事業には該当しないものと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○7番（二ノ文伸元君） ただいま経済部長より大変厳しい答弁がありました。ただですね、私はこの緊急と付けているんですね。緊急ですから、考えられないこともないと思いますので、ぜひ検討をお願いします。私がなぜ経済対策の頭に緊急を入れたのかは、今、ご説明したとおりです。この日本は今、世界は今、大変厳しいときを迎えているんです。温泉街、今、行政として、役所として打つべき手はきっちり打っておかないと大変なことになりはしないかと思っております。私なりに考えました何か即効性のあることはないのか、そう思ったときですね、昨日職員さんの皆様方ですね、ボーナスが支給されたと思います。やはりこういう時期です。昔はですね、役所の方で食糧費という形で付いて、そのお金で恐らく飲んでおられたのかなというふうにも思いますけれども、そういうことはないですか。昔はよく私の店にもですね、課長さん、部長さんが部下の方を連れて、ああ俺がおごってやるたというふうなですね、そういう形で飲んでおられました。最近は全くそういうことがないんですね。ありますか。やはり、ここにおられる方々がですね、やはりそういうその職員さんを引っ張って、飲み方をつくってでもですね、やっていただきたい。何か今、職員の間で企画めいたものがあるとは思いますが、もしその企画みたいなのがあって、例えばゲートボールでもいいですよ、ゲートボールで役所の方を揃えてやって、そして飲み方をやって、そして2次会、3次会と流れるというような、そんな企画がありましたならばお伺いをしたいと思います。それが1点ですね。

それから、さっきから山瀬議員からもありましたけれども、軽トラ朝市の件ですけれども、あれは立町から下町ですかね、迎町ですか、その通りを中心に、月第4日曜日に1回行われているということですが、できればですね、そういう第2日曜あたりにあそこの望月の前から宝来館の前まで、できればやっていただければありがたいなというふうに思いますけれども、それをですね、商工会の方に市役所の方からですね、行政の方から、ぜひお願いをしていただきたいと思います。もちろん観

光協会からもお願いをしてみたいなと、要請をしてみたいなというふうには思いますが、恐らく旅館組合の方からもお願いに行くのかなというふうにも思っております。とにかく、何かしら企画をですね、私なりに今、考えました。NHKドラマですね、「だんだん」というのがありました。これは舞妓さんを中心にしたドラマであったと思いますが、ああいうようなですね、何かちょっと変わったですね、そういう癒し系的なものがこの菊池市でできないかなというふうにも考えておるところですけれども、例えばその熊本市内の奥座敷として、そこに本当にきれいな舞妓さんをですね、三味線でも弾いてもらって、企業の社長さんとか、そういう人が癒されるような、そういう、どこかにそういうのがあるとは聞いておりましたけれども、もしそういうところをですね、調べておられますならばご紹介をしていただきたいなというふうを考えております。

以上、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 職員関係のイベント等の企画ですけれども、これは全職員を対象に互助会で年1回総合体育館で、本年はミニバレーボールをしました。参加しは300名近くの職員が参加して、それぞれの課等で、その汗を流した後に、暑い時期ですから、その後はご理解いただきたいというふうに思います。またそれ以外にですね、ボランティアとか、スポーツ大会を各課、総合支所は総合支所単位でだろうと思っておりますけれども、そういう活動をしたことに対して共済組合の方から、我々が納めた共済組合の中から一部助成がありますのでそれを活用してということで、ぜひしていただいているというので、今から忘年会、新年会時期に各課でそういう企画をしながら、あとは二ノ文議員がおっしゃられたような形につながるだろうというふうに理解いたしております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 軽トラ朝市の温泉街の活用につきましては、私どもの方も実行委員会の方に要請をしまいたいと思います。

それから、温泉街の活性化の1つの事業といたしましては、国の経済対策で観光立市推進事業ということに取り組んでおりまして、旅館・ホテルの一部分の改装といたしますか、そういったものの事業に対する補助をしております。

それから、舞妓さんという話でございますが、山形県の酒田市に会社が舞妓さん制度をつくって、会社で運営されておるということを知っております。会社という

組織形態として、各種イベントでも活動し、酒田市の顔、親善大使としても活躍されておるといふようなこととございます。このよふなことを、もしその本市で取り組むならといふところとございますと、なかなか行政で取り組めるものではございませんで、もし取り組めるといたしましたならば社交組合等と会社あたりを設立されて取り組まれることは可能ではないかなと思つていふところとございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○7番（二ノ文伸元君） やはり舞妓さん関係はですとね、行政の手助けがないとやはりなりません。特区といふ形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

それとですとね、温泉街が見る影もない、まだ見る影はありますので、まだ店はありますので、その辺はですとね、ご理解をしていただきたいと。今、頑張つていふますので、どうか皆さん、こぞつて温泉街を闊歩していただきたいとと思ひます。

それからですとね、ひとつ、年に1回といふこととすけども、全体のやつはですとね、定例会も4回あるわけとすから、ぜひ4回ぐらゐ、企画部長、企画をして下さい。

以上、終わります。

○議長（北田 彰君） ここで、昼食等のため暫時休憩します。午後と会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午後零時07分

開議 午後零時59分

○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、経済部長より発言の申し出があつておりますので、これを許します。

経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 先ほどの二ノ文議員の答弁の中で、かつての賑わいは見る影もないと発言いたしましたと、大変不適切な表現とございましたので、発言を取り消させていただけます。大変申し訳ございませんでした。今後と、関係団体と連携を図りながら、賑わいを取り戻すようしっかりと努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

○議長（北田 彰君） 次に、栃原茂樹君。

[登壇]

○21番（栃原茂樹君） それでは、返事だけは大きくしましたと、昼から3人目の1

番でございますので退屈だろうと思えますけれども、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は、4点について一応今回は通告をいたしております。農業経営安定化について、マイレージサービスについて、県道及び市道改良、これは街道も含まれております。それから都市計画について、以上4点でございますが、まず1点、農業経営の安定化について。

農業問題については、もう相当いろいろ一般質問がなされました。ちょうど合併したのが平成17年3月22日ですから、ちょうど17年度に定例会が3回あって、その後18、19、20、21年度、本日までの定例会で19回です。大体15名ほど平均するとちょっとそれ以上ですが、延べ285人の方が合併してから一般質問をされております。その中で大体農業問題が70件以上はあります。そういうことで、執行部の方も大変また言いよるのかというような感じを受けられますけれども、本日は農業経営の安定化についてはわかりやすく簡単に答弁ができるように質問をいたします。

まず、菊池市は農業が基幹産業でございます、市長もこれは十分認識されているところでございます。そこで、農業経営の安定化対策事業として、誇りを持って言える市独自の事業があれば、それを一つお聞かせいただきたいと思えます。

それから2番目に、今後これだけは市長として農業経営安定化の目的達成のため市独自の事業をする、実施するという考えがあればお答えを願いたいと思えます。この2つについて、まずお尋ねをいたしておきます。

あとは、質問席で質問をいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 農業経営安定化のための政策につきましては、各種補助事業の実施や制度資金等の融通に係る利子補給のほか、国の飼料、燃油高騰。

[登壇]

○21番（析原茂樹君） 議長、私が聞いているのは、何か市独自で誇りとしている事業があればということですから、国とか県の事業諸々のことは今までわかっております。

○議長（北田 彰君） 簡潔にお願いします。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 議員ご指摘のありました市単独財源による独自の事業といたしまして、果樹融合品種のモデル事業、それから家畜導入事業、家畜放牧モデル事業、雌雄判別精液助成事業、飼料米増産対策事業、有害獣防止対策事業等でございます。

います。農業経営安定に対する直接的な対策は設けていないのが現状でございます。
以上、お答えいたします。

それから、今後の方策でございますが、今回の仮称ブランド化推進室の設置の表明に伴いまして、方向性等につきましては今後の重要課題でございます。これまでの本市の農業振興につきましては、多種多様な菊池の農産物に対し平準化した取り組みが行われてきたところであろうと思っております。そういった意味では、ブランド化を推進することでございますが、一方ではいい意味での差別化を図ることになると考えております。そういったことで、今後十分な検討を加えていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○21番（栃原茂樹君） お尋ねしたのは、全般的ないろいろな取り組みはある程度わかっておりますから、これは誇りだと言えるようなやつがあればということで質問をいたしましたわけですから、今までのように国・県の事業、いろいろやっとなんかということをご答弁なさっておりますから、誇りとするような、他の町村のモデルとなるようなことをやっておられるかという自負心があるかということをお尋ねしたわけですが。先ほどはあまり、山瀬議員のときはないようなことをおっしゃいましたのでお尋ねしたわけですが。そこで、なぜお尋ねしたかということ、いろいろな事業あります。それは非常に農業問題については、戦後から今まで猫の目行政というようなことが言われておまして、私もそのとおりだと思っております。それは日本国内だけの農産物のいろいろな考え方であれば、今のように複雑ではなかったかと思えますけれども、米・麦・養蚕で渡世をしとったわけですね。それが多種多様になったということで、農協でもこのことについては大変経営がいろいろな指導が難しくなって、もう個人的にうちの部落あたりでは、農協には出さずに米は個人で2万円で売るとか、2万5,000円とか、もうそういう形態をたどっております。そういうことで、大変難しい問題でございますので、私たちはただ質問して自分でするわけじゃないので言うばかりのごたるふうになりますけれども、やっぱり議員としては少しでも市の農業が発展するよというよなことで日夜考えとるわけでございます。そこで、ここで質問をしておるわけですから。ただ、やっぱり農業経営というのは、もともとは戦後は牛・馬、これで耕作をやっていろいろ、今のように機械がございませんでしたから、経費はあまり要っていなかったということですね。しかし、体は非常に使っていたから腰が曲がったとか、今のように青年のピシャツとした腰はなかです、みんな腰が曲がったわけですね。そういうことで合

理化が図られたということもございます。それと、ちょうど昭和36年に農業基本法が制定されて、それから規模拡大ということでもずっと進んでまいりました。それが果たして日本の農業に適正だったかというと、これは疑問でございます。理想的に言えば、そもそもアメリカのように広々とした土地でやるという真似をすれば、確かにそういうことですが、やっぱりいろいろな作物をつくって、面積も少ないわけですから、その中でどうして所得を上げるかということが一番日本の農業にはやっぱり必要性が出てきます。うちの部落で言えば、高田区では38町の県営圃場整備の面積がありますから、それを1人で経営するなら、大体農業所得としてはほかの課長さん方、部長さん方の給料よりですね、所得は多くなるというのは理想論ではわかっておるわけですが、そうはなっておりません。だから、ないなかでどうした方がいいかという模索をしていかなければならないのが現状でございますし、転作もあります。転作についても、施策としては開田をやったとか、いろいろありますが、本来250町ぐらい七城町では開田がございまして。大体今は4割からの転作があるということですが、それは大体開田はしなければ半分ではよかったと。もうそういう施策も将来が見えずに、ただ増産、増産でやって、さあ米が余るから転作をやれというぐりぐりとした猫の目行政が農業では行われてきたわけですから、なかなか先が見えないと。その中で、いろんな工夫、そういう暮らしていかなければならないという難しい問題があると思っておりますが、ただ全般的には申し上げませんが、ただ単純に言うなら、やっぱりコスト低下をいかに図るかということが非常に農業には大切だと思っております。だからこれは県でももう20年、30年前ぐらいから機械化が進んできたときにですね、やっぱりコスト低下ということが叫ばれて、我々もやってまいりましたから、そういうのをやっぱり農家の皆さん方と話し合いをして、そしてコンバインでも3軒で1台とか、田植機、それも3軒で1台ぐらいでいいでしょうと、そういう農協との話し合いがあって進めてまいっております。最近はそのことをあまり聞きません。やっぱり農家は、確かに自分が自由なときに使われる、ほかの仕事もあるからという共同精神が昔のようにはございませんから難しいと思っておりますけれども、1つを取り上げればそういうのが経営圧迫につながっていると。機械貧乏という言葉があったですね。そういうことが言われたのは、やっぱりどんどん機械を買っていく。前であれば、牛・馬よかと。やっぱりそういうところで、そういうものがだんだんと経営の圧迫を現在やっているということですが、これなければまた規模拡大もできませんから。コスト低下もできる分はですね、やっぱり市として農業の、農家の皆さんといろいろ話し合って、こういう姿でいこうではありませんかというようなやっぱり施策をですね、やっぱり取っていくべきだと。一つの例でございます。もうたくさんは申し上げませんが、ほかの質問も

ございますから。そういうことをやっていただきたいということを申し上げたいわけです。1回の質問ですから、再質問はいたしません。

それで、菊池市のですね、商店街の活性化についても、やっぱり農業の経営が安定しなければ、どんなに商店街を、道路を、街路をピシャットしても、環境を整えても、消費者が来なければ何もならないわけです、活性化にはつながらない。だからやっぱり半分ぐらいは菊池市の農業経営の安定化が図られるならば、今日どもは飲み行こうかなという結果につながっていくと思いますので、やっぱり農業施策については真剣に捉えてですね、進めてやっていってもらいたい、やるべきだということを強く申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

次は、マイレージサービスについてでございます。このことはですね、もう既にご承知と思いますが、ちょうどいろいろテレビを見ておりますと、これは佐賀県のこと紹介されておりました。そしてまた、一般の方もその中でいろいろ、ああ、なるほどなというようなことが報道されておりましたので、ただ佐賀県の取扱いについて、ここにちょっと資料がございますので、もう手元にお持ちかと思いますが、取扱い要綱としてですね、マイレージサービスが航空会社の顧客のサービスとして広く社会一般に普及していることから、今日の厳しい県財政状況の中、こうした民間サービスを大いに活用し、少しでも公費、これは旅費でございますね、の節減につなげていくため、マイレージサービスを積極的に公務に有効利用をするというのが佐賀県の考えだそうでございます。そして、3年間、通算されるそうですから、3年間で950万円だったか、ちょっと私が記憶にありませんが、ただ数字としては950万円程度をこれで節費、軽減ができたという報道がなされておりました。そこで、私はすぐピンと、菊池市にもそれは相当出張もあるし、市長あたりは韓国にも行かれるし東京にも行かれる、そういうのがどこあるかわかりませんので、第1項目として、本市で活用した場合、どれだけかのですね、公費節減が見込まれるか。

そして2番目、公費の節減が見込まれるなら、当市においても厳しい財政状況はどこも変わりはないわけでございますので、マイレージサービスを積極的に公務に有効活用すべきと考えますが、お考えはどうでございますかというお尋ねでございます。

以上です、まず。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 過去3年間におけます市長以下職員の出張回数を調査しましたところ、18回以上の職員は存在していなかったということでございます。

今後、制度改正等によりいろんなサービス提供があると思いますので、経費節減につながるものであれば、今後いろんな形で積極的に有効活用してまいりたいというふうに思います。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○21番（栃原茂樹君） このことについてはですね、議長も出張がございますので、いろいろ事務局にもこの要件でちょっとはじいてもらいましたが、3年間では1回か2回東京分までぐらいはあるようですねということでございますから、ないということですから私がまた計算しようと思いますけれども、ないなら必要ございませんから。

それと、個人で行かれる場合もあるだろうと思いますし、それと合わせてということも考えられます。それで、どうはじかれたかは、もう聞きません。ないということですから。しかし、議長あたりは何回か行かれるから、そうすると研修も、議員研修もございますし、そこまではじかれたのかなんかがわかりませんが、もうくどくは申し上げます。そのあたりは検討をしておっていただきたいと思います。

次に、3番目でございます。県道及び市道等の改良工事についてでございますが、道路工事につきましては、今まで合併してよく住民の方からですね、あの路線はいつ完成するのか、あの路線については、あれは何であやんとはしなっとですかと、そういう苦情なり苦言をよく承ります。それで、やっぱり議員ですから、私も責任がございますから、いろいろ説明はそこでやっております。まったく同感ですということもございます。そこでですね、道路行政につきましては、いろいろ用地買収等もございますから簡単に計画どおりできないということも十分承知はいたしております。そこで、次の4点についてお尋ねをいたします。建設部長、たまがんならんちゃよかです。大体常識で答えられるようなことしか尋ねませんから。まずですね、事業実施後5年以上の未完成の道路について、どれだけあるか。それと、長くかかる云々というのは10年計画してあれば10年かかるから、それはみんな該当しますから、大体普通道路は5年ぐらいの区切りでやっていきますから、そういう観点でお答えをしていただきたいと思います。5年以上というのは、私は計画性がそういう延長が長いやつについては当然だと思いますから。

それから、2番目に都市計画道路については、計画当時から計画変更がなされているのか、1回なされたのか、2回なされたのか。これはですね、昭和36年に策定された。いろいろ私も合併当時、建設委員として所属をいたしておりましたから、その次も2年間建設委員でございましたから4年2カ月ぐらいやっております。

たが、いろいろその中でもちょこちょこ聞いてはおりましたが、昨日一昨日この質問をいたしますので、ちょうど議員の松本議員さんに尋ねたところ、ここにこういう資料をいただきましたので、はじめて大体の全体像がですね、理解したところですよ。今までは、聞いた範囲内では、妙見からその斉藤病院のところに来て、隈府中央線ですね、そしてこれがまっすぐ通称御所通りですかね、城の何とか、何とか線ですね、ということで、正確に何とか線じゃいけませんから。城山・木の本線ですね、ここまでできて、それから先、玉祥寺の方にですね、そして遊蛇口の方に抜けて菊鹿に行くというような説明を受けておりましたので、これは素晴らしいやっぱり50年前はさすがに素晴らしい計画を立ててあるなど、これは感服いたしておりました。しかし、この資料をもらいましたところ、ちょっと変わってまいりました。これは、説明を受けたかもしれませんが、私が勘違いをしとったということで、しかし大変ご苦労があったこの計画だろうと思っておりますが、もう50年も経ったということです。そして進捗状況は、もう75%かどれだけはできておると、街路についてはですね。そこで、先ほど申し上げましたとおり、いろいろな苦情がある、あの路線はなぜされんですかというのがこの隈府中央線が菊池市の方から聞くわけですね。もう50年前のことだからやっぱり忘れておられる方もおりますし、全然聞いておられない方も中にはあるだろうと思えます。しかし、あまりにも長い、担当者から聞けば、これは100年計画云々ですよと言われましたけれども、今の時代に100年計画なんて言ったら、10年一昔というのが今5年、いろいろ早く社会情勢は変わっておりますから、そういうところはやっぱり勘案していかないと、計画を立てた当時、立派な計画であっても社会情勢と合わないことは、ほかにことでもいろいろございます。そこで、2番目の質問はいたしておるわけです。

それから3番目がですね、よく最小の経費で最大の効果をというようなことが基本であるということはいつも言われます。そこで、費用対効果をですね、考えた事業が、実績がなされているかということも3点目にお尋ねをいたします。

それと、これは2番目に質問しようかと思いましたがけれども、用地買収等が非常に難しく進んでいないところもございます。それで、そういうところについては、市長は交渉に行かれたか、副市長は行かれたか。副市長は、まだ4月からですから、しかしもう何カ月かなりますからですね。それから部長も行かれたか。

以上、4点について、まず質問をいたしますのでご答弁をお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） ご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、未完成の道路ということでございましたので、県道と市道がでございます。

それぞれにお答えを申し上げたいと思います。県事業関係におきまして、着手5年以上未完成路線というのが、名前を申し上げます熊本・菊鹿線、原・植木線、二重の峠・菊池線、旭志・鹿本線、辛川・鹿本線、原・植木線の旭志と、先ほど言いましたのは泗水でございますけれども、それと植木インター菊池線、鯛生・菊池線、8路線がございます。市道関係でございますけれども、亘・甲森線、亘・深川線、塚原・原線、西迫間・寺小野線は、辺地と一般でございます。それに、ご指摘の都市計画道路がございます、隈府中央線。以上が市道関係でございます。都市計画道路関係でございますけれども、計画決定は昭和36年3月23日になっております。本数的に行きますと、名前を申し上げますと大琳寺・木庭橋線、これは北原のトヨタカローラですね、あれから役所のミカエルの前を通っている道路でございます。温泉通り線、これは県事務所の前から女子校の方へ通っている道。深川・北原線、深川・北原線といいますのは国道387号線の併用でございます。北宮・袈裟尾線は、北宮の交差点から袈裟尾の方へ抜けている道路でございます。隈府中央線というのが、今、市役所の前です。正観寺・北原線というのは、正観寺の温泉街のところから警察の前を通っている道路になります。それから、城山・木の本線といいますのは、菊池神社の第一鳥居から上町、中町を通り、下町を通って野間口の325号線に至る計画道路であります。上町・万福線、これは隈府中央線からつなぎ上町から玉祥寺を通り袈裟尾へ至る道路。この路線が都市計画道路となっております。隈府中央線の費用対効果ということでございましたけれども、このことにつきましては、先般泉田議員のご質問に詳しくお答えをしたとおりでございます。

用地交渉には行っているかということでございます。私も非常に問題がある、詰まっているような、例えばこの隈府中央線から北宮橋の方に向かってるところとところには、度々足を運んでお話を伺っているような状況でございます。また、ほかの路線につきましては、ご要望があつて、やっぱりいろいろ難航している分についてはですね、積極的に今後とも一緒に行きたいという気持ちであります。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 副市長、永田明紘君。

[登壇]

○副市長（永田明紘君） 現在のところ、まだ行っておりません。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 担当部課の方で交渉を続けておりまして、その中でどうしてもやっぱり行く必要があるという要請があつたときには行っております。これまで例えば柏・木護線、もう数十年来の課題でありましたけれども、東京の方に出向き

まして話が決着を付いたということもございますし、また菊池のこの隈府中央線につきましても、ご高齢なために何度も足を運んで私もまいりましたし、またご親戚の関東・関西におられる方々にも直接電話をして何とか交渉をお願いしたいということで申し上げておりますので、傍観しているわけではありません。

[登壇]

○21番(栃原茂樹君) それと、都市計画についての変更がなされたかというのは。

○議長(北田 彰君) 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長(岡崎俊裕君) 隈府中央線関係の都市計画の見直しということでございますけれども、全体につきましては、36年に決定をし、一部見直しは行っております。

以上でございます。

○議長(北田 彰君) 栃原茂樹君。

[登壇]

○21番(栃原茂樹君) 尋ねた順番通りに再質問をいたします。

今、一部については都市計画の街路ではやっておるということでございますが、どの路線とどの路線。ただいま私が手元に持っているのは、万福線ですかね、上町・万福線、これがまだ載っております。それから、城山・木の本線ですね、これはそのまま載っております。どの路線をいつ、日にちがわからん場合はようございます。1回したのか、もう36年から50年経っておりますから、その中で何回されたのかということですが、1つは。

それから、費用対効果のことでちょっとお聞きしたいと思います。やっておるということでしたので。私はいつもですね、疑問に思っていたのは、合併して後で菊池市で決定されていろいろやっておられることだから、あまりこれにいろいろ申し上げるといようなことも何だなと思ってはありましたが、もう合併して5年になりますので。ちょうど七城の社協の場合は、相当合併してすぐ言われたこともございます。だからといって言うんじゃございませんから、そのあたりは十分ご了承をお願いいたしておきます。

それでですね、ちょうどこの前ですね、菊池の前の隈府中央線で感じることは、特にそこのお寺ですね、擁壁も白堀でびやっとやっております。それとクスノキが大きなのがございます。そして、クスノキの場合は、やっぱり木の根っこをいろいろ掘削するからということでその保護も必要だと聞いております。それはそれといたしまして、また両方に広げるということです。道路にはいろいろ性格がございます、その道路の性格というものが、おのおの違います。それで、何で両方にこの連

たんした市内の中を実施計画がなされたのだろうかというのが非常に不思議でした。農地の場合はですね、お互いが向こう減らずに、こっちは何で減らさんかということがあります。それで、値段も両方とも同じです、その場合は、土地は。そうすると、やっぱりこういう連たんしたところについては、補償費というのもいろいろ違います。だから、費用対効果を考える最小限度の経費で最大の効果を出すということであれば、線形についてはどちらにした方がいいかと、それを私たちは必ずやって道路行政をやってきたのが基本でございます。それで、ここのやり方を見てびっくりしたというのは、そのあたりです。通称御所通りでも同じです。あれだけ連たんしたのを両方やるなら、極端に言うなら倍費用が補償費がいるということにもなりかねない。全部がそうだとはいえ切れませんが、だから計画変更はしたのかとか、そういうのはそういうのも含まれるわけです。そら農道をつくるときと、通過点の道路をつくるときと、生活道路をつくるときと、2つの要件を兼ねた道路もございませぬ。1つの要件の道路もございませぬ。いろいろ道路の基準がございませぬから、一概には言えないところもございませぬが、何でだろうと、塀があれば、路線を見れば、左の方に振れば、わざわざこっちゃん曲げてこう曲がるとるわけですね、そこは。それで、当初計画のときはですね、いろいろあったらからそういう具合だったらと思えますけれども、やっぱりそういうところは最小限度の経費で最大といった場合は、最大限の経費で最小限度の効果と、逆を言えば、そういうふうに私は感じますから申し上げておるわけです。先ほど泉田議員の前回到答したということでもございましたが、私の考えは泉田議員の質問と全然内容が違いますから、現場がありますから。それで、部長を責めるわけじゃございませぬ。そうではないかなということ、私が間違いだったら間違いだと指摘をして下さい。

それと、先ほど市長も何度か行かれた、副市長は、それはもう、今年のまだ長くなりませぬからですね、ごもっともだと思いますけれども、用地交渉というのは経験上申し上げておきます。担当者が、若い者が大体行くわけですね。私もこういう仕事をやったことがありますから、行ってみますと、何の栃原さん、若いもんな来たばってん、そういう言葉がお年寄りから帰ってくるわけですね。大体地権者の方は年寄りの方が所有権があるわけですね。やっぱりその人と話さにかんわけです。やっぱり相手もそういう感情があるから、やっぱりトップ、そのあたりが行かれば意外と簡単に済む場合もあります。だからそういう観点で市長、副市長、行かれましたかというのは聞いたわけですから、菊池市の場合は行かれたということですが、七城に1つ、2つあるわけですね。だから、そういうところも職員から十分聞いて、やっぱり市長自ら行くことも必要ではないかなと、行ってみらんとわからんわけですね、行かずにでけんということじゃまだ言えませぬから。やっぱりそ

ういう努力をやってもらいたいなという気持ちがございます。だからお尋ねをやっておるわけですから。

それと、要件があります、いろいろ。どこの路線とは申し上げませんが、3つぐらい要件を出しとるばってん、何の答えもない、これは県道のことですから。しかし県道と言えども市がいろいろやってくれという要望をやってやっておりますから、やっぱり市の職員が主体になって用地交渉はやった方が県の方もいろいろな取り付けとか、市道等の取り付けのときは、これまでぐらいやってやりましょうというような感じが県がやってやることもございますから。そういうことでお尋ねをしておるわけです。今後、そういう、まだ1回も行かれて、市長、副市長も行かれておられないなら、担当課あたりから聞いて、やっぱりこらちょっとぐらい行かにかいかなというようなこともあるだろうと思いますから、それは部長の方から上司にお願いを、要請をしなければ、市長、副市長は動かせませんから、そういう方向で用地買収等はなかなか難しいことですが進めていただきたい。もうやっぱりあんまり長くなりますとですね、何だろうかと、住民がですね、金はいっぱい使って、あとちょっとこしこだとか、中が途切れとるとか、大変だとは思いますが、そういうふうにして速やかな推進を図ってもらいたいというのが2番目の質問でございます。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） お答えを申し上げます。議員ご指摘の用地交渉等で行き詰まっている路線というのもございます。1つには、325号線に接します旭志・鹿本線の荒牧のところでございますけれども、1筆だけ非常に困難をしておると、県の方でも大変苦慮されている部分だろうと思っております。そういうところにつきましてはですね、今後積極的に用地交渉の方にですね、出掛けていけるように県と話し合いながら進めていきたいと考えております。

先ほど都市計画の見直しの件で申し上げましたけれども、一部といたしますのは隈府中央線の一部、これから先の件で一部変更があったということでございます。その1回がっております。費用対効果につきましては、先ほど申し上げましたけれども、街路の必要性につきましては、市街地における道路は円滑な移動を確保する交通機能はもとより、市街地において生活環境、あとは防災面での良好な市街地空間を形成して市街地の整備・開発・保全に大きな影響を与えるものでございます。そのことで、都市計画街路につきましては、道路構造令におきまして車道幅員、路肩、植栽帯を含めた基準が設けられておりまして、幅員については16mということで隈府中央線は整備を行っているところでございます。計画見直しはということ

でございますけれども、道路計画区域内、都市計画街路の区域内につきましては、私権の制限が課せられております。将来、道路整備が可能となるように家を建築するような場合につきましては、容易に移転・除去することができるもののみ県知事の許可を受けて建築可能となりますけれども、このような私権の制限を伴うものについては裁判ということもありますし、そういう行われている例もあります。平成15年当時は見直しは困難でありましたけれども、平成17年に入りまして20年以上未着手の都市計画道路については、県が見直し検討ガイドラインを定めて、その必要性の検証を行うように指導しております。本市におきましても、未着手の路線2本ございます。先ほど言いましたように上町・万福線、城山・木の本線、2本がございますので、この件につきましては本年度から県事業で見直しの作業に着手をいたしているところでございます。

あと、お寺関係でございますけれども、36年の都市計画決定から今日に至っております、その間、地権者の皆さん方に先ほども言いましたように私権の制限をかけているのも事実であります。道路の線形の変更にあたりましては、相当数の物件の変更が生じてきますので、地権者の皆さん方の混乱を避けるために線形の変更には至っておりません。現在のまま、決定どおりということで進めているところでございます。今後、隈府中央線につきましては、平成24年度をまちづくり交付金事業の最終年度となりますので、完了予定をいたしております。

また、これから隈府中央線から先のことにつきまして亘・甲森線というのがございますけれども、この件につきましては、国道325号線の4車線化が今現在進められておりますので、このことにつきましては先に中山議員等にもご答弁をしておりますけれども、この亘・甲森線につきましては、この4車線化との接点等が確定しましたときに具体的な計画を立てなければならないなということで考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○21番（栃原茂樹君） 都市計画につきましてはの街路につきましては、100年計画とかいろいろあって、まだ50年経って全然手を付けていないというようなこともございますので、それにはやっぱり制限が加わるとるわけですね。そうすると、建てるときに引いてした、いざ変更しようとする、何で俺は引いとるのにと、そういうことがあるからですね、ますます複雑になっていくから、十分日ごろ社会情勢の変化を勘案しながらですね、やっていただきたいと申し上げておきます。

次に、都市計画について、同じようなことが2つ重なりますけれども、これはち

よっと内容が違いますから。都市計画についてですね、4番目の都市計画の実施のため七城町、旭志に説明会に入っておられます。そこで、第1点として七城及び旭志ですね、それぞれ何名参加されたか。2番目に、どのような意見が出されたか、簡単によろございます。

それから、3番目に説明の結果、住民の理解は得られたと感じるか、感じないかをまず1点にですね。

それから2番目に、これはもう都市計画法でございませうけれども、1条から4条までずっと、1条は目的があり、2条は都市計画の基本理念ということがございませう。3条については、国・地方公共団体、住民の責務、そして4条が定義がうたわれております。もう既にご承知かと思っておりますので、そこでお尋ねをするわけですが、農業振興地域の整備が七城町としては策定されております。農振ですね、通称。それから、里山条例もございませう。それでですね、これによって都市計画の策定をということで説明に入られたということでございませうから、何か都市計画に基づいて事業をやるいろいろな構想があつて入られたのか。単なる規制とかいろいろあるからこれに乗せよう、泗水、旧菊池市はあつとるから七城と旭志は全然やらないから、どういう構想があつて七城町にこの法律に基づく事業で説明会に臨まれたのかを2点お尋ねをしたいと思つております。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） ご質問にお答えを申し上げます。都市計画区域の見直し案及び都市計画案マスタープランについて、5月に市全域を旧地区に分け住民説明会を実施しましたが、参加者が少数であったこともあり、議会をはじめ各方面からもっと多くの人に説明すべきであるや集落単位の説明を求めるとの意見をいただきました。そのことを受けまして、2回目となる今回の説明会は、全域が都市計画区域であります泗水地区を除き、新たに都市計画区域に編入する案の地域を基本に69カ所で9月から11月までの3カ月間にわたり都市計画区域の見直し案を中心とした住民説明会を実施いたしました。旧市町村別で申し上げますと、菊池地域が161名の参加、旭志地域で378名、七城地域で777名、全体で1,316名の参加をいただき、いろいろな意見をいただきました。また、住民の皆様の意向を把握するためにアンケート調査も実施をしております。アンケートの中では、説明会の内容は理解できたか、地区を広げる理由は理解できたか、また区域にいることについてなどをお尋ねしております。菊池地域では、説明会の内容は8割の方が理解し、広げる理由についても約7割の方は理由はわかると答えられておりますが、一方で区域にいることについては賛成は28%、反対が67%の結果となっております。

ます。特に中山間地域で反対が強く、過疎に追い打ちをかけるなどの意見をいただいております。一方、花房台区では強く編入を要望されたところでございます。旭志地域につきましては、内容や広げる理由は約8割の方に理解をいただきましたけれども、一方で区域への編入に対しては賛成が42%で反対が50%という結果になっております。ここでも中山間地域では反対が多くなっております。反面、平野部では賛成が多いところもございました。七城地域では、集合住宅、要するに団地を除くほかの半数を超える世帯から参加をいただき、その関心の高さが伺えました。内容や区域を広げる理由については、7割の方に理解をいただきました。区域にいることについては30%が賛成で、62%が反対との結果となっております。意見としましては、集落内の道路が狭いのでセットバックすれば家の増改築ができなくなるなどのご意見をいただいたところでございます。

2点目でございますけれども、都市計画区域への編入について、七城ではどういった構想を持つてのぞんだかということでございますけれども、現在、菊池市合併後、菊池市におきまして、都市計画区域が旧の菊池市の一部と泗水全域をかけた都市計画、2つの都市計画があります。今後、新しい新市となって合併しておりますので、一体的な新市の都市計画というものを進めていくためには、やっぱり一体となった都市計画区域の設定というものが大前提であろうということになります。一体的な、総合的なまちづくりを推進するという形を取る以上は、やはり1つの都市計画区域として新たな見直しを、これがベストではないかという案をつくった上での説明会でございましたけれども、ただいま申し上げましたとおり、いろいろなお意見・ご要望が上がったのが事実でございます。七城町には、以前、里山条例による規制を掛けておられましたし、旭志にもそういった条例がございました。これは、法的な規制条例ではございませんので、あくまでも法の下では法が優先するというところでございますので、1つ言うなればお願いをするための1つの決めごとということになるかと思っております。農振地域との整合性ということでございますけれども、菊池の場合も農振地域を含めた都市計画区域の設定をいたしております。七城の場合にどんな構想、都市計画事業というのがあるのかということになるかと思っておりますけれども、現在のところでそういった事業の予定は今のところありませんけれども、まずは今住んでおられる住環境を見ていただければおわかりになる部分があるだろうと思っております。下水道等については完備されておりますけれども、一歩住宅内に入れば2mや3mといった狭隘な道路のところがたくさんございます。やっぱりこういう道路を将来までそのような状況で過ごせるのかという部分も考慮していかなければならない部分だろうということでご説明を申し上げますけれども、それは今、家を直すならば建築でけんごとなるというようなご意見も多々あっ

たところでございますけれども、ねばり強くご説明をしていきたいと思っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○21番（栃原茂樹君） 今、お聞きいたしておりますと、七城の場合は何らいろいろな事業の構想とか何とかはなくして説明会に入ったということでございます。一応、大変うれしいことはですね、七城町を残してこっちだけ云々という誤解を招きますから大変そのありがとうございます。ただし、例えば七城町の場合は、325線ですね、台から水次橋の方へ4車線の計画がありますね。当然、台橋までは通ってくる、あそこはもうできておりますから。そうしますと、あの路線を民間投資によって商業区域ですね、そういうことの構想があるなら非常にわかりやすかわけですね。農振から外してと。今、農振が被っておりますから、道路拡張4車線にするときは問題のございませぬ。それじゃなくして、やっぱり都市計画の説明やっていくならば、何もなければということではいけば、規制だけでやるのかというのがすぐ出てくるわけです。ですから、事業説明のときは、なら間所地区はこういう県道の改良のございます、小規模だけれども、都市計画法に基づいた似たようなやり方でこういうことでやりますとか、325線については4車線にもう将来はなります、両サイドどれだけか、この都市計画ですね、そういうこともあるから商店街ゾーンをつくと、そういう構想があるから、一応これが主眼でこういう説明がっておりますよと。そういうことでしたらですね、非常に納得がいくと。何もなくて、菊池も泗水も行くところから、七城町もと、ありがたいことでございますけれども、説得力に薄いということですね。それで、里山条例の規制が、上位の方があるから云々と言われましたけれども、その条例で止まったところが私の役場におったときあっておりました。やっぱりそういうやつがあればですね、そういうやつでいろいろ法律的に云々言うよりも、言ってくる人もやっぱりまちの方としても説明すれば納得がいきます。

それと、都市計画の基本理念としてですね、都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつですね、そして健康で文化的な都市生活及び機能的な都市生活を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限の下に土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念といたしている。だから、何もかにもが都市計画でというようなことではないと私は理解しております、この基本理念はですね。やっぱり物事には、法律があるのには筋が通っております。何もかもチャンポンにやるということじゃございませぬ。だから、そういうことはただ単純に思うたとき、こういうことが

必要なら七城町のときでもやっぱりもれなくこの都市計画法に基づいているんな事業をやっております。たがらとって、今やられるのを私はだめだと言っているわけじゃございません。やっぱりその地域地域の特性を活かした法律等が農業には、農林業にはございます。やっぱりそういうことを十分網羅してからやれば事足りることもあります。だから、325線をやるというようなことであれば、こういうことでやるとか、が必要じゃないかということで質問をさせていただいたわけです。再質問はいたしませんけど、時間が0でございます。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午後2時00分

開議 午後2時09分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） こんにちは。私は、議員生活でこんなに傍聴者が大いには初めてでございます。大変緊張しておりますけれども、よろしく願いいたします。

10年後を見据える坂井でございます。しかし、今日は本市の20年先、30年先を見据えて頑張っていただけの学生の方がお見えでございます。緊張しておりますけれども、よろしく願いいたします。

菊池市、泗水、旭志、どの第三セクターも一緒と思っておりますけれども、地域の思いがこもって、また地域のためにつくられた地域のための第三セクターでございます。そんな第三セクターも経営・運営を間違えれば大変なことになる。閉鎖や解散もあるのであります。私は七城の議員ですけれども、七城のメロンドーム、そしてまた温泉ドーム建設運営に至りましては、地元住民の汗と涙と思いが染み込んでおります。すべての七城町民、この第三セクターに強い誇りと愛着を持っていることを知っていただき、質問に移りたいと思います。第三セクターの運営が市の財政を圧迫しかねないことも多々あるということを念頭に、第三セクターの運営について、温泉ドームの入湯税と入浴料について質問をいたします。合併前の温泉ドームのお年寄りの入浴料が150円から300円に上がり、また使用料等ほとんどの料金が上がったと思います。七城町民、合併してよかったという言葉は、あまり聞けない現状でございます。将来を考えれば、新市になってと考えねばならないと思っておりますけれども、またまた七城町民大変な難題が出てまいりました。それは、入湯税を取って料金を上げるという条例案が出されたわけですが、そこで第1回目の質問でござ

いますけれども、第120号、第121号議案が可決されれば入浴料を400円に上げるのか。本当に入湯税を取るのか。また、徴収後、何らかの形で戻す考えはないのか。そうしたら、入浴料は上げなくて済むが、果たしてどうなのか。栃原議員は、その他の公衆浴場にするのが筋と言っておられます。もちろん、それは筋であります。そして、たびたび老人福祉との観点から市内のお年寄りの入浴料に关しましては150円にすべしと何度も強い要望をされました。150円にはお年寄りの入浴料なるのかならないのか、質問いたします。

最後に、これは社長である市長にお伺いをいたします。第三セクター経営権当委員会の答申書が9月に提出されましたが、その答申書を十分検討・参考にし、また四季の里の指定管理の公募も視野に入れて入湯税は考えられたのか。温泉ドームの指定管理協定書が本年4月に締結され、5年の契約の1年目の途中であることも十分考えられて入湯税徴収に関しては考えられたのか。この点は市長にご答弁をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、質問にお答えしたいと思います。まず子どもさんたち、児童生徒がおられますので、入湯税とはということで、これはどういうものかというのをお知らせしたいと思います。皆さんが温泉に入られるとき、これは旅館あたりに温泉に入られるとき、日帰りの場合は菊池市の場合は60円税金がかかります。宿泊した場合には150円が税金として、お風呂に入った税金として入って、その税金につきましてはそういう環境整備という形で税金は使う目的、そういう目的で取られる税金でございますので、ご説明をしておきたいと思ひます。

七城温泉ドームにつきましては、ただいま坂井議員仰せられたとおり施設の形態及び利用状況からして、市といたしましてはその他の公衆浴場に類似する施設と判断しております。その他の公衆浴場に変更された時点で本市税条例に基づき課税しなければなりませんので課税されるということになります。以上、お答えしたいと思いますし、また指定管理者、これは菊池市には多くの市の所有する施設がございます。例えば市立の総合体育館とか、文化会館とか、指定管理者というのは、今までは市が直接運営をしておりましたけれども、それを民間にさせていただくというのが指定管理でございますので、そういう制度でございます。菊池市のリバーサイドパークの運営に関する協定書につきましては、本年4月1日で菊池市と有限会社七城振興公社と管理業務について25年までの5年間、平成25年までの5年間の契約を締結しております。この契約については、管理運営に関する業務の締結であり

ますので、入湯税課税が条件の変更には該当しないと、そういう認識をいたしております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 七城温泉ドームの経営状況といたしましては、平成20年度の温泉部門の収支につきましては、利用料金等収入9,897万8,000円で、人件費・光熱費・衛生管理費等の経費が1億3,791万6,000円となりまして、差引3,893万8,000円の赤字となります。この温泉部門のマイナスを他の部門で補っている状況にございまして、七城温泉ドーム全体の利益は1,200万円ほどとなっております。

次に、入場料上限400円の算定につきましては、ただいま申し上げましたように温泉部門では約3,800万円の赤字経営であることや、入湯税60円の課税がされますと、単純計算で年間1,800万円程度を税として納める必要があり、温泉ドーム全体の利益1,200万円からしますと入湯税だけで見ましても年間500から600万円の単年度赤字が見込まれることとなります。また、利用者の減少、あるいはその他の部門も相乗的に減収が予想されることから、運営主体の経営を著しく圧迫しない範囲の入場料としまして400円と試算しました。なお、今回提案しております条例改正の金額につきましては、上限額でございまして上限の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て利用料金を定めることになり、今後指定管理者の有限会社七城町振興公社との十分な協議を行いながら、入場料につきましては定めてまいりたいと思います。

次に、高齢者の入場料150円につきましては、対象者が七城町住民の一部地域だけの優遇であったため、公平性の観点から平成20年3月31日、今年の3月31日までを有効期限とする経過措置を経て廃止となったところでございます。それに代わるものとして、月間フリーパス券の発行が現在行われております。料金改定に伴いまして、高齢者に対する何らかの対応の必要性は認識しておりますが、菊池市全域の高齢者を150円とすることは、入湯税との課税も相まって指定管理者の経営をより強く圧迫する可能性も含んでおります。このため、高齢者の優遇措置につきましても、七城町振興公社と十分協議して定めていく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

大変申し訳ございません。先ほど公平性の観点からということで、平成20年3月を申し上げましたが、その後今年と言ったそうでございますが、平成21年3

月31日までの有効期限ということでございますので、訂正させていただきます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 七城温泉ドームと四季の里の2つがこの関係にあるわけですが、その2つの施設につきまして、その他の公衆浴場に営業の種別が変更されたら、その時点におきまして入湯税の課税対象ということになります。2010年の日本の経済は、バブル崩壊後を上回るような大変な試練が待っているとされておりまして、大変長期間継続しておりますデフレ、円高、さらには株安の下で外需が低迷しまして消費不足、あるいはまた雇用の崩壊など、スパイラル的に急落をしております。このことがさらにまた二番底と言われておりますことが予想され、深刻な状況に立ち至るであろうということになるわけでありまして、こういった状況の中で入湯税を課税するということにつきましては、ただいま数値が示されましたように第三セクターの経営状況に大きな影響を与えるということになります。適正公平な、しかし課税のためにも、課税は課税としてしなければならないということであろうかと思っております。課税の時期につきましては、今後その他の公衆浴場に変更することを指定管理者であります有限会社七城温泉ドーム及び株式会社四季の里と協議を進めていかなければなりません。その結果を踏まえまして、地域住民への入場料の改定、周知及び券売機ですね、入湯券を販売するわけですから、券売機等の機材の調達などが考慮しなければなりません。また課税の猶予につきましては、可能かどうかを含めて内部検討してまいりたいと、このように存じます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） ありがとうございます。市長、かなり答弁が進んでいたような気もいたしますけれども、2回目の質問といたします。

経済部長がおっしゃいましたですね、温泉ドーム、入場者が29万人、これに入湯税をかけていけば500万円ぐらいの赤字が出るというような答弁だったと思います。その他の公衆浴場に変えるのも、入湯料を取るのも、非常に、市長がおっしゃいましたとおり時代背景が悪い、経済状態が悪いということでございます。また、参考までに本市の20年の決算の中で本市全市で入湯税総額が1,900万1,000円でございます。そんな中で温泉ドームが単独で1,800万円、そして四季の里が400万円から500万円になると思いますけれども、2社で2,200万円ということになります。これもご認識していただきたいと思っております。

それから、第三セクター、日本の大半の第三セクターが赤字の中で、温泉ドームにおいては、役員・職員一丸となって努力をし黒字を計上しておられるところでご

ざいます。そういった限られた中で経営改善をやるわけですが、指定管理契約の途中で1,800万円という大幅なる条件変更でございますね、これ。突然に決められましても、1,800万円という経費、コスト分を捻出することが簡単にできるわけは私はないと思います。四季の里もただでさえ赤字なのに、400万円から500万円の入湯税というコストが重くのしかかり、第三セクターの赤字ということで市の金をまたもや注入することに至るかもしれません。総務省から抜本的改革、また連結決算が叫ばれている中、大変な事態になるとも思われます。冒頭にも申しましたけれども、経営・運営を誤れば大変なことになるわけでございます。あまり言ったら文句も言われるかもしれませんが、第2の四季の里を出さないために、菊池市の第三セクターの方向性について、ここに四季の里の答申書が出ておりますけれども、若干検証してみたいと思います。第三セクターを取り巻く状況は全国的に厳しさを増し、地方公共団体の財政にも深刻な影響を及ぼすことが予想されている。このために、総務省から示された第三セクター等の抜本的改革の推進については、収支経営状況、資産状況及び将来負担の実態も含め適正に掌握し、存続も含めた抜本的な改革を推進するように国の方から通達が来ております。また四季の里の現状は、平成20年度においては営業損失単年度赤字2,030万5,000円、それから累積赤字、今まで溜まりに溜まった赤字が1億1,546万1,000円を計上するに至っております。また、年間で本年度の赤字が1,000万円は超えるものとなっているような状況でございます。経営悪化の原因を分析した結果もここに出ております。その1つに平成12年度、類似施設が近隣において5件設置されたことや魅力性の低下があると。そして、もうこれ以上、コストを下げることはできないというような分析結果が出ております。入湯税をかけてコストが500万円かかる、これも大変なのに、なお料金を上げて、旭志の議員言っておられましたけれども、こんな高い金じゃ泊まりに来んよと、そういうようなことを市の執行部が決めて、指定管理で委託するわけでございますけれども、近隣市町村にたくさん似たような施設がありますけれども、誰が来ましょうか。そしてまた、以上のことから経営主体である第三セクター株式会社四季の里は、早期に解散するとして、指定管理の公募や民営化に着手すべきである。そしてまた、指定管理を公募するにあたっては、民間企業にとって応募に見合うだけの魅力があるのか、危惧される場所である。これは入浴税を掛けたりいろいろした場合、魅力もなくなりません。そして、また最後に公募にあたっては当初の建設目的である住民福祉を逸脱しないように注意を払う必要がある。あまりにも条件が過度となり、民間の力が発揮しづらい環境とならないような配慮も必要であると、こういう答申が出されているわけですね。大体私に言わせればですね、一般公衆浴場でも私は構いませんけれど

も、筋と言われればその他の公衆浴場でも仕方がないかもしれません。しかし大事なことはですね、近隣の山鹿市、鹿本の水辺プラザかもとですね、合志町のユーパレス弁天、そして大津町の岩戸の里、菊陽町のさんふれあ等は、本市が変えようとしているその他の公衆浴場で許可区分されております。ですけれども、その今言った第三セクターは入湯税はどこも取っておりません。どこも取っておりません。鹿本町は宿泊客は取っておりますけれども、一般客は取っておりません。これは今の温泉ドームと一緒にですね。その他の公衆浴場には、近隣市町村と合わせるために変更しても仕方がないかもしれませんが、入湯税も近隣市町村に合わせて取る必要は私はないと思います。入湯税は市税であります。本市で決めればいいわけです。入湯税を取らないように再検討したらどうでしょうか、お伺いをいたします。

また、指定管理契約途中の条件変更、つまり1,000万円の入湯税なんかですけれども、これについてどう思われますか。そして、また公募による指定管理契約についても同様でございます。お伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 菊池郡市及び近隣の類似した温泉施設の課税状況についてでございますけれども、今、坂井議員仰せられたことと若干重複しますけれども、水辺プラザかもとにつきましては、宿泊客、家族湯及び日帰りの客で宴会利用者につきましては入湯税が課税されております。合志ユーパレス弁天、大津町の岩戸の里、菊陽町のさんふれあにつきましては、温泉施設の利用料金が1,000円以下のもっぱら日帰りの客に供される施設で食泊施設がないため、税条例で課税免除となっております。本市の税条例第142条の規定によりまして、本市条例では一般公衆浴場であれば課税免除の対象ですが、その他の公衆浴場になった場合には課税となりますので、今回その他の公衆浴場に種別変更がなされた場合においては、これは税条例上、課税しなければならないということになりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） 指定管理のこともちょっと聞いたんですけれども。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 指定管理者との契約でございますけれども、この管理運営に関する協定書については、管理運営に関する業務の締結でございますので、入

湯税が課税されたということのみをもって条件の変更には該当しないと認識いたしております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） 指定管理は経営が悪かったら公募するわけですね。そして、その公募された方に経営を託すわけです。それはなぜ託すかということ、黒字化するためにですよ。それをですね、指定管理をお願いして、1,800万円といきなり課すというのは、私は理不尽だと思います。今後総務省からも第三セクターの運営は赤字にならぬように、そして市の一般会計からの持ち出しをしないように厳しく経営をチェックしていかなければならない今日、急激な条件変更により、温泉ドームでは1,800万円の入湯税徴収は、私に言わせれば自殺行為であると思います。まして四季の里はただでさえ赤字なのに、入湯税500万円くらいを取り、入浴料も使用料も高くするように設定すれば、答申書にあったように類似施設が近隣に5件あり、さらに客が離れる恐れ大であります。まして公募にあたっては、あまり条件が過度となり、つまり入浴税等民間の力が発揮しづらい環境とならないようにというような答申書も書いてありました。また、当初の目的である老人福祉の観点からも、料金の値上げは不況下、お年寄り、市民の利用者の楽しみを奪う行為であり、許し難いものだと私は思います。現在、未曾有の大不況の中、日本の国民は就業不安、所得の減少の中、ともかく安いものへと走り、安ければ買う、安ければ利用する、まさしく市長もおっしゃいましたとおり、デフレスパイラルの真っ直中です。入湯税を取り、料金を300円から400円へと、これ33%アップです。物価にしても大変なアップ率です。今の状況下で誰が利用するでしょうか。大幅な減少が見込めると私は思います。ほとんどの利用者が近隣の第三セクターに流れていくと私は思います。客も減少すれば、食事、宴会も減少し、マイナスの連鎖です。温泉ドームの収支決算16年度マイナス1,087万円、17年度1,918万円のプラス、18年度プラス154万円、19年度マイナス1,280万円、そして20年は1,800万円ですかね、これを5年間で合計しますと1,505万円の黒字であります。これを5年度でうち割れば単年度で301万円の黒字です。この301万円に1,800万円をぶっかければどうなりますか。黒字は見込まれなく、第2の四季の里、まっしぐらでございます、というシナリオになりかねません。市長、合併して5年、四季の里が破産状態になったのも、これは出資者、役員の責任もありますが、5年間社長であった市長の責任が今後問われずには済まない問題だと思います。温泉ドームとは、指定管理契約の協定書締結が今年の4月で1年目の途中で

あり、四季の里においては今から公募により指定管理を結ぶ時期であります。経営が悪いので指定管理者に黒字になるように託すわけでございます。そこで公募による指定管理の契約をするわけです。しかし、しかしですよ、簡単に、簡単にですね、途中でほんとこのようなコストを課するような大幅なる条件変更、入湯税の1,800万円、四季の里も一緒ですが、そういうことになれば、指定管理者はたまったものではありません。私が言いたいのはですね、この不況下で、デフレスパイラルの状況下で第三セクターの経営にいきなり1,800万円という入湯税の経費、コスト、そして料金の値上げは無理難題だと思います。その他の公衆浴場にする、入湯税を取るとは言われましたけれども、いつから取るとはまだ言っておられません。今の状態が悪すぎるわけです。いろいろ長く言ってきましたけれども、どうか現在の状況をよく踏まえられて、入湯税は取るべきでない、撤回か、もしくは時期を見て徴収時期を延ばすことも考えてほしいと思いますが、ご答弁をお願いします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 入湯税を課すべきか、課さざるべきかといったことでございますが、あくまでも条例におきましてはこの課税すべきと、公平公正な課税であるべきということに基づきまして課税の条例ということになっているわけであります。ただしこの運用につきましては、要綱によりまして400円を上限としてこの指定管理者と、それから市長の方が協議をすると、このようになっております。しかしあくまでも議員ご指摘のとおり、経営主体であります七城町特産品センター、あるいは株式会社四季の里、両会社におきまして経営をどうもくろんで、そして入湯税に対してどう対応されるのか。例えば300円の入湯料、330円の入湯料、これに基づきまして税を加えるとすれば、その内税としてそれから60円の入湯税を払うということではなくて、上乘せをする形で多分に予測されるのは400円前後の入湯料というふうになるのではないかと。そうならなければ、先ほど試算によります赤字というのが大幅に出てくるということでありまして。この経年、これまでの年ごとの収支を先ほどお示しいただきましたけれども、これまでにレジオネラ菌の発症によりまして営業を中断したり、あるいはまた天井の落下によってこの営業ができなかったり、そういった年が大幅な赤字というふうになって、やっと元に戻ってきているという状況に温泉ドームの場合はあるわけでありまして。今後、七城町振興公社並びに株式会社四季の里の経営取締役会等におきましてこの論議をしたいと、このように思っております。そのことによって、猶予できるものであるかどうかということも含めまして取り組んでまいりたいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

- 17番（坂井正次君） 料金は上げるといいますと、その料金では徴収できますけれども、お客の減少というのを今は一番考えなければならない時期だと思っております。いろんなことを考えてご検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、次に市道の整備でございますけれども、1番目の質問を飛ばしまして、板井地区から板井開田13部地区合わせて約60haへ通じる板井畜産流通線ですけれども、板井、梶迫、前川、岩瀬、菰入、宮園、清水、新古閑地区の方々が利用する道路でございます。土手ぐえ等で大変危険とのこと。整備がなかなか進まないということでございますけれども、進まない理由をお聞かせ下さい。

- 議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

- 建設部長（岡崎俊裕君） お尋ねの市道板井畜産センター線のところにつきましては、地元共同墓地下の市道の法面につきましては、現在ブロック積みにより施工済みであります。未整備箇所につきましては、共同墓地内の私有地法面でございますので、市としましては私有地の整備はできませんので、共同墓地関係者の方々によって整備をお願いしたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

- 議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

- 17番（坂井正次君） 大雨などのときには非常に危険な土手でございます。土地を市に寄附してでも、というそういう思いもございまして、今後も相談していきたいと思ひます。

続きまして、辺地及び中山間地の整備について質問いたします。固有資産等所在市町村交付金及び納付金でございます。これは、竜門ダムに国の方から来る交付金でございますけれども、19年度が8,445万5,000円、20年度が8,714万8,000円でございます。このように来ておりますけれども、これは私が思うには、ダムが存在している龍門地区に還元すべきだと思ひますけれども、市の考えをお伺ひいたします。

- 議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

- 総務部長（緒方希八郎君） 固有資産等所在市町村交付金といいますのは、ただいま申されましたように国または県等が所有する収益的な事業に用いられる資産について、固定資産税の代わりに交付されるものであります。現行の地方税制では、国・県等が所有する土地建物、いわゆる固定資産に対しましては固定資産税が課せられ

ないことになっていますが、これらの国・県等の資産であっても所在市町村の様々な行政サービスを受けることになっております。現に固定資産税が課税されている他の固定資産税と同様であることとなります。他の固定資産税との均衡を考慮しながら固定資産税に相当する額が交付されておりますので、用途につきましても固定資産同様の取扱いをしなければならないというふうに思っておりますし、また全市的にこれは収入として固定資産税と同等として取り扱うべきものと考えております。以上でございます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） これはですね、私はですね、ダムによって人口の流出ですね、また地域が分断され、小学校の統廃合、また若者もどんどん流出し、高齢化率も非常に高くなっております。そういった観点から、龍門地区の活性化のために私は使うべきだと思います。なおかつ龍門地区は辺地債が適用されますので、辺地債に対する起債にでも使っていただければ結構かと思っておりますけれども、そのお考えはありますか。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 交付金の性格といたしましては、ただいま申し上げましたように国・県補助金等のように用途が特定の事業のみに充当可能な特定財源ではございませんで、固定資産税と同じく用途が特定されていない一般財源となりますので、辺地債を利用した場合に発生する公債費の償還財源としては考えておりません。ちなみに交付金が仮に1億円あったとした場合に想定しますと75%が交付税と相殺されまして、実質的には25%の2,500万円が増収という形になっておりますので、加えてご説明申し上げます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） 山瀬議員も質問されましたけれども、龍門地区、水源地区、辺地が適用される地区ですね、この点に関しては、山瀬議員が質問されましたので、区長さんなり地域の方々の周知徹底をよろしく願いいたします。

続きまして、本市のランドデザインについて質問いたします。私たち総務委員会で四国の高知県馬路村へ研修に行っていました。本市の竜門ダムの上流に1,050人ぐらいの村があると思っていただければ結構でございます。まさしく営林署があり、30年くらいまでは材木が高く、大変賑わっていたそうでございますけ

れども、材木の低迷とともに人口も流出し現在に至っているそうでございます。そこで、何か物産、産業を興さないといけないということで、ゆずを目を付け、ゆず栽培を、平たん地はここはあまりありませんけれども、傾斜地とか、ほんと小さい面積のところにも植えてありました。1,050人の全人口であります、班の班林的でございますので、その農業関係者は300人ぐらいだと推察いたしますけれども、はじめはゆずを販売、それから村の存亡を賭けて10年の計でゆずを加工販売してこられました。山深い山村の全人口1,050人で、またこのゆず関係でいくら売り上げを伸ばしているか、皆さん考えて下さい。たった1,050人の村です。私たち全員びっくりしました。なんとですね、30億円、ゆず関係で売られています。私たちその農協の2階に全員で行きましたところ、再春館製菓がコミュニケーターが電話で注文を受けておりますけれども、15人ぐらいのコミュニケーターが、若い女性でございますけれども、テキパキと電話の対応をされ、インターネット販売等、全国へ発送をされておられました。下の工場を上から見せていただきましたけれども、近代的なオートメーション化した工場、これは過疎債を利用してつくられたそうですけれども、ゆずのジュース、ゆずポン等、ゆず製品が20品種ぐらい、また隣の研究室では大阪大学の大学院と言われておりましたけれども、優秀な研究者が新商品の開発をされておられました。今後も力を入れている製品は、ゆずの化粧品を開発していくふうに言われておりました。全国に顧客を持ち、ほとんどがインターネットの販売だそうでございます。農協の加工場事務員等、若い社員は都市部からその馬路村へ通勤しているとのこと。正職に慣れた方は馬路村に住むと言っておられました。過疎化する村をどぎゃんかせにゃいかんという皆で知恵を出し、10年、20年のランドデザインを描き、実行されたわけでございます。そこで、いろんな方が一般質問をされておられますけれども、非常に、特産品をつくる、また活性化するというのは難しいのはわかっておりますけれども、やはり1,050人でこういった事業を成し遂げられました。また、山瀬先輩たちが長野の川上村ですか、1戸平均2,600万円ぐらいの収入を上げて、レタスですね、上げておられるような事例もあります。そういう観点でですね、菊池市市民一緒に夢を見られるようなランドデザインが必要だと私は思います。菊池市のために、地域のため自分にできることは何だろうと。市長は市長で考えられ、議員は議員で考え、職員は職員で考え、市民は市民で考え、一緒に夢を見て行動をしたとき、素晴らしい菊池ができるものと思います。合併特例債残り5年、本市の活性化のためにランドデザインを描き、市民の皆さんと将来の夢を見たいものでございます。今後ですね、残り5年の合併特例債がございまして。このランドデザインについて市長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 議員ご説明の高知県の馬路村の取り組み、また本市の地域振興のためにグランドデザインということを含めまして、興味深く聞かせていただきました。グランドデザインということにつきましては、その町にしかない固有のもの、またほかにない、何か特別の魅力というものを示すことによりまして、市民が一丸となって町を将来にわたって他の地域に売っていく、また将来共にこの地域の活性化になって発展していくという、そういうものの絵姿を示すことだとこのように考えております。幸いに本市におきましては大変豊かな自然環境、あるいはまた温泉を含めた歴史・文化などがございます。本市のグランドデザインにつきましては、他の地域にないような本市の魅力を十分取り入れながら、町のイメージがよくわかるような取り組みを市民皆さん方総参加の中で考えさせていただきたいと思っております。

ところで、馬路村と何か聞いたような名前だなと思ったところではありますが、随分前に馬路村の村興し、ちっちゃな村、人口1,269人の感動の物語ということで、村興しの仕掛け人であります大歳昌彦さんの著書をちょっと見たことがございまして、農協の職員から、今、ご指摘になりましたゆずの加工品について、産直、あるいは通販ということで大変な実績を上げられたということで、その素晴らしいスピリット精神にびっくりしたといえますか、本当に驚愕の思いで見たところがあります。今、述べられました数々のことにつきましてご提案として大切に受け止めさせていただきましますとともに、ブランド推進の参考にさせていただきたいと、このように存じます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） 市長、大変大いに期待をしております。よろしくお願ひします。

奨学金制度について質問いたします。不況時にこそさらなる制度の充実をということで質問いたします。さっきからずっと言っておりますけれども、リーマンショックに端を発した金融危機による平成の世界的経済恐慌であります。派遣社員の首切り、失業、リストラ等の雇用不安、所得の減少による不景気によるところの消費の減少による物価の下落、デフレスパイラルですね、家庭生活にも深刻な影響を及ぼしております。一家の主が、また主婦が、突然病気をしたり、リストラにあったり、不景気で経営が悪くなったりしたとき、向学心のある、後ろにもたくさんの学生の方が来ておられますけれども、やる気のある若者、学生のために、さらなる奨学金の充実を図ったらと思っておりますが、今年に入りまして東議員、木下議員も質問

をされました。本市の奨学金制度は、他市に比べても充実しているのはわかります。わかりますけれども、こういう状況ですので、貸付金額のアップ、そしてまた返済は10年と聞いておりますけれども、これも少し延ばされないか。それに、以前私質問いたしましたけれども、受付を年度当初ではなく年間随時受付、年間を通して受け付けてほしいというようなことを言いました。そして、これは一番大事なことは、そのような不況時だから、特にですね、全家庭にこの奨学金制度というのを利用される方も多々多いと思うんです。周知徹底を強く望みます。これを1回目の質問とします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 現在、デフレによる経済不況は、市民の生活や雇用状況に大変厳しい影響を及ぼしているということは十分承知しているところです。そういう中で、保護者の就労状況の悪化やそれに伴う収入の低下は、当然子どもの就学に金銭面だけではなく精神的にも不安をもたらすものです。そこで、お尋ねの増額や返済期間についてですが、これまでも申しましたように、本市の奨学金の額や返済期間は現在のところ県下の中では最高の水準にありますので、増額や期間の延長は今のところ考えていませんが、今後の経済状況等を視野に入れ、随時考えていきたいと思えます。

また、貸付申請についてでございますけれども、菊池市奨学金奨学資金貸付条例の規定のとおり、特別の事情がある場合は、随時申請を受け付けてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） 随時受け付けるということになっているかもしれませんが、途中で申請に行っていけなかったというような人もおられました。どうかもっと年間を通じて受け付けやすいようにしていただきたいと思えます。

それから、木下君が質問しておられますが、入学準備金というものも何か設定されるようになっていくように聞いております。このようなことは知らない方が多いと思えますので、先ほども言いましたように市民の方に周知徹底をよろしくお願ひしたいと思えます。それについてもお願いします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） この奨学資金等の制度の充実のために基金等を活用いたしまして入学準備金、また給付型の奨学金が創設できないか、今、現在検討していると

ころでございます。そういうものも含めまして、先ほどから周知のことがありましたけれども、現在までも広報あるいはインターネットで周知を図っているところですが、一層そういう面で努力してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） 教育長、頑張って下さい。よろしくお願いします。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午後3時02分

開議 午後3時10分

○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。いよいよ一般質問も最後となりました。4日間、本当にお疲れでございますけれども、しばらくの間、ご清聴のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、観光振興・十八外城の整備の現状と取り組みについてお尋ねをいたします。この件につきましては、合併に伴う新菊池市議会選挙後の初めての平成18年6月の定例会において、歴史を誇る菊池としての取り組みについて、特に観光資源としての十八外城についての質問をさせていただいております。そのときにも申し上げましたが、合併により旧七城町の町名の由来となっております7つの城跡と旧菊池市の11の城跡が一緒なり、晴れて菊池市の十八外城となったのであります。十八外城は、皆様もご存じのように15代菊池武光公が懐良親王を菊池にお迎えしたときに征西府の菊池の本城を守るため重要な外城で、山や川などの自然の険しい地形を利用して築かれた砦のようなもので、七城町に亀尾城、打越城、馬渡城、正光寺城、増永城、神尾城、台城、旧菊池市に菊の池城、戸崎城、古池城、木庭城、黄金塚城、市成城、掛幕城、元居城、鷹取城、葛原城、五社尾城が鞠智本城を取り囲むように配置されていた城跡を江戸時代の学者洪江松石が菊池風土記に菊池の城跡を十八外城と発表したものであります。前回の質問では、元居城の地元の元居区の陳情を具体的に例を挙げて質問をしましたが、すべての城跡の整備を同時にやることはできないために、それぞれの優先的なもので表示看板案内板を設置するとの

ことでありました。今回、改めて質問させていただきますが、前回の質問後の整備の現状を詳しくお示し下さい。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） ただいま議員ご紹介ありましたように、十八外城は菊池の本城を取り囲むように菊池の山岳、丘陵、河川などの地形を利用した外城を配置し、備えを固めていたと言われております。十八外城整備につきましては、教育委員会で半永久的なものとし、統一した説明板を平成20年度で18外城すべてに設置されているところです。さらに、本市を訪れる観光客が史跡等の案内としてボランティアガイドを求められる状況がございますので、1人でも多くの観光客が散策できるように「ぶらっと菊池一族散策ガイドブック」や「菊池文化財マップ」を作成し、十八外城の位置図を掲載し、観光資源として活用しているところでございます。また、ガイド本を使ったウォークラリーを開催するなど、関連した取り組みもさらなる観光客の増員を図ったところでございます。今後もボランティアガイドの募集・養成をしながら、本市を訪れる観光客に対してガイドブック等を利用しながら関係団体と連携した取り組みをしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございます。ガイドブック等ということでございまして、施設の整備とか、そういうのには全然対応されていないようであります。十八外城に行かれた方は見られたと思いますけれども、昭和19年に大映が菊池千本槍の映画を制作し、その記念に十八外城跡に石碑が立っております。先日、葛原議員の質問の中で報告がありましたように、菊池神社の崇敬会で3日に分けて跡めぐりが行われました。私も参加させていただき、これまでの学習大学の研修も含め、十八外城跡すべてを回ることができました。先ほども申し上げましたが、山や川などの自然の険しい地形を利用して築かれた砦のようなものでありますので、現在では特に山林等も手入れもできておりませんので、城跡まで行くのが困難な状況であります。今回、改めた地元区長をはじめ菊池神社崇敬会の方々の協力によって、現地周辺の刈り払い等をやっていただいたのですが、菊池千本槍の記念碑がなければ場所も確認できないとのことでありました。このままでは周りの雑木等も年々成長し、正確な場所もわからなくなってしまう。先日の葛原議員の質問に対する教育長の答弁では、維持管理についてはこれまでどおり所有者等をお願いしたいとの

ことでありましたけれども、現状は所有者の高齢化も進み、大変厳しいものがあります。市が観光資源として位置づけ、付加価値を付けていくことを考えているのであれば、十八外城跡の未整備の城跡を再チェックし、場所によっては市が購入したり、城跡までの林道・農道・市道等の整備を早急に対応する必要があります。前回の質問で、市長は将来の展望からして、やはり地元の歴史を知る、そしてまたこの歴史の背景にあります十八外城の一つ一つの中のさらなる歴史を知ることが大切であり、歴史学の先生に十八外城物語を書いていただくとか、それぞれの城主になっていただける方を募集するとかと、具体的に案を上げて答えられ、菊池が持っているものの中で一番大きなものは、やはり無形のこの歴史というかけがえのない歴史だと思っているので、この歴史を紐解くための十八外城の整備について今後とも努力しますと力強い答弁をいただいております。

そこで改めてお尋ねですが、市のトップとしてももちろんその後現地を確認しておられると思いますが、前回の答弁後の対応の成果も含め、また市長自ら十八外城にどれだけ行かれておられるのか、その件も含めてお答えをいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 十八外城の重要性というのは、今述べられましたように前回の答弁でもそのように答えた記憶を持っております。私自身が十八外城に何度足を運んだかということですが、なかなか運ぶ機会がございませんで、本当に実態として自分の体験の中で知り得ているものではございません。歴史上においていつも皆様方の中から言われるその菊池氏の歴史というものの中に、本当に重要な位置を占めてきた十八外城ですから、さらにおっしゃりますように民地であるということがまず第一だと思います。その民地である部分について、どう公が関わっていいのかといったものは検討していかなければならないと、このように思います。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございます。いずれにしても歴史を活かしていくということで、先般、隈部議員の質問にも答えられておりましたので、ぜひとも十八外城についてはですね、一生懸命やっていただきたいと思います。

それでは、次に急傾斜事業についてお尋ねをいたします。急傾斜事業は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するため必要な処置を講じ、もって民生の安定と国土の保全に資することを目的に事業が行われております。旧菊池市は特に急傾斜地が多く、崩壊する恐れがある地域がたくさんあります。今回私の地元太田区の大久保地区の急傾斜事業の現状と古川地区

の現状をお示し下さい。特に古川地区については、平成7年3月22日に急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けておりますので、その後の進捗状況を詳しくお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） お答えを申し上げます。県に伺いましたところ、急傾斜地崩壊危険箇所は、土地の傾斜度が30度以上、なおかつ高さが5m以上、崩壊により危険が生ずる恐れがある人家が5戸以上、または5戸未満であっても観光所、学校、病院、旅館などに被害が生じる恐れがある区域について指定をされ、急傾斜地崩壊対策事業として実施することになっております。なお、高さが10m以上で10戸以上の人家が所在する区域で危害が生じる恐れがある区域は国の補助事業、それ以外は県事業で実施することになっております。市の負担割合は国の補助の場合は事業費の10%、単県事業の場合は3分の1となっております。菊池振興局管内では58カ所が指定をされ、そのうち菊池市の指定箇所は47カ所、施工中は6カ所であり、その内訳は補助事業で百把田、柿木平地区、単県事業で下組、日向、富、小楠野地区となっております。お尋ねの太田地区と大久保地区につきましては、市から県へ要望をいたしているところでございます。また、古川地区につきましては、平成20年度に現地測量調査を実施しております。県では新規箇所として予算を要望中と伺っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございます。厳しい状況でもあるかと思えますけれども、本当に住民の安全が一番でございますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思えます。先ほど栃原議員の方からも5年以上未完成の道路の指摘があっておりましたけれども、私も同感であります。特に古川地区についてはですね、約14年も経過しておりますので、指定は県でありますけれども、市が申請者ということで聞いておりますので、その点もですね、しっかり確認をして頑張ってくださいと思えます。

それでは、次に旧憩いの広場についてお尋ねをいたします。憩いの広場跡は、平成14年に市が雇用能力開発機構から譲渡し、その後菊池高原に平成15年5月1日から平成20年3月31日まで契約で借りていただいております。その契約終了後は手つかずのまま放置されております。市も20年9月議会において売却も考慮してと思われまますけれども、不動産鑑定を予算計上し、現在はその算定金額も出

ているはずであります。地元としては、憩いの広場跡地は地域の核であります里山の家と隣接しており、重要な場所でもあります。これまで地元の企業が借用されておりましたので、水迫地区のふるさとまつり等にも憩いの広場跡地を駐車場に気持ちよく貸していただき開催することができておりましたが、もし地元との協調ができない企業、あるいは個人に売却をした場合、地元としては大変な問題であります。これまでに憩いの広場跡地については、地元水迫地区との協議等の要望も出ていると思いますが、その点も含め、旧憩いの広場の現在の状況と今後の市の計画についてお示しをいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 野外活動施設憩いの広場につきましては、昭和58年に市と雇用促進事業団が余暇を活用し自然に親しみ、明日への労働力の回復を目的に建設されたものでございます。しかし、国自らが福祉施設を設置・運営する必要性が低下したと判断されたことから、平成14年に雇用能力開発機構より当施設の譲渡を受けたところでございます。その後、民間の活力を期待し、観光振興に寄与できること、地元とも連携を図ることを目的に同施設の運営を民間募集しまして、株式会社菊池高原と5カ年間の賃貸契約を締結し、平成20年3月に契約満了いたしております。建設当初にあります余暇を利用したレクリエーション施設としての目的が達成されたことや、施設の老朽化によりまして売却を視野に入れた不動産鑑定を行ったところでございます。今後の方向といたしましては、売却を前提といたしまして観光振興及び地域住民に配慮した利活用が図られるよう進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございました。いずれにしましても、地元としてはですね、非常に大切な場所であります。また、菊池溪谷の観光ルートからの景観からしましてもですね、ある程度の対応をしていただきたいと思っております。今後、一応その予算的なあれも出してありますので、交渉をしていわれているのか、その交渉をやるということでもありますけれども、そのことについてどのような形でやられるのか、また期限をどのぐらいの形で決めておられるのか、その点をですね、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○**経済部長（後藤 定君）** 契約時期につきましては、先方の意向の最終確認をしているところでございます。諸々の条件が整い次第、21年度内のできるだけ早い時期に契約締結ができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○**議長（北田 彰君）** 木下雄二君。

[登壇]

○**16番（木下雄二君）** ありがとうございます。21年度中にですね、きちんと対応されるということでございます。いずれにしましても、その後も地元との協議をですね、きちんとしていただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。

それでは、次に道路の改良についてお尋ねをいたします。

まず、柏・木護線の改良についてですが、水迫地区木護集落は、迂回路がないために立門・木護線が落石等で通行止めになると陸の孤島になっておりましたので、平成18年より用地交渉等で難航していた柏・木護線を改めて用地交渉を再開し、それぞれの関係者、先ほど市長の方からもお話がありましたように、努力によって全線開通の見通しが立ってきたようでありますので、現在の状況を詳しくお示しただきたいと思っております。

その次に戸城・渡打線ですが、水迫地区戸城集落と水源地区の渡打集落を結ぶ重要な道路であり、また県道二重の峠菊池線の災害時の迂回路としても重要な路線でありながら、改良が途中で止まっていたので、改めて戸城区より要望書を提出していただきました。今回、辺地総合整備計画の追加によって事業費が付いたようですので、今後の改良計画をお示しただきたいと思っております。

次に、西迫間・寺小野線ですが、この路線については平成9年から何度も私も質問・要望してまいりました。お陰様で、現在、西迫間集落内の家屋移転も進み、改良が進んでおります。あと井手の部分の改良が残っているようですが、今後の計画をお示しただきたいと思っております。

次に、七坪・小楠野線の七坪集落内の道路改良についてですが、この地域は陣内の一般廃棄物処分場との関連もあり、早急に対応をしなければいけない区間でもあります。調査費の計上等をお願いしてはいたしましたが、現状をお示しただきたいと思っております。

以上、4路線について詳しく進捗状況をお示しただきたいと思っております。

○**議長（北田 彰君）** 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○**建設部長（岡崎俊裕君）** お答えを申し上げます。

柏・木護線は、木護地区の大変重要な迂回路線であります。昨年度より路面整備

に着手をし、本年度に橋梁部右岸側の整備を行い、来年度に橋梁本体を整備し、順次木護地区まで路面整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、戸城・渡内線は、本年度に測量設計を行い、来年度より整備に着手する予定であります。

次に、西迫間・寺小野線は、整備延長が970m、進捗率で80%でございます。残りの230mが未整備の状態でございますが、本年度に西迫間地区交差点付近80mを整備し、来年度に残りの150mを施工し、整備完了の予定でございます。

なお、七坪・小楠野線につきましては、西迫間・寺小野線の整備が完了次第、事業に着手する計画でございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございます。柏・木護線については、いよいよ橋梁部分に入るということで、もう地元としてもですね、念願でございましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、戸城・渡打線についても、来年度から事業に入るということでございます。

それと、西迫間・寺小野線ですが、来年度150mですか、その部分が単年度でやれるかどうか、予算等もあるでしょうけれども、ちょうど井手の部分ですから予算等も大分かかると思ひますので、ぜひとも1年で終わってですね、完了をしていただきたいと思ひます。

それと、七坪・小楠野線についてですが、今のうちからちょっと調査費ぐらいは付けとってもらわんとですね、完了してから、完了してからということで、ずっとまだ石原部長のときからずっと完了してから調査費を付けますということの答弁で繰り返しでございますが、もう今のうちに調査費を付けて、ある程度実測をしていただかんとですね、なかなか間に合わないんじゃないかなと思ひておりますので、ぜひとも調査費だけは早めに付けていただくようによろしくお願ひしておきます。

それでは、次に発注工事等についてお尋ねをいたします。

まず、随意契約の定義についてですが、市民の方から市の入札の件で相談を受けました。ある工事の入札の方法が随意契約だったとのことですが、仕事の内容からして、なぜ結果的に随意契約になったのか納得がいかないとの意見でありました。入札問題は、この厳しい経済状況ですので、ますます市内の業者の方々から厳しいチェックがあると思われまふし、議会としても中小企業振興条例までつくっておりますので、地場産業を推進していかなければなりません。そこで1点目のお尋ねで

すが、随意契約の定義について、詳しくお示しをいただきたいと思います。

次に、市の発注工事等の竣工検査後の会計処理についてですが、この件も市民の方から市の会計処理が非常に遅いとの苦情の意見でした。現在の会計処理の流れと平均的にどのぐらい時間がかかっているのか、お示しいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） まず、随意契約の定義についてでございますけれども、これは地方自治法第234条及び同施行令第167条の規定によりまして、地方公共団体が行う契約は入札を原則とするものとされておりまして、同施行令第167条の2の規定により、認められた場合のみ随意契約を行うことができるとしております。随意契約の要件となるその内容を要約しますと、1つに予定価格が130万円以下であること、また委託業務につきましては50万円以下、物品は80万円以下ということでございます。

その次に、契約の性質が競争入札に適しないという場合について随意契約が認められております。そのほか法令により規定する施設・団体等の契約、これにつきましては、シルバー人材センターあたりとの契約については、随意契約でも可能であるということでございます。そのほか、緊急により入札ができない場合、競争入札によることが不利である場合、時価に比べまして著しく有利な価格で契約できる場合、競争入札に付し入札者がいない場合、落札者が契約を締結しない場合、認定者による新商品である場合、以上の場合のみについて随意契約が認められているところでございます。

次に、市の発注工事等の竣工検査後の会計処理の状況についてでございますけれども、まず工事完了に伴い、業者より工事の発注を行った工事担当課に竣工届が提出されます。これを受けまして、提出日から14日以内に工事担当者は業界立ち会いの上、竣工検査を実施します。業者から工事担当者へ竣工検査写真の提出があり次第、工事担当課は竣工復命書の内部決裁を受け、これに約1週間前後日数を要しておるところでございます。決裁後は、工事竣工認定書を業者に交付いたします。これを受けまして、業者より請求書が提出されることとなっております。その後、工事担当者は支出命令書の決裁を受け、会計課に支出命令書を提出します。これに約1週間前後かかることとなります。会計課での事務処理は、工事担当課より支払い伝票が提出されますと審査を実施し、適正なものは、その後支払うこととなります。通常は口座振替の方法により送金しますが、この場合は会計課に持ち込まれて1週間前後で支払いが完了します。また、支払いを急ぐ場合におかれましては、振り込み依頼書による方法も可能であります。この場合については、2日程度で支払

うことが可能であります。なお、菊池市公共工事請負契約約款では、請求を受けてから40日以内に支払うこととなっております。このように、竣工検査後の会計処理につきましては、担当職員それぞれが適正な事務処理に努めているところでございますが、今後より一層円滑な会計処理が執り行われるように努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございます。なかなか随意契約についてはですね、私も所管の総務委員会ですので、またちょっとさらに勉強しながらやっていかなければいけないと思います。1つのちょっと例を挙げますとですね、先般市道立門・井野線の立門地区の法面工事がですね、国の緊急補正によって約5,000万円で工事が行われました。無事完了して、地域住民も安心して生活ができるようになりましたけれども、私も最初から関わっておりましたのでよく理解しておりますが、調査費を最初600万円かけて組んでいただいて、その後、方法等もですね、何か専門的な工事になるので難しいということでしたので、それでもやっぱり専門の業者に直接発注するんじゃなくて、まずはその頭に地元の業者に発注していただいて、それでその専門業者が下に入って工事をすると、そういう形にしないと、地元の地場産業育成にはならないんじゃないかという、そういうお話もさせていただきました。結果的には、地元の企業が受注してですね、きちんと工事もできておりますので、そういう形で、これはある程度大きな事業ですけれども、どういう形で分けるかによって、地元の人たちがこういった、先ほど言ったような、何で随意契約になるんですかというような理解ができないところがたくさんあるんですね。ある看板屋さんが自分自身が看板のその受注をもらえると思ったところが、下の工事をする、工事をする会社の方からよその市外の業者から見積もりが自分に来たという形で、何で私たちの方が、言うなれば下の工事をするのを発注できるようにしてもらえば、私たちが頭で取ると、そういう何か不満をですね、私に言われたことがあります。どっちにウエイトを置くかによって、結局その契約が変わってくるというようなのが結構あるんですね。私も今から委員会でもしっかりそういうところを勉強してですね、地場の方の産業育成に結びつくようにしていかなければいけないと思っております。先ほどの会計処理の問題ですけれども、先ほどから申しますように、市民の方から、とにかくどこで時間がかかるとっただろうかということで、そういうお叱りがありました。部長の答弁では、40日以内に支払うことということで、それが遵守されとるんですけれども、ちょっと、もうちょっとスピ

ード感をもってやっていただかないと、もう皆さんが非常に厳しい状況ですから、表現的にはやっぱりもう回すのに大変な状況だと思うんですね。だから、1日も早く公共事業の場合はスピード感を持って支払いができるような状況を今後とも考えていっていただきたいと思います。最後に、市の指名審査会の委員長さんですか、副市長さんでございますので、副市長の方からですね、随意契約も含めて地場産業育成の取り組みについてのお考えと伺いますか、今後の決意と申しますか、お答えをいただきたいと思いますが。

○議長（北田 彰君） 副市長、永田明紘君。

[登壇]

○副市長（永田明紘君） ただいま今後の考えをというお尋ねでございます。常に地元優先を念頭に置きながら、今後とも公正公平に執行してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございます。心強いお言葉をいただきましたので、ぜひとも市民が理解するような対応をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、最後の最後になりましたけれども、産廃問題でございます。環境保全協定書の一部変更協定書ですか、白紙撤回を産廃業者が表明している問題についてお尋ねをしたいと思います。昨年の12月議会で福村市長は九州産廃との13項目の業務委託の議会への未公表文書の問題で謝罪をされた上で、市としてはあくまでも努力目標であり、密約という認識はないと主張されておられます。しかしながら、九州産廃側は記述期間短縮の条件だったとして市に対して最終処分場埋立期間の短縮協定の白紙撤回を表明し、市・県・業者のこれまでの三者協議でも結論は出ず、先日11月26日の三者協議においては、市側から九州産廃が12月7日までに白紙撤回を取り下げない場合、協定の有効性の確認を求め裁判所に民事調停を申し立てる意向を示されました。私は三者協議を傍聴しておりましたので、市側の突然の調停申し立てにびっくりしたわけでございます。他の議員さんたちも次の日の新聞に記事で載っておりましたのでびっくりされた人たちの方が多かったんじゃないかなと思います。三者協議では、12月7日が取り下げの期限になっておりましたが、今日は12月11日でございます。その点も含め、現在の状況をお示しいただきたいと思います。

それと、先日の三者協議で出ておりました環境整備基金の返還について協議され

ておりますので、その点もお答えいただきたいと思ひます。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 産廃問題につきましては、これまで一般質問でもお答えしておりますので、一部重複するかと思ひますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。昨年末に九州産廃株式会社の一部変更協定書の白紙撤回を表明して以来、市民の代表者であります区長を交えた四者協議を1回、市と県・会社の三者協議を3回開催をしております。また、県との協議も随時行っておりますし、顧問弁護士に対しても環境保全協定書の法的解釈や協議の進め方などもお尋ねをしております。その結果、市に何ら瑕疵はなく、白紙撤回する理由もないということで九州産廃株式会社へ白紙撤回を取り下げさせていただくようお願ひをしてまいりました。九州産廃株式会社は、本市との解決条件とした13項目の業務委託は期間短縮をお願ひしてきた市からの回答で会社との約束事項であり、会社の継続的な運営や維持管理を行う上では必要な業務であることを主張し、委託業務が実施できないのであれば、一部変更協定書を白紙に戻すとしております。しかし、市としましては13項目の業務委託等は将来に関わる業務もあわせて約束できるものではなく、法を逸脱しての委託はできないこと、計画変更や社会情勢の変化などで委託できなくなることも予想されることから、市の努力目標としており、利用者も了解し運営していることを主張しております。さらに利用者の信頼関係を構築し、今後協議を進めるためにも、白紙撤回の取り下げをお願ひし続けているところでございます。しかしながら、両者の主張は依然としまして平行線のままであります。そこで、白紙撤回の発言があつて以来1年を経過しようとしており、早期解決を図る必要があることから、先日開催しました3回目の三者協議の場でこの状態のまま会社が白紙撤回を取り下げただけなければ、司法の場の調停で第三者に判断していただくことを申し出たところでございます。

それから、12月7日までの答弁ということで、うちの方で調停申し入れをしまして、期限としまして12月7日まで何らかの答弁を下さいということでしておりますが、今のところちょっと2、3日待ってくれということの回答を得ています。

次に、環境整備基金の方から、そのときちょっと第三者会議の中で会社の方から話があつたわけでございますけれども、水迫地区にちょっと使用しないならば会社の方からちょっと返還してくれという申し出があつておりました。そこで、うちとしましては一応寄附をいただいておりますので、今のところ返還する考えはないということで一応答弁をしているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございます。九州産廃の方の意見としては、市側としてはですね、何か早く早期解決を考えて調停に踏み切るようなあれですけども、それが本当に解決に結びつくのかなというのが思いであります。新聞等で記事を見ていますと、向こうはやっぱり騙されたというような表現もしておりますし、私も傍聴しましたときに、当事者である市長も途中で退席をされ、その後新しく担当といたしますか、副市長がおられて、担当者もその当事者の方は誰もいないからということで大分怒っておられたのを聞いておりますけれども。いずれにしてみましてもですね、もう私どもが一番心配するのは、こういった形になって市民がですね、本当に不安に駆られております。そしてまた何よりも地元ですね、方々が今まで一生懸命ですね、この産廃問題には本当に歴史がございます。地元の方が苦渋の選択をして、4年間短縮になればということで、そういう思いの中で四者協議にも入って、そして形ができてきたわけでございます。今までのですね、努力が本当に水の泡になってしまうということで、地元は本当に憤慨しているような状況であります。市長としてですね、最終的にこのような形になって、調停には入っていくでしょうけれども、市民に対してですね、ある程度のきちんとした説明責任も必要だと思いますが。それと、先般から話が出ております南部清掃の方ですか、あの方も最終的にはもう泗水のみということで、将来的に菊池市が一緒になれるようなあれが、私も途中までの傍聴のときにはほかの地区の議員さんたちが信頼関係がきちんできていないということで一緒にはなれないと、そういう形でいろんな意見が出ておりました。最終的に、何か坂本議長の方で門戸が開かれたような最後のお言葉があったということで、先般も環境課長の方から報告がありましたけれども。いずれにしても市長としてですね、市民に対する説明責任も含めてどのように考えておられるか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 今回の産廃問題につきましては、これまで市民の皆様やまた議員の皆様、問題解決に取り組んできたこの成果によりまして、多くの方々の努力によりまして最終埋立処分場の使用期間というものを4年間短縮する一部変更協定書を締結することができたわけでありまして。九州産廃株式会社はこのことにつきまして白紙撤回を表明したことでありますが、その内面的な言い訳、向こうの申し立て分については、もう皆さん方ご承知のとおりであります。決して密約ではなかったということを申し上げておりますけれども、密約であり、しかもこれが何かしら条

件であったということを言われている。そのボタンの掛け違えといひましようか、言ひ分の違ひの中で、この白紙撤回にするという会社の方に意向であるということでもあります。このことにつきまして、あくまでも市の方としては、先に部長が答弁いたしますように、断固として認めるわけにはいきません。これまで九州産廃株式会社とは、もう再三にわたって協議が進められております。また市民の皆様へも産廃問題への不安が再発しないようにということで、区長会の説明とか、あるいはまたこの市の広報に掲載するなどして、機会あるごとに市民の皆様方にも報告をしてきたところであります。今後は、司法の場での調停を申し出ておりますが、そこで解決を図りたいと、このように考えております。その経過や結果については、市民やまた議会の皆様方にも報告をしてみたいと、このように考えます。

次に、また環境整備基金の運用についてということで先ほど話があったおりましたけれども、一般質問にはこの議員の方のこれまでお答えしてきましたとおり基金の目的ということや施設周辺地域の地元住民の要望に基づきまして、基金の一部を地元の環境整備に活用するものとしております。そこで、また怒留湯議員の質問でもお答えしましたとおり、菊池市環境整備基金運営要綱に基づく運営委員会で運用案を策定しまして、地元水迫地区の区長さんへ説明をさせていただいたということでございます。しかしながら、この議員からご説明がありましたように、水迫地区の区長さん方、全地域におきます会合が行われまして、その全地域の区長さん方の全員の賛同が得られなかったと。そのことを受けまして、この本市から示しました運用案ということについて、これは受け入れられないということで区長会の皆様方から来庁をされまして、文書で提出をされたところであります。そのことを受けまして、市といたしましては現況においては水迫地区へのこの菊池環境整備基金の運用ということについては数次にわたりまして一般質問等々を通じまして、木下議員からも強い要望があつておりましたけれども断念せざるを得ないという、現況においてはそういうことだと思つております。今後につきましては、この環境整備基金は、その目的に基づきまして運用したいと、このように考えております。環境整備に必要な事業というものの判断というものがあつた場合には、これは順次活用してみたいと思ひます。

また、環境整備につきましては、常々地元の方にもいろんな諸会合のときに申し上げてまいりましたけれども、当然市が行わなければならないことにつきましては、この基金のみならずいろんな意味でこの国や県の補助事業というものを利用しながら、あるいはまた交付金事業、さらにはまた辺地債によります事業など、財政的に有利な事業を使ってやるべきものはやりたいということをお願い、その裏負担の部分について、この分を利用したらもっと大きな事業が有効的にできるではないか

ということも申し上げたことでありまして、その辺については、今、これまでのとおり変更はありませんので、そのようにお答え申し上げたいと思います。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございます。市長の方から環境整備基金の運用についてということで、改めてその用途目的が決まっているからということでございます。先般、原川部長の方でですね、質問についてのお答えがありました。この件についてはですね、私もちょっと申し上げとかなければいけないというふうに思っております。先般、10月26日に市長室において、私も同行したんですが、水迫区長会、全員出席の下に運用についての回答を持ってまいりました。ちょっと読み上げてみますけれども、今回菊池市より提案されました整備基金の扱いについては、区長会としては全区長の賛成を得られないため白紙に戻す。

1つ、産廃からの寄付金相当額という表現や平等割、個別割りで配分される整備基金を使用することで、水迫地区を二分することは避けたい。白紙に戻すということは、今回菊池市より提案された案に対しては同意できない。よって、現況下での整備基金は使用しない。それと、なお、今回の菊池市より提案された整備基金の運用にあたって、水迫地区での議論中にもかかわらず、9月議会で否決されたとか、過疎債、今、菊池は過疎債ないでしょうけれども、菊池市には過疎債はないでしょう、辺地債の間違いと思えますけれども、地元では過疎債という表現で一人歩きしておりました。過疎債があるので、何でも使えるということで、そういう基金は使わなくてもいいというような表現だったろうと思えます。そういう形で、いくつかの誤った情報が一部の方から流されました。このことが混乱に至った一因でもあります。この情報が行政に関わる方から出されたものとすれば、遺憾の意を表しますということで、それを読み上げて水迫地区の区長である山口様の方から市長に回答書として渡したわけでありまして。先般、9地区のうちの何地区が反対してという形で、議場で表現をされましたけれども、そういう文言は1行も入っておりませんし、また基本的にはもう地元がですね、まだ話し合いの途中で、本当に間違った情報が流れて、本当に地元としてはですね、今、混乱状態になっているようなところもあります。いずれにしましても、きちんとした形の中で地域がまとまってお願いをしていかなければいけないことだと思っております。私自身も平成20年の6月、9月からこの整備基金の運用については質問しております。13項目の問題が浮上する前から、地域の活性化のために用途目的が決まっておりますので、ぜひとも地元の方々のために運用をしていただきたいということのお願いはしておりました。私としては、表現的には何ですか、21年の6月の議会で原川部長が言われたその

九州産廃からの寄付金という表現はいけないと。あくまでも私としてはその基金の一部を取り崩して使っていただきたいという形に変えてもらわないと、地元ではやっぱり九州産廃から直接もらっているような気持ちになれば使えないと、そういうこともちゃんと私は議会の中で申し上げとったはずです。それなのに、その後、地元の説明会のときには、九州産廃からいただいた分をいかにも地元に戻元するような表現をしてあるもんですから、なかなかそういう形では地元としては受け入れられない。これも1つの原因だったんだろうと思います。市長の方から、いずれにしても地元のために還元するというこの意は変わらないということでありまして、またこの環境整備基金については、もう用途目的がきちんと決まっております。それに基づいて、また改めて地元の方が理解をして、きちんとした形で使えるような環境づくりもしていかなければいけないと思っております。

最後にですね、市長の方に4年間短縮ということで地元が期待しております。そのことについてですね、市長として本当にその4年間短縮ということをですね、きちんと守っていくという決意といたしますか、そのことも含めて、ちょっと最後にお答えをいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） この協定書というものをどう見るかということだろうと思っております。これはあくまでもやっぱり契約的な条件というものになっていることだと思っておりますし、そのことは破ってはならないことで、双方が結んだ条件でありますし、また県の方もその中に仲介人として入っておられます。ですから、このことをそのほかの覚書とかといったものを含めて、あるいは13項目といったものを含めまして、そのことで判断が揺らぐことではないと私は思っておりますが、これはまさしくこの両方に平行線の中で解決していく場合においては、第三者の判断、すなわち行政司法の判断というものを仰がざるを得ないということで、最終的までやっぱり努力には努力を重ねながら話し合いによってできた協定でありますから、ぜひこの遵守をしようということにおいては、協定を守ることを前提として話し合いは続けたいと思っておりますが、今の現状としては、やっぱりこの調停をせざるを得ないという思いで調停の提案をさせていただき、数日間待つて下さいということが会社側の方から返事があるということでありまして、またしばらく辛抱強く交渉は重ねていきたいと、このように思っております。

○議長（北田 彰君） 以上で、一般質問は終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。次の会議は12月17日の午前10時から開き、議案の採決を行います。

本日は、これもちまして散会いたします。
全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。



散会 午後4時04分

第 6 号

1 2 月 1 7 日

平成21年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

平成21年12月17日（木曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



追加議事日程（第6号の追加1）

- 第1 意見書案第 8号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第2 意見書案第 9号 安定した公的年金制度の確立に関する意見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第3 意見書案第10号 農業共済関係予算の確保を求める意見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 決議案第 1号 菊池市老人福祉センター建設計画の一時凍結を求める決議案の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決



本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 日程第3 意見書案第 8号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第4 意見書案第 9号 安定した公的年金制度の確立に関する意見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第5 意見書案第10号 農業共済関係予算の確保を求める意見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第6 決議案第 1号 菊池市老人福祉センター建設計画の一時凍結を求める決議案の提出について

出席議員（28名）

1番	東	英	俊	君	
2番	東	裕	人	君	
3番	泉	田	栄一朗	君	
4番	森	清	孝	君	
5番	藤	野	敏	昭	君
6番	樋	口	正	博	君
7番	二ノ	文	伸	元	君
8番	中	山	繁	雄	君
9番	水	上	博	司	君
10番	三	池	健	治	君
11番	怒留	湯	健	蓉	さん
12番	坂	本	昭	信	君
13番	隈	部	忠	宗	君
14番	奈	田	臣	也	君
15番	葛	原	勇次郎	君	
16番	木	下	雄	二	君
17番	坂	井	正	次	君
18番	森	隆	博	君	
19番	山	瀬	義	也	君
20番	本	田	憲	一	君
21番	栃	原	茂	樹	君
22番	松	本	登	君	
23番	工	藤	恭	一	君
24番	境	和	則	君	
25番	北	田	彰	君	
26番	外	村	國	敏	君
27番	徳	永	隆	義	君
28番	横	田	輝	雄	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男君
総務部長	緒方希八郎君
企画部長	石原公久君
市民部長	原川智明君
経済部長	後藤定君
建設部長	岡崎俊裕君
七城総合支所長	古閑昭二郎君
旭志総合支所長	中村榮光君
泗水総合支所長	岩下義人君
企画部首席審議員	木村靖弘君
財政課長	松岡千利君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山田浩文君
教育長	田中忠彦君
教育次長	井野英利君
農業委員会事務局長	五島千秋君
水道局長	安武昭二君
監査事務局長	大塚茂幸君



事務局職員出席者

事務局長	岩木精四郎君
議事課長	永田哲士君
議事係長	上田敏雄君

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時00分 開議

○議長（北田 彰君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（北田 彰君） 日程に従いまして、日程第1、去る12月4日の会議におきまして、各常任委員会に審査を付託しました議案第118号から議案第133号まで、及び請願第3号から請願第5号までの19案件並びに継続審査案件について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題とします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、三池健治君。

[登壇]

○総務常任委員長（三池健治君） おはようございます。本定例会で総務常任委員会に付託されました議案は、条例関係2件、予算関係1件、議決案件1件、合計4議案でございます。2日間にわたり慎重に審議しましたので、その経過と結果について報告いたします。

議案第118号、菊池市公共施設の暴力団排除に関する条例の制定についてを申し上げます。審議の過程で質疑がありましたのは、「この条例で暴力団を円滑に排除できますか」とか、また「申請時に一般の人と暴力団員との区別判断はどのように行いますか」とか、それに「個人情報の保護や人権問題等はどのような対処を行うのですか」等が質疑されました。それに対して、「条例制定後、警察と合意書を締結し、警察と協力体制で排除してまいります。また申請時の判断は難しいと思われるので、一旦申請の受付を行い、その後警察に照会等を行いながら対処していきたい。一応受け付けるが、第4条に、暴力団と分かった過程で取り消しが出される項目を設けているので、これで対処していきたい」との答弁でした。「この条例は市の公共施設の貸し出しの場合であるが、将来は市民も目的に向けて市全体で取り組む意欲があるのか」との質疑に対して、「市民もこの条例の目的にありますように、市民生活の安全及び平穩の確保のため警察と協力しながら、いかに暴力団を施

設から排除するかということとを充分協議していかなければならないと思っています」との答弁でした。

また、「この条例の承認にあたり、他の市町村や企業等がつくっている条例等の情報を警察が持っているのであれば、総務委員会に呼んで話を伺ったらどうか」との質疑に対して、「この条例は市が議会に提案するものでありますので、執行部から説明をさせていただきたい」との答弁でした。

慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第119号、菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。この条例は、上記条例の制定に伴い、この条例を一部改定するものです。

慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第122号、平成21年度菊池市一般会計補正予算（第9号）についてを申し上げます。審議の過程で質疑がありましたのは、総務費の中の一般管理費についてであります。その中に非常勤職員報酬があります。これは四季の里旭志の公募選定委員の報酬との意見がありました。それに対して、「ここで非常勤報酬を認めれば、必ず民営化になるということですか。市が公の施設として引き継ぐ考えはないか」との質疑がありました。これに対して、「公の施設は公募による施設にするか、市が運営であるかの二つの道筋しかない。ですから、この公募選定委員会で指定管理者として馴染まないと判断されたら市の直営になりますが、指定管理者と認められたら民間の会社に運営に携わってもらうこととなります」との答弁でした。また、「条件が悪ければ公募されている2社が手を引く可能性もある。そしたら市が運営することになる。今まで運営ができなかったのに、運営できますかとの質疑に対して、公募して運営できるところ2社が手を挙げている。よりよい経営方針を持っているところが選考のテーブルに着いたと思われます」との答弁でした。

それと、辺地共聴施設整備事業補助金等です。「これはデジタル放送のアンテナ設置で、国が設置費の2分の1を補助するもので、組合等に支払いを行います。この設置に個人負担金7,000円を支払っています。もし来年、国が全額補正をとというようなことになった場合は、この負担金の返却はありますか」との質疑に対して、「現在の補助制度で負担した場合はあくまでも現在を対象としますので、個人負担金の返却はありません。来年補正予算制度が変わった場合は、その変わった制度になります」との答弁でした。

慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきと決しました。

議案第130号、辺地総合整備計画の変更についてであります。これは、杉生区の防火水槽1基を設置する工事の追加であります。

慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきと決しました。

以上、本定例会で当委員会に付託されました議案の審査結果であります。議員各位におかれましては、慎重審議のうえ、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務常任委員長の報告を終わります

○議長（北田 彰君） 次に、文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） おはようございます。これより文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

本定例会において、本委員会に付託された議案は、補正予算3件、議決案件3件、請願2件であります。2日間にわたり慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果をご報告いたします。

まず最初に、議案第122号、平成21年度菊池市一般会計補正予算のうち民生費中、障がい者福祉費の介護給付事業費5,750万円の増額は、利用単価が上がったことと利用者が前年比13%増によるものです。

次に、衛生費中、塵芥処理施設費の修繕料1,241万1,000円は、RDF施設エコヴィレッジ旭の修繕費です。委員から、積算根拠の妥当性や委託先との関係などが詳細にわたって聞かれました。それに対して、故障の内容、原因等はいずれも高度な専門性が求められるものであり、見積書の精査は市の職員では対応できないので、（財）日本環境衛生センターへ委託をしているとのことでした。委員からは、「今後については、職員が技術面、知識面で、より専門性を高めることによって、コンサルタントに依存しない独自の維持管理ができる方向を追求すべきだ」との意見が出されました。

次に、教育費中、小学校費の工事請負費2億3,300万円は耐震化関係で、隈府小学校改築工事及び太陽光パネル設置工事の増額と菊之池小学校体育館耐震補強工事に伴うものです。

同じく中学校費の工事請負費1億6,600万円も耐震化関係で、南中・七城中の耐震補強工事の増額と旭志中の耐震補強工事及びそれぞれの中学校への太陽光パネル設置工事の費用です。委員からは、「学校の安心・安全については最優先事業として進めることと、太陽光パネル設置については、現在では学校ごとにばらつきがあるので、今後は順次整えることし、全校設置を目指すように」との意見が付けられました。

次に、議案第129号、平成21年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算については、つまごめ荘の給食業務委託としての債務負担行為、平成22年度から23年度までの限度額1億2,683万4,000円、単年度限度額6,341万

7,000円が提案されました。説明では、3社から見積もりを取り、そのうち見積額の最低のものを除き、金額の近い上位2社の平均で設定したとのことでした。これに対して委員から、「なぜ3社の平均や最低価格で提案しなかったか、限度額であってもあえて高く設定する必要はない」などの意見があり、また、「つまごめ荘に限らず、積算根拠は全課統一したものを定めるべきだ」との厳しい意見が出され、これに対し執行部から、「今後十分に反映させたい」とのことでした。

議案第131号、公の施設の指定管理者の指定について（菊池市立泗水図書館）は、条例の選定基準、応募要項等を満たし、市のモニタリングにおいても評価が高かったため指定をしたいとのことでした。

議案第132号、公の施設の指定管理者の指定について（菊池市市民会館）は、応募は2者あったとのことでしたが、この指定管理者については、これまで一般質問や質疑等でいくつかの角度から問題が指摘されてきました。委員からは、「清掃業務を本業としながら、多くの事業を展開している中で文化的施設の管理運営は果たして十分なものがあるのか。また、当該指定管理者は給食業務等も受託していたこともあり、公平性の点でも問題ではないか」との意見や、また「舞台や照明・音響の各技術面での有資格者はすべて委託をしていることも問題ではないか」等の厳しい意見が出されました。これについて執行部からは、「文化的な面での向上は市からの指摘や議会の指摘で改善点が見られる。さらに専門性を高めるように指導監督を強化していく」ということでした。5年間の期間については、「市が定める指定管理者制度に関する指針に5年という定めがあり、指定管理者が視野を広く持ち、管理運営に特色ある事業に取り組めることが期待されることと、正規職員の雇用も可能となり、専門性を高め、人材育成にも繋がる」ということでした。また、「5年以上の有資格者の必要については、応募要項の資格のところ、自社で雇用がなければ委託することができる」ということでありました。

委員からは、「これらに限らず公の施設の指定管理の期間5年の見直しや一者一業種等との公平性の観点からも委託業者の選考基準は再度検討する必要がある」との厳しい意見が出されました。

その他、議案第123号、133号についても説明を受け審査しました結果、以上の6議案は、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号、最低保障年金制度の実現を求める請願書については、紹介議員に出席を求め説明を受けました。委員からは、「趣旨は理解できるが賛成できない部分もある」といった反対討論があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

終わりに、請願第5号、菊池市老人福センター存続に関する請願についても紹介

議員に出席を求め説明を受けました。委員からは、計画変更や泉源の問題、湯量の問題、掘削・送水管の問題、温泉審議会等との同意の問題等が数多く取り上げられました。これらのことを理由に、本請願は賛成多数により採択すべきものと決しましたが、この件については、少数意見の留保がありました。

なお、継続審査になっておりました請願第5号、菊池氏館跡の調査及び保存・活用に関する請願については、継続とすることと決しました。

以上が、当委員会に付託された議案の審査の経過と結果でございます。議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同いただきますようお願いをして報告を終わります。

○議長（北田 彰君） 次に、経済常任委員長、本田憲一君。

[登壇]

○経済常任委員長（本田憲一君） おはようございます。経済常任委員会の委員長報告をいたします。

経済常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例案件2件、予算案件1件、請願1件でございます。

はじめに、議案第120号、菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第121号、菊池市四季の里旭志条例の一部を改正する条例の制定について、どちらもその他の公衆浴場への種別の変更により入場料の改正を行うため条例の一部を改正するものでありますが、委員より、「なぜ今の時期に入場料の引上げをしなければならないのか。また合併後に入場料は、わずか5年間で2度の改正となり、地元の利用者、主に高齢者の負担が大きく、さらなる引き上げは来場者の減少も考えられる。地元の市民感情も受け入れ難い」との意見が保多数あり、審議の結果、継続審査となりました。継続審査にするにあたって、税務課との協議を密にし、課税サイドだけで推進しないように強く求める。併せて、税条例の改正も含め、総合的に判断し、住民の健康と福祉の増進を図るという地域活性化を推進する当初の設置目的を十分に考慮して検討してもらいたいとのことでした。

次に、議案第122号、平成21年度菊池市一般会計補正予算（第9号）について、主なものを申し上げます。農業振興費の負担金補助及び交付金については、単県補助事業による茶・柿・梨・アスパラガスの生産力向上のための施設整備を図るものであります。

次に、農地費の負担金補助及び交付金については、基盤整備事業や農道整備事業

の事業費確定に伴う減額および増額補正であります。

採決の結果、全会一致で可決いたしました。

最後に、請願第4号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願については、採択すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり賛同賜りますようよろしく申し上げ、経済常任委員長の報告といたします。

○議長（北田 彰君） 次に、建設常任委員長、隈部忠宗君。

[登壇]

○建設常任委員長（隈部忠宗君） 建設常任委員長報告をいたします。

本定例会において当委員会に付託されました議案は、補正予算案6件でありました。2日間にわたり、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

まず、議案第122号、平成21年度菊池市一般会計補正予算（第9号）中、付託分について申し上げます。

その主なものは、道路橋りょう費の工事請負費5,558万5,000円の増額補正は、泗水中央線の用地交渉が難航し、年度内契約が見込めないため、同じ補助事業である妻越・泗水線の工事請負費に流用し、工事の進捗を図るものであります。伊倉・黒仁田線は、補助事業追加申請による事業費の増により施工延長し、早期実現を図るものです。また、藤田・赤星線は県事業である菊地川広域基幹河川改修事業（河原区）における大型補正予算により年度内着工となり、人道橋の下部工を同時施工する必要性が生じたための補正であります。公有財産購入費は、301万1,000円の減額補正であります。泗水中央線及び妻越・泗水線の用地交渉が難航し、年度内契約が見込めないための補正であります。委員より、用地交渉については、地元の協力を得、地権者の意向を聞きながらできるだけ早く進めていくよう要望がありました。補償補填及び賠償金の1,507万4,000円の減額補正は、泗水中央線の用地交渉が難航し、年度内契約が見込めないのが主なものです。道路橋りょう維持費の572万5,000円の増額補正の主なものは、市道伊野・竹ノ牧線の拡幅を行う重機の賃借料及び里道水路等に対する維持管理のための区長要望に伴う原材料費です。住宅管理費の1,080万円の増額補正の主なものは、市営住宅の修繕料です。委員より、「年間どのくらいの修繕維持費が必要であるか」との質問に、「平成20年度決算では約3,000万円、当初予算で1,800万円、今回の補正で2,880万円になる」との説明でした。速やかに修繕するよう努めているとのことでした。線越明許費補正で、道路橋りょう費の伊倉・黒仁田線道路改良事業4,212万3,000円、妻越・泗水線道路改良事業5,997万8,000円は、

用地交渉の難航により、年度内完了が見込めないための繰越であります。債務負担行為の補正として、国道325号線道路改築事業関連負担金として2,280万円であります。

議案第124号、平成21年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。440万5,000円の増額補正は、本管及び吸水管の修繕費が主なものであります。

議案第125号、菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。532万9,000円の減額補正は、燃料費及び各種業務の委託料の減額が主なものです。債務負担行為補正として、浄水センター等運転業務委託料として、平成22年度5,878万9,000円、地方債補正として限度額4億8,040万円とするものです。委員より、「新たな機械設備やコンピュータが導入され、機械の操作も簡単になった。このような財政の厳しい中、業務委託についても考えなければならないと思うが、業務委託料はどのようにしているか」との質問に、「下水道課で算定して積算した数字である」との答えでした。「これからは、業者の言いなりでなく一般競争入札の制度を取り入れ、市民に負担がかからないよう努力していく必要がある」との強い意見が出されました。これには、委員会に市長の出席を求め、見解をお聞きしました。今までの経過を検証しながら、市民に迷惑がかからないように、また負担がかからないよう業者の皆さんの理解を保ちながら、将来的には一般競争入札の方向で行きたいとのことでした。また、繰越明許費補正についても、「単年度で締めていくように努力していただきたい」という要望が出されました。

議案第126号、平成21年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。2,270万円の減額補正は、工事請負費の富の原西の接続工事の延期、環境工事の詳細設計に伴う減額が主なものです。債務負担行為の補正として浄水センター管理業務委託として、平成22年度3,118万5,000円、地方債補正として下水道事業2億4,130万円です。

議案第127号、平成21年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。債務負担行為の補正は、浄化槽保守点検及び清掃業務委託の平成22年度の207万9,000円です。

議案第128号、平成21年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。94万5,000円の増額補正は、七城南部浄化センターの修繕料です。債務負担行為として、処理施設管理業務委託平成22年度の3,829万5,000円です。

以上、12月15日の現地調査を踏まえ慎重に審査しました結果、本委員会に付

託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、慎重審議のうえ、速やかにご賛同賜りますようお願いいたしまして、建設常任委員長報告とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 以上で、委員長報告を終わります。

次に、請願第5号については、樋口正博君から少数意見報告書が提出されております。少数意見の報告を求めます。

樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） 議長のお許しを得ましたので、発言をさせていただきたいと思っております。

少数意見報告書、平成21年12月15日。

文教厚生常任委員会において留保した少数意見を、下記のとおり会議規則第101条第2項の規定により報告いたします。

請願第5号、菊池市老人福祉センター存続に関する請願書についてであります。

意見の要旨

1点目、区長名での請願書提出であります。総会等の正式な機関を経た経緯が確認できないとのこと。

2点目、泉源不足というふうにあります。すべてのお湯を温泉水で賄うことが、湯量不足の判断基準にあるとのことでありましたが、温泉水を利用したシャワー等はレジオネラ菌発生の大きな原因ともなりかねないので、できるだけリスクが少ないかたちとして上水道を用いることが望ましいこと。

3点目、新たに用地買収することについては、まちづくり交付金事業適用外で全額市による単費事業となり、会館建設も同様に補助適用外となることから、新たな大規模な財政出動が発生すること。さらには、既に購入済み建設予定地用地買収補助金返納も発生し、財政計画に大きな影響を及ぼしかねないこと。

4点目、平成20年度で用地買収の予算を議決し、さらに平成21年度では実施設計予算の議決を経ていること。

5点目、計画から5年以上が経っており、これ以上の遅れを避け、できるだけ早期の着工が望ましいこと。

以上5点、留保した少数意見を報告させていただきます。

○議長（北田 彰君） ただいまの各常任委員長の報告及び少数意見の報告に対し質疑を行います。質疑はありますか。

東裕人君。

[登壇]

○2番(東 裕人君) おはようございます。

請願第5号、菊池市老人福祉センター存続に関する請願書について、文教厚生常任委員長にお尋ねをします。今、片方で財政難、コスト削減を理由に3,000万円を削るために養護老人ホームの民営化を進める、もう一方で老人福祉センターは移転・新築をする。同じ老人福祉で、こっちは投げ出して、こっちはつくる、私は非常に違和感を感じているのですが、この老人福祉法に基づく2つの施設をめぐる施策の違いについて、委員会で議論がされたのかどうか、菊池市の福祉行政全体に関わる問題として議論されたのかどうか、初めにお尋ねをします。

○議長(北田 彰君) 文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○文教厚生常任委員長(怒留湯健蓉さん) お答えをいたします。

ただいまのご指摘については、文教厚生常任委員会の中では審査の対象になっておりません。

○議長(北田 彰君) 東裕人君。

[登壇]

○2番(東 裕人君) 審査の対象になっていないというのではなくて、議論していないというふうに理解して、次にお尋ねをします。地元区長さんから、今、このような趣旨の請願が出されること自体、行政の政策決定のプロセスに問題があるのではという疑問が残りますが、このプロセスの問題での議論はあったのか、なかったのか、お聞きします。

○議長(北田 彰君) 文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○文教厚生常任委員長(怒留湯健蓉さん) お答えいたします。

プロセスの問題は議論がございました。長い時間の経過の中で、計画の変更があったことが審査の中の最も大きな問題であったかと思えます。答弁としましては、この8年間の間に国の補助事業とかまちづくり交付金事業とか制度が変わりまして、その都度執行部としては、より有利な補助事業を取り込んで、より豊かな福利厚生施設を目指すという答弁でありました。その経過についての中身については、十分議論がされたところです。

○議長(北田 彰君) ほかにありませんか。

横田輝雄君。

○28番(横田輝雄君) ただいまも質疑がありました請願第5号について、文教厚生常任委員長にお尋ねします。この請願の表題は、「菊池市老人福祉センター存続に

関する請願」というふうになっております。しかしその委員長報告の中では、新しく建設を予定している、既に先ほど報告がありましたけれども、設計料まで議会で議決をいたしております。あるいは用地交渉も済んでおります。その土地を対象にしたような形での、やっぱりそれがだめだからこれを請願するというふうに私は聞かれましたので、その辺をですね、どのような審議がされたのか。新しいやっぱり老人福祉センターと、それから今の高野瀬のセンターとのその整合性についてですね、審議されておればお尋ねしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） お答えいたします。

論議の中心ではなかったかと思えます。請願の内容については、現高野瀬に今は残すよなという趣旨が中心であったかと思えますけれども、委員会の中では、先ほど申し上げましたような計画の変更や泉源の問題、湯量の問題、それから掘削か送水かというような問題が中心になりまして、委員長としましては、それはその請願の中には1点ですので、その技術面とか経過については分けて論議をすべきであろうという提案をいたしました。委員会の総意でこれらは一緒に論議をされるということでございました。

○議長（北田 彰君） 横田輝雄君。

○28番（横田輝雄君） ただいま委員会審議の成果を聞かせていただきましたが、この高野瀬の老人福祉センター、現在ございますが、もう既に新しい老人福祉センターをつくらうということになりまして、これは合併前の旧菊池市としての課題であったわけでございます。その中で、各種団体の方々、お集まりをいただいて、区長会あるいは老人会長さん、あるいは青年団、婦人会、いろんな方々の特別委員会をつくって、この場所の選定にあたられました。その中で、7つの場所が、これは選ばれたと聞いておりますが、その中にこの高野瀬のこの地域も入っております。そのことについてはですね、どのようにやっぱり、高野瀬の福祉センターを採択するというのであれば、その以前審議されたことについてはどのように先議されたか、再度委員長にお尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） お答えいたします。

予定候補が上がったのは、確か旧菊池市議会では5つというふうに聞いておりますけれども、この今回の文教厚生常任委員会の中では、高野瀬が1つの候補が上がっていたということは、審議の中ではどなたも触れておられません。

○議長（北田 彰君） 横田輝雄君。

○28番（横田輝雄君） この以前の候補地については、今回の審議にあたっては触れていないということですが、やはり考えてみますと請願を採択するということは振り出しへ戻るといふような部分もかなり考えられはしないかというふうにも思うわけでございますし、先ほども質疑があつておりましたが、用地の買収を済ませて、そして設計料の予算の議決もいたしております。その辺についてはどういふような審議をされましたか、お尋ねします。

○議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） お答えいたします。それも重要な審議の柱でございました。ただいま少数意見の留保の中で要約されましたように、旧菊池市議会からの懸案ではありますけれども、新市に持ち越されて、21年の6月でしたか、この議会で用地買収、一億二千数百万円を議決しておりますね。そして、私どもの委員会になってからも、実施設計を議決しております。そういう経過の中で、これが今出てくることの整合性については問われました。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

境和則君。

[登壇]

○24番（境 和則君） 文厚委員長に質疑をいたします。

大体少数意見の留保の中で、十分意味はわかりましたけれども、その結果を踏まえて採択だったということで、もう一度お尋ねしますけれども、そのような少数意見の留保が一体どのように審議されて、この請願を読む限りですね、この請願者の提出者は住所、区名、区長として出されておりますけれども、少数意見の中にもありましたように、大体区で集会を開いて、その区の総意であるということで代表で氏名捺印されると思うわけですね。それが本人を、じゃ呼んで、地名を出していいかわかりませんが、高野瀬区の総意だということで確認をされなかったということ自体に対して、この請願書が、請願というのは国民に与えられた、憲法で認められた大変重要なことですから取り上げられるのはいいんですけれども、その中で審査される議員さんたちにおいてもですね、やはり5万2,000人の有権者の代表でありますから、品格と人格を持って、その誠実さを確かめる必要があつたんじゃないかなと思いますので、その辺のプロセスについてですね、どういうことがあつて、なおかつこの何といいますかね、5項目だったですかね、少数意見は、その5項目の中の経緯の中でも我々が実際に執行部の提案によって同意をし、そして議決した案件について、この整合性についてですね、非常に疑問を持っておりますの

で、もっと少しわかりましたらゆっくり丁寧に説明いただければと思います。

○議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） お答えをいたします。

少数意見の留保の中に要約されました意見というのは、審議の中でも疑義の意見として出されました。しかし、本当にこう重点的なその審議の中身というのはそういうことではなくて、計画の変更に伴うこと、先ほどから申し上げますけれども、泉源の問題、それから湯量の問題、掘削か送水かというその計画変更の問題等々が主な柱となって、結果的にはその疑義が出されたにもかかわらずそういう、ただいま申し上げたような結論であったということです。

○議長（北田 彰君） 境和則君。

[登壇]

○24番（境 和則君） わかりました。それで見ますと、この請願の内容は、先ほどの同僚議員から質問がありましたように、現の老人福祉センター存続に対する請願と書いてあるわけですか。そうしますと、これは今、それぞれ少数意見の中にありましたように、旧菊池市平成13年からずっと経過を踏まえまして、道順を踏まえまして、いろんな諸問題については審議をされたというような経過が一般質問の中でも出てきたわけですね。それでいみじくも私ども議会議員は執行部の提案に対して、この議会で同意をし、議決をし、予算を認めて、それぞれ今まで願望だった老人会その他の方たち、地域の活性化のために寄与したという自負がありますけれども、その有田物産跡地の老人福祉センター建設に反対なのか、いや、反対ですか。反対で、それは止めた方がいい。そして、今の老人福祉センターをやりなさいというような趣旨じゃないかなと思いますけれども。ただ請願は議員それぞれ勉強をされておりますでしょうけれども、関係、この公益性やら現実性を踏まえてやらなければならないと、こう「議員必携」にちゃんと載っているわけですね。議員として最も重要な案件の、また住民といいますか、国民としては請願を出すことは健康上認められた権利でありますけれども、議会が何といいますかね、それぞれの諸団体だとか、いろんなおつきあいで請願になる姿というは断れない面もありますけれども、そのために議員さんはそれぞれ請願の趣旨をしっかりと考えて、やはり選択をしてほしいというようなことが書いてあるわけですね。それで、例えばですよ、少数意見の中であったその経緯を話した結果の中でも、例えばこの老人福祉センターに服された場合に現実性はあるのだろうかというような疑問点、そういう点、代案と申しますかね、例えば、それなら今の老人福祉センター、高野瀬にあるのを代案した場合に財源の裏付けはできているのか、何ができているのかというようなお

話はあったか、ないか。もしくは、また財源の裏付けがあったとするならば、その財源の裏付けはどなたか一般質問しましたけれども、まさか一般財源でみんな立て替えるというようなお話だったのかどうか、もしありましたらお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） お答えをいたします。

たびたびご指摘いただきますように、請願の中身は1点でありました。現地に、現在のところに残すということでありましたけれども、先ほど来申し上げますように論議の中身がこれまでかれこれのいろいろな技術面の問題であるとか、経過の問題と混同されまして結論としましては、それを理由に採択するという事になったわけです。財源についても意見が出されました。現在のところを止めて高野瀬に戻すとすればどうなるかということ。これについては、ただいま計画中のところを止めれば国庫に全額返納しなければならないと。そして高野瀬にするとすれば、先ほど来申し上げますように、全部一般財源、市の持ち出しとなるということで、財政面としてはとても厳しい状況が出てくる、現実的に非常に厳しいという答弁がありました。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの委員長報告で議案第120号及び議案第121号並びに前定例会から継続審査案件の請願第5号については継続審査です。

これから、議案第120号及び議案第121号並びに継続審査案件及び請願第3号を除き、議案第118号から議案第133号まで、及び請願第4号並びに請願第5号を含め討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

松本登君。

[登壇]

○22番（松本 登君） 請願第5号の委員会の採択に対しまして、反対討論をいたします。

老人福祉センターの建設の目指すところは、本市の人口約5万2,000人のうち高齢者、65歳以上の人口は約1万4,000人です。その占める割合は27%に及んでおります。その高齢者の生きがいと健康づくりの拠点として、また夢と希望を乗せる施設として計画され、建設をされるものであります。事の起こりは、平成13年旧菊池市時代に高野瀬地内に立地しております現センター施設の老朽化が著しいとして、

市老人クラブ連合会、市労連により改築の要望書が提出されたことに端を発しております。その後、民間を含め建設検討委員会が設置され、審議が進められました。平成17年当初、合併直前において市と委員会、検討委員会において意見の集約が図られ、建設地を下町地内有田物産跡地と集約がなされております。その後、合併後の対応となるわけではありますが、平成20年度3月議会におきまして、用地買収のための予算が提案され、議決を見ております。平成20年9月に土地売買契約、契約額、買収額1億1,593万2,000円、面積4,583㎡が締結をされております。平成21年度、本年度ですが、6月議会でセンター施設の基本設計、実施設計費用の予算が提案され、議決をされております。同年、本年7月に設計業者との委託契約1,016万4,000円で締結をみて、今日に至っております。今議会において、センター施設に関し多くの議論が今もあっております。私も一般質問をいたしました。その概要を申し上げますと、まず建設のスケジュール、供用開始の時期、施設内浴場に温泉の導入に伴う利活用について、また建設財源として合併特例債とまちづくり交付金事業の併用について、さらに施設管理の現実等についての内容でお尋ねをしたところであります。市の答弁によりますと、建設スケジュールにつきましては、平成22年度、来年度であります。建設費の予算化を図り、早期着工、そして年度内の竣工を目指すと言明されました。そして、平成23年度当初のオープンが明確に示されたところでもあります。温泉の利用については、温泉は送水方式とする、浴場における利活用については、管理上は問題ありませんということでありました。また、温泉の送水方式は、温泉法に抵触するのではないかという問いに抵触はしないとありました。補助事業の併用については、施設管理との関わりがあります。公民館的な機能となるのではないかという問いに対して、一般市民の利用が考えられる。ただ、管理上、利用時間の制限等により、その施設管理についての市の方針を定め、その方針を市労連の皆さんに説明し、了解をいただいております。名称について、市にこれは確認をいたしましたところ、補助事業の併用であり、公民館あるいは交流センター的な名称となるのではないかという私の問いに対して、老人福祉センターの名称で問題はないということでありました。今議会へ提出の市老人福祉センター存続に関する請願書の内容は、これは私の解釈でございますが、温泉の泉源不足を憂い、現有敷地合わせて隣接地の用地買収を図り新築してほしいという請願であったろうと思います。市の答弁でも、湯量、イオン共に適正なる管理を実施すれば問題はない、いわんや建設場所の変更については、これまでもる質疑がございましたけれども、現計画敷地の用地買収費あるいは建設のための設計料共々に議会の議決がっております。また事業認可の変更については、これはもう簡単なものではありません。まちづくり交付金事業は、当初まちづくり総合支援事業として5カ年の実施期間が終わりまして、平成20年度からまちづくり交付金事業と名称が変わりまして、実質2期目

がスタートして2年目を迎えておるということでございます。そういう状況の中で、この事業の変更は、これは難しいということになります。現敷地の買収も、このまちづくり交付金の対象となっております、補助をいただいております。場所が変われば、当然返納ということにもなりますし、そうなれば財源の捻出はどうなるのか、市単費での対応となるほかはないと、そのように理解をいたします。補助事業の併用は、補助金起債の最大限の利用であり、市費の支出を押さえるためのものであります。施設は、高齢者の利用を最優先して整備すると市は言っております。私は、高齢者の皆さんの永年の夢がやっと現実的なものとなってきたなという思いをしております。市労連の皆さんとともに完成を楽しみにしたい、そのように思っております。

議員各位におかれましては、ぜひとも請願採択に対し1万4,000人に及ぶ高齢者の皆さんのためにも反対いただきますようお願いをいたしまして、反対討論といたします。

○議長（北田 彰君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

東裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） 賛成討論を行います。

請願第5号、菊池市老人福祉センター存続に関する請願について賛成の討論を行います。私は、本当に必要であれば堂々と慌てることなく推進すればいいと考えています。ただし、それには必要不可欠な条件が1つあります。それは、議論が尽くされたのかどうかという点です。目的が二転三転する、送水か掘削かの議論も分かれる、場所に至っては今日の様々な意見が噴出をしています。これが長い間検討してきた結果なのか、まだまだ議論すべきではないか、こう考えています。また、老人ホーム民営化問題も含めた菊池の老人福祉をどうするのかという全体像からの議論も弱いと考えます。場所をはじめ、この会期中に噴出した多くの問題点を解決する努力が必要であり、それなしに、また議論が尽くされないまま進めるべきではありません。それから、先ほど来、請願者の資格を問う議論もありました。この請願は、憲法と請願法に基づいて平穩に提出をされ、受理された請願であり、採決の場で請願者の資格を問うことは、私は疑問です。それから、先ほど松本副議長の解釈の話もありました。この請願の解釈の問題では、請願の文言をよく読んで、文脈を捉えてみれば、単純に今のところにつくってくれ、こう言っているのではなく、今の計画をストップし、調査・再検討を求めることに主眼を置いているわけで、そういう点でも私は何ら反対する理由はなく、逆にしっかり議論を尽くすべき、この立場から賛成したいと思います。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。原案に反対者の発言を許します。

二ノ文伸元君。

[登壇]

○7番(二ノ文伸元君) 皆さん、おはようございます。私は、請願第5号、菊池市老人福祉センター存続に関する請願について、採択に反対の討論をさせていただきます。

このことにつきましては、平成13年12月に旧菊池市の老人クラブ連合会より老人福祉センターの改築の要望書が提出をなされました。これを受けて、平成16年度に旧菊池市で老人福祉センター建設検討委員会が設立され、様々な事柄について検討がなされました。とりわけ場所、位置については、有田物産跡地を含め7カ所の候補地が上げられました。しかし、平成17年9月議会に1,549名分の署名とともに老人福祉センターを市民広場の弓道場跡地への陳情書が提出されました。陳情書の内容は、市民広場の近くにはやひめ荘跡の泉源もあり、土地代も要らない。これは、財政的見地からのものであります。それから、市民広場には芝生を備えたグラウンドもあり、あそこで老人会の方々がグラウンドゴルフでも興じながら楽しまれ、その後に老人福祉センターで温泉に浸かり、疲れを癒やし、弁当を食べて、飲んで、その後に夢美術館で芸術文化に浸り、最後に物産館で買い物でもできれば、健康長生きにも役立ち、物産館の売り上げ増にもつながるという内容でありました。私は、この陳情書には数名の議員さんとともに賛同したわけですが、結果は賛成少数で否決となり、非常に残念であったと未だに記憶をして残念でなりません。今でもその考えに違いはありません。そこで、今回の請願の内容を見てみますと、現在の位置で残すためには隣接の用地を買収して、環境整備を図り新築をとということではありますが、結局は温泉の温度など低く、掘り直し等も含め多額の費用が伴うことと考えられます。それから、920世帯、2,880名の高野瀬区民は我慢して見守ってまいりましたとありますが、果たしてそうでしょうか。請願書の原本を見せていただきましたが、請願者の方は確かに高野瀬の区長さんでありますけれども、高野瀬区長としての公印が打たれてはおりませんでした。どうみても高野瀬区民920世帯、2,880名の総意とはかけ離れているものと思わざるを得ません。それに、紹介議員になられた山瀬議員も、その当時老人福祉センター建設を目的とした有田物産跡地の不動産鑑定料には賛成をしておられると記憶しております。少々筋が違うのではないのでしょうか。何よりもこの請願に私が賛成をしたならば、署名をなされた1,549名の市民の方々と陳情に賛同なされた、そのとき同僚議員の甲斐元議員さんや渡邊元議員さん、ほか数名の議員さん方に対して申し開きができません。しつこいようではありますが、今でも弓道場が最適地だと考えております。

よって、この請願に対しては反対の意を表明させていただきます。

○議長（北田 彰君） 賛成者の発言を許します。ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

境和則君。

[登壇]

○24番（境 和則君） 請願に反対するものであります。

やはり我々議会議員もいろんな選択をされて、それぞれの議会が提案に対し同意をし、議決をし、労連、その他の方たちの夢・希望を苦渋の選択で着々と進めた経緯がこの菊池市議会にあります。その議会が多大な状況下によってやむを得ない状況ということであるならばいろいろな方法が出てくるかも知れませんが、このような状態の中で請願にうたってある代替案で、ましてや一般財源でやる、そして議会の同意を得て用地交渉に1億2,000万円、基本構想、実施計画、その他について数千万円の出費をしているという事実であります。しかし、請願に基づいて今現状の福祉センターの改良その他になれば、先ほどから意見が出ておりましたように、補助金返納、常日ごろ我々は財政の硬直化を交えないためにも、常に財政的には最小で最大の効果を上げなければならないということを信念に議会活動をやっておられるかと思えます。どうぞ平成13年度からいろいろ審議をしてきて、その都度、賛成、反対はあったかも知れませんが、やっと建設が目の前に来ているわけでございます。どうぞ議員各位におかれましては、慎重審議されまして、不採択に賛同するようによろしくお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） 請願に反対の討論をさせていただきます。

皆様が非常にご心配をされている泉源の問題、名称の問題、その点について、私も先ほど東議員がお話がありましたが、議論が尽くされたかという部分については理解をいたします。ただ、皆さんにもう1つ理解していただきたいことは、今回の請願の趣旨は高野瀬への再移転というところがこの請願の趣旨であります。すなわちこの請願を受け入れることは、現在の計画のさらなる遅れを招く恐れがある。その点に関して、計画から5年間、建設に対して一日千秋の思いで待っておられた労連の方々の体力とそして精神的な負担が果たしてもち得るのか、その部分をぜひとも請願の趣旨を何であるかということをご理解いただきながら、移転だけは避けるべきとの観点で反対の討論をさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○14番（奈田臣也君） この請願に賛成の立場から発言いたします。

この後、今日のあれで凍結というのが出てまいります、そのときに私の存念というものをしっかり皆さん方に訴えたいと思っておりましたけれども、その前に一言、今回の問題点についてしておきます。元々この老人福祉センターは、当初は補助金なし、そこから出発していることを忘れてしまっては困ります。それから、途中から、それはいいですから、次にいきます。よかですか。今回の問題点は、補助金をもらうためにまちづくり交付金事業でこの老人福祉センターをつくろうとしたところに元々私から言わせれば大きな間違いがある。このまちづくり交付金事業なるものは、地域交流センター、観光交流センター、まちおこしセンター、子育て世代活動支援センター、複合施設センターの5種類があります。今回、その中で今回の建設は、地域交流センターをつくるというのが目的でございます。だけん僕はこのうち聞かにゃいかんと思っとるのは、市当局は今回の補助金申請において、本当にその地域交流センターというところで補助金交付の申請をしたのか、老人福祉センターを建設するために補助金の申請をしたのか、その辺が明らかになっておりませんので、その辺はまた後で追求せにゃいかんと思っておりますけれども、地域交流センターにつきましては、次のような施設は地域交流センターには該当しない。次というのは、社会福祉施設、老人福祉施設は、地域交流センターには該当しないわけですよ。しかしながら、提案事業としては計上することができる、書いてあります。今回の、今、菊池市がつくっている地域交流センターは、平成13年のときに菊池市がつくりました、計画をつくりました。それは、1,160㎡ですね、老人福祉センター、事業費が3,600万円ですか、それをつくりました。それをそっくり今回のやつにはつくる計画のようであります。私が調べたんでは、だから、この現在の計画の中には、この部分は地域交流センターだ、この部分は老人福祉センター、この部分は共通だというようなことで事業の積算をして4億数千万円しております。そのようなことで、分けてあるなら結構ですけれども、その辺の区分がなされていない。だから昼は老人の方が使います、夜は一般の方が使います、そのような利用目的になっておりますけれども、国からは5億円のうち2億円補助金もらって、こちらの都合で地域交流センターをつくっておって、看板が老人福祉センター、そういう事業の採択、そのような目的と違反した事業がなされていくなら、菊池市はですね、もう早晚なくなりますよ。我々税金というのは、目的にあった税金の使い方をせにゃいかん。何かあやふやな税金の使い方はですね、おかしい。そのようなことを考えまして、この請願を採択し、これによって後1回審議をせにゃいかん。そして、我々の血税が本当に老人の方々の福祉になるのかどうかですね、検証して下さい。今んごたる昼だけ老人、夜は一般、地域交流センターの中身はですね、よ

かですか、地域活性化としてですね、コミュニティ活動をするとか、文化活動をするとか、そういうですね、目的があるわけですよ。そういう目的にするために、国は5億円のうち2億円をするわけですから。その辺をですね、考えれば、あと1回みんなでですね、検討せにゃいかん。

以上ですが。

○議長（北田 彰君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。ただいま討論がありました請願第5号を除き一括採決します。

お諮りします。議案第118号、議案第119号、議案第122号、議案第123号、議案第124号、議案第125号、議案第126号、議案第127号、議案第128号、議案第129号、議案第130号、議案第131号、議案第132号、議案第133号、請願第4号、以上15案件について、各常任委員長の報告は原案のとおり可決です。各常任委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、以上15案件については、各常任委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました請願第5号について起立により採決します。請願第5号について、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、請願第5号は、委員長の報告のとおり採択されました。

次に、請願第3号について討論を行います。討論ありませんか。まず、原案に賛成者の発言を許します。

東裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） 請願第3号、最低保障年金制度の実現を求める請願について、委員長報告では不採択でしたので、賛成の討論を行います。

年金問題で今焦点になっているのは、消えた年金と合わせてもらえない、暮らしていけないという無年金・低年金の問題です。社会保険庁の2年前の調査でも、今後70歳まで保険料を払い続けても25年に満たない人、もらえない人が118万人と大変深刻な事態になっています。夏の総選挙では、当時の連立与党重点政策で

さえ受給資格を10年に短縮など掲げるほど、無年金、低年金者の救済は緊急の課題です。また、年金の財源を逆進性の強い消費税に求めれば負担が増えるだけでなく、給付増に合わせた消費税率の引き上げにもつながりかねません。すべての国民に安心できる老後を保障するために、全額国庫負担による最低保障年金制度は早急に実現すべきであると思います。よって、この請願に賛成をいたします。

○議長（北田 彰君） 次に、議案に対する反対者の発言を許します。ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） ほかに討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） これで討論を終わります。

これより請願第3号を採決します。請願第3号に対する常任委員長の報告は不採択です。したがって、可を諮る原則により、原案について採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。請願第3号は、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（北田 彰君） 起立少数です。したがって、請願第3号は、不採択とすることに決定しました。



日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（北田 彰君） 次に、日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務常任委員会

- 1 一般行財政、市税、企画開発、地域振興、情報処理等に関する諸問題の調査について

文教厚生常任委員会

- 1 請願第5号 菊池氏館跡の調査及び保存・活用に関する請願書
- 2 福祉、環境、健康管理、教育等に関する諸問題の調査について

経済常任委員会

- 1 議案第120号 菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第121号 菊池市四季の里旭志条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 農政、林業、商工振興、観光開発等に関する諸問題の調査について

建設常任委員会

- 1 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

小川会館建設特別委員会

- 1 小川会館建設に関すること

新庁舎建設検討特別委員会

- 1 新庁舎建設に関すること

企業誘致促進特別委員会

- 1 企業誘致に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査・調査申し出の一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長、各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続・調査とすることに決定しました。

追加日程第1 意見書案第8号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について

○議長（北田 彰君） 次に、追加日程第1、意見書案第8号を議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

経済常任委員長、本田憲一君。

[登壇]

○経済常任委員長（本田憲一君） 意見書案第8号、改正貸金業法の早期完全施行を求める意見書の提出について、提案の理由としまして説明いたします。

上記の意見書を別紙のとおり菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により経済常任委員会として提出いたします。

厳しい経済状況下、生活苦での自殺者が年間7,000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなど、深刻な多重債務問題を解決するために、改正貸金業法を早期に完全施行し、多重債務者のために必要とされる相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅等の施策を求めるものであります。

提出先及び意見書につきましては、案文をご参照下さい。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますよう提案申し上げます。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第8号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。意見書案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

○

追加日程第2 意見書案第9号 安定した公的年金制度の確立に関する意見書の提出について

○議長（北田 彰君） 次に、追加日程第2、意見書案第9号を議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） 提案をいたします。意見書案第9号、安定した公的年金制度の確立に関する意見書の提出についてでございます。申し上げました意見書案を別紙のとおり菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により文教厚生常任委員会として提出いたします。

提案の理由としましては、国民の公的年金制度に対する不安・不信などが高まっている中で、国民誰もが老後を安心して迎え、活力ある高齢社会を実現するためには、公的年金制度の安定した運営が不可欠であるためでございます。提出先及び意見書につきましては、案文5ページをご参照下さい。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願いを申し上げて、提案理由といたします。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第9号について、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。意見書案第9号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

○
追加日程第3 意見書案第10号 農業共済関係予算の確保を求める意見書の提出について

○議長（北田 彰君） 次に、追加日程第3、意見書案第10号を議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

東英俊君

[登壇]

○1番（東 英俊君） おはようございます。意見書案第10号、農業共済関係予算の確保を求める意見書の提出について。上記の意見書案を別紙のとおり菊池市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

提案の理由といたしましては、数年続く経済不況下、さらには先の見えないデフレ、円高の状況下において、農業そのものが疲弊をしてきております。農業は経済情勢の影響をまともに受けやすく、災害時におけるセーフティネットとして重要な役割を果たす農業共済事業、共済掛金国庫負担金及び事務費負担金の3分の1程度の削減の評価は、農家負担の増高を招いたり事業運営に支障をきたす恐れがあることによって、これをしっかりと確保と充実を講ずるよう求める、その意味を含めまして、提出先及び意見書につきましては、案文をご参照いただきますよう、そして、議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願いいたします、提案理由といたします。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） 提出者の東議員にお伺いいたします。

この文面を見る限り、非常に厳しい環境下、農業においては厳しい環境であることは十分理解をするところであります。ただ、この意見書案については、本来この最終日の本会議場で短い時間で審議をするというよりは、経済委員会において中身を十分審議をしながら採択をし、意見書が出されるという経過が私が望ましいとは感じておりますが、日程等その他何かの都合により、どういう経緯でこのような形になったかというのをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（北田 彰君） 東英俊君

[登壇]

○1番（東 英俊君） 樋口議員のご質問にお答えします。

この農業共済事業におきまして、農業共済の掛金事業、そして農業事業の運営、その件につきまして、実際、今、共済そのものも、今、署名運動活動をとっております。我々農業、畜産の、すべて農業者含めまして共済の署名運動の中で賛同しておるところでございます。これと並行した中で、確かにご指摘のとおり時間をもっとかけまして審議しておくべきではなかったろうかというふうに私も思っております。ただ国の情勢、それと農済の署名活動、それと同時進行とすれば、今回、時間のない中でも意見書として提出させてもらえればという意味合いを込めまして今回提出とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第10号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。意見書案第10号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第10号は、原案のとおり可決されました。



追加日程第4 決議案第1号 菊池市老人福祉センター建設計画の一時凍結を求める 決議案の提出について

○議長（北田 彰君） 次に、追加日程第4、決議案第1号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

本田憲一君。

〔登壇〕

○20番（本田憲一君） 決議案第1号、菊池市老人福祉センター建設計画の一時凍結を求める決議案の提出について。上記の議案を別紙のとおり菊池市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

提案理由を説明いたします。この一時凍結決議案の提出に対しましては、高野瀬区の菊池市老人福祉センター存続を求める請願及び地域交流センター等老人福祉センターの併合した建設計画、さらに菊池市の湯の町にふさわしくない温泉使用の建設計画に対し、執行部の明確な事業内容が示されていない。菊池市の老人福祉事業への思いを確信するまでは一時凍結を願い、別紙に案文のとおり決議するものであります。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同いただきますようお願い

願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） 提出者の本田議員に質疑をお願いいたします。

提案理由の中で、温泉の使用計画、執行部の明確な事業内容が示されていないところで、先ほどから議論が上がっているところだとは思いますが、請願については高野瀬の再移転を求める趣旨であったと思いますが、この意見書では一時凍結ということになっているんですが、そこら辺が非常にちょっと私も捉えにくいところで、どのような趣旨であるかということをお聞かせいただければと思います。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○20番（本田憲一君） 常任委員会の付託の案件も、先ほど討論、賛成討論・反対討論、いろいろな角度からありました。この提案の中にも書いていますようにですね、私は今の菊池市、東議員の方からも言われましたですけど、この老人福祉センターに対しては、本当に煮詰まっているのかなと思います。それを申しますには、当初の計画からですね、あまりにもかけ離れてきていると。執行部から出されました、まず今の予定地のところで掘削していくという方針で出されましたんですけど、それがいつの間にか全員協議会では泉源の埋蔵量とかいろいろ言われたんですけど、この定例会にはもう送水方式ということで、そういう整備の仕方を提案されてまいりました。私たちはその送水方式さえ知らせてなかったんですよ。それから、先ほどもいろいろありましたですけど、樋口議員も申されましたように、例えば今度のまち交で補助金を2億円取ると、用地買収に充てていると。そしたら、そのあと使われんなら、今度は一般財源ばかりでされるような言い方もあったんですけど、私はまだその方法は合併特例債というのもありますから、いろんな方向から考えれば、まだまだ方向性は出てくると思うんですよ。私もですね、菊池市の老人のためにも1日でも早くつくりたいのは私も心の中に十分承知しております。その考えはですね、みんなの議員さんと一緒だろうと思います。そういう形で、もう一度ですね、原点に返って、早い時期で特別委員会でも開いて結構ですから、早い時期ですね、してもらいたいと。ただ今の現段階では、一時的なものですけど凍結をお願いしたいということで提案いたしました。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） 再質疑をお願いいたします。

本田委員長、おっしゃられるとおり、もしかすると私も思いは同じかもしれないというふうには感じております。ただ、先ほど申されました使用の目的である、また用途のやり方及び泉源掘削送水量方式というのは、議案としては、また予算として議会に上がってきておりませんので、私は決定事項ではないというふうに捉えております。これは残された時間、十分議論を尽くさなければならないというふうに考えておるわけですが、この意見書の内容を見ますところ、また先ほどの本田議員からのご提案の内容をお聞きしますと、十分議論を詰めていった場合、仮にその結果が議会の賛同を得られるものであれば、絶対的に建設を現在の高野瀬の敷地内に動かすという結論ありきではなくて、移設建設予定地の現在購入した下町区にも建設はあり得るというふうに聞き取れたのですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○20番（本田憲一君） お答えいたします。私もですね、今、樋口議員が言われたように、あくまでもですね、常任委員会でされました高野瀬区ですね、採択されました高野瀬区の請願、そればかりじゃなくて、全体でですね、もう一度今のきくのしろの後のですね、泉源問題、送水方式、いろんな問題がありますから、それを加味して、場所はですね、あくまでも高野瀬でもいいし、また第3、ほかのところでもいいと思います。いろんな方法はあると思いますから、そういう形ですね、ただいまの場所ではあまりにもいろんな最初からの変更が進むものですから、もうちょっと時期尚早かなということで一応出しております。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） 再々質疑をさせていただきます。申し訳ありません、本田議員。今、また違う第三の候補も含めてということで、再度議論を仕直すということですが、申し訳ありません、再度お聞きいたします。現在購入の下町区の土地も、その候補になり得るか否かをお聞きいたします。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○20番（本田憲一君） 樋口議員にお答えしますが、ここの下町区ですね、今、きくのしろ跡の今の候補地、それも私もいろんな方向からまだ検討があるといえますから、その含みはあるということは申し上げておきます。ただ私の思いは、ここにも書いていますように、早く老人の方にですね、この新しいセンターは建設するのは私たちもやぶさかでないということはわかっていただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

二ノ文伸元君。

[登壇]

○7番(二ノ文伸元君) 提出者の本田議員さんにお尋ねをいたしますけれども、今、この決議案の文章を見てみますと、今の有田物産跡地がもう前提にされた形ということですが、先ほどの請願の高野瀬区ということで採択になったわけですが、その辺の整合性ですね、その辺の整合性を加味していただきながら、もう少し詳しく説明をお願いしたいのでよろしくをお願いします。

○議長(北田 彰君) 本田憲一君。

[登壇]

○20番(本田憲一君) 二ノ文議員にお答えいたします。

この提出議案の説明にも書いておりますが、建設の目的があまりにも今のところでは不明瞭であるし、また当初の計画から、計画は掘削方式だったのを送水方式に変えられると。それから、また配置計画にしてもそういう、埋蔵文化財の問題でもあるし、ここに書いてありますが、まちづくり交付金事業でですね、建設されることになれば、先ほど奈田議員の方から説明がありましたですけど、本当にですね、老人福祉センターでは採択基準に当たらないのか。そこの問題も出てくると思うんですよ。それと、今言われましたその高野瀬区の請願が上がっています今の老人福祉センターの整合性と言われたんですけども、いろんな方法ですれば、泉源のお湯の埋蔵量の問題とか、それから現在の高野瀬にした場合の今度は事業費の問題とか、いろいろ絡んできてですね、なってきたんだろうと思います。今の老人福祉センターを、私が一応出しているのは一時凍結という形で出しているんですから、この間にいろんな方向から、角度から検討させていただいて、またみんながですね、今のきくのしろの跡でこういうあれでいいとなればそこでも結構だろうと思うし、それではやっぱりいかん、まだ事業費が高野瀬の方が安いというならばそこでもいいし、二ノ文議員が先ほど言われました旧弓道場の跡もまた浮上してくるかもしれませんが、そういういろんな話が出てくるんだろうと思います。

○議長(北田 彰君) 二ノ文伸元君。

[登壇]

○7番(二ノ文伸元君) ただですね、今、本田議員さんおっしゃられましたけれども、この文章をここにびしとですね、そういうことであれば、場所も含めたということをしつかりと明記をしていただかないと、この私も判断に困るわけです。ぜひですね、一時休憩でもして、その内容をですね、弓道場を含めたところということですね、ぜひ入れていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長(北田 彰君) 本田憲一君。

[登壇]

○20番(本田憲一君) 再度お答えいたします。

一応ですね、この文章には載っていないんですけど、口頭では二ノ文議員がそれじゃ困るといわれるかもしれないんですけど、一応案として出しているのはこれですから、これで認めてもらいたいというのが私の意見でございます。

○議長(北田 彰君) ほかにありませんか。

境和則君。

[登壇]

○24番(境 和則君) 提出者に質疑を行います。同じような質問になるかと思いますがですね、請願が採択されたわけですかたいね。請願の趣旨は、高野瀬地区のを要望されとるわけですね。間違いないと思いますが。それで、この決議案は、そこをもうひとつ明確にですね、その整合性をはっきり答えるべきだと私は思います。

それから、本田先生に非常に個人的に申し上げて申し訳ないんですが、確か本田先生も19年は文厚委員だったんじゃないかなでしょうかね、経緯と経過の中では。随分審議をされて、下組についてのことは可決されとるわけですよ。そのようなことで、議会議員としてやはり請願だとか決議書とか、いろんな案件を出す場合には、やっぱり今までの経緯と経過を十分判断されてその辺の道筋、整合性というのはきちっとやっていただきたいかなと思いますので、どういうお考えかお尋ねしたいと思います。

それからですね、やっぱり我々議会議員は最小で最大の効果を上げるということなんです。ですから、ここの1項目に載っています老人福祉センターを目的とした施設建設なのか、地域交流センターで、誰もが使用できる施設建設なのかは、月例会でもお話があったわけですね。それは最小の経費で、有利な財源で持ち出すためにはこのような方法でやればまちづくり交付金が40%入ってくると。そしたら、残りの財源に対して95%を合併特例債で使うと。そうすると、一般会計の一般財源が少なくなるというような説明はあったわけですかたいね。ですから、それを踏まえてなのか。それから、地域交流センター建設であれば、建設計画予算はまちづくり交付金の対象であるが、政権交代に事業仕分けになってまちづくり交付金の財源の確保の確実性がないと。しかし、旧菊池市はまちづくり交付金は、確か平成24年度間での5カ年計画の中にはもらっているわけですよ。隈府中央線もまちづくり交付金の中の一環として、財源としてやってきよるわけですね。それから、準備計画、用意周到に提案されたときには、当然執行部としては財政の裏付けは取ってあると思うわけです。ですから、新しい建設については、まちづくり交付金の財源が対象にされるか、対象にされないか、わからないと思いますが、だけでもそれぞ

れの地方自治体で計画性のあった財源については、やはりどんなに政権が変わってもこれは約束しとることですから、なかて言いなるならなかかもわからんけれども、その判断はどなたがするのかということですからですね、この書いてある項目に対してですね、非常にもう少し疑義がありますし、提案者としてですね、どのようなことでやっておられるのか、その高野瀬地区の請願に対して請願がされたわけですから、それは民主主義ですから請願採択というのはわかりますけれども、一時凍結の決議案を出すということになればですね、そちらに踏まえていかれるのか。そうすると、今、下組に提出された予算の範囲内の補助金の返納とか何かについてはどういうお考えなのかをですね、そこを踏まえてこの決議書が提出されているのかをちょっとお伺いいたします。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○20番（本田憲一君） まず、境議員の質問にお答えいたします。

1つ目のこの計画ですね、全員協議会のときに執行部の方から説明がございましたですね。その時点では、こういうのを今の掘削をした場合、お湯の泉源に埋蔵するお湯の量が足りないということで申されました、1つは。それと、もう1つは、今言われましたようにまちづくり交付金事業が平成20年度から新たになっているから、それを活用したいということで、地域交流センターということをちょっと言われました。それで、土地購入の40%をその補助事業で賄いたいということ、それは私もわかります。それはもう本当に境先輩が言われるように、大いに財源確保には補助金を取ってするのは財政の一番の問題だろうと思うんですけど、それがですね、その後、まちづくり交付金事業でやった場合、地域交流センターでやった場合が、先ほども奈田議員の方から言われましたけど、老人福祉センターですと、そのまち交には該当しないと。地域交流センターですれば該当するということになればですね、老人の人たちの入浴の方が恐らく制約されてくるのでは、今度のこの地域交流センターの事業になってくるんじゃないかと私は思ったんです。それならですね、今の段階では一時的に凍結して、もう一度再度みんなでそのあたりを執行部サイド、勉強してですね、やった方がいいんじゃないかとということで一時凍結案を出したんです。

それから、私も審議しているからで1年半前までは文厚委員会に属しておりました。文厚委員会でも高野瀬区のあるこの今の老人福祉センターを見に行き、隣接地の用地も見に行きました。そのときはいろいろな問題があるということでお聞きしました。それから、またいろいろな情勢が変わって、今の問題がまた高野瀬区からも出てきたんじゃないかと私は思っております。

[登壇]

○24番(境 和則君) 整合性を言ってくれんですか。請願とその整合性はどう思っ
ていらっしゃるのか。決議案を出したのか。

[登壇]

○20番(本田憲一君) 請願のは、先ほどありましたように、もう議会でも一応採択
になったんですけど、私が言うのは、この請願でなったのはあくまでも老人福祉セ
ンターをあそこは建設したいということで高野瀬区から出たんですね。それは私た
ちは、それはそれもいいんじゃないですか、1つの選択方法ではないですかという
ことで私も採択に賛成したんですけどですね。ただ、今の現状で進めよっと、いろ
んな方法があるならこっちの老人福祉センターの方が進むならあれだけんというこ
とで、一時的に凍結してもうちよっと再度検討したいというのが私の意見でござい
ます。

○議長(北田 彰君) 境和則君。

[登壇]

○24番(境 和則君) 今、お話を聞きましてですね、請願についての採択につい
ては異議はありませんが、取りようによっては、有田物産跡地の菊池市老人福祉セン
ター建設について、温泉のことですたいね、その送水とか掘削とか、その問題。そ
れで、先ほど同僚議員がおっしゃった財源については全くまず示されていないわけ
ですね、現状では。実質計画の段階ですね。ですから、お話をどうも聞いていると、
それに対してもう湯泉がなきたいとか、送水することについて非常に不安がってい
る。この前の前日の一般質問のときの同両議員さんたちの質疑に対して、執行部は
100%じゃないけれども自信を持ってタンクを溜めて建設的には支障がないとい
うお答えだったろうと思うとですよ。ですから、この決議をするのは、じゃこう
いう具合に考えていただければいいんですか。そういう湯泉の問題やら、それから
地域交流センターをやった場合に財源の方は認めるけれども、老連の方たちが使う
時間が少なくなったり、元々の目的から違うということですけども、これも一般
質問で確かお答えがあったと思いますが、その要望書、陳情書を提出された老連の
会長、その他理事さんたちにはお話がついていると、それで結構ですから建設を進
めてほしいという確か意見があったと思います。それやこれやお話を聞いていると、
どうもこの請願と、またその一時凍結を求める決議書が、どういう案で出されてい
るのか、私もどうもこうもわかりませんし、私の願いは、いろんな諸条件はある
でしょうけれども、こういう案を提出されるときには、やはり自分としてこれがい
いというようなことでお答えをいただかないと、なかなか決断が私どもわからなく
なってくるもんですからですね、あえて私がお話をしているのは、この一時凍結案

というのは有田物産跡に建設した場合に、その温泉源とか、その管理上の問題とかあるから、じっくりその辺、送水管にしても、掘削についても、もっと議会と十分打合せする必要があるから、有田物産の建設についてのこれ一時凍結ですか、凍結じゃないかを再度質疑をいたしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○20番（本田憲一君） お答え申し上げます。

一時凍結というのはですね、諸々の、先輩言われましたですけど、諸々の財政面も含め、また請願でありました高野瀬区の要望も含め、いろんな角度からですね、もう一度、そういう時間を長く置かんでもいいですから、早く短い時間で結構ですから、諸々の角度をですね、総合的に判断していただきたいということで出しております。

○議長（北田 彰君） 境和則君。

[登壇]

○24番（境 和則君） また、それでは、高野瀬も含んで、ほかの候補地も含んで、この含んで、そしてここは有田物産跡がほかのところがいいと言ったらいいというような結果が出れば、要するに今、有田物産の土地使用補助金を使って購入した代金、返却も含めて、それも全部含めて、まずは一時凍結をなさいという意味合いに聞きましたけれども、ですから、この有田物産の建設についても含んで凍結を考えるべきじゃないかと。それから、もうご案内だと思いますけれども、こういうような国家情勢になっておりますから、いろんな新設面については、それこそこれに書いてあるようにどういう起債が該当するかは全くわからない状態を見まして、時期的に早くという時期でしたから、その早い時期を委員長がどのぐらいの時期をお考えかを、再度含めてお話をお聞きしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○20番（本田憲一君） 再度お答えいたします。

今、申されましたようにですね、現在の有田物産の計画もですね、もう含んでですね、一時凍結をお願いしたいということです。それで、時期は、この前、市長が松本議員の一般質問のときにも22年度で着工して、23年度から供用開始をしたいと市長は言われたんですよ。私もそういう意味で、早く、なるべく早くと。それを何日ということは、期間は言われませんが、なるべくその市長が言われましたその時期に沿うように、私たちが努力していきたいと思います。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

怒留湯健蓉さん。

[登壇]

- 11番（怒留湯健蓉さん） 本田議員に質疑をいたします。大変素朴なも単純な疑問です。諸先輩がお聞きになる中で、もう1つ私がすとんと落ちなかったのは、やっぱり整合性の問題なのですね。ただいま請願第5号を採択されましたけれども、その請願第5号というのは高野瀬に残すということが大きな柱でありました。それにつきましても、現有田物産跡地で計画が進んでおりますが、その用地取得等々にあたりましては、前任の文教厚生委員会、木下委員長、隈部副委員長の下でそれは議決されておりますね、用地を取得するという。その後の計画については、後任の私どもの委員会で認めてきたという経緯があります。これは議会の議決という非常に厳粛な事実でありますけれども、そうであるにもかかわらずこの時点で高野瀬へということについての整合性が1つの論点であったかと思うんですね。でも、非常に僅差で採択をされたと、何かその差はわかりませんが、そういう中において、この凍結を求めるという決議案が提案されたということは、ご提案の中でもありましたけれども、ただいま請願第5号が採択されたということにも勘案しながら、それとの関連をおっしゃりながらこのことを出されてきたということであれば、その全体の文脈から見ますと、高野瀬に残すことを前提とした一時凍結というふうに見るのが自然の流れといいましようか、文脈としてはそうなると思います。むしろ、そうおっしゃる方が非常にわかりやすいですね。その辺が私ちょっと疑問でございますので、お答えいただきたいと思っております。

- 議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

- 20番（本田憲一君） 怒留湯議員にお答えします。

前の文厚委員会から今度の、今の文厚委員会に引き継いできたと、それはわかります。わかりますけど、その諸々の社会情勢も変わってきております。私たちが先ほどの境議員の質問にも言いました、私も見に行きましたんですけど、諸々の社会情勢、またそのときの条件が変わってきておりますから、それは変わるの私は仕方ないんじゃないかなと。それと、言われました高野瀬区との請願書との整合性、私は先ほど二ノ文議員にも言いましたですけど、あくまでもですね、一時凍結を求めることは現在の場所での振興するのを求めているんですから、その角度を考えて、いろんな角度を考えたら、採択がありました高野瀬区も一つのあれになるのかなと。二ノ文君が言いました弓道場跡も1つの・・・。また、それともまた第三者のところが来るかもしれんし、そういう角度は角度として大いに検討していただきまして、なるだけまた先ほど言いましたように、時間が限られていますから、早くできるよ

うにですね、大いに検討していただくと思います。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○11番（怒留湯健蓉さん） すっきり、ああそうですかということにはなかなかならず、わかりにくいんですけど、皆さんの意見を質疑に対する答えなどを聞きながら、現状を一時凍結と。そして場所については、請願で採択した高野瀬オンリーではなくて、現状のその下町のところも含めたところを場所としても検討課題とするということに解釈してよろしいですか。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○20番（本田憲一君） 何回も申し上げていますが、それで結構でございます。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

松本登君。

[登壇]

○22番（松本 登君） 決議案第1号の決議案に対して、反対の討論をいたします。

請願第5号における委員会の採択に関しまして、私は反対の表明をいたしたところであります。その内容につきましては、先ほど申し上げましたので省略をいたしますが、1つだけ申し上げますと、いわゆる補助事業の併用ということについてであります。これは執行部として認可申請、国・県に対して認可申請を行う場合は十分に練り合わせる、協議するということが前提でありまして、それから認められたということはまちづくり交付金事業として市のいわゆる事業の基本計画に老人福祉センターというのが盛り込まれておることになる、なるはずであります。そのように受け止めておりまして、市の答弁においても、市老人福祉センターの名称も使うということは何ら問題ないとお聞きしたところで、先ほど申し上げたとおりであります。なお、請願第5号は採択となりましたが、私は請願採択とこの決議

案についての整合性の問題についてですね、これは整合性が取れないんじゃないかという考え方であります。そこで、執行部におかれましては、センターの建設、有田物産跡地におけるセンターの現計画の建設については、何としても答弁されましたとおり建設スケジュールに沿って粛々と進めていただきたいという思いを込めまして、決議案第1号の一時凍結については反対の討論といたします。

○議長（北田 彰君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

奈田臣也君。

[登壇]

○14番（奈田臣也君） 私は、原案に賛成の討論をいたします。

もともとこれは平成13年に老人クラブの方から改築の要望が出されたのを契機としてですね、始まるわけですが、14年ぐらいに、14、15ぐらいですかね、に建設検討委員会を立ち上げ、それをしまして、もう17年度には老人福祉実施計画が3月ごろはできる計画になっただけですよ。その後ですね、私がここで言いたいのは、その広く議会が反対しよるけんけんようなやつがいっぱいありますけど、その後議論はしましたけれども、議会で反対した経緯はないわけですよ。今まで、ここまで長引いたのは、市当局の私は怠慢そのものでない。まともな計画をせんだったから、このように延びたのは現実だと私は思っております。またですね、わかっておりました、さっきも言いましたように、老人福祉センターは当初から補助金はなかったことはみんな承知なんですよ。したがって、しゃんむりそこを補助金もらうためにですね、まちづくり交付金事業を使ってしようと。したがって、この事業の、補助金をもらう以上のこの事業の目的は地域交流センターをつくるのが目的なんですよ。市はですね、この目的をはき違えて、このまちづくり交付金事業を使って老人福祉センターの計画を今しよる。したがってですね、老人福祉センターの建設と言いながら、実際は国から補助金をもらうために地域交流センターをつくらざるを得ない、これが私の考えなんですよ。じゃそのときどのような問題が出てくるのか。それは言いましたように利用区分、昼間は老人の方がする、晩は一般の方がする、このようなですね、ことで本当にまちづくり交付金事業の目的が果たせるのか、私は場合によってはこのようないい加減なまちづくり交付金事業を使って、そして老人福祉センターなんていう看板を立てたならば、それは補助金の返還になる可能性もある。また、それがないならば、元の目的どおりの地域交流センターになりまして、老人福祉センターはなくなるんじゃないかと、そのようなことを市当局は私の一般質問に対しましていろいろ申しましたけれども、その辺は私は信用ができない。たった3回の答弁で信用はできない。ということで、これが第1の目的ですね、私が凍結に賛成する。

それから、第2のあれは温泉源ですね。温泉源は、私たちは当初あそこに温泉を掘るといことでしたわけですから、温泉がでけんだったけん送水管に出すて、そういうでたらめな計画はない。この温泉のまち菊池で1,500mも掘ってですね、して、貯水タンクに100tも溜めて、そのような施設は私は検討すべき。

それからあと1つは、レジオネラ菌の対策ですけれども、何回も話しましたけれども、どうも市が言っていることについては、私は万全な安全対策でない。これは人の健康にも生命にも、また菊池観光温泉の名誉にも関わることでですので、もっと我々が安心したというのはですね、安全対策をしてもらわにゃいかん。そのためにもですね、あと1回審議をすべきと思います。

それから、場所の選定におきまして、これは17年の3月、私は申し上げました。あその場所よりか今の場所がいいぞて、歴史的にも孔子公園の後で環境もいいと、あそこにつくった方が金も安くなるというようなことを申し上げてきました。

私は以上のようなことでですね、凍結に賛成なんですけど、ただ私たちは老人福祉センターの早期着工はですね、私たちこそ一番願うわけです。私こそ一番、私は65歳、老人ですから一番つくってもらいたい。ただですね、今のような大きな問題、目的、温泉源、レジオネラ菌、場所、本当にその快適な場所、そのような問題がたくさんありながら、そのようなやつを早期着工の名の下に事業を興していくならば、本当に正義といいますか、物事の考え方がですね、歪んでしまう。私はそのように思っております。したがって、私たちはここで一度立ち止まって、本当にですね、このような事業で本当に老人福祉の目的を果たせるのかどうか、また地域交流センターの目的をして菊池市の活性化につながるかどうか、その辺のですね、やっぱり議論をすべき。なおかつそのような議論をしますと非常に時間も経ちますので、じゃ時間を早期着工するためには何が必要か。そのためにはですね、あと1回原点に戻って、みんなが本当に原点に戻って一番早期着工ができて、一番問題のないような考え方でですね、これに取り組むことができますね、絶対条件と私は思っております。

以上のような点でですね、私は早期着工を図るために一時凍結し、そして目的が果たせるようにせにゃいかんということで、原案に対して賛成をいたします。

以上です。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

横田輝雄君。

[登壇]

○28番（横田輝雄君） 福祉センター建設の一時凍結を求める決議案について、反対を表明するものであります。

先ほど来、提出者である本田議員の答弁を聞いておりますと、趣旨としては1日も早くつくりたいと。やはり、非常に菊池市全体の老人の皆さんの気持ちを考えると、やはり1日も早くつくらなきゃいかんというのが根底にあるように私は受け取りをいたしました。それと同時に、執行部の今の計画を聞きますと、3月の予算に提案したいということでもあります。3月までもうしばらく時間があります。一時凍結の時間がどれぐらい思っておられるかわかりませんが、3月の議会に提案をされれば、そのときにちゃんと審議すればいいし、あるいはまた今から3月までは期間があります。その間において、いろんな市民の声だとか、あるいは議員さん方の声を反映する場所をつくっていただく。そして議員は毎月例会をやっております。そのような場所で論議をすればいいんじゃないかというふうに思います。

実は先だって、ちょっと高野瀬の今度の請願の提出者である高野瀬区長にお会いすることがありました。高野瀬区長に、どうも私の判断では老人福祉センターの存続に関する請願ということですが、これはどうも私が納得いかない点がありますからお尋ねします。それは何なのかというと、それでは有田物産跡を否定をして、そして高野瀬の福祉センターにつくれと、単純に言うところのことですかといったら、いえいえ、そういうことではございませんとはっきりおっしゃいました。やはり老人福祉センターが有田物産跡にはもう土地の買収も済んで、着々と進んでいるわけですから、そのことを私は何も否定するものではありませんと。老人福祉センターについてはぜひつくって下さいと。ただし、高野瀬区の後やっぱりことについては、高野瀬は非常に人口も多いし、今後ここをちゃんと整備をして下さいと。それではやはりお互いに話し合いをしながら、2本立てでいけば一番いいんじゃないですかと。だから、今日の議会、いろいろ議論が必ず出ますので、聞きに来て下さいということまで申し上げました。お聞きになっとして、そして区長さんが請願された趣旨と議会の動きとどういうふうにあるかということを見て下さいというお願いをしました。そしたら、今日はどうしても先約があって来れないというふうなことでした。だから、やはりそんなことを聞きながらもですね、先ほど採択されましたのでそれを否定するものではありませんけれども、凍結をわざわざせんでも、やはり残された期間、お互いが全力を挙げて早急に執行部といろんな協議を重ねながら、そして3月の議会に提案されるならば、その3月の議会で十分議員としての発言を強めて審議をすればいいというふうに思っておりますので、この件については反対をいたします。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○7番（二ノ文伸元君） この決議案書には反対をいたします。なぜならば、今、質疑

の中で私が明記をして下さいと、場所についてのこともしっかりと明記をして下さいとお願いをしたにもかかわらず、それはできないということで、そういうことであれば、やはり先ほどの請願は高野瀬区ということで相成ったわけです。私の気持ちとはかけ離れたものだと、そういうふうに思っております。やはり、弓道場の担保がなければ、この一時凍結には反対をいたします。

それとですね、私の支持者が言うんですよ。二ノ文君、50になったときの1年と70になったときの1年はなて、5倍どんは違うばいて。あれから8年も経つとて、そういうことをおっしゃいます。恐らく50になったときの1年と70年になったときの1年は5倍ぐらい差があると思います。それだけ弱っていかれます。この8年の間にどれだけの方が亡くなられたかわかりません。やはりそういうことも考慮をしながらですね、しっかりとやっていきたいと、そういうことでこの一時凍結にはですね、反対の意を表明いたします。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） 決議案に賛成の立場で討論します。

場所についていろいろ議論もされています。先ほどの請願の議論の中でも、私はこの請願の趣旨、主眼をどこに置くのか、場所ではなくて計画をストップし、再検討を置くこと、再検討をすること、ここに私は主眼を置いて賛成討論をしました。また、反対討論された議員さんの中には、今進められている計画地ではなくて別の場所に、高野瀬ではなく別の場所にという点から反対の意見を述べられた議員さんもいらっしゃいました。この請願の場所の問題についての解釈はそれぞれありながら、賛成・反対の討論があって、採択をされたわけです。そう考えると、解釈が分かる問題をどんどん除外していくと、この請願と決議案の共通する部分は何かということにたどり着くわけです。共通する部分は、今進められているのをちょっと止まって、そして再度調査もして、十分納得ができるような説明もいただいて、そういう再検討を求めるといふ共通項が残ると思います。そういう点では、先ほどから言われている整合性の問題は、私は何ら問題はないと思います。

それから、先ほどの請願の反対討論の中でも議論が尽くされていないことは認めるという反対討論された方もいらっしゃいました。まさに議論が尽くされていないわけで、私はこの議論を尽くせ、この1点でこの決議案に賛成をしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○11番（怒留湯健蓉さん） 私は数々の意見のやりとりを聞きながら、この決議案に反対をしていく思いを固めました。そういう思いに至りました。それは提案者にお

伺いましたところ、請願第5号との関連性において、高野瀬に戻すということ、そこに固執するものではないということであれば、この一時凍結の必要性が大変低くなってくると思うのですね。今、執行部から提案されています技術の面であるとか、用途のことであるとか、制度設計については、数々のご指摘があったように100点ではないでしょう。しかし、早期着工をするということにおいては、これを凍結することよりも、今、示されている、不十分であってもその計画に改善・改良を加えていくという方向で進めていくということの方が費用の面においても、時間の節約の点においても、より多くの市民の皆さんの納得が得られるのではないかなというふうに思います。そういう意味において、この決議案の必要性が大変低いということを根拠に反対をしたいと思います。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

森隆博君。

[登壇]

○18番（森 隆博君） 私は今、いろいろと請願第5号の問題、そしてまたこの一時凍結の議案の問題につきまして聞いておりましたけれども、賛成の立場から発言を行いたいと思いますが、これはまず今までの流れをずっと聞いてまいりましたが、13年度に老人組合の方から、関係から一応要請を受けられまして、合併によりまして17年度に合併特例債とか、その後のまちづくり交付金事業が受けられるというような形で計画が進められてまして、もう約5年経っております。その中で、やはり執行部の、これは尻たたきだと思いますけれども、やはり執行部の建設に対しましての効率性の問題、そして経済性効果の問題、そして老人福祉に対しての有効に、すなわち貢献度の問題がはっきりした明確に伺えてはないというようなことで、やはり行政の事務事業の執行にあたりましては、やはりスピード、コストの面、貢献度の面をピシッと示した計画でなければならないというふうに思います。その必要性を思いまして、やはりこの事業を推進するにあたりましては、一時こういった期間を設けて、そして老人福祉のサービスに充実した建設になることを願っておりますので、一時凍結することに私は賛成をいたします。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） これで討論を終わります。

決議案第1号は、討論がありましたので起立により採決します。

お諮りします。決議案第1号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもちまして、平成21年第4回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

○

閉会 午後零時26分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 北 田 彰

菊池市議会議員 本 田 憲 一

菊池市議会議員 枡 原 茂 樹

付 録

平成21年第4回定例会付議事件一覧および審議結果表

(12月4日・12月17日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第90号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成21年度菊池市一般会計補正予算(第5号))	原案認定
議案第91号	平成20年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第92号	平成20年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第93号	平成20年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第94号	平成20年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第95号	平成20年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第96号	平成20年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第97号	平成20年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第98号	平成20年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第99号	平成20年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第100号	平成20年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第101号	平成20年度菊池市水道事業会計決算の認定について	原案認定
議案第118号	菊池市公共施設の暴力団排除に関する条例の制定について	原案可決
議案第119号	菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第120号	菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について	継続審査
議案第121号	菊池市四季の里旭志条例の一部を改正する条例の制定について	継続審査
議案第122号	平成21年度菊池市一般会計補正予算(第9号)	原案可決
議案第123号	平成21年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第124号	平成21年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第125号	平成21年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第126号	平成21年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第127号	平成21年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第128号	平成21年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第129号	平成21年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第130号	辺地総合整備計画の変更について	原案可決
議案第131号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市立泗水図書館)	原案可決
議案第132号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市市民会館)	原案可決
議案第133号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市総合体育館)	原案可決
議案第134号	熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第135号	熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	原案可決
議案第136号	菊池広域連合の規約の一部変更について	原案可決
意見書案		
意見書案第8号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について	原案可決
意見書案第9号	安定した公的年金制度の確立に関する意見書の提出について	原案可決
意見書案第10号	農業共済関係予算の確保を求める意見書の提出について	原案可決
請願		
請願第3号	最低保障年金制度の実現を求める請願書	不採択
請願第4号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願書	採 択
請願第5号	菊池市老人福祉センター存続に関する請願書	採 択
決議		
決議案第1号	菊池市老人福祉センター建設計画の一時凍結を求める決議案の提出について	原案可決

菊池市議会会議録

平成21年第6回11月臨時会

平成21年第4回12月定例会

平成22年2月発行

発行人 菊池市議会議長 北田 彰

編集人 菊池市議会事務局長 岩木 精四郎

作成 熊本コピー株式会社

電話 (096) 372-1010



菊池市議会事務局

〒861-1392 熊本県菊池市隈府888

電話 (0968) 25-2325